

伊丹市地域防災計画

- 第1編 総 則
- 第2編 震 災 対 策 計 画
- 第3編 風 水 害 対 策 計 画
- 第4編 大規模事故災害対策計画
- 第5編 特 殊 災 害 対 策 計 画
- 第6編 広 域 避 難 対 策 計 画
- 第7編 南海トラフ地震防災対策
推進計画

2 0 2 5 年 度 修 正

伊 丹 市 防 災 会 議

伊丹市地域防災計画

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び性格等

1. 計画の目的	3
2. 計画の構成	3
3. 計画の方針	3
4. 計画の性格	3
5. 用語	4

第2章 防災面からみた伊丹市の特性

1. 地形・地質条件	5
2. 災害履歴	9
3. 災害特性	14

第3章 防災ビジョン

1. 計画の基本理念－「災害から市民の生命や財産が守られるまち」	17
2. 計画の前提－想定する被害程度	18
3. 計画の目標	24
4. 対策の体系	25

第4章 防災関係機関の業務の大綱

1. 指定地方行政機関	27
2. 自衛隊	27
3. 県・市及び警察	28
4. 指定公共機関	28
5. 指定地方公共機関・伊丹市医師会・伊丹市薬剤師会	29

第5章 計画の運用等

1. 平時の運用	30
2. 発災時の運用	30
3. 計画の修正	30
4. 計画の周知	30

第2編 震災対策計画

第1章 災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針	35
第2節	各部の災害予防事務	36
第3節	軟弱地盤災害の予防	37
第4節	土砂災害の予防	39
第5節	地震火災の予防	42
第6節	都市の防災構造化	47
第7節	災害対策本部体制等の整備	54
第8節	動員体制の整備	57
第9節	災害情報等の収集報告体制の整備	61
第10節	災害通信体制の整備	63
第11節	災害広報体制の整備	65
第12節	災害救助法等の習熟	68
第13節	避難活動体制の整備	69
第14節	救出救助体制の整備	74
第15節	道路施設の整備	75
第16節	食料供給体制の整備	78
第17節	給水体制の整備	81
第18節	生活必需品供給体制の整備	83
第19節	医療救護体制の整備	87
第20節	感染症対策・保健衛生体制等の整備、遺体搬送等の実施	89
第21節	し尿処理体制の整備	90
第22節	災害廃棄物等の処理体制の整備	92
第23節	ボランティアの登録及び労務供給体制の整備	94
第24節	市公共施設の災害対応力の強化	96
第25節	自主防災体制の整備	97
第26節	要配慮者対策	99
第27節	防災訓練	104
第28節	防災教育	108
第29節	防災基盤・施設等の緊急整備の推進	113
第30節	防災対策事業の推進	115

第2章 災害応急対策計画

第2.1章 初動対応期（人命安全確保期）

第1節	初動対応期（人命安全確保期）の活動	121
第2節	初動活動体制の確立、活動開始	125
第3節	動員配備	134
第4節	初動対応期の情報管理	139
第5節	初動対応期の広報活動	147
第6節	消防計画	152
第7節	救出活動	155
第8節	避難指示、避難誘導	158
第9節	自衛隊の派遣要請	170

第10節	広域応援要請依頼	177
第11節	交通規制	183
第12節	医療救護	186
第13節	道路施設被害の応急復旧	190
第14節	緊急輸送	193
第15節	防災基幹施設における通信、電力、ガスの応急復旧	196
第16節	遺体の捜索、安置所の開設、処理及び埋・火葬	198
第17節	緊急給水体制の確立	203
第18節	緊急食料供給体制の確立	207
第19節	生活必需品供給体制の確立	210
第20節	指定避難所の開設・運営	213
第21節	ボランティア等との連携	220
第2.2章 救援期（救援活動期）		
第1節	救援期の情報管理	229
第2節	救援期の広報活動	237
第3節	罹災証明書の交付	240
第4節	災害救助法の適用申請と運用	241
第5節	感染症対策及び保健衛生	247
第6節	障害物の除去	250
第7節	ごみ及びし尿の収集処理	253
第8節	住宅対策	258
第9節	文教対策	264
第10節	義援金品の受付、配分	268
第3章 災害復旧・復興計画		
第1節	災害に係る市民相談	273
第2節	被災者等のメンタルケア	274
第3節	公共施設の災害復旧	276
第4節	激甚災害の指定	278
第5節	災害復旧に伴う財政援助の確保	280
第6節	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	283
第7節	災害援護資金の貸付け	285
〔参 考〕	伊丹市「兵庫県南部地震」見舞金の支給	287
第8節	被災者生活再建支援制度	289
第9節	復興計画の策定	292

第3編 風水害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針	299
第2節	各部の災害予防事務	300
第3節	台風・大雨による浸水の予防	301
第4節	土砂災害の予防	306
第5節	災害対策本部体制の整備	307
第6節	動員体制の整備	309
第7節	予警報等の受領伝達体制の整備	310
第8節	災害情報等の収集報告体制の整備	312
第9節	災害通信体制の整備	312
第10節	災害広報体制の整備	312
第11節	災害救助法等の習熟	312
第12節	避難活動体制の整備	313
第13節	救出救助体制の整備	314
第14節	道路施設の整備	314
第15節	食料供給体制の整備	314
第16節	給水体制の整備	314
第17節	生活必需品供給体制の整備	314
第18節	医療救護体制の整備	315
第19節	感染症対策・保健衛生体制の整備	315
第20節	し尿処理体制の整備	315
第21節	災害廃棄物等の処理体制の整備	315
第22節	ボランティアの登録及び労務供給体制の整備	316
第23節	市公共施設の災害対応力の強化	316
第24節	自主防災体制の整備	316
第25節	要配慮者対策	317
第26節	防災訓練	318
第27節	防災教育	318

第2章 災害応急対策計画

第2.1章 警戒避難活動期（人命安全確保期）

第1節	警戒避難活動期（人命安全確保期）の活動	323
第2節	警戒避難活動体制の確立、活動開始	326
第3節	動員配備	331
第4節	警戒避難活動期の情報管理	334
第5節	警戒避難活動期の広報活動	337
第6節	消防計画	340
第7節	救出活動	342
第8節	避難指示、避難誘導	343
第9節	自衛隊の派遣要請	348
第10節	広域応援要請依頼	348
第11節	交通規制	348

第 1 2 節	医療救護	348
第 1 3 節	道路施設被害の応急復旧	348
第 1 4 節	緊急輸送	348
第 1 5 節	防災基幹施設における通信、電力、ガスの応急復旧	348
第 1 6 節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬	348
第 1 7 節	緊急給水体制の確立	348
第 1 8 節	緊急食料供給体制の確立	348
第 1 9 節	生活必需品供給体制の確立	348
第 2 0 節	指定避難所の開設・運営	348
第 2 1 節	ボランティア等との連携	338
第 2.2 章 救援期（救援活動期）		
第 1 節	救援期の情報管理	353
第 2 節	救援期の広報活動	353
第 3 節	罹災証明書の交付	353
第 4 節	災害救助法の適用申請と運用	353
第 5 節	感染症対策及び保健衛生	353
第 6 節	障害物の除去	354
第 7 節	ごみ及びし尿の収集処理	354
第 8 節	住宅対策	354
第 9 節	文教対策	354
第 1 0 節	義援金品の受付、配分	354
第 3 章 災害復旧・復興計画		
第 1 節	災害に係る市民相談	357
第 2 節	被災者のメンタルケア	357
第 3 節	公共施設の災害復旧	357
第 4 節	激甚災害の指定	357
第 5 節	災害復旧に伴う財政援助の確保	357
第 6 節	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	358
第 7 節	災害援護資金の貸付け	358
第 8 節	伊丹市災害見舞金の支給	359
第 9 節	被災者生活再建支援制度	361
第 1 0 節	復興計画の策定	361

第4編 大規模事故災害対策計画

第1章 基本方針

第1節 計画の趣旨	367

第2章 災害予防対策計画

第1節 基本方針	376
第2節 各部の災害予防事務	376
第3節 災害対策本部体制の整備	376
第4節 動員体制の整備	376
第5節 災害情報等の収集報告体制の整備	376
第6節 災害通信体制の整備	377
第7節 災害広報体制の整備	377
第8節 救出救助体制の整備	377
第9節 医療救護体制の整備	377
第10節 雑踏事故の予防	378
第11節 自主防災体制の整備	380
第12節 防災訓練	380
第13節 防災教育	380

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	383
第2節 応急活動体制の確立	396
第3節 情報の収集・伝達	397
第4節 災害広報の実施	401
第5節 関係機関との連携	402
第6節 自衛隊の派遣要請	403
第7節 救助・消火及び避難活動の実施	404
第8節 救急医療活動等の実施	405
第9節 雑踏事故の応急対策	407
第10節 危険物等への対策の実施	409
第11節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	412
第12節 メンタルケア対策等の実施	412

第5編 特殊災害対策計画

第 1 節	火災予防対策	415
第 2 節	消防機関の応急対策	418
第 3 節	建造物防災対策	428
第 4 節	危険物保安対策	429
第 5 節	放射性物質事故災害対策	431

第6編 広域避難対策計画

第 1 節	広域避難対策	439

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章	総則	
第 1 節	計画の趣旨	443
第 2 章	災害予防計画	
第 1 節	災害予防計画の基本方針	445
第 2 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	445
第 3 節	防災訓練計画	445
第 4 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	445
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	地震発生時の応急対策	446
第 2 節	時間差発生時における円滑な避難の確保等に関する計画	446

第 1 編 総 則

第1章 計画の目的及び性格等

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊丹市の地域に係る災害対策全般に関し、次の各項に掲げる事項を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図り、防災体制に万全を期すことにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 伊丹市の地域に係る防災ビジョン及び防災に関し、伊丹市及び伊丹市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 伊丹市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急対策並びに災害復旧に関する事項の計画
- (3) 伊丹市の地域に係る災害に関する前項に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) その他伊丹市の地域に係る防災に関する事項

2. 計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

- 第1編 総則
- 第2編 震災対策計画
- 第3編 風水害対策計画
- 第4編 大規模事故災害対策計画
- 第5編 特殊災害対策計画
- 第6編 広域避難対策計画
- 第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 資料編
- 様式編

3. 計画の方針

伊丹市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び国防災基本計画、県地域防災計画等の修正に応じて、常に実状に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

4. 計画の性格

この計画は、伊丹市域における各種防災対策を推進するうえでの基本となるものであり、防災業務計画及び国防災基本計画、県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

5. 用語

本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部の設置時	災害対策本部の不設置時
伊丹市 災害対策本部	伊 丹 市
伊丹市 災害対策本部長	伊 丹 市 長
伊丹市 災害対策本部〇〇部	伊丹市〇〇部（室）〇〇課

第2章 防災面からみた伊丹市の特性

1. 地形・地質条件

(1) 地形条件

伊丹市は、神戸市から約 20 km、大阪市から約 10 kmの兵庫県、大阪府の府県境に位置する面積 25.00 ㎢の市である。本市周辺は、三方を山地と丘陵に囲まれ、南だけが大阪湾に向けて開いた半盆地的な地形となっている。市域の西部には武庫川が、東部には猪名川がそれぞれ北から南へ流下しており、地形はこれらの河川により大きな影響を受けてきた。市内の地形は、大きくわけて沖積低地と洪積台地（伊丹段丘）に分類される。

① 沖積低地

ア. 猪名川流域

猪名川は広大な氾濫平野をもち、現河道に沿って旧河道、自然堤防が形成されている。旧河道はかつての猪名川の流路を示す地域であるが、市街地の拡大に伴って埋め立てられ、分布状況が年々不明瞭になってきている。自然堤防は、猪名川によって運ばれてきた土砂が堆積して、周囲の氾濫平野よりも少し高くなった地形であるが、古くからの集落が形成されており、老朽家屋密集地帯となっている。その他の氾濫平野は農地として利用されてきたが、近年では盛土され宅地や工場用地として利用されている。市域の東端には氾濫平野の大規模な造成により大阪国際空港が建設されている。

イ. 武庫川流域

武庫川は、市域では周囲の氾濫平野より河床が高い天井川となっており、川沿いの微高地や自然堤防等の微高地には集落が形成されている。武庫川をつくる低地は市域ではそれほど広くないが、氾濫平野や旧河道には盛土地が広がり、宅地や工業用地として利用されている。

② 伊丹段丘

伊丹段丘は、中位面、下位面、低位面の3面に区分される。中位面、下位面は猪名川、武庫川、天神川の3河川によってつくられた複合扇状地からなり、伊丹市の大部分を占めている。

ア. 中位面

市域では最も高い面で、川西市加茂から伊丹市伊丹にかけて分布している。他の段丘面と異なり、段丘面上を流れる流路や旧川筋が見られない。周辺の段丘面の中では最も古くに形成された面であるが、現在まで原形に近い地形を保っているが、南に向かって徐々に低くなり、市域の南端付近では低地との差がほとんど見られなくなる。

イ. 下位面

中位面より一段低く、荒牧や中野、昆陽、御願塚等の宅地が広がる面が下位面である。

下位面上には浅い谷がたくさん見られる。これは、古い時代の猪名川、武庫川の侵食によるもので、一部ではせき止められてため池となっている。昭和 30 年代まではこのような浅い谷やため池が多く見られたが、市街化に伴って埋立、盛土が行

われ、地形は次第に不明瞭になってきている。

また、下位面上には網目状に農業用水路が整備されているが、近年の農地の減少により本来の機能は徐々に薄れ、逆に市街地での水害を誘発する一因となってきている。

ウ．低位面

氾濫平野との比高が1mに満たない段丘面である。中位面の段丘崖の東側に沿った狭い範囲に分布し、宅地等に利用されている。

③ 変動地形

伊丹市には、東西方向の走行をもつ伊丹断層がある。これは、約25,000年前以降に活動した何回かの地震によって生じたとされている。

伊丹断層は猪名野神社の北側から国道171号線寺本高架橋付近に延びる活断層で地層的には比高差約8.5mの落差が確認されているが、地表面では幅100～200mの緩斜面が確認できるのみで、明瞭な断層崖等は見られない。

④ 人工改変地

人工改変地は、氾濫平野や段丘面上等、市域の広い範囲に分布している。改変は盛土によるものがほとんどで、昭和30年代以降急速に広がり、宅地や工場用地等として利用されている。近年では、旧河道等の比較的土地条件のよくないところにも盛土がなされ、市街地が進出している。改変により市域のかつての地形は次第に不明瞭になってきている。

(2) 地質条件

伊丹市の地質は、主に伊丹段丘を構成する後期更新世の伊丹粘土層と伊丹礫層からなる。

① 伊丹市周辺の地形変化

本市周辺は、伊丹海進、海退の後、扇状地性三角州が発達し、地盤変動によって上昇したと考えられている。時間の推移と海面の変化は以下のとおりである。

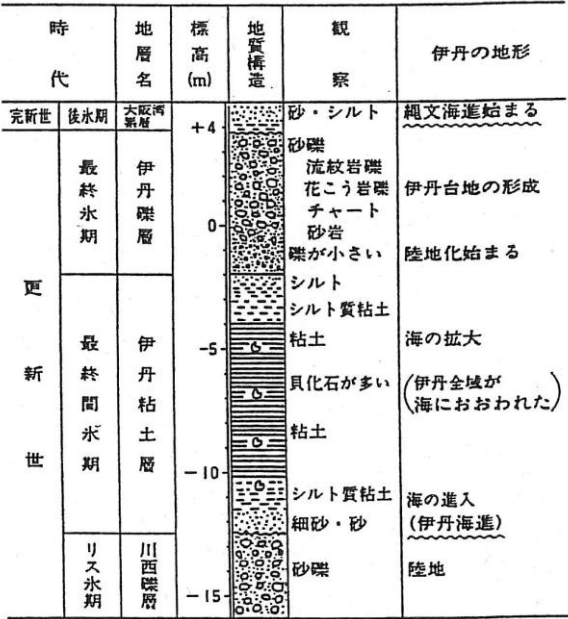
0.6万年前	岩屋、口酒井付近（猪名川沿い）に縄文の海が進入。
1.5万年前	大阪湾に海が復活。地球全体の温暖化。
6万年前	（最終氷期）伊丹台地の急速な発達。大規模な海退により、海は紀伊水道まで退く。猪名川、武庫川が加茂面上に氾濫原を作る。
8万年前	加茂面が伊丹全域に広がる。
12.5万年前	（最終間氷期）伊丹台地の誕生。伊丹海進（伊丹市全域が海に覆われた海面上昇）が起これ、伊丹内湾（大阪湾から進入してきた海）ができた。この内湾を埋める働きが猪名川、武庫川によって始められる。上流から土砂を河口に堆積させ、新しい土地（扇状地性三角州）を海側へ発達させた。

② 地質

ア. 伊丹粘土層

伊丹台地の地下に分布する、約 125,000 年前の海成粘土層である。この層の形成当時、伊丹市を含む広い範囲には、伊丹内湾と呼ばれる湾が発達していたと推定されている。この粘土層には、現在も大阪湾に生息するサトウガイをはじめとした 34 種類の貝化石が多数含まれていることから、地層形成当時の伊丹内湾は水温等の状況が今の大阪湾に似た黒潮の影響下にあったと考えられる。

この層のN値は、3～10 の値を示し、軟弱な地盤を形成している。



塚口の地層観察と伊丹の古環境（出典：伊丹の自然 第1巻）

【参考】 N値

土の硬軟、締まりぐあいを知るために最も一般的に用いられている値。

重量 63.5 kg のハンマを 75 cm 自由落下させ、貫入試験器を 30cm 打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は下表に示すとおりである。

N 値	密度
0 ～ 4	非常に緩い
4 ～ 10	緩い
10 ～ 30	中位
30 ～ 50	密
50 ～	非常に密

イ. 伊丹礫層

伊丹台地上に分布する砂礫層である。今の大阪湾がなかば陸地化していた 60,000 年前頃に、猪名川が上流から運んできた礫や砂が堆積してできた地層で、その後 25,000 年くらい前までにこの地層を武庫川が削って段丘面が形成された。

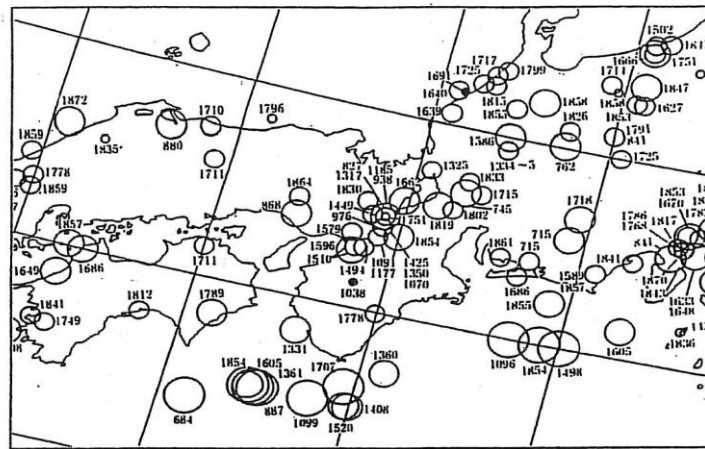
伊丹礫層は伊丹粘土層の上にはほぼ並行に重なっており、海退後時間差をおかずに堆積を開始したことが分かる。層内では、礫径が下部から上部に向かって次第に大きくなる級化構造を示していることから、次第に海が遠ざかっていった様子がうかがわれる。

N 値は、40～50 の値を示し、比較的良好な地盤を形成している。

2. 災害履歴

(1) 地震災害

地震災害のうち、伊丹市の被害が克明に記録されているものは平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災及び平成30年（2018年）の大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）がある。また、近畿地方周辺では過去に数多くの大地震が発生しており（下図）これらのうちいくつかは伊丹市でも被害が出たものと考えられる。以下では、過去に起きた大地震の概要と阪神・淡路大震災及び大阪府北部地震の伊丹市における被害の概要を述べる。



近畿地方の被害地震の震央分布

（出典：新編日本被害地震総覧）

（注）○が大きいほどマグニチュードが大きい地震を示す

① 過去の大地震による被害

近畿地方周辺で起きた地震のうち、京阪神間に大きな被害が記録されている地震は大きく分けて内陸型と海溝型に区分される。

内陸型地震については、記録量の関係から京都の被害が中心となっているが、京都から大阪方面、神戸方面に大きな被害が出たと記録されている地震については、伊丹市周辺でもある程度の被害が生じていると推察できる。これに該当する地震は、貞観10年（868年）、永世7年（1510年）、慶長元年（1596年）、寛文2年（1662年）、平成7年（1995年）の5つの地震が挙げられる。このうち前から4つの地震はマグニチュード（M）＝7前後と推定されており、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災（M＝7.3）とほぼ同程度である。なお、京阪神地方には多くの活断層が見られることから、内陸型の地震はこれらの活動に伴ったものである可能性が多くの研究家によって指摘されている。

海溝型地震については、紀伊半島沖の南海トラフで起きた地震の被害が数多く残されている。このうち仁和3年（887年）、正平3年（1361年）、嘉永7年（1854年）の地震については和歌山や大阪、京都でも被害が記録されていることから、伊丹市周辺でもある程度の被害が生じていると推察できる。なお、南海トラフ周辺では、西暦684年の白鳳大地震以降、昭和21年（1946年）の南海地震までに少なくとも8回の地震が発生し

たことが推定されている。

いずれのタイプの地震についても、被害の状況は寺社や御殿等の記載が中心で被害の全容や伊丹市における被害の状況はまったく不明である。

② 平成7年（1995年）阪神・淡路大震災による伊丹市の被害

平成7年（1995年）1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、本市でも下表に示すような大きな人的、物的被害を生じた。

被 害 状 況

	区 分		件 数	備 考
人 的 被 害	死	者	23 人	
	負 傷 者	重 傷 者	226 人	
		軽 傷 者	2,490 人	
		計	2,716 人	
住 家 の 被 害	全 壊		1,395 棟	
			2,434 世帯	
	半 壊		7,499 棟	
			14,373 世帯	
	一 部 損 壊		19,851 棟	
			36,031 世帯	
の 非 被 住 害 家	官公署庁舎・公民館等		82 棟	
	そ の 他		84 棟	
そ の 他 の 被 害	文 教 施 設		60 施設	
	病 院		61 棟	全壊3、半壊5、一部損壊53
	道 路		791 箇所	通行止 ピーク時 283 箇所
	橋 梁		36 箇所	
	河 川 堤 防		6 箇所	天神川他5箇所
	緑 地 ・ 公 園		21 箇所	緑ヶ丘公園他
	水 道		4,896 箇所	・公道内管破損 176 箇所 ・宅地内漏水 4,720 箇所
	清 掃 施 設		1 箇所	清掃工場焼却炉煙突2本他
	下 水 施 設		689 箇所	・汚水管 604 箇所 ・雨水管 85 箇所
	鉄 道 施 設		2 箇所	・新幹線野間付近 ・阪急伊丹駅付近
	農 業 関 係		628 箇所	損害 3億1百万円
	商 業 ・ 工 業 ・ サ ー ビ ス 業		4,637 箇所	損害 642億8千万円

校 区 別 家 屋 被 害 状 況

区 分 小 学 校 区	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	そ の 他	合 計
伊 丹 小	532	2, 187	2, 739	1, 297	6, 755
稲 野 小	168	610	2, 716	1, 217	4, 711
南 小	70	1, 236	3, 653	2, 079	7, 038
神 津 小	16	450	1, 634	138	2, 238
緑 丘 小	289	1, 071	1, 924	575	3, 859
桜 台 小	264	1, 938	1, 285	668	4, 155
天 神 川 小	143	335	2, 067	1, 507	4, 052
笹 原 小	24	488	4, 162	1, 365	6, 039
瑞 穂 小	69	359	2, 283	2, 766	5, 477
有 岡 小	71	718	2, 375	362	3, 526
花 里 小	272	867	885	586	2, 610
昆 陽 里 小	80	803	1, 908	392	3, 183
摂 陽 小	79	585	2, 172	611	3, 447
鈴 原 小	28	466	1, 831	976	3, 301
荻 野 小	66	280	1, 682	1, 576	3, 604
池 尻 小	187	1, 833	921	422	3, 363
鴻 池 小	76	147	1, 794	358	2, 375
合 計	2, 434	14, 373	36, 031	16, 895	69, 733

③ 平成 30 年大阪府北部地震による伊丹市の被害

平成 30 年（2018 年）6 月 18 日午前 7 時 58 分に発生した大阪府北部地震により、本市でも震度 5 弱を観測し、下表のと通りの被害が生じた。

被 害 状 況

（2018 年（平成 30 年）11 月末日時点）

	区 分		件 数	備 考
人 的 被 害	死 者		0 人	
	負 傷 者	重 傷 者	1 人	
		軽 傷 者	5 人	
		計	6 人	

住家の被害	全壊	0件	罹災証明書の発行件数
	大規模半壊	0件	
	半壊	1件	
	一部損壊	74件	
公共施設		26件	
ライフライン	電力（停電）	132件	同日10時18分復旧
	上下水道（断水）	異常なし	
	ガス（供給停止）	異常なし	

（2）水害

① 猪名川流域の水害

伊丹市周辺では、猪名川の氾濫事例が多数記録されている。

猪名川流域に大きな被害をもたらす降雨は、1)梅雨期に京阪神を襲う前線性豪雨によるもの、2)晩夏から初秋にかけて来襲する台風による豪雨に起因するものの2つに区分できる。

1)の例としては、昭和13年（1938年）の「阪神大水害」や「昭和42年7月豪雨」等が、2)の例としては昭和28年（1953年）9月の台風第13号、昭和35年（1960年）8月の台風第16号、昭和58年（1983年）9月の台風第10号による洪水等が挙げられる。

猪名川は、昭和30年代中頃まで堤防が小さく脆弱なうえ、河道も著しく蛇行していたため、原始河川のような状況で、豪雨の度に氾濫、洪水を繰り返していた。昭和初期以前の被害は、猪名川の増水により堤防が破堤し、濁流が集落、農地にあふれ出す外水氾濫がほとんどであったと考えられる。昭和13年（1938年）7月の「阪神大水害」を契機に猪名川の改修工事が進められてきたが、開発が著しい都市河川流域のため治水施設の整備が追いつかず、改修工事開始後も数回洪水が発生している。これらの被害は、山地部の宅地、ゴルフ場等の開発や段丘面、低地部の農地の宅地化に伴う保水機能、遊水機能の低下により、豪雨時の流出量が大きく、しかも流出時間が非常に早くなっていることが原因と考えられる。かつての水害と比較して、猪名川本川の破堤、溢水による外水氾濫は減少してきており、代わって支川の氾濫による被害が目立つことも近年の水害の特徴である。

② 小河川の氾濫による水害

各河川のうち、一級河川（猪名川、藻川、空港川、駄六川、内川、箕面川、昆陽川、伊丹川、富松川、昆陽川捷水路）については大部分が改修を終えているが、二級河川（武庫川、天王寺川、天神川）については順次整備が行われているところである。近年の水害の傾向を見ると、猪名川や武庫川本川の破堤による氾濫はほとんど見られないが、本川の増水に伴って支川からの合流が阻害され、河川の排水の影響を受けて浸水被害が出ているようである。市域及びこれらの河川の上流部は急速に市街化が進展し、降水の流出を防ぐ保水機能やあふれた水を溜めておく遊水機能を有する土地が激減しており、代わってコンクリート等で被覆された土地が広がってきたため、降水が一時に河川に集中

する傾向が顕著になってきた。これらの要因も近年の水害発生と密接な関係があると考えられる。

市内には用水路が網目のようにはり巡られ、取水口や合流点、屈曲部付近で浸水被害が多数発生している。一般に被害が起きにくいとされている段丘面上でも軽微な被害が多く発生しているのはこのためである。また、段丘面上でも浅い谷を中心に盛土等の人工改変が行われており、わずかに周囲より低い窪地が生じている箇所が見られる。このような箇所では豪雨時に水がたまりやすく、路面冠水、床下浸水等の軽微な水害が発生する傾向がある。

(3) 土砂災害

市内では、昭和 47 年（1972 年）7 月 12 日に 3 箇所、昭和 58 年（1983 年）9 月 27 日～29 日に 1 箇所、平成 6 年（1994 年）9 月 6～7 日に 10 箇所で豪雨による崩壊が記録されている。これらの崩壊の詳細な位置、形態は不明であるが、市内で崩壊を起こす可能性がある急な斜面は段丘崖のみと考えられることから、崩壊は段丘崖で発生しているものと考えられる。

(4) 風害

① 平成 30 年台風第 21 号による伊丹市の被害

平成 30 年（2018 年）9 月 4 日～5 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま通過した台風第 21 号により、本市でも最大瞬間風速 42.9m/s を観測し、下表に示す被害が生じた。

被害状況

(平成31年(2019年)3月末日時点)

	区 分	件 数	備 考
人的被害	死 者	0 人	
	負 重 傷 者	1 人	
	傷 軽 傷 者	5 人	
	者 計	6 人	
住家の被害	全 壊	0 件	罹災証明書の発行件数
	大 規 模 半 壊	0 件	
	半 壊	7 件	
	一 部 損 壊	656 件	
公 共 施 設		130 件	
ライフライン	電力（停電）	25,524 件	広範囲で停電（9 / 4～10）
	上下水道（断水）	異常みられず	
	ガス（供給停止）	異常みられず	

3. 災害特性

(1) 地震災害危険

① 地震動の危険性

ア. 地形条件からみた地震動の危険性

阪急伊丹線沿線地域や市役所周辺は、かつての浅い谷に盛土をして造成された土地が広く分布しているため、地盤の垂直的な差異により地震動が増幅される危険性が高い。また、地震動による不同沈下等の地盤災害も発生しやすい地域である。市の南部には小規模な浅い谷を造成した箇所が見られ、これらの地域でも同様の被害が出る危険性がある。猪名川の低地に位置する北伊丹、東有岡地区では、一部旧河道上にも盛土により市街地が進出している。一般に旧河道部は軟弱な地盤が形成されていると推定され、地震動が増幅されやすいと考えられる。以上の地域は地形条件からみて伊丹市内では最も危険性の高い地域と考えられる。

上記の地域ほど地震動危険は高くないが、森本地区を中心とする猪名川沿いの広大な低地や西野地区の大部分を占める武庫川、天神川沿いの低地では、厚さ5～10m程度の沖積層が形成されており、地震動が増幅される危険がある。

イ. 建築年代からみた地震動の危険性

建築物の状況をみると市内各所で昭和28年以前の古い建築物が多く見られる。こうした古い建築物は耐震性の低いものが多く、阪神・淡路大震災においても多くの被害を生じたように、地震時には多くの被害が出る危険性がある。こうした古い建築物については、旧伊丹郷町や旧村落部に多く分布しているが、これらの地区は狭小道路が多く、家屋が倒壊した際には道路が閉鎖される等避難、救援活動にも大きな支障が生じやすい地域である。

また、昭和44年(1969年)までに形成されていた市街地は市南東部に広く分布している。これらの地域の建物の多くは古い耐震設計基準で建築されているため地震時には被害が出やすいと考えられる。

なお、伊丹市内及び周辺地域には活断層が数多く分布している。しかし、これらの活断層がいつ活動したか、また、いつ活動を再開する可能性があるのかを検討するには、活断層1つ1つについて詳細な調査(高密度ボーリング調査、トレンチ調査等)を行う必要がある。現在のところ、この種の調査はあまり進んでおらず、活断層の実態については不明な点が多いのが実状である。

② 液状化の危険性

市内では、砂層の厚く堆積した地域は見られない。このため、液状化の発生する絶対的な危険性はそれほど高くないが、市内で液状化の発生する可能性のある地域を相対的に評価すると次のように考えられる。

一般に、低地のうち旧河道や河川敷は地下水位が高く、砂層が形成されているものと考えられているが、西野、北伊丹、東有岡地区等旧河道が見られる地域ではこれに該当する地点でのボーリングデータは得られていない。しかし、他の地域と比較すると砂層、地下水位とも液状化を発生させる条件が整っていると考えられ、西野地区では旧河道と見られる地形周辺で液状化が発生しており、相対的に液状化の危険性が最も高い地域とした。

上記の地域ほど地震動危険は高くはないが、北伊丹や東有岡、森本等猪名川沿いの地区や西野地区の武庫川、天神川に沿った低地では地下数メートルのところにN値2～5程度、厚さ1m程度の薄い砂層が形成されており、地下水位も高いことから液状化が発生する危険性があると考えられる。

以上の地域に対し、市街地の大半が分布する中位段丘面、下位段丘面では液状化の発生する可能性のある砂層が浅い谷を除き形成されておらず、液状化の発生する危険性はほとんどないといえる。また、浅い谷についても砂層はきわめて薄く、地下水位も高くないことから液状化の発生する危険性は低いと考えられる。

(2) 水害危険

水害の危険性は周辺との相対的な高度差や氾濫要因となる水路の状態によりランク分けできる。

北本町、森本、下河原、池尻、西野には、旧河道が見られ、盛土により宅地となっている。このような箇所は、周辺の自然堤防や高い盛土等に挟まれ、流水が集まりやすい。

東有岡、北伊丹では、旧河道部で用水路が合流しており、流水の集中により氾濫する危険性がある。

森本、安堂寺町、中野東には、用水路の合流地点があり、水の流れが悪くなりやすいことから、流水が周辺にあふれ出すことが考えられる。水路があふれて周辺の水が排出されにくい傾向にある。

北河原、桜ヶ丘、広畑、阪急伊丹駅周辺では、盛土厚の関係から一部周辺より数十センチメートル低い凹陷地が見られる。このような地域では、周囲からの水が集まりやすく、排水が悪いため、一度水がたまるとなかなかはけないうことから、冠水や床下浸水等の軽微な水害が発生する可能性がある。以上の地域は伊丹市では最も水害危険の高いところと考えられる。

上記の地域ほど水害危険は高くはないが、北伊丹、東有岡、森本等の地区が分布する猪名川の氾濫平野や西野地区の大部分を占める武庫川、天神川の氾濫平野では、猪名川、武庫川の増水時に支川の水が流れにくくなり、溢水、氾濫する可能性がある。

また、台地上では市中央部や南部に見られるような浅い谷に流水が集中する傾向があり注意を要する。

(3) 土砂災害危険

一般的に土砂災害は、降雨に伴って発生することが多いが、地震によっても発生する。

平成7年(1995年)度の防災アセスメント調査で確認された市内の土砂災害発生場所は、北園北本町周辺の斜面である。この斜面は、伊丹緑地としてうっそうとした緑が広がっているため、植生の密なところの危険性は低い、それ以外のところでは土砂災害の危険性があると考えられる。特に、鋳物師地区から北本町にかけて段丘崖は比高が10～20メートルと大きいことから注意が必要である。

斜面対策工等は主に住宅地の近辺に施されているが、本市のような都市化の進んだ地域では、崖近くに住宅を建設していることが多いので留意する必要がある。

(4) 風害危険

風によって引き起される災害で、主に台風、低気圧による強風や竜巻等の激しい突風等が原因で、その被害は地域や気象状況に影響するところが多い。

台風の日本への上陸の多くは7月から9月であり、台風の経路は季節によるパターンがあるが、上層気流に影響され典型的な経路をとるものは少ない。

竜巻等の激しい突風は、積乱雲に伴って発生する「竜巻」、「ダウンバースト」、「ガストフロント」による突風であり、日本国中どこでも発生する。一年を通じて沿岸部で多く発生しているが、夏は内陸部でも発生することから注意が必要である。

本市における風害は、突風、暴風による直接的な建築物への被害や倒木、飛散物による物的、人的被害、電柱の倒壊や電線の切断、航空機や列車の運休等のインフラへの被害、また、海水が風によって飛ばされる塩害による農作物への被害、電柱のがいし表面に塩が付着して起こる漏電、停電の被害等がある。

(5) 高潮危険

本市は、近代において高潮による被害の記録等は存在していない。しかし、令和元年度に県が水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」によって算出した、被害想定では、既往最大規模の台風の直撃や防潮堤等が機能喪失する等の悪条件が重複した場合には、高潮が本市の南部まで到達すると見込まれている。

南部とは、淀川水系に属する河川において、風力等によって海水や川水が尼崎市等を超えて押された場合に、猪名川流域の岩屋等や、庄下川流域の稲野町や安堂寺町等において浸水する可能性がある。

第3章 防災ビジョン

1. 計画の基本理念―「災害から市民の生命や財産が守られるまち」―

阪神・淡路大震災発生後、震災により大きな打撃を受けた伊丹市の早期復興に向け、平成7年度から伊丹市震災復興計画に基づき「ともにつくる安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、災害に強いまちづくりへの様々な取り組みを推進した結果、本市は都市構造等ハード面である「まち」と、市民生活等ソフト面である「くらし」両面の復興を遂げ、災害に強いまちづくりの基礎とした。

令和3年度から令和10年度までの8年間のまちづくりの指針となる伊丹市総合計画（第6次）では、「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」を本市の将来像に掲げ、この実現に向け、6つの政策大綱と33の施策を体系的に位置付け、各施策を推進している。

地域防災計画においても、政策大綱「安全・安心」、施策「災害対策」において、『災害から市民の生命や財産が守られるまち』を基本理念として、防災行政はもとより、自主防災組織や災害協力事業所の充実等、市民と事業者とが協働する災害に強いまちづくりを進めるため、以下の現状と課題に対し、取り組みの方向性に基づいて事業を行う。

（1）現状と課題

- ① 近年、地震や風水害等の自然災害が多発するとともに、複雑化、大規模化している。また、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も予測されている。本市域は南海トラフ巨大地震発生時の津波浸水想定区域には該当していないが、想定を超えた事態や、様々な影響にも備えが必要である。また、市域の東西に猪名川、武庫川があり、集中豪雨等により記録的な降雨があった場合、市域の一部において洪水氾濫による浸水が懸念される。
- ② 新たな感染症の発生が社会に大きな影響を及ぼしており、新型感染症対策がこれまで以上に求められる。
- ③ 急速な高齢化の進展に伴い、災害時に支援を要する市民が、今後さらに増加すると想定されており、大規模災害発生時は、公共機関だけでは対応が困難である。
- ④ 災害発生時には迅速な情報収集や情報提供が重要で、ドローンや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の先端技術を活用した防災、減災の取り組みが必要である。

（2）取り組みの方向性

- ① 防災に関する知識を普及啓発し、市民や地域の防災に対する意識の高揚を図る。
- ② 市民や民間事業者、地域の防災士等との連携、地域の自主防災組織の活動への支援等を通じて、日ごろから「自助・共助」に向けた地域防災力の強化に取り組む。
- ③ 防災情報通信設備や飲料水兼用耐震性貯水槽等の適切な維持保全を行うとともに、食料や飲料水、感染症の防護資機材等、災害時用物資を備蓄する。
- ④ 計画的にポンプ場施設や雨水管渠の整備、更新や維持保全を行うことにより、浸水対策を推進する。
- ⑤ 災害発生時に、迅速、的確な対応が行えるよう、防災DXを活用した危機管理、

情報収集、伝達体制の強化を図る。日頃より避難行動要支援者支援制度に基づく取り組みを進め、大規模な災害が発生した場合には、市民と協力し、迅速な避難行動、円滑な避難所の開設と運営に取り組む。

- ⑥ 災害発生時には、国、県や、他の自治体等の関係機関や民間事業者と連携、協力しながら対応する。
- ⑦ 大規模災害発生後は迅速な復旧、復興や、通常の行政業務の早期再開を図り、市民の円滑な生活再開に努める。

2. 計画の前提—想定する被害程度—

伊丹市域では、以下のような被害程度が予想される。

(1) 地震災害（内陸型）

① 切迫度、頻度

平成22年5月20日に兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会から報告された地震被害想定では、県内に震度5強以上の揺れを生じさせる地震を62地震とし、うち伊丹市に震度7の揺れを生じさせる地震を「有馬－高槻断層帯」「六甲・淡路島断層帯」「上町断層帯」の3つの活断層によるものと想定した。これらの活断層によるM7以上の大地震の発生確率は、今後30年以内に上町断層で3%以上、六甲・淡路島で0.1～3%、有馬－高槻で0.1%未満の発生確率を想定している。

② 想定される被害程度

上記の活断層は伊丹市内に最大震度7の地震動を起こすことが予想されており、阪神・淡路大震災で伊丹市が受けた震度よりも強い揺れを受けることになる。

伊丹市が阪神・淡路大震災級の地震の直撃を受けた場合には、多大の被害を生じることが予想され、地震時に予想される被害程度を示すと、表3.2.4のようになる。

以上のことを考慮して、内陸型地震時に予想される被害程度を示すと、表3.2.1のようになる。

表3.2.1 地震（内陸型）に想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
津波以外の地震災害	大	大	大	阪神・淡路大震災級の直下型の地震が発生した場合の算定表（表3.2.4）を参照

(2) 地震災害（海溝型）

① 切迫度、頻度

南海トラフでの海溝型地震はおよそ100～150年ごとに繰り返し発生している地震である。昭和21年（1946年）の昭和南海地震から既に80年近く経過しており、また前回の規模がM8.0と比較的小さかったことから次の巨大地震への懸念が高まりつつある。更に今まで南海・東南海地震と同時、あるいは連動して発生してきた東海地震が、嘉永7年（1854年）の安政東海地震から150年以上大きな地震を起こしていないことから、切迫する東海地震に連動して発生することが懸念されている。

② 想定される被害程度

本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日施行）」において、南海トラフ巨大地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがある地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けた。なお、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最大級マグニチュード9クラスの地震により、震度6弱と想定されている。

今後は、政府が大規模地震への防災、減災対策として、検討すべき施策等を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日 中央防災会議決定）」や県が取りまとめた、南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成26年6月3日 兵庫県企画県民部防災計画課 表3.2.5）等に基づき、影響を検討する。

(3) その他地震災害（連続発生の想定）

平成28年（2016年）4月14、16日に発生した熊本地震では、最大震度7の地震が2日の間に連続して発生した。また、南海トラフ地震の特徴の一つとして、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が指摘されている。これらを踏まえ、内陸部直下型地震及び海溝型地震のいずれにおいても、同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生する可能性があることも想定する。

(4) 水害

① 切迫度・頻度

人命損失の危険は小さいが、1994年（平成6年）9月の集中豪雨のように浸水による生活障害が広範に及ぶ危険性は存在している。また、頻度の比較的高い災害である。

② 想定される被害程度

過去最大規模（平成6年9月程度）の豪雨があった場合、概ね表3.2.2のような被害程度が考えられる。

表 3.2.2 過去最大規模の豪雨等があった場合の想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
水 害	小	中	中	近年の河川改修工事の進捗により、水害危険は減少。一方、涵養機能 ^{かんよう} の低下で内水氾濫の危険が増加している。

(5) 土砂災害

過去の大雨では大きな土砂災害は発生していない。また、現状では危険箇所が少ないため、土砂災害危険は小さいと考えられる。しかしながら、段丘崖（急傾斜地）への居住の進展、過密化が進めば注意を要する。

なお、全国的にみた場合、傾斜地を抱える地域における近年の豪雨時の人命損失の大部分は土砂災害によるものとなっている事実^{事実}に留意する必要がある。

表 3.2.3 過去最大規模の豪雨等があった場合の想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
土砂災害	小	小	小	土砂災害危険箇所が少ないことによる。ただし、急傾斜地への居住の進展、過密化が進めば注意を要する。

表 3.2.4 阪神・淡路大震災級の地震時の想定被害量
(阪神・淡路大震災の被害データを人口 200,000 人、世帯数 80,000 で積算)

項 目	阪神・淡路大震災 での伊丹市の被害	想定被害量	備 考
死 者 数	23 人	520 人	死者発生率を 0.26% ¹⁾ として算定
負傷者数	2,490 人	3,744 人	死者数×7.2 ²⁾ として算定
重傷者数	226 人	520 人	死者数と同程度 ³⁾ として算定
全 壊 数	2,434 世帯	6,046 世帯	全壊率を 10.6% ⁴⁾ として算定 ただし、阪神・淡路大震災で全壊した伊丹市内 の家屋については、今後、耐震性を有した家屋に 建て替わるものとし、その分を除いている。
半 壊 数	14,373 世帯	4,880 世帯	半壊率を 6.1% ⁵⁾ として算定
要 救 出 現 場 数	17 箇所 (消防機関が 救出活動を実 施した箇所数)	2,026 箇所	全壊数×1/3 ⁶⁾ として算定
避難者数	8,775 人 (ピーク時)	15,115 人	全壊数(世帯)×2.5人/世帯 ⁷⁾ として算定
開設 避難所数	71 箇所 (ピーク時)	80 箇所	避難所開設率を 4.0 箇所/1 万人 ⁸⁾ として算定
出火件数 (発震後 概ね 1 時 間内の予 想出火件 数)	4 件 (発震後概ね 1 時間内に 出火した火 災件数)	11 件	冬季の 5～6 時発震の出火率を 1.32 件/1 万 世帯 ⁹⁾ として算定。 なお、左記数字は冬季 5～6 時発震の場合の発 震後概ね 1 時間内の予想出火件数であるが、他の 時刻の発震の場合には以下のように計算される。 冬季(6～8 時発震) 18 件 ¹⁰⁾ 冬季(11～13 時発震) 17 件 冬季(17～19 時発震) 27 件

- 1) 「阪神・淡路大震災の記録 1」(消防庁、1996 年 1 月、ぎょうせい) 掲載の神戸市の死者発生率である。
- 2) 「阪神・淡路大震災の記録 1」(消防庁、1996 年 1 月、ぎょうせい) 掲載の県下の(負傷者数÷死者数)の値である。
- 3) 「阪神・淡路大震災の記録 1」(消防庁、1996 年 1 月、ぎょうせい) 掲載の芦屋市の場合である(死者 396 人、重傷者 390 人)。芦屋市の値を用いたのは、神戸市の重傷者と軽傷者の内訳が不明であり、これに代わる数値を必要としたためである。
- 4) 「阪神・淡路大震災の記録 1」(消防庁、1996 年 1 月、ぎょうせい) 掲載の神戸市の全壊率である。なお、同資料では全壊率は棟単位で求められているが、これを世帯単位においても同じとみなした。
- 5) 「阪神・淡路大震災の記録 1」(消防庁、1996 年 1 月、ぎょうせい) 掲載の神戸市の半壊率である。なお、同資料では半壊率は棟単位で求められているが、これを世帯単位においても同じとみなした。
- 6) 要救出現場数・・・全壊家屋の中でほぼ倒壊状態に至ったものは生き埋め者がある可能性のある現場(＝要救出現場)と考え、倒壊状態に至る率を 1/3 とみなした。
- 7) 伊丹市の一世帯平均構成人数である。
- 8) ほぼピーク時の神戸市の人口 1 万人当たりの開設避難所数である。
- 9) 阪神・淡路大震災での神戸市の出火率。ただし、当日の午前 7 時までの(出火後 1 時間強の間の)出火件数(70 件)をもとにしている。1 月 17 日～19 日の 3 日間の出火件数(138 件)をもとにするとこの値の約 2 倍になる。
- 10) 被害想定手法(出火件数予測式)で用いられている時刻係数、0.98(5～6 時)、1.64(6～8 時)、1.52(11～13 時)、2.50(17～19 時)を用いて算定。この時刻係数を用いると、発震が 6～8 時、11～13 時、17～19 時では、それぞれ 5～6 時発震の場合の 1.67(1.64÷0.98)、1.55(1.52÷0.98)、2.55(2.50÷0.98) 倍の火災の発生が予想される。

(注) 現在も阪神・淡路大震災に関する調査が関係各方面で進められていることから、本表作成に用いたデータのいくつかは、今後変更される可能性がある。

表3.2.5 南海トラフ巨大地震・津波被害想定

主な被害

外力情報

震度別面積率（％）	震度7	0.0	震度5強	0.2
	震度6強	0.8	震度5弱以下	0.0
	震度6弱	98.9		
最大津波水位（T.P. (m)）	—			
1m津波の到達時刻（分後）	—			
浸水面積（ha） 〔津波ケース1 （越流時破堤あり）〕	計		1m以上	—
	5m以上	—	0.3m以上	—
	3m以上	—	0.3m未満	—

被害情報

		発災時刻	冬5時	夏12時	冬18時
原因別建物全壊棟数 （棟）	計		331	313	396
	揺れ		279	279	279
	液状化		10	10	10
	火災		41	23	106
	土砂災害		1	1	1
	津波		0	0	0
原因別建物半壊棟数 （棟）	計		3,108	3,110	3,100
	揺れ		2,733	2,735	2,726
	液状化		373	373	372
	土砂災害		2	2	2
	津波		0	0	0
原因別死者数 （人）	計		22	12	27
	揺れ		17	9	14
	（うち屋内収容物落下等）		(1)	(1)	(1)
	火災		5	3	13
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
	交通（道路）		0	0	0
原因別負傷者数 （人）	計		536	318	394
	揺れ		536	314	379
	（うち屋内収容物落下等）		(22)	(14)	(17)
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	4	15
	交通（道路）		0	0	0
原因別重傷者数 （人） （負傷者数の内数）	計		28	28	30
	揺れ		28	26	24
	（うち屋内収容物落下等）		(4)	(2)	(3)
	土砂災害		0	0	0
	津波		0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物		0	2	6
	交通（道路）		0	0	0
避難者数 （人）	当日		1,738	1,711	1,857
	1日後		1,738	1,711	1,857
	1週間後		1,686	1,660	1,801
	1ヶ月後		869	856	929
帰宅困難者数（人）	当日		—	25,890	18,024
断水人口（人）	1日後		4,879	4,879	4,879
下水道支障人口（人）	1日後		80,658	80,658	80,658
停電（軒）	1日後		3,057	3,057	3,057
通信支障回線（回線）	1日後		1,569	1,569	1,569
復旧対象となる ガス供給停止（戸）	1日後		0	0	0
災害廃棄物等 （千トン）	計		36～	35～	41～
			36	35	41
	災害廃棄物		36	35	41
	津波堆積物		0	0	0

出典 兵庫県
企画県民部防災企画局防災企画課
兵庫県の地震・津波被害想定(南海トラフ)
南海トラフ巨大地震・津波(M9.0)被害想定結果
第1部:被害想定結果 伊丹市

伊丹市

＜基本情報＞	
夜間人口	196,127 人
昼間人口	178,488 人
建物棟数	44,985 棟

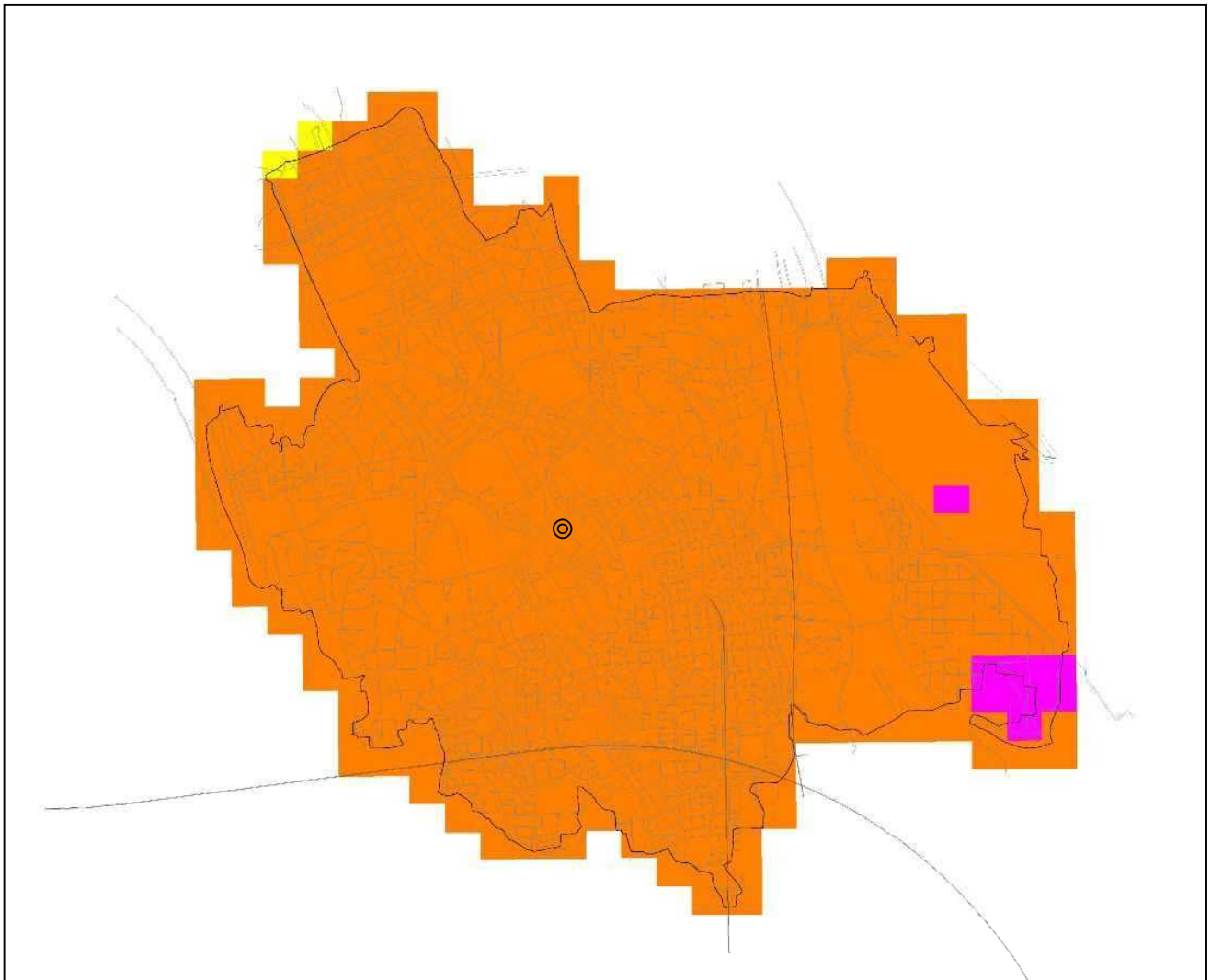


図1 地表震度分布図

3. 計画の目標

(1) 計画の目標 ー対策の緊急度・重要度ー

対策の緊急度・重要度を考慮して計画の目標を以下のように設定する。

ここで、対策の緊急度・重要度にⅠ、Ⅱのランクをつけ、ランクⅠ＞ランクⅡとしランクⅠの方が緊急度・重要度が高い。

ただし、ランクⅠの対策が終了した後にランクⅡの対策に取り組むということではなく、これらの対策には並行して取り組まれるものであるが、予算、人員面で競合したときは、ランクの高いものを優先する。

① ランクⅠ

ア. 地震による人命危険の解消（対策）

1995年（平成7年）1月の阪神・淡路大震災では、伊丹市では活断層は動いていないといわれているため、将来、この地域で活動する可能性を指摘する研究者もあり、引き続き警戒する必要がある。また、表3.2.1で指摘したように、阪神・淡路大震災級の直下型地震が発生した場合の人命危険は極めて大きい。

イ. 土砂災害による人命危険の解消（対策）

全国的にみた場合、傾斜地を抱える地域における近年の豪雨時の人命損失の大部分は土砂災害によるものとなっている。伊丹市においては、土砂災害危険の程度や規模は小さいが、なお、この点に留意した対策に心掛ける必要がある。

② ランクⅡ

ア. 地震による重度の生活障害の解消（対策）

ランクⅠの対策の達成状況を考慮しながら、順次、地震災害時の重度の生活障害軽減対策へ重点を移す。

イ. 水害による生活障害の解消（対策）

水害（浸水）については、その発生頻度と影響範囲を考慮して、中長期的に対応する。

(2) 危険性とその内容

(1)で示した危険性の具体的な内容（例）は表3.3.1のとおりである。

表 3.3.1 危険性とその内容（例）

目 標	内 容（例）
地震による人命危険	倒壊家屋の下敷き、生き埋め、転倒落下家具による人命損失、ブロック塀等の倒壊による人命損失、地震時火災による焼死、地震時土砂災害による生き埋め、高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命損失、ライフラインの損傷、寸断による重傷患者、持病のある者に対する適切な診療機会の喪失に伴う人命損失
土砂災害による人命危険	長雨時や豪雨時(また地震時)の斜面崩壊による人命損失
地震による重度の生活障害	長期の避難所生活、ライフライン（特に水、電力、ガス）の長期機能停止、低下（寝食住の長期不安定）
水害による生活障害	床上浸水及び頻度の高い床下浸水

4. 対策の体系

基本理念、取り組み、ランク、基本となる対策（例）を示すと表3.4.1のようになる。

なお、ハード、ソフトの分類は、計画期間を意識したものである（ソフトの方が取り組みやすく、即効性が高い等）。

表 3.4.1 基本理念、目標、基本となる対策（例） （その1）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
災害から市民の生命や財産が守られるまち	地震による人命損失の危険性を解消する (ランクⅠ)	ソフト対策	・初動体制、要救出現場等人命危険に係る情報の収集体制の整備、迅速な広域応援体制の整備 ・多様な立場の視点からの職員の防災研修、自主防災組織、事業所、ボランティア等の育成、活性化、防災体制を強化 ＝住民防災ネットワークの構築・強化 ・ICT（情報通信技術）を活用した危機管理、情報収集、伝達体制の強化 ・出前講座の開催 ・消防法に基づく査察時の指導等の強化 ・避難行動要支援者への支援の充実 ・福祉避難所、災害サポート体制等の充実 ・広域相互応援を円滑に実施するための各市町との調整及び連携
		ハード対策	・老朽木造住家の耐震診断、補強、建替え促進 ・消防活動困難区域の解消（延焼危険地域の消防水利の充実等） ・感染症対策に関する物資の備蓄 ・災害時用物資の備蓄

表 3.4.1 基本理念，目標，基本となる対策（例） （その2）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
災害から市民の生命や財産が守られるまち	土砂災害による人命危険を解消する （ランクⅠ）	ソフト対策	- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 - 急傾斜地等土砂災害危険箇所付近の住家建設の抑制（啓発、指導） - 防災マップによる危険箇所の周知
		ハード対策	- 土砂災害防止工事の推進 - 警戒区域への緊急告知 FM ラジオの配布 - 屋外拡声器による災害情報の周知
	地震による重度の生活障害を解消する （ランクⅡ）	ソフト対策	- 生活物資等の効果的な調達、輸送、配分体制、避難所の管理、運営体制の整備 - 多様な立場の人々の視点から考える避難所運営等の対策の啓発 - 災害廃棄物処理体制の整備 - 被災者の立場に立った応急仮設住宅等の供給体制の整備 - 最低3日～1週間分の水、食料備蓄の住民啓発
		ハード対策	- ライフラインの耐震性の向上 - 避難所の機能の向上（耐震性、居住性、女性及び要配慮者への配慮） - 毛布等必須物資の備蓄 - 避難所の通信設備の強化
	水害による生活障害を解消する （ランクⅡ）	ソフト対策	- 警戒監視体制の整備 - 日常からの用排水路の清掃
		ハード対策	- 河川改修 - ポンプ場施設や雨水管渠の整備、更新、維持保全

（注1）Ⅰ、Ⅱ、は、重要度・緊急度のランクであり、Ⅰ＞Ⅱである。予算、人員面で競合したときは、ランクの高いものを優先する。

（注2）ソフト対策：体制整備、防災教育、防災訓練、土地利用計画等

ハード対策：構造物の建設、地盤改良、資機材の配備等

第4章 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、伊丹市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿農政局 兵庫農政 事務所	災害救助用米穀及び 災害対策用乾パンの 備蓄	災害救助用米穀及び災 害対策用乾パンの供給 (売却)		
大阪航空局 大阪空港 事務所		1 災害時における航 空機による輸送の安 全の確保 2 遭難航空機の搜索 及び当該航空機の生 存搭乗者に対する援 助	航空保安施設の 復旧	
神戸地方 気象台	1 気象、地象、水象 に関する観測、通報、 予報、警報及び情報 の発表、伝達及び解 説 2 伊丹市が行う防災 対策に関する技術的 な支援、助言 3 防災気象情報の理 解促進、防災知識の 普及啓発	気象、地象、水象に関 する観測、通報、予報、警 報及び情報の発表、伝達 及び解説	被災地域における 災害復旧を支援す るため、観測デー タや気象、地象等 総合的な情報の適 時、適切な提供	被災地域における 災害復興を支援す るため、観測デー タや気象、地象等 総合的な情報の適 時、適切な提供
近畿地方 整備局 猪名川河川 事務所	1 猪名川、藻川の河 川管理施設の整備と 防災管理 2 応急機材の整備 及び備蓄 3 指定河川の洪水 予警報及び水防警報 の発表及び伝達	1 猪名川、藻川の河川 管理施設の応急点検 体制の整備 2 猪名川、藻川の河川 管理施設の被災による 二次災害の軽減	猪名川、藻川の河 川管理施設の復旧	

2. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産保護の ための応急対策の実施		

3. 県・市及び警察

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県	県の地域にかかる災害予防の総合的推進	県の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	県の地域にかかる災害復旧の総合的推進	県の地域にかかる災害復興の総合的推進
伊丹市	伊丹市の地域にかかる災害予防の総合的推進	伊丹市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	伊丹市の地域にかかる災害復旧の総合的推進	伊丹市の地域にかかる災害復興の総合的推進
伊丹警察署		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等		

4. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
NTT 西日本株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
新関西国際空港株式会社 (関西エアポート(株))	空港施設及び航空機災害に対する防災対策	1 災害時における空港の運用 2 帰宅困難者対策		
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時の緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策 3 帰宅困難者対策		
日本赤十字社		1 災害時における医療救護 2 義援金品の募集配分		
日本通運株式会社		災害時における緊急陸上輸送		

5. 指定地方公共機関・伊丹市医師会・伊丹市歯科医師会・伊丹市薬剤師会

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
阪急電鉄株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時の緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策 3 帰宅困難者対策		
一般社団法人 伊丹市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	同左
一般社団法人 伊丹市歯科医師会		災害時における歯科医療救護活動		
伊丹市 薬剤師会		災害時における医薬品		

第5章 計画の運用等

1. 平時の運用

(1) 防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

各課は、各種施策、事業の企画、立案の段階において、当該施策、事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているかどうかを点検し、問題がある場合は当該施策、事業の修正を行わなければならない。

② 施策、事業の防災ビジョン及び災害予防計画に基づく総合調整（危機管理室）

各課の施策、事業計画が、防災ビジョン及び災害予防計画に照らして適当であるかどうかを検討し、各課における施策、事業の総合調整を行う。

(2) 災害応急対策計画及び災害復旧計画等への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。防災活動は災害応急対策計画、災害復旧計画に沿って行われることから、職員に対する活動計画の習熟を図るとともに、発災時の活動がスムーズに行えるようマニュアルを整備する。

2. 発災時の運用

発災時には、応急対策計画、復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各機関は関係ある事項について毎年3月末日までに計画の修正案を伊丹市危機管理室へ提出する。

4. 計画の周知

この計画は伊丹市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第 2 編 震 災 対 策 計 画

第 1 章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針

(全部局)

第1編「総則」においては、防災アセスメントの結果等をもとに防災ビジョン ―計画の理念、前提、目標、対策の体系― を示した。

また、平成26年3月28日に、中央防災会議がまとめた、南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、伊丹市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

これらを受け、災害予防計画（震災対策計画）では、以下の考え方を基本に対策を進めるものとする。

1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、防災ビジョンで示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去、軽減するための災害予防対策を重点的に推進する。

特に、阪神・淡路大震災においてみられたように、家屋の倒壊により多数の犠牲者等が出たことから、老朽住家(被害)に対する対策及び人命損失被害に対する対策を重視する。

2. 生活障害防止対策の推進

阪神・淡路大震災においてみられたように、激甚な地震災害では、住家や事業所の被災、道路の損壊、ライフラインの機能停止等、多くの生活障害が広範囲に及ぶことが予想される。こうした障害を除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

また、生活障害が発生した場合において、その影響を大きく受けやすい要配慮者に対する対策を重視する。

3. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたした。このため、これら防災基幹施設の防災対策を重視する。

4. 人的資源の発掘、育成、活性化対策の推進

阪神・淡路大震災では、行政機関だけでは大規模災害には対応できないことが明らかとなった。

そのため、行政機関における防災力の強化を推進するとともに、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワーク等）の発掘、育成、活性化を重視する。

第2節 各部の災害予防事務

(全部局)

地震による被害を最小限に止め市民の安全の確保を図るため、平素から予防対策を講じる。

⇒ 【資料2】 各部の災害予防事務

第3節 軟弱地盤災害の予防

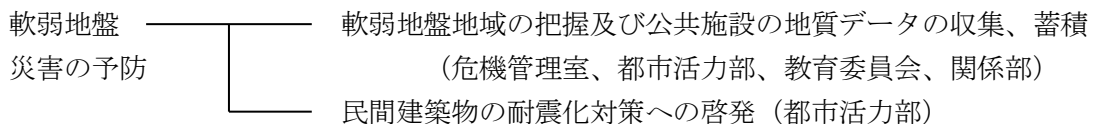
(危機管理室、都市活力部、教育委員会、関係部)

1. 目的

軟弱な地盤は、地震時には大きな被害が生じやすい。そのため、軟弱な地盤における施設立地等に際しては、その性質を十分に踏まえた対策を講じる。

2. 方 策

軟弱地盤地域における被害を少なくするため、以下の予防対策を講じる。



2.1 軟弱地盤地域の把握及び公共施設の地質データの収集、蓄積

(1) 現況

軟弱地盤は、以下の理由から地震時に被害を生じやすい。

- ① 軟弱な地盤は、他の地形より強く揺れるため被害が大きくなる。
- ② 軟弱な地盤は、地震時に大きく変位しやすく、従って地盤内に埋設された線状構造物の被害が大きくなる。さらに、変位の少ない良い地盤との境界で、相対変位が大きくなり、被害が集中する。
- ③ 地盤の沈下により被害が生ずる。

伊丹市においては、平成7年度に実施した防災アセスメントで地震災害危険度（地震動危険度、液状化危険度）を把握しているが、これらの地域については軟弱度が高いといえる（表 3.2.1、表 3.2.2 参照）

表 3.2.1 軟弱地盤地域の概要

軟弱度 ランク	該 当 地 域 の 概 要
A	阪急伊丹線沿線地域や市役所周辺(かつての浅い谷に盛土をして造成された地域)、市の南部(小規模な浅い谷を造成した地域、北伊丹・東有岡地区(旧河道上に盛土をして造成された地域))
B	森本地区を中心とする猪名川沿いの広大な低地や西野地区の大部分を占める武庫川・天神川沿いの低地
C～D	上記以外の地域

(注) A (より軟弱) ←→ D (より安全)

表 3.2.2 液状化の危険地域の概要

軟弱度 ランク	該 当 地 域 の 概 要
A	西野・北伊丹・東有岡地区(旧河道が見られる地域)
B	北伊丹や東有岡・森本等猪名川沿いの地区、西野地区の武庫川・天神川に沿った低地
C～D	上記以外の地域

(注1) 市内では、砂層の厚く堆積した地域は見られない。このため、液状化の発生する絶対的な危険性はそれほど高くないが、上表は市内で液状化の発生する可能性のある地域を相対的に評価したものである。

(注2) A (より危険) ←→ D (より安全)

(2) 目 標

平成7年度の防災アセスメントで把握された軟弱地盤地域は、主に地形分類をもとに評価されたものである。この方法は極めて実用性の高いものであるが、今後は公共施設建設等の際実施されるボーリングデータを収集、蓄積し、軟弱地盤地域のより詳しい把握に努め、災害予防対策に反映される。

2.2 民間建築物の耐震化対策への啓発

軟弱地盤における建築物等の倒壊に対する安全確保のため、民間建築物の耐震化に対する指導、啓発を促進する。

第4節 土砂災害の予防

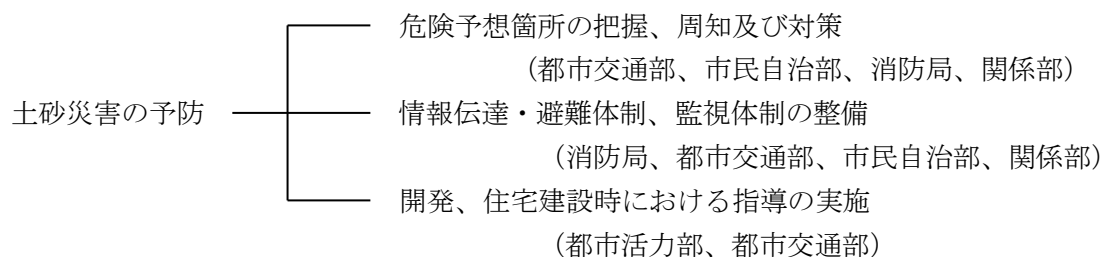
(都市交通部、市民自治部、消防局、都市活力部、関係部)

1. 目 標

土砂災害が発生する恐れのある危険箇所については、崩壊対策を行うとともに、巡視を強化する。

新たな開発、住宅建設等の際には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に準じた予防措置を講じるよう指導に努め、また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」の該当地域等におけるハザードマップによる周知の徹底と警戒避難体制の確立を図るとともに、土砂災害防止対策基本方針（令和3年）に基づき、ユニバーサルデザインを考慮することで、要配慮者利用施設の利用者のための土砂災害に関する情報伝達方法を定める。

2. 方 策



2.1 危険予想箇所の把握・周知及び対策

(1) 現 況

平成7年度に実施した防災アセスメントの結果を参考にすると、地震時に市域において土砂災害の危険が予想される地域としては、過去の台風や豪雨時に小規模崩壊がみられた伊丹段丘（延長1.3km）周縁部の段丘崖（急傾斜地）が挙げられる。

なお、鋳物師地区から北本町にかけて見られる段丘崖は比高が10～20mと大きく、一部は「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域」として「土砂災害警戒区域」あるいは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」として「土砂災害特別警戒区域」に指定されていることから、崖下の住宅及び段丘崖直上の住宅は崩壊に対する注意が特に必要である。

災害危険箇所のうち、伊丹緑地は都市緑地であり、災害時の避難場所、避難路にもなることから、安全性の向上が必要である。

⇒ 【資料1】 防災力等の概況

(2) 目 標

平素より土砂災害危険が予想される箇所の把握に努め、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」該当地住民へのハザードマップの配布等により周辺住民等に対してもその周知を図り、普段からの予防対策等に対する啓発に努める。

また、伊丹緑地の法面安定対策を進めるに当たり、平成23年度から24年度にかけて実施した土質調査、測量の結果、園路より上部は全体的に段丘層からなる自然斜面で比較的安定した地層であるものの、表層崩壊の予防対策を行うことが望ましいと判断した箇所については、平成25年度に法面对策工事を実施した。平成27年度に春日丘4丁目において用地買収箇所の擁壁整備を行い避難路の安全確保に努めた。平成31年度には、「土砂災害特別警戒区域」の指定要件を満たす可能性が高い箇所において、法面对策工事を実施した。

また、園路より下部については、民地に隣接しているため、引き続き住宅等の建替え計画に併せて擁壁等の整備を行う。

2.2 情報伝達、避難体制、監視体制の整備

2.2.1 危険地域における情報伝達、避難体制の整備

(1) 現 況

段丘崖（急傾斜地）の巡視体制については、現在のところ雨量観測等をもとに実施することとしており、崩壊の危険性が生じた場合には、FM いたみ、屋外拡声器、広報車等により住民及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への周知を行うとともに、消防局、関係部局をはじめ警察等関係機関と協力し避難誘導を行う。

(2) 目 標

平素より定期的な巡視に努め、災害からの危険防止の強化を図る。

また、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに避難場所の周知に努めるほか、要配慮者利用施設の利用者をはじめとする住民への情報伝達手段の整備、避難体制の強化を図る。

⇒ **【資料38】 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設**

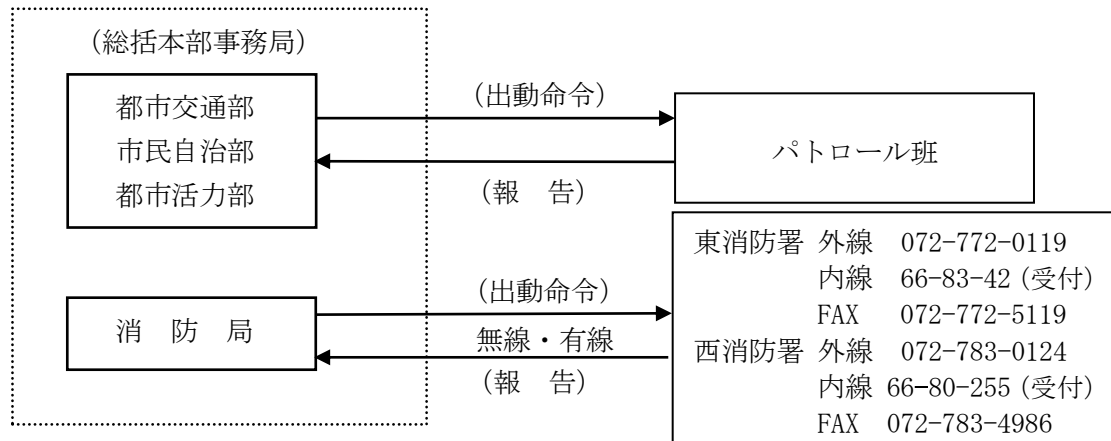
⇒ **【資料38-2】 土砂災害ハザードマップ**

(3) 計 画

- ① 地域住民に対する防災意識の啓発
- ② 要配慮者利用施設利用者への情報伝達方法の整備
- ③ 避難所掲示板の設置
- ④ 土砂災害警戒区域居住者に対する緊急告知 FM ラジオの継続的な貸与
- ⑤ 緊急告知 FM ラジオや屋外拡声器、広報車等を使用した、避難訓練等の実施

2.2.2 監視警戒体制の整備

- (1) 平時よりパトロール班を編成し、定期的に巡視する。
- (2) 非常配備体制発令時における警戒体制



2.3 開発、住宅建設時における指導の実施

- (1) 現 況

2.1の(1)で述べた伊丹段丘周縁部(急傾斜地)については、平時より巡視を行う一方、緑地用地の買収を進める等し、緑地の保全に努めてきた。また、住宅建設時等において建築基準法に沿った指導を行ってきた。

- (2) 計画と目標

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と、危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

第5節 地震火災の予防

(消防局、教育委員会、都市交通部、上下水道局、危機管理室、関係部、消防団)

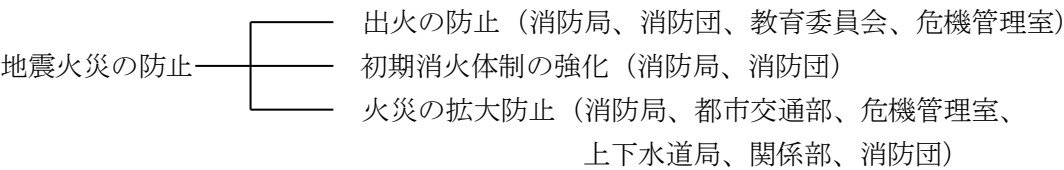
1. 目的

地震火災による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のための手段を整備する。
また、地震により発生する救助救急事案等に迅速、的確に対処するための体制を強化する。

2. 目標

地震時に火災が発生した場合、市街地大火を防止する。

3. 方策



3.1 出火の防止

出 火 防 止 対 策	(1)	火気使用設備器具の安全化	消防局
	(2)	電気火災の発生抑制	消防局
	(3)	危険物施設の安全化	消防局
	(4)	化学薬品等の出火防止	消防局、教育委員会
	(5)	電力、ガス施設の安全化	消防局
	(6)	L P ガス、火薬類貯蔵施設等の安全化	消防局
	(7)	査察時における出火危険排除の徹底	消防局
	(8)	市民の防災意識等の高揚	消防局、消防団、 危機管理室
	(9)	消防団員の市民指導能力向上	消防団

(1) 火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化（耐震消火装置付機器の普及啓発）、使用取り扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。

(2) 電気火災の発生抑制

感震ブレーカー等の普及や避難する際にブレーカーを落としてから避難することを啓発し、地震時における電気を起因とする出火の防止を図る。

(3) 危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取り扱いの適正管理、自主保安体制の確立を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(4) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、事業所等に対し、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合、混触による発火防止の意識の啓発を図るとともに、具体的な安全対策の指導を推進する。

(5) 電力・ガス施設の安全化

電力・都市ガスの指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

(6) LPガス施設、火薬類貯蔵施設等の安全化

LPガス施設、設備及び火薬類の貯蔵・取り扱いについては、県、事業管理者等と連絡を密にして、施設・設備の安全化を確保する。

(7) 査察時における出火危険排除の徹底

査察は、火災予防及び人命の安全を主眼とし、査察計画を立て消防対象物の状況に応じて、位置、構造、設備及び管理について行い、地震時における出火危険の排除を図る。

(8) 市民の防災意識等の高揚

地域における防災訓練等を通じて自主防災組織の育成を促進し、各家庭における出火防止措置の徹底を図り、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備え等、防災教育等を行い、自主防災意識の高揚を図る。

(9) 消防団員の市民指導能力向上

火災予防に関する知識及び市民に対する指導能力向上のため、各種研修、訓練を実施し、地域住民の出火防止に対する行動力の向上を図る。

3.2 初期消火体制の強化

初 期 消 火 対 策	(1)	消防用設備等の適正化	消 防 局
	(2)	市民の防災行動力の向上	
	(3)	事業所の自主防災体制の強化	
	(4)	家庭への消火器並びに住宅用火災警報器等の普及推進	
	(5)	消防団員の市民指導能力の向上	消 防 団

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、地震による火災発生時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識、行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

- ① 震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、防災計画の作成を指導するとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

- ② 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の防災体制の確立を図る。

(4) 家庭への消火器設置並びに住宅用火災警報器等の維持管理の推進

市民啓発を通じて、各家庭での消火器の設置並びに住宅用火災警報器等の維持管理を呼びかける。

(5) 消防団員の市民指導能力向上

市民に対する初期消火に関する指導能力の向上を図るため、各種研修、訓練を実施し、地域住民の初期消火に対する行動力の向上を図る。

3.3 火災の拡大防止対策

大地震による同時多発火災や大規模市街地火災の際には、市民及び事業所等の協力による、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の障害等が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、事前の予防対策が重要である。

火 災 の 拡 大 防 止	(1)	消防活動体制の整備強化	消防局
	(2)	情報通信体制の整備強化	消防局、危機管理室
	(3)	消防水利の整備	消防局、危機管理室、上下水道局、 都市交通部、関係部
	(4)	消防団体制の強化	消防団
	(5)	消防活動路等の確保	消防局、都市交通部、関係部
	(6)	地域ぐるみの防災対策	消防局、消防団、危機管理室

(1) 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備、増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、震災時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため消防指令管制システム等を活用するとともに、防災無線システムの効果的な活用を図り、情報通信体制の強化に努める。

(3) 消防水利の整備

震災時の同時多発火災に対処するため、消火栓確保と耐震性貯水槽の整備を推進するとともに、既存消防水利等の機能維持を図る。

(4) 消防団体制の強化

消防団の活動体制を充実、強化し、震災時の同時多発火災に対応できる消防団独自の活動能力を向上させ、消防局と連携した活動力の強化を図る。また、平時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため、活動装備、資機材等の充実により、震災時に対応できる消防団体制の強化を図る。

- ① 震災時における消防団の消防活動を充実、強化するため、消防用ホース、救急救助資器材等の整備、増強を図り、計画的な教養研修及び訓練の実施により、現場対応力

の向上に努める。

- ② 地域の防災指導者として適切な指導を行うために、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

(5) 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両等が通行不能となることが予想されることから消防活動路を確保するための対策を推進する。

- ① 消防力の整備とあわせ、道路用特殊資機材の整備を検討する。
- ② 消防活動に必要な幹線道路等の整備、架空線の地中化、道路隅切りの整備等を関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。
- ③ 消防車両が活動する道路で、特に通行等を阻害する日覆、広告物、又は看板その他について実情を把握するとともに、道路管理者と協力してこれらの所有者等に対し、その物件の除去、改修等が速やかに行われるよう指導して是正を図る。
- ④ 消火栓明示線の溶着及び防火水槽の標識を整備して所在を明示するとともに、これら施設の直近での駐車を警察の協力を得て排除し、消防水利の万全を期する。

(6) 地域ぐるみの防災対策

事業所の自衛消防組織と市民の自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

第6節 都市の防災構造化

(都市活力部、都市交通部、消防局、市民自治部
教育委員会、上下水道局、関係部)

1. 目的

伊丹市域の地形地盤条件に配慮し、都市機能の早期回復を図るとともに被害を最小限に止めるため、地震災害等に強い都市構造の建設を進める。

2. 方 策

都市の防災構造	耐震、耐火建築物の建築促進	(都市活力部、消防局、関係部)
	公共建築物の耐震、耐火対策	(都市活力部、教育委員会、関係部)
	公共土木施設の耐震性、防災性の強化	(都市交通部)
	規制区域の指定	(消防局、関係部)
	公園、緑地、緑道等の整備	(都市交通部、関係部)
	都市上水対策	(上下水道局)
	落下物対策	(都市交通部、都市活力部、消防局、関係部)
	ブロック塀対策	(市民自治部、関係部)

2.1 耐震、耐火建築物の建築推進

都市の不燃化及び耐震化を促進するため都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐震耐火の建築を普及するよう関係行政機関、事業所等と協力するものとする。

(1) 現 況

伊丹市においては、防火地域、準防火地域の指定を行い、建造物の火災からの被害を最小限に止める予防対策を順次講じてきた。

また、木造低層建築物が密集していた中心市街地において市街地再開発事業を推進するなど、都市の防災化に努めてきた。

「防火地域、準防火地域」

指定区分	面 積	市域との面積割合
防火地域	約 2.7ha	0.1%
準防火地域	約 86.7ha	3.5%

(2) 目 標

本市の建築物の総棟数は 42,665 棟（令和 5 年 1 月 1 日現在）となっており、このうち木造は、34,674 棟（81.2%）、R C ・ S R ・その他で 7,991 棟（18.8%）となっている。

阪神・淡路大震災では火災による被害は少なかったものの、特に旧村落部においては木造家屋の全・半壊が多かったことから、木造建築物密集地域においては、老朽木造住宅の共同建替え等を推進し、不燃化、耐震化に対する適切な指導等を行うとともに、火災による延焼防止対策を推進する。

(3) 計 画

- ① 耐震化、不燃化の啓発指導
- ② 商店街防火設備の助成
- ③ 生け垣緑化等

2.2 公共建築物の耐震、耐火対策

公共建築物については、その性質上、耐震耐火建築物に改善するよう努めるものとする。特に小、中学校の建物は、多数の児童生徒を収容していること及びその配置からみて市民と密接なつながりを有するので、その促進を図るものとする。

(1) 現 況

本市における公共建築物のうち、災害時の指定避難所として学校施設、共同利用施設、福祉施設等 122 施設を指定しているほか、物資の集積、保管施設として、スワンホール等を災害対策上の拠点施設に指定している。

これらの施設を含め、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 14 条及び同法施行令（平成 7 年政令第 429 号）第 6 条の規定に基づく対象施設は、以下のとおりである。

市営住宅	1 団地
その他公共施設	22 施設

(2) 目 標

災害時における施設利用者の安全の確保を図るため、施設従事職員の防災体制を整備するとともに、施設及び防災設備の安全点検に努める。

また、災害時における行政活動を速やかに行うため、避難所施設の安全性の確保や物資の集積・保管の候補施設が救援物資の集積、配送を確実にできるよう努める。

(3) 計 画

災害対策上の拠点となる施設等の避難所機能を整備する。

2.3 公共土木施設の耐震性、防災性の強化

公共土木施設のうち道路は防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。また、道路や橋梁の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことになる。そのため、当該道路等の重要度、老朽度等を考慮して耐震性、防災性の強化を図るものとする。

(1) 現 況

本市の主要幹線道路として、東西交通網としては国道 171、176 号のほか都市計画道路伊丹飛行場線等があり、また、南北には尼崎港川西線、塚口長尾線、尼崎宝塚線がある。これらの幹線道路の中には、すでに、拡幅工事が完了したものや今後拡幅が計画されているものもある。

市道についても、都市計画道路等の整備が順次進められているが、今なお生活道路として狭隘な道路も多く存在するとともに、新興住宅地等における私道も多く介在している。

(令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日現在)

区 分	路 線 数	実 延 長 (m)	規格改良済 延 長 (m)	改 良 率 (%)	歩道設置 延 長 (m)	歩 道 整備状況 (%)
国 道	2	6,790	6,790	100.0	6,294	92.7
主要地方道	5	9,782	9,782	100.0	9,454	96.6
一般県道	10	23,307	20,132	86.4	16,633	71.4
市 道	2,392	410,697	309,677	75.4	76,211	18.6
合 計	2,409	450,576	346,381	76.8	108,592	24.2

主要な 橋梁										
	建築 年度	S45 年 以前	S46 ～49	S50 ～55	S56 ～59	S60 ～63	H1 ～5	H6 ～9	H10 ～15	H16 ～
51	9	4	3	9	3	7	3	9	4	

(2) 目 標

- ① 街路、生活道路等の整備、改善を図る。
- ② 県道の拡幅予定区域については、早期実施に向け関係機関とも連携を図り、整備、促進に努める。
- ③ 市道については、防災活動上の障害となる狭隘、線形不良、歩車道不分離区間の改良、改修を進める。
- ④ 交差点改良、道路改良、排水整備等、良好な道路の維持、交通安全対策及び震災時の道路崩壊を防止するための措置を講じる。
- ⑤ 橋梁、トンネル、道路付属物（横断歩道橋、大型カルバート）の耐震性、安全性の確保を図るため、定期的な点検を実施するとともに必要な措置を講じる。

- ⑥ 生活道路の改修、改良に際しては、幅員4m未満の解消をするとともに、緊急車両の通行空間を確保し、防災機能の向上を図る。
- ⑦ 道路の重要度、老朽度を考慮して、舗装、小規模附属物の整備を行う。

〔計 画〕

令和7年（2025年）4月1日現在

都市計画道路 整備事業	市施行	山田伊丹線
	県施行	塚口長尾線

2.4 規制区域の指定

建築物等に対する規制区域の指定は、防災都市建設の前提であるので、災害危険区域の検討を行い、その区域の適正化に努める。

2.5 公園、緑地、緑道等の整備

公園、緑地、緑道等は、平時においては、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、避難路となるとともに、防火効果の高い植樹等の適切な管理によって、大きな延焼防止効果も期待できる。

さらに、応急救護活動、物資集積等の基地として、またヘリポートとしても活用することが可能である。

このように、公園、緑地、緑道、空地等は、重要な防災施設、空間であるので、その位置等については、これらの点を十分配慮して行うものとする。

（1）現 況

令和7年（2025年）4月1日現在

区 分		供用面積	個所数
住区基幹公園	街区公園	16.88 ha	94
	近隣公園	13.16 ha	9
	地区公園	10.65 ha	2
都市基幹公園	総合公園	27.88 ha	1
	運動公園	7.19 ha	1
	特殊公園	19.30 ha	1
都市緑地	緑 地	22.98 ha	20
緩衝緑地	緑 地	8.85 ha	1
合 計		126.89 ha	129

(2) 目 標

「伊丹市生物多様性みどりの基本計画 2021」に基づき緑の量の保全に努め、みどりの更なる質の向上を目指す。市民一人あたりの公園面積の目標である 6.1 m²は既に達成しているが、今後も安全性の確保のため指定緊急避難場所としての防災公園や緑地等を維持管理していく。

また、工場緑化や学校緑化においてもみどりの質の向上を目指す。

(3) 計 画

- ① 天王寺川緑地整備事業
- ② 伊丹緑地整備事業

2.6 市街地再開発事業等による整備

狭隘な密集した既成市街地においては、快適で安全な都市空間の創出を図るため、土地利用の高度化とともに、防災性能を高めた施設建築物の適正配置を行い、防災防火に対処するものとする。

(1) 現 況

JR 伊丹駅前地区、宮ノ前地区において市街地再開発事業を実施した。

2.7 都市上水対策

地震による災害時には上水道の機能破損等が予想されるため、水道基幹施設の耐震化等の整備に努めるものとする。

(1) 現 況

現在、上水道については、淀川、猪名川、武庫川の3河川から原水を取水し、安定的に給水を行うため昆陽池、瑞ヶ池を貯水池として利用し、千僧浄水場（施設能力 90,000 m³/日）と北部地域の一部には、兵庫県水道用水受水施設である荻野配水地から市内一円に配水している。

工業用水道は、淀川から取水し、園田配水場（施設能力 50,000 m³/日）から市内各企業に配水している。

(2) 目 標

都市上水の安定確保を図るため、近隣市との相互融通管の整備を推進するとともに既設の水道基幹施設の耐震性の強化に努める。

(3) 計 画

- ① 水道基幹施設耐震性の強化
- ② 浄水設備の整備

2.8 落下物対策

都市の高層化、過密化の進展により、地震発生時には、下表のような多くの落下物等が予想される。

ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物
ア. 窓ガラスの飛散 イ. 外装材 (外壁タイル、モルタル等) ウ. ウインドクーラー エ. 屋上広告物 オ. 高架水槽	ア. 自動販売機 イ. 放置自転車、単車等 ウ. 突き出し商品	ア. 照明器具 イ. 家具の転倒 ウ. 棚上の荷物

そのため、以下のような対策を行うものとする。

関係課	落下危険物等の実態把握
都市活力部 消 防 局 広報・シティプロモーション戦略課	市民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物防止対策及び地震発生時の的確な対応について各種広報媒体を通じて積極的にPRする。
関 係 部	多数の人が集まる公共施設について、合わせガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。
警 察 署 都市交通部 市民自治部	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車や陳列された商品（突き出し商品）等について事前指導PRを行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

2.9 ブロック塀対策

昭和53年（1978年）の宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により多くの死傷者を出し、新たな災害要因として危険性が注目された。また平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災では、多数のブロック塀の倒壊が観察されており、平成30年（2018年）の大阪府北部地震では、通学途中の児童がブロック塀の倒壊により犠牲になった事例があり、その危険性は極めて大きいといえる。

ブロック塀の倒壊は、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

（1）公共施設のブロック塀の対応

大阪府北部地震後に、建築基準法の基準に適合しない恐れのある市内公共施設48施設のブロック塀等を確認したため、撤去を含む改修工事を実施した。

（2）実態調査、改修指導

危険度が高いブロック塀等の所有者に対しては、安全化の指導及び啓発に努めていく。

(3) 生け垣、フェンス化の推進

都 市 交 通 部	既存ブロック塀の生け垣化を啓発していく。
関 係 部	市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修等に万全を期すとともに、フェンス化、生け垣化を検討していく。

(4) 広 報

住民に対して、地震時におけるブロック塀からの危険回避（すばやくブロック塀から離れる等）について、事前PRを強化する。

第7節 災害対策本部体制等の整備

(全部局)

1. 目的

災害対策基本法及び伊丹市災害対策本部条例に基づき市域に災害が発生し、市長が必要と認めたときは伊丹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することになる。また、本部を設置するに至らない災害にあつては、総括本部を設置し、事態の処理にあたることとなる。

発災段階或いは警戒段階において、これらのことを円滑に推進するための体制整備を図る。

2. 方 策

方 策 — 職員の役割及び災害対策本部設置基準等の周知徹底
— 登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）
— 防災拠点施設等の整備

2.1 災害対策本部長及び副本部長の代替職員

市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長 (市長)	副市長	教育長	市長付参事 (危機管理担当)
副本部長 (副市長)	教育長	市長付参事 (危機管理担当)	総務部長

2.2 職員の役割及び災害対策本部設置基準等の周知徹底

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的ではあるが的確に対応することが重要になる。

そのため、以下の事項をあらかじめ定め、職員に職員研修、防災訓練等を通じて周知徹底する必要がある。

- (1) 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- (2) 災害対応業務の指揮系統を明確化し、災害対策本部事務分掌及び災害対応業務の専決事項を定める
- (3) 初動対応期の活動一覧表及び伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）に基づき、

各対策部で災害対応マニュアルを整備する

2.3 登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）

勤務時間外に地震が発生した場合、市長等の幹部職員の防災センターへの登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う体制を整備する。

- （１）災害対策本部の設置の決定
- （２）避難指示の決定
- （３）自主防災組織、協定事業所、災害サポート登録事業所等に対する応急対策の要請
- （４）広域応援要請（依頼）
- （５）自衛隊派遣要請（依頼）
- （６）災害救助法適用申請
- （７）その他の重要事項の決定
 - ① 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止
 - ② 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ③ 伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）の適用の決定
 - ④ 災害対策に要する経費
 - ⑤ その他

2.4 防災拠点施設等の整備・充実

（１）防災拠点施設の整備、充実

平成 25 年（2013 年）4 月から災害対策活動の中心である災害対策本部、防災通信機器、防災資機材、防災備蓄倉庫の耐震補強を施した建物に集約し、強固な通信、広報施設、ライフラインを備えた防災拠点施設「防災センター」の運用を開始した。今後も進歩する防災関連機器、技術等を取り入れ、防災拠点としての一層の充実を図る。

また、防災センターの敷地では、緊急通行車両や災害応援車両等の車両の受入が困難であることから、本庁舎の来庁者用駐車場及び今池の埋め立て空き地を災害応急対策のスペースとして優先的に利用できるよう位置付ける。

名 称	住 所	建 物 概 要
防 災 セ ン タ ー (市役所東館)	千僧 1 丁目 1 - 1	RC 3 階建 2,359.35 m ²

（２）防災拠点施設の代替施設

防災センターに災害対策本部設置が不可能となった場合の代替施設として、消防局をあてる。

- （３）防災拠点施設等（防災拠点施設、代替施設）における自家発電機（耐震性）の整備、管理
停電時にも災害初期対応に支障を来たさぬよう、防災センターに満槽時（1,500ℓ）72 時間、消防局及び東消防署も同様に自家発電機が 72 時間、無給油連続運転可能となるように整備したことから、定期点検等、適切な維持管理に努める。

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

防災センターにおいて、本庁から独立した防災電話回線、バックアップネットワークを整備するとともに、NTT 西日本、関西電力、関西電力送配電等と災害対策本部等の防災基幹施設における通信、電力の優先復旧方針を確立する。

また、発災時におけるこれらの機関からの情報連絡員の派遣方法について協議する。

2.5 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(1) 現 況

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日発生した熊本地震においては、行政の災害対応の拠点となる市庁舎自体 が被災し使用できなくなったために、迅速な初動対応やその後の通常業務の復旧において支障 を来した。

本市においては、令和 4 年（2022 年）11 月より「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年（2013 年）3 月 28 日国土交通省大臣官房）による最高水準の耐震性（Ⅰ類・A 類・甲類）を確保した新庁舎に移転し、運用開始したところである。

また、早期復旧及び業務継続のためには、本庁舎の代替施設を複数定めるとともに、伊丹市災害対応計画 第3章 業務継続計画にその代替施設候補の機能を整理しておく。

(2) 方 策

《代替施設の主な条件》

- ① 耐震性
- ② 一定の規模、部屋数、駐車スペース
- ③ 行政系ネットワークが接続可能
- ④ 立地、認知度

上記条件から、4 施設（総合教育センター、文化会館（東りいたみホール）、産業振興センター、伊丹スポーツセンター（TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター））を代替庁舎の具体的な候補地とする。

今後も代替施設の条件や候補地について継続して検討を行うとともに、民間施設の活用等様々な方法についても検証し、早期復旧及び業務継続のための本庁舎代替施設候補地選定に努める。

第8節 動員体制の整備

(総務部、危機管理室、全部局)

1. 目的

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

2. 方 策

方 策 — 配備態勢、動員計画の作成（危機管理室、全部局）
動員配備に対する認識の向上（総務部、危機管理室）
伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）の作成（総務部、危機管理室、関係部）

2.1 配備編成計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地等、災害の種類規模や過去の実例を勘案し、配備態勢を定める。また、災害対応が長期化したことを想定し、あらかじめ交代体制を設定する等、健康管理にも配慮した態勢となるよう努めるものとする。

各対策部の責任者は配備態勢の区分に基づき、「動員計画」及び「伝達計画（連絡網）」を作成し、危機管理室長に報告しておくものとする。

2.2 動員配備に対する認識の向上

(1) 現 況

阪神・淡路大震災発生時（平成7年（1995年）1月17日 午前5:46）については、消防局当務職員により初動措置がとられた。その後の職員の自主参集及び緊急連絡による職員動員により災害応急体制を整えたが、交通機関寸断、車両渋滞等から必ずしも動員配備どおりにはならなかった。また、大阪府北部地震の発生時（平成30年（2018年）6月18日 午前7:58）は、通勤時間帯に重なり、電車等車内に長時間閉じ込められ、約5.6%の遅延者が生じた。

(2) 動員配備に対する認識の向上

毎年、全庁的な通知、防災研修、防災訓練、「職員防災ハンドブック」の配布等、また各対策部、職場単位での協議等を行うことにより、職員に対し非常登庁に対する心構え、動員計画及び事務分掌を認識させる。

(3) 職員に対する食料等備蓄

災害時には、職員に対する飲料水及び食料備蓄が必要であるため、状況に応じて、防災センターの貯水槽(7,500ℓ)の飲料水及び被災者用公的備蓄食料等の使用や、協定事業所等との連携において供給可能な体制を構築することに努める。

また、災害時には自助意識が重要であり、職員に対して自宅等における食料等備蓄確保の啓発に努める。この場合の備蓄目標は、「3食×3日×人数分」以上とする。

配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

- （ア） 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- （イ） 災害が発生した場合には、職員参集メール等を待つことなく、携帯電話、テレビ、ラジオ等により、公的機関から発表された災害情報を確認し、定められた参集基準に従い速やかに参集し、所属長の指示のもと防災活動に従事するものとする。
- （ウ） 公共交通機関や道路交通網の被災により、速やかに定められた配備部署につくことが不可能な場合は、所属長または本部に報告して指示を受けるものとする。
（通信規制等で連絡が取れない場合は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を活用するなどし、まずは自身の安否状況の連絡に努めるものとする。）

2.3.1 伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）の作成

最低限の行政サービスを維持しながら、迅速に災害対応業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の力も借りて総力を結集し、早期に行政機能を復旧させることを目的とし、以下を基本方針として業務継続計画及び受援計画を総合的にマネジメントした「伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）平成30年7月」（別冊）を策定した。

<基本方針>

- （１）業務継続能力の向上
- （２）非常時優先業務の整理
- （３）受援体制の確立

2.3.2 業務継続計画（BCP）の作成

（１）現 況

本市に直下地震が起きた場合には、行政自身も被災する可能性が高いことから、平時の人員と執行環境を前提として業務を行うことはできない。発災時に優先して遂行する業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図ることが必要である。

（２）目 標

伊丹市災害対応計画において「業務継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を定め、以下の視点を目標に、業務継続の体制整備を図る。

- ① 市民の生命、生活及び財産保護の最優先
- ② ライフライン途絶後72時間の自立（非常用発電等）の確保
- ③ 迅速に災害対応業務を開始するとともに、行政サービスを維持しつつ、本市の機能の早期回復

(3) 計 画

伊丹市災害対応計画内で「第3章 業務継続計画」を策定した。

策定にあつては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月内閣府)」や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月内閣府)」等を参考にした。

また、地域防災計画には「特に重要な6要素」の記載箇所を明示しておき、その詳細は伊丹市災害対応計画に記載するものとする。

《業務継続計画の特に重要な6要素》

6要素項目	伊丹市地域防災計画及び伊丹市災害対応計画 記載箇所
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素」 「本編 市対策本部長及び副本部長の代替職員」 「資料編 非常配備態勢、動員数」 等
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素」 「本編 防災拠点施設等の整備、充実、代替庁舎の特定」 等
(3) 電気、水、食料等の確保	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素」 「本編 職員に対する食料等備蓄」 等
(4) 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素」 「本編 通信手段の確保」 等
(5) 重要な行政データのバックアップ	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素」 等
(6) 非常時優先業務の整理	「災害対応計画 3章 業務継続計画 3.2 特に重要な6要素、 3.3 各対策部の非常時業務」 等

2.3.3 受援計画の作成

(1) 現 況

東日本大震災（平成23年（2011年）3月11日午後2時46分頃）においては、発生直後より全国から救助、救援が行われたが、その被害量の大きさ、被災地域の広さから情報不足や被災自治体側の迅速な体制整備が適わず、被災地域外からの救助、救援に遅れや偏りがあったとの指摘がされている。一方、中央防災会議において、南海トラフを震源とする地震想定が、「可能性は低いものの、考えうる最大限のもの」としてマグニチュード9クラスの地震に引き上げられた。

そのため、本市においても災害救助法が適用されるような大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに継続すべき通常業務にも対応しなければならない。その一方で、庁舎の被害や職員の被災等によって行政機能が大幅に低下することが想定される。

(2) 計 画

- ① 災害対策基本法第42条第4項に基づき、応援団体（他の地方公共団体、民間事業者、NPO、ボランティア等）の外部からの支援を最大限活用するため、平成30年7月に「伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）」内の第4章 受援計画を策定した。この計画においては、人的支援、物的支援、災害ボランティアの3つの支援区分で受入計画を策定した。

また、円滑な受援体制の確立のため、応援受入の総合窓口として「受援本部」を総括本部事務局の組織内に設置するとともに、各対策部で応援要請業務を予め定めることとした。

策定にあっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府）等を参考にした。

- ② 関西広域連合の広域応援・受援実施要綱や兵庫県地域防災計画の修正について研究を行うとともに、兵庫県、兵庫県警察及び阪神間各市が参加した「阪神地域広域避難計画研究会」の検討結果等を考慮し、広域支援に係る計画の検討を行う。

伊丹市と他の市町との相互応援協力締結状況等

① 7市1町 相互応援協定	⇒【協定—1】
② 大規模災害時の相互応援に関する協定	⇒【協定—2】
③ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	⇒【協定—3】
④ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	⇒【協定—4】
⑤ 災害時における避難者の受け入れに関する協定	⇒【協定—5】
⑥ 大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	⇒【協定—6】

第9節 災害情報等の収集報告体制の整備

(全部局)

1. 目 的

災害応急対策を迅速、確実に実施する基本となる災害情報、被害状況の把握を円滑に実施するための体制を整備する。

2. 方 策

方策 ——— 収集報告系統の整備、明確化
 ——— 収集すべき情報の整理

2.1 収集報告系統の整備、明確化

災害情報、被害状況の把握が円滑に行われるよう災害情報等の収集・報告系統を現状に即したとして、整備、明確化しておくものとする。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集を行うためには、発災現場への適時的確な要員の派遣が有効であり、平時から派遣要員の事前指定を行う等体制の整備に努める。
- (2) 県警察本部や医療機関、事業者等多様なルートからの災害情報等の収集体制の整備に努める。
- (3) 精度の高い統合的な安否情報を迅速に整備するため、救援救助活動を行う県警察本部、医療機関等に散在する一次的情報を収集、整理する体制を整えとともに、指定行政機関や関係機関との間で積極的に情報交換を行い、情報共有を図る。あわせて、消防庁の安否情報システムを活用するため、「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成30年10月国民保護室）」に則り、安否情報の一元的な提供及び提供すべき内容や手法等の整理に努める。
- (4) いたみ防災 LINE は、令和3年より災害時における SNS 情報を活用するため導入した。防災に特化するため、AI 防災チャットボット（SOCDA）を搭載し、市民等からの災害情報を LINE で収集を行うとともに、その情報を AI が分類等を行うことで、利用者が効率的に被害の状況をマップ上で共有でき、市の公助や市民による自助・共助に活用する。また、SNS 特有の匿名性が高い中でも情報の正確性を担保するために、登録 ID とパスワードを活用して、「伊丹市」や「市民」等に分類することにより、災害情報の発信先の信憑性が高い情報を区別化できるよう対応している。

2.2 収集すべき情報の整理

災害初期時には、情報が輻輳し混乱をきたすため、以下の情報を優先し、速やかに救急、救援活動体制が図れるよう配慮する。

また、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等については、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、GIS を活用した整理に努めるとともに、その GIS 情報はライフライン事業者等が復旧、復興に活用できるよう、オープンソースとしてのあり方も検討する。

(1) 災害発生後の情報収集順序

① 人命に関する情報

負傷者、生き埋め者、死者に関する情報

② 火災に関する情報

火災発生に関する情報

③ 物的被害に関する情報

医療施設、主要公共施設（市役所、消防署、警察署、福祉施設、学校、共同利用施設等）、浄水施設、ごみ処理施設、危険物取扱施設にかかる施設機能の被害に関する情報及び住家被害

④ その他の情報

ア．道路、橋梁、河川堤防、鉄道、電気、ガス、水道、汚水処理施設、通信施設に関する被害情報

イ．災害廃棄物に関する情報

ウ．交通規制に関する情報

2.3 災害時等において必要な行政情報のバックアップ

災害や事故を受けても情報システムを機能させ、重要業務を中断させず、行政サービスを継続させる必要がある。

また、災害時の被災者支援等には、行政データは必要不可欠なものであるため、「伊丹市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進指針」や「伊丹市情報セキュリティポリシー」等に基づき、遠隔地における行政データの保管等、適切なバックアップの確保に努める。

第10節 災害通信体制の整備

(総務部、上下水道局、消防局、関係部)

1. 目 的

災害時における各機関相互の通信連絡を迅速、的確に行うため、各種通信手段及び通信体制を整備する。

2. 方 策

災害時において各防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及びMCA 防災無線、消防無線等の無線設備の充実とその通信運用を円滑に行うための通信体制の整備を図る。

方策

- └ 通信手段の整備（総務部、上下水道局、消防局、関係部）
- └ 通信体制の整備（総務部、上下水道局、消防局、関係部）

2.1 通信手段の整備

(1) 計画目標

災害時に迅速かつ正確な情報の伝達を図るための手段として電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話の配備を推進し、緊急通信の確保を図る。

また、地震発生時に有線通信施設は相当途絶されることが予想されるので、市及びその他防災関係機関は、計画的に無線通信施設の設備を充実するとともに、災害時にも利用できる本庁のネットワークに依存しないインターネット環境による通信網の確保を図る。

(2) 計 画

① 災害時優先電話（特設公衆電話）の整備

NTT 西日本（株）は平成 25 年度に市内 58 箇所の避難所に特設公衆電話の迅速な設置を目的として、配線工事を行った。

市は、各避難所に電話機を事前配置し、避難所における災害時の迅速な情報共有手段を確保する。

⇒ **【資料 1 3 - 3】 災害時特設公衆電話一覧**

② MCA 防災無線の整備

平成 22 年度から 26 年度にかけて、非常時における連絡手段として「財団法人移動無線センター」が運営する 800MHz 帯のデジタル無線システムである「エムシーアクセス・イー」159 局（指令局 3 局、半固定局 88 局、携帯局 40 局、屋外拡声器 28 局）の整備を行った。これによる双方向通信により、警察、消防、ライフライン、病院等防災関係機関や学校、公共施設の避難所等との連絡網を確保する。また、半固定局及び携帯局の充実を図り、災害の状況によっては必要な場所に携帯局を適宜配備し、速やかな情報伝達体制を確立するよう努める。

⇒ **【資料 1 3 - 2】 伊丹市防災用 MCA 無線呼出番号一覧表**

③ 消防無線の充実

市消防局には消防救急デジタル無線が整備され、消防活動及び救急活動等にその威力を発揮している。災害時における通信連絡を迅速、的確に行うため、無線等の施設の維持、管理に努め、応急対策活動の実施を確保する。

④ 避難所における通信設備の整備

発災初期の混乱のなか、様々な手段で情報を正確に伝えるため、対象の避難所等に特設公衆電話を設置した。

⇒ **【資料13-3】 災害時特設公衆電話 一覧**

⑤ 災害オペレーションシステムの整備

令和2年度に災害対策本部と避難所や現地調査員との情報を、独自のネットワークでリアルタイムに共有することができる、ICT等を活用した災害オペレーションシステムを導入した。また、災害オペレーションシステムのネットワーク環境については、本庁ネットワークが被災した時にも独自でインターネットが使用できる環境に整備した。

2.2 通信体制の整備、維持管理・操作訓練

MCA 防災無線を始めとする災害通信機器の通信試験及びバッテリーチェック、ポーリングによる異状の確認並びに職員及び指定管理者に対し無線操作訓練を定期的に行う。

また、関係機関との情報共有の中心的な役割を担うフェニックス防災システムが大規模災害時にも機能するように、県が企画する災害情報共有システム（L アラート）訓練及びフェニックス防災システム操作研修会に参加し、体制の整備に努める。

第11節 災害広報体制の整備

(総務部、総合政策部、消防局、上下水道局、教育委員会、関係部)

1. 目的

災害時における人身の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。

平成7年(1995年)1月の阪神・淡路大震災では、発災初期に被災住民への生活情報の提供の遅れが問題となった。

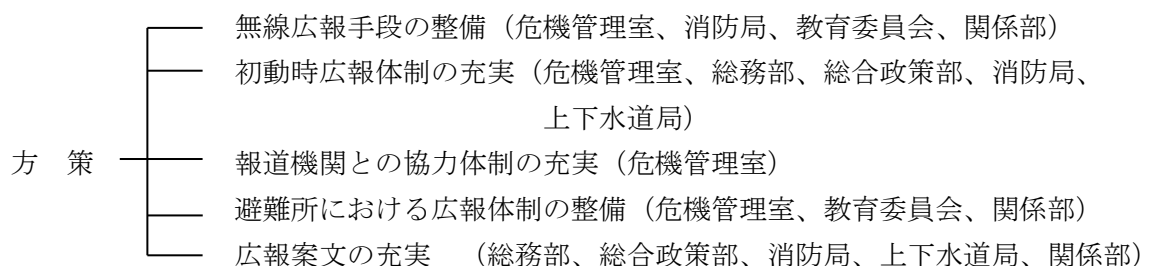
そのような中、平成22年度に国民保護法に係る弾道ミサイル等の情報及び気象警報や緊急地震速報を、自動的に地方公共団体に伝える「全国瞬時警報システム-J-ALERT」の受信システムを導入。また平成24年度には市内各所に屋外拡声器を設置し、J-ALERT 情報や避難情報等を音声で伝達する仕組みを整備した。

更に、平成26年度には、屋外拡声器を増設するとともに、屋内の情報伝達について、行政系LANを使用して、J-ALERT 情報を市立小、中、高等学校、特別支援学校及び市役所本庁舎の施設内に放送する設備を構築し、平成27年度には、伊丹スポーツセンター(TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター)にも導入した。

今後は J-ALERT による情報をはじめとする各種防災情報をより多くの市民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平時から広報体制について整備を図るとともに、様々な訓練やイベントにおいて啓発を行う。

2. 方 策

災害時における災害広報活動を迅速かつ的確に行うため、ケーブル断線の心配のない無線広報手段の整備及び広報案文の充実を図る。



2.1 無線広報手段の整備・活用

災害時の地域住民等に対する広報手段は信頼性の高いものでなくてはならない。

そのため、地域の実情に応じて、共同利用施設に同報系無線(固定系・個別受信機)を配備し、必要な避難所にMCA防災無線(半固定局・拡声子局)を配備するとともに、市公式ホームページ、いたみ防災LINE、ひょうご防災ネット等による情報発信やFMいたみ局の有効活用を図る。

2.2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）情報の広報手段の整備

J-ALERT は、時間的余裕のない事態が発生した場合に、国（消防庁）により、人工衛星を用いて情報伝達を行うシステムである。

平成 24 年度には市内 7 箇所（既設 2 箇所含む）に屋外拡声器を整備し、防災用 MCA 無線を活用して全市域に緊急情報の自動起動放送による伝達を可能にした。

平成 26 年度には、市内 23 箇所（既設 2 箇所含む）に屋外拡声器を増設し、市内の一部にあった音圧が十分でなかった地域を解消した。

更に、市役所本庁舎及び教育施設の搭屋に設置した屋外拡声器については、IP による接続工事を実施し、無線と有線で冗長化した。

また、屋内の情報伝達についても、行政系 LAN を使用して、J-ALERT 情報を市内小、中、高等学校、特別支援学校及び市役所本庁舎の施設内非常放送設備から吹鳴可能な設備を構築した。

併せて、J-ALERT 情報が自動起動により放送される緊急告知 FM ラジオを幼稚園、保育所（園）、共同利用施設、小学校、中学校等に配布した。

これら防災情報設備整備工事等により、本市の情報伝達に関するハード面の工事は一定完成した。今後は、これら設備を使用した、防災訓練、防災啓発を積極的に行うとともに、広報や防災センター啓発コーナー、出前講座等で情報伝達手段の周知を図る等、ソフト面の強化を図る。

J-ALERT により 伝達可能な情報	緊急地震速報（震度 4 以上）、震度速報、気象警報、土砂災害警戒情報、津波警報、弾道ミサイル攻撃、大規模テロをはじめとする国民保護にかかる情報等

⇒ 【資料 1 3 - 4】 全国瞬時警報システム（J-ALERT）導通施設一覧

⇒ 【資料 1 3 - 5】 屋外拡声器設置箇所図一覧

⇒ 【資料 1 4 - 2】 J-ALERT メッセージ一覧

2.3 初動時広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動が実施できるよう、初動時広報担当者（広報・シティプロモーション戦略課、総務部、上下水道局、消防局）を確保する。

2.4 報道機関との協力体制の充実

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関と災害時の広報のあり方等について協議しておくとともに、協力体制の充実を図る。

2.5 避難所における広報体制の整備

避難所における広報手段としては、ひょうご防災ネット、掲示板への掲示、広報紙、チラシ等の配布等が考えられるが、併せて、CATV の普及促進や屋外拡声器、ラジオ、FAX の設置等についても、順次整備を図る。また、伊丹市が発信する SNS（ソーシャル・ネットワークシステム）による情報（X、フェイスブック等）は即時性、速報性に優れ、緊急災害時の情報

発信等に有効であるので、これを効果的に活用する。

2.6 広報案文の充実

災害時には、極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平時から様々な状況を想定した広報案文を準備しておき、迅速、的確な広報活動に資するものとする。

⇒ **【資料14】 広報案文**

第12節 災害救助法等の習熟

(総務部、危機管理室、関係部)

1. 目的

災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ市長の責任において実施する救助がある。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法等の未習熟から、その運用に際し混乱を生じることが多い。

そのため、日頃から、災害救助法等に習熟しておくとともに、運用マニュアルの整備を行う。

2. 方 策

方 策	└── 災害救助法等の運用への習熟（総務部、危機管理室、関係部）
	└── 運用マニュアルの整備（危機管理室、関係部）

2.1 災害救助法等の運用の習熟

「災害救助の実務」及び災害救助法運用に際して、必要となる資料を充分なだけ用意しておくとともに、部課研修、自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

2.2 運用マニュアルの整備

伊丹市において災害救助法が適用された事例（平成7年（1995年）阪神・淡路大震災）等を整理し、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、わかりやすいマニュアル作成を行う。

第13節 避難活動体制の整備

(危機管理室、教育委員会、消防局、伊丹警察署、関係部)

1. 目的

災害により避難を余儀なくされた場合において、安全、的確に避難行動、活動を遂げるよう、平時から必要な体制を整備しておくものとする。

2. 方 策

方 策	避難所の選定	(危機管理室、教育委員会)
	避難所の安全確保	(危機管理室、教育委員会)
	住民への周知	(危機管理室、消防局、教育委員会、関係部)
	避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟	(危機管理室、教育委員会、消防局、伊丹警察署、関係部)
	災害時帰宅困難者への支援体制の整備	(危機管理室、関係部)

2.1 避難所の選定

2.1.1 指定緊急避難場所・指定避難所の選定

従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなっていると指摘されている。このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区分された。

これらを受け、本市の避難所について以下のとおり区分する。

	指定緊急避難場所	指定避難所
基準等	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として洪水や地震等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

⇒ 【資料16】 指定緊急避難場所・指定避難所数一覧

避難所を選定する場合には、以下の点を考慮する。

- (1) アクセスが容易である
- (2) 住民等が良く知っている施設等である
- (3) 施設あるいは避難経路が安全である
- (4) 給食施設の有無（給食施設があれば自律的な避難所運営が可能）
- (5) 冷暖房設備の有無（冷暖房設備のある施設は要配慮者用に適している）

(6) 高齢者等に配慮し、バリアフリー化された施設を優先する

2.1.2 福祉避難所の設定

(1) 福祉避難所の指定

避難所生活において何らかの特別な配慮を必要と市が判断する要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者、傷病者等）を収容する福祉避難所については、2.1.1「指定緊急避難場所・指定避難所の選定」に加えて以下の点を考慮した上で、福祉避難所の整備に努める。

- ① 耐震、耐火構造であって施設自体の安全性が確保されている
- ② バリアフリー化等施設内における要配慮者の安全、安心が確保されている
- ③ 要配慮者の避難生活に必要な空間が確保されている

⇒ **【資料16】 指定緊急避難場所・指定避難所数一覧表**

(2) 福祉避難所における人員確保

福祉避難所の運営については、各施設の職員がその対応にあたることを前提とし、専門的人材等の確保については、協定等による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者、高齢者等の支援団体、専門家、専門職の団体等と平時から連携を確保しておく。

2.1.3 福祉避難所への避難の流れ

- (1) 災害時の避難にあたっては、身の安全の確保を最優先とし、本市が開設する指定避難所に避難する。
- (2) 指定避難所に避難してから聞き取り調査等を行い、避難された要配慮者の体の状態や介護等の状況によって、受け入れる施設とも協議を行い、福祉避難所へ避難する先を決定してからの避難となる。
- (3) 開設期間は、災害発生の日から最大限7日間と定め、どうしても閉鎖が困難な場合は最小限、期間を延長する。

2.1.4 車中泊避難場所の設定・整備

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市内中学校及び市立伊丹高等学校を車中泊避難の場所とし、市内中学校には、グラウンドに照明設備等の環境整備を行う。

2.2 避難所の安全確保

(1) 施設管理者との協議

市所有以外の場所を避難所として指定する場合においては、安全確保の面から施設管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(2) 避難所の安全化

指定済みの避難所についても、避難所としての機能や災害時の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

(3) 計 画

- ① 耐震補強
- ② 定期点検の実施
- ③ 避難所機能の整備
- ④ 避難所運営マニュアル及び福祉避難所マニュアルの研修及び訓練とその検証

2.3 住民への周知

(1) 住民への周知方法

以下の方法で、住民に避難方法、避難所等について周知する。

- ① 市の広報紙等
- ② 案内板等の設置
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難所案内図
 - ウ. 避難所標示板
 - エ. 避難所案内ステッカー（コミュニティ掲示板枠に貼付）
- ③ 避難訓練
- ④ 防災マップ&市民べんり帳の全戸配布による周知
- ⑤ まちづくり出前講座
- ⑥ ホームページ（Web 版伊丹市防災マップを含む）
- ⑦ いたみ防災 LINE
- ⑧ ひょうご防災ネット
- ⑨ ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害・高潮）

(2) 計 画

- ① 広報による周知
 - 市報「広報伊丹」
- ② 案内板等の設置
 - 避難所となる小・中学校等に設置
- ③ ハザードマップの災害種別ごとの作成
- ④ 避難訓練
 - 随時実施
- ⑤ 自治会等が作成する防災マップ

2.4 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

(1) 避難誘導体制の整備

- ① 市
 - ア. 市は警察と協力し、危険個所、火災の発生状況等を把握し、市民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行う。
 - イ. 学校、共同利用施設等の指定された避難所に、避難者の誘導にあたる職員派遣体制を整備しておく。

ウ. また、市役所、学校（園）、保育所、福祉施設、市民病院等多くの人が集客する施設の避難誘導體制の確立を図る。

エ. 市は、避難所及び集客施設等の施設管理者と災害時における運用方法について指導、協議を行う。

② 消防局・消防団

ア. 避難所の安全確保を図るため、消防水利の整備等に努める。

イ. 火災発生現場等、消防活動現場における市民等への避難誘導、指示体制の確立を図る。

③ 警察署

市民等の避難時における危険箇所等からの避難誘導及び交通規制等について、署員の活動体制の整備、周知の徹底を図る。

④ 自治会、自主防災組織

避難行動要支援者支援制度の避難支援等関係者は、該当する地区内の要支援者に対し迅速、確実に安否確認を行う体制の確立を図る。また、避難支援等関係者は該当する地区内の支援者と連絡を密にし、要支援者の安否の把握に努め、必要により安否状況を市に報告するものとする。

⑤ 災害時における応急救助活動の協力協定を締結した事業所等

市から協定事業所に対して市民等の避難所への避難誘導を要請した場合、当該事業所は保有する人員及び資機材等を活用し、市民等を安全に避難誘導するものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

関係職員をはじめ市民も避難方法、避難所の特徴を理解し、災害発生時に混乱をきたさないようにしなければならない。また、地域ごとの実情にあった計画づくりと訓練が必要である。

(3) 計 画

① 誘導標識及び案内板の整備を推進する。

② 自主防災組織の育成を図り、災害時における地域での避難体制の確立と訓練の実施。

③ 避難誘導マニュアルの作成

2.5 災害時帰宅困難者への支援体制の整備

(1) 現 況

東日本大震災（平成23年（2011年）3月11日午後2時46分頃）においては、直接の被害が少なかった首都圏においても、交通機関が麻痺し、駅や幹線道路において大混乱が発生した。災害発生時、交通機関がストップすると、自宅への帰還が困難になった市外からの通勤者や通学者等で大混乱が予想されることから、各学校、事業所、交通機関、集客施設等では、迅速な救助救援への妨げにならないように、また事業継続の為にも災害時帰宅困難者への対策が必要である。

(2) 計 画

① 災害時帰宅困難者の心得の普及

市は学校、事業所等に対して、また生徒や従業員に対して、各種広報手段により、以下の事項等につき啓発を図る。

- ア．徒歩帰宅に必要な装備等。
- イ．家族との連絡手段の確保
- ウ．徒歩帰宅経路の確認等。

② 帰宅情報の入手・伝達方法の確立

市は、被害状況や道路、鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を整備するとともに、市民、集客施設、事業所、交通事業者等に対し普及啓発を図る。また、市民等に対し、災害時帰宅支援ステーションのサービスや、家族等の間での安否確認の方法について普及啓発を図る。

また、集客施設、事業所、交通事業者等は、一斉移動を抑制するため、買物客、学生、生徒、児童、従業員等の保護や情報収集、提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

※ 災害時帰宅支援ステーション

兵庫県などが構成団体となっている関西広域連合協議会は、関西2府4県及び4政令市を代表し、関西2府5県に店舗が所在するコンビニエンスストア及び外食事業者と、災害時に交通が途絶した場合に、通勤、通学者などの徒歩帰宅者に対する「水道水」、「トイレ」、「道路情報」の提供などの帰宅支援サービスの提供を内容とする「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

支援可能な店舗には、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が掲出されている。



災害時帰宅支援ステーション・ステッカー

③ 災害時帰宅困難者への支援体制の整備

市は、災害時帰宅困難者に対して、コンビニエンスストアやファミリーレストラン及びガソリンスタンド等による飲料水、トイレの提供に関する協力体制の整備について検討する。

また、避難所への避難や鉄道駅周辺の一時滞在施設の提供等、適切な対応を図り、安全な帰宅の支援体制を整備する。

④ 事業所等に対する物資の配備等の要請

市は、通勤通学者、買物客等を抱える民間事業所、学校、商業施設等に対し、発災時に通勤通学者、客等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要があることから、一定期間留めるために、待避所としての駅舎の活用や、帰宅困難者のための食料等の備蓄や仮眠等のための設備の整備等、組織での対応に努めるよう要請する。

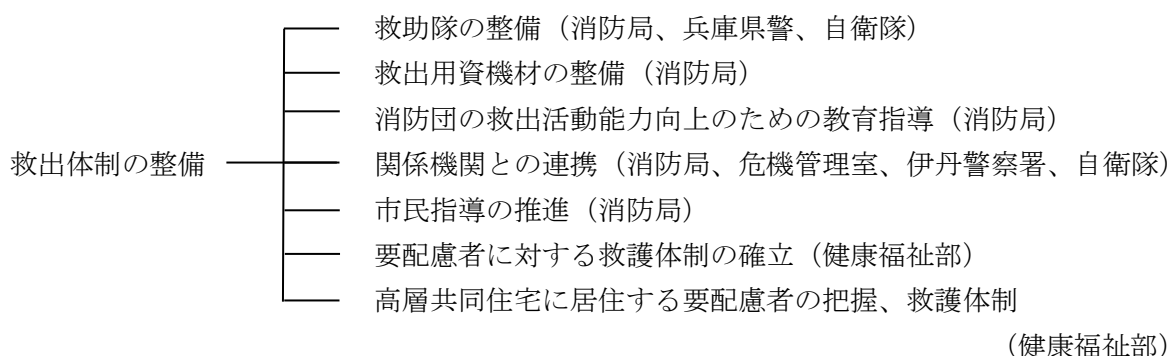
第14節 救出救助体制の整備

(消防局、危機管理室、健康福祉部、兵庫県警、自衛隊)

1. 目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きとなった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならない。救出を迅速かつ的確に行うためにも、日頃から救出体制の検討を行い、救出用資機材の整備を図る。

2. 方 策



2.1 救助隊の整備

救助隊の活動を円滑に行うため、平時から、救助隊の編成方法等について検討しておく。また、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救出、救護事案に対処するため、より高度な知識、技術を有する救助隊員の指導育成を図る。

2.2 救出用資機材の整備

多数発生することが予想される救出、救護事案に迅速・的確に対処するため、救出用機器、装備を整備する。

・救出用機器、装備の保有状況

⇒ 【資料39】 消防力の現況

2.3 消防団の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案に対しては、消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため、消防団に対し、救出活動を効果的に実施するための教育、指導を推進する。

2.4 関係機関との連携

救助隊を有する兵庫県警、自衛隊、人命救助に利用可能な建設資機材を有する建設業者、医療救護活動を行う DMAT 等の医療機関との連携を図り、救助体制の強化を図る。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

- ・大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行なうための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。
- ・広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。

2.5 市民指導の推進

市民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。

2.6 要配慮者に対する救護体制の確立

一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者の人命、安全の確保を図るため、平時より要配慮者の把握に努めるとともに、救護、救援体制の確立に努める。

そのため、保健、医療、福祉情報ネットワークの構築、地域での救護体制等を推進する。

2.7 高層共同住宅に居住する要配慮者の把握、救護体制

大規模な災害が発生した場合には、広範囲、長時間におよぶ停電が予測され、また、エレベーターの停止により、特に高層共同住宅に居住する要配慮者が孤立するおそれがある。自治会、自主防災組織は平時から高層共同住宅に居住する要配慮者の把握に努めるとともに、防災訓練等実施時に高層共同住宅に居住する要配慮者の安否確認や救援体制について話し合い、対策を検討しておかなければならない。

第15節 道路施設の整備

(都市交通部、消防局、危機管理室)

1. 目的

震災により市の管理する道路施設が損壊、埋没、その他により交通が途絶した場合、救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、代替ルートの確保を図る。

2. 方 策

方 策	緊急啓開道路（緊急輸送道路、重要物流道路、補完路等）の指定 (都市交通部、消防局、危機管理室)
	重要道路の整備（都市交通部）

2.1 緊急啓開道路の指定

災害発生初期には、救急、救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。また、ヘリコプターによる空輸も考えられるが、離着陸場からは陸上輸送が必要である。

このため緊急の輸送道路を確保することは、災害応急対策上極めて重要であり、伊丹市では、次の基準により緊急啓開、復旧道路の選定及び指定を行う。

次の各施設と結ぶ路線とする。

- ① 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- ② ヘリコプター臨時離着陸場

⇒ 【資料 48】 伊丹市緊急啓開道路位置図

2.2 重要道路の整備

重要道路については、橋梁等の補強や架替等により、災害に強い施設とする。

(1) 現 況

市内の道路は国道 7 km、県道 33 km、市道 410 km に達する。これらの道路については改良、舗装等道路整備事業を計画し、道路の改良整備を順次、実施している。

国道は 100%、県道 100%、市道 99.3% が舗装されている。橋梁については、交通の安全を図るため計画的かつ予防的に補修、補強等を実施し、災害の防止に努めている。

(2) 計 画

交通の安全を確保し、災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、以下の重要路線の整備を行うとともに、沿道の緑化等不燃化を促進する。

- ・ 国道・・・・・・171 号、176 号
- ・ 県道・・・・・・伊丹飛行場線、尼崎宝塚線、尼崎池田線、山本伊丹線、塚口長尾線

- ・市道・・・・・・・・猪名川左岸線、緑ヶ丘中央線、山田伊丹線、昆陽池 3236 号線
昆陽池千僧線、昆陽池鋳物師線、千僧 4230 号線
北伊丹 7005 号線

第16節 食料供給体制の整備

(都市活力部、危機管理室、関係部)

1. 目的

震災により日常の食事に支障を生じた者等、以下の者に対する炊き出し、その他による食料の供給体制を整備する。

- (1) 避難所に収容された者。
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者。
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者。
- (4) 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給の受けられない者。
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者。
- (6) 救助活動に従事する者。

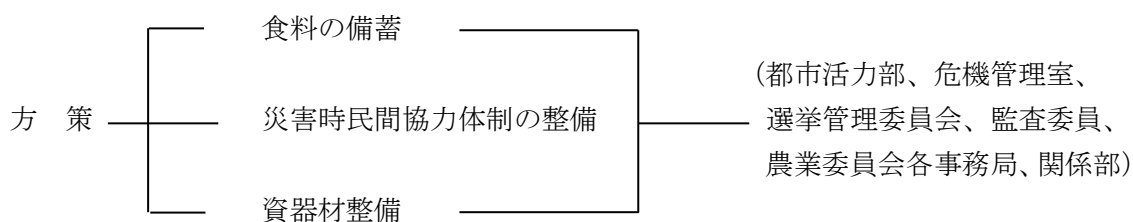
(注：災害救助法による救助にはならない。)

2. 目標

災害時は、平時の市場流通の混乱、途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制を整備しておく。

3. 方 策

応急対策計画（食料の供給）の円滑な実施のため、以下の方策を実施する。



3.1 食料の備蓄

3.1.1 市における備蓄

(1) 現 況

⇒ **【資料3】 備蓄一覧**

(2) 計画目標

被災想定人口 15,000 人に対し、生命を守るための食料については、次のとおりとする。

伊丹市が手当とする総目標は1日3食、3日分とする。このうち、市の直接備蓄数は、1日分とし、残り2日分については協定等による調達で対処する。

なお、市が直接備蓄する食料品については、アレルギー対応の食料を備蓄するように努める。

また、乳児への粉ミルク及び液体ミルクについては、市が3日分を備蓄し、それ以降は協定等による調達とする。

併せて、粉ミルクに使用する水については、通常の飲料水とは分けて、ペットボトルにて保存し、確保する。

(3) 計 画

食料を備蓄庫、防災倉庫に備蓄し、主・副食の備蓄目標数は45,000食とする。

(4) 管理

新物資システム(B-PLo)を活用し、備蓄倉庫ごとの備蓄物資の品目、数量等の情報を定期的に更新する等して、最新の状況を把握する。

(5) 公表

物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

3.1.2 家庭、事業所における備蓄の啓発

防災基本計画に基づき、各家庭や事業所において、「最低3日間、推奨1週間」の食料の備蓄を啓発する。

3.2 災害時民間協力体制の整備

(1) 計画目標

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。それ以外のものについては、あらかじめ関係団体(企業)との間で協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の民間協力に頼らざるを得ない状況にある。

このため、以下の項目について、関係団体等(日赤奉仕団、自衛隊等)との協力体制を整え、各団体の役割を確認しておくものとする。

- ① 食料、副食品、健康食品の調達体制
- ② 健康食品の調達体制
- ③ 炊き出し体制(炊き出し担当組織)
- ④ 食料配給体制

(2) 現 況

① 食料の調達体制

(株)オイシス、伊丹産業(株)、(株)関西スーパーマーケット、コープこうべ、イオン(株)、(株)ポプラ、(株)ほっかほっか亭総本部の各店と災害時における食料供給に関する協定を締結している。

② 健康食品の調達体制

ハウスウェルネスフーズ(株)、松谷化学工業(株)と災害時における健康食品に関する協定を締結している。

③ 炊き出し体制

炊き出し体制については、調達能力のある給食センターにおいて炊き出しを行い、ま

た、避難所施設において炊き出し可能なところでは、日赤奉仕団、自治会等の協力を得て実施。

④ 配給体制

災害対策本部組織による物資部において、各避難所等における必要数をその都度把握し、民間協力を得ながら各避難所に配給する。現在、日本通運㈱伊丹営業所、伊丹陸運㈱、赤帽兵庫県軽自動車運送共同組合をはじめ災害時における輸送の協力に関する協定を締結している各社と協力して行う。

(3) 計画

被災想定人口 15,000 人分の食料、生活必需品等の調達について、今後も民間協力協定を締結する。この場合、協定内容は可能な限り、食料等の数量の確保だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて企業に依頼し、市職員による直接的な調達、配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

3.3 資器材の整備

給食用資器材の整備については、防災センターをはじめ備蓄倉庫において、必要な給食用資器材の整理並びに充実整備に努める。

3.4 炊き出し体制の充実

食料供給体制として、小学校給食センター（第1、第2センター）及び中学校給食センターにて、災害対応機能を併せもった炊き出し体制の充実を図る。

第17節 給水体制の整備

(上下水道局、危機管理室)

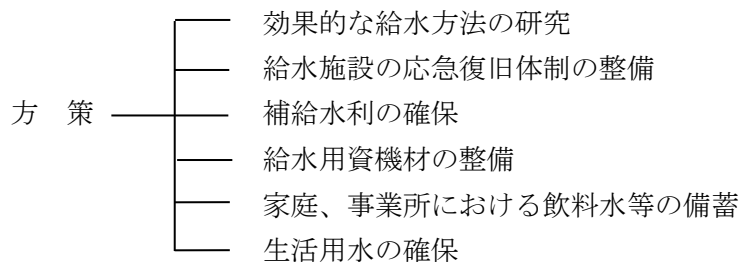
1. 目 的

震災時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平時から水道設備（給水施設）及び災害時の応急給水体制の整備を図る。

2. 目 標

災害時における飲料水の給水は、災害の規模、場所等によりその都度本部長が指示することになるが、概ね1人1日3リットルの確保を目標とする。

3. 方 策



3.1 効果的な給水方法の研究

水は、市民生活に一時も欠かすことができないため、災害後の早い段階から水需要が増大する。この需要に、適切に対応するために合理的かつ効果的な給水方法について調査、研究を行う。

3.2 給水施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、関係機関との間で締結した災害に関する相互応援協定に基づき応援要請をする等、応急復旧体制の整備に万全を期す。

また、重要度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

3.3 補給水利の確保

上下水道局はあらかじめ非常災害時の給水を考慮し補給水利の所在、水量、活用方法等を調査し、把握しておくものとする。また、応急対策計画に定める給水計画に十分な水利の確保に努めるものとする。

[計 画]

水道設備（浄水場や水道管等）の整備

3.4 給水用資機材の整備

上下水道局は応急給水活動に必要な給水車、トラック、給水タンク、給配水連絡管、応急給水栓等及び給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上及び輸送等について関係機関との間において締結した災害時における相互応援に関する協定に基づき、飲料水の確保に万全を期す。

給水用器材の保有状況

⇒ **【資料4】 応急給水設備等（市保有分）**

3.5 家庭、事業所における飲料水等の備蓄

市民、自主防災組織及び事業所等に対して、飲料水等の備蓄を啓発する。

3.6 生活用水の確保

飲料用水に限らず、断水等によりトイレ、洗濯等の生活のために水（生活用水）が必要となることから、防火水槽等や井戸の整備により生活用水の確保に努めるものとする。

（1）防災井戸（避難所井戸）の整備

避難所での生活用水の確保のため、平成28年度に17小学校、平成29年度に5中学校（小学校に隣接する学校及び既存井戸がある学校除く）及び市立高校に、防災井戸（避難所井戸）を整備した。

（2）災害時協力井戸の登録

地震等の災害により上水道施設が被災した場合に、当該施設が復旧するまでの間、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的した「伊丹市災害時協力井戸の登録に関する要綱」を策定し、平成30年度から登録募集を開始した。

個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録したものは、災害時に地域住民の方に無料開放してもらえる井戸として、ホームページ等で周知を行う。

第18節 生活必需品供給体制の整備

(都市活力部、危機管理室、関係部)

1. 目的

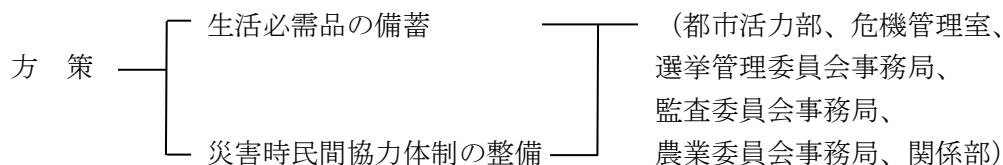
災害により、生活上必要な被服、寝具、その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与又は貸与する体制を整備する。

2. 目標

災害時は、平時の市場流通の混乱、途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制を整備する。

3. 方策

応急対策計画（被服等生活必需物資の供給）の円滑な実施のため、以下の方策を実施する。



3.1 生活必需品の備蓄

3.1.1 市における備蓄

事前に相当量の物資を備蓄しておき、なお不足するときは速やかに調達するよう努める。また、当該備蓄は新型インフルエンザ等対策特別措置法第11条に基づき、相互に兼ねるものとする。

(1) 目標

想定最大避難者数 15,000 人（⑤は、伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画の想定人口）に対し、次のとおりとする。

① 毛布

想定最大避難者数 15,000 人分の毛布を手当てすることを目標とする。

② トイレ関係

想定最大避難者数 15,000 人分のトイレ関係備蓄を手当てすることを目標とする。

③ 生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について備蓄するとともに、協定等により市内の民間事業者から調達を図るものとする。

④ その他生活用品等

避難所等で乳幼児等弱者が一時的に生活するために必要な、除菌シート、おしりふき等、衛生用品等について可能な限り備蓄するとともに、協定等により市内の民間事業者から調達を図るものとする。

⑤ 感染症対策関係

複合災害に備え、伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく感染対策物品を備えるとともに、避難所用感染対策物品を備蓄するものとする。

(2) 計 画

日用品、衣料品、燃料類、工具等資器材については、年次的に整備を図り、備蓄する。

⇒ 【資料3】 備蓄一覧

(3) 管理

新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄倉庫ごとの備蓄物資の品目、数量等の情報を定期的に更新する等して、最新の状況を把握する。

(4) 公表

物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

3.1.2 家庭、事業所における備蓄

防災基本計画に基づき、各家庭や事業所において、「最低3日間、推奨1週間」の食料の備蓄を啓発する。

また必要となる備蓄品は、各家庭の構成や状況、事業者の規模等において異なることから、それぞれに必要なものを備蓄するように啓発する。

3.2 災害時民間協力体制の整備

(1) 計画目標

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。それ以外のものについては、あらかじめ関係団体（企業）との間と協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の民間協力で頼らざるを得ない状況にある。

このため、以下の項目について、関係団体等との協力体制を整え、各団体の役割を確認しておくものとする。

- ① 食料、副食品の調達体制
- ② 健康食品の調達体制
- ③ 炊き出し体制
- ④ 食料配給体制

(2) 現 況

本市における災害時の民間協力体制は以下のとおりである。（支援協定締結企業名）

取扱品目	店 名	所 在 地	電話番号
寝 具	コープ伊丹	平松 5 丁目 1-31	072-772-0631
	コープ協同購入センター伊丹	中野北 4 丁目 1-38	072-772-0634
	イオンリテール(株)西日本カンパニー	藤ノ木 1 丁目 1-1	072-787-0500
		池尻 4 丁目 1-1	072-773-6980

取扱品目	店 名	所 在 地	電話番号
肌 着	コープ伊丹 コープ協同購入センター伊丹 イオンリテール(株)西日本カンパニー	平松 5 丁目 1-31 中野北 4 丁目 1-38 藤ノ木 1 丁目 1-1 池尻 4 丁目 1-1	072-772-0631 072-772-0634 072-787-0500 072-773-6980
食 器	イオンリテール(株)西日本カンパニー	藤ノ木 1 丁目 1-1 池尻 4 丁目 1-1	072-787-0500 072-773-6980
日 用 品	コープ伊丹 コープ協同購入センター伊丹 イオンリテール(株)西日本カンパニー (株)LIXIL ビバ スーパービバホーム伊丹店 コーナン伊丹店 コーナン伊丹昆陽店 スギ薬局伊丹昆陽東店 他 (株) ユアサ (トイレットペーパー)	平松 5 丁目 1-31 中野北 4 丁目 1-38 藤ノ木 1 丁目 1-1 池尻 4 丁目 1-1 鴻池 1 丁目 304-2 鴻池 7 丁目 3-14 昆陽 8 丁目 46-1 昆陽東 1 丁目 2-7 西宮市田中町 4 丁目 10-2	072-772-0631 072-772-0634 072-787-0500 072-773-6980 072-773-8851 050-3146-5776 072-782-5705 072-744-1671 0798-33-4511
光熱材料	(株)関西スーパーマーケット コープ伊丹 コープ協同購入センター伊丹 イオンリテール(株)西日本カンパニー	中央 5 丁目 3-38 平松 5 丁目 1-31 中野北 4 丁目 1-38 藤ノ木 1 丁目 1-1 池尻 4 丁目 1-1	072-772-0341 072-772-0631 072-772-0634 072-787-0500 072-773-6980
燃料類	伊丹産業(株) 伊丹市交通局	中央 5 丁目 5-10 広畑 3 丁目 1	072-783-0001 072-781-3751
プロパンガス	向井商店 ※兵庫県エルピーガス協会北摂支部伊丹地区会	伊丹 3 丁目 8-19	072-782-3009
仮設トイレ	(株)ユニオンアルファ ダスキンレントオール 大阪中央イベントセンター (株)レンタルのニッケン 伊丹営業所 西尾レントオール (株) 伊丹営業所 (株) アクティオ尼崎営業所	大阪府中央区北浜 3-5-29 日本生命淀屋橋ビル 12 階 森本 3 丁目 22 北本町 3 丁目 36 尼崎市大庄西町 2 丁目 20-1	06-6940-6588 072-777-7750 072-770-0240 06-6416-1300

(3) 計 画

想定最大避難者数 15,000 人分の生活必需品等の調達について、今後も民間協力協定を締結する。この場合、協定内容は可能な限り、生活物資等の数量の確保だけではなく配送要員や車両の手配も含めて企業やボランティア等に依頼し、市職員による直接的な調達、配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

また、物資調達、輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第19節 医療救護体制の整備

(健康福祉部、伊丹病院、消防局、伊丹市医師会、伊丹薬剤師会)

1. 目的

地震発生時には、家屋倒壊等により重傷者やその他多数の傷病者が発生し、災害による医療機関の混乱、若しくは機能の停止、或いは医療品等の著しい不足等が予想されることから、住民が医療の途を失った場合に備え、応急的に医療又は助産を実施する体制を整備する。

2. 目標

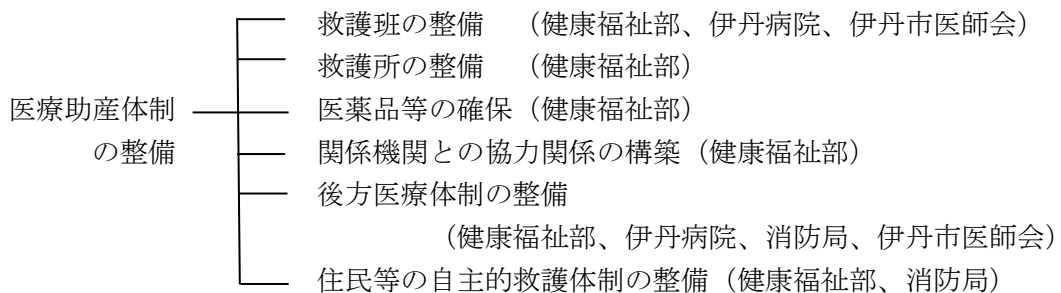
(1) 医療

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対する適切な医療体制を整備する。

(2) 助産

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者に対する適切な助産体制を整備する。

3. 方 策



3.1 救護班の整備

救護班の編成を円滑に行うため、平時から救護班の編成方法等について検討しておく。

3.2 救護所の整備

救護所の開設を円滑に行うため、平時から救護所の整備、設置方法等について検討しておく。

3.3 医薬品等の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び衛生材料は、県、市指定の業者から調達することとし、その活動を円滑に行うために協力関係を構築する。

(1) 目 標

- ① 医療救護班による初動救護活動に必要な医療品、特殊栄養食品等について、医師会との連携を図りながら確保に努める。
- ② 医薬品の調達手段を講じておく。

(2) 計 画

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会との連携

ア．医師会との連携

救急箱内容品等について、医師会との調整を図り、できる限り医療分野の進歩に適応させていくものとする。

イ．歯科医師会、薬剤師会、助産師会との協力関係の構築を推進しそれぞれの内容に応じ、専門的技術の提供を依頼する。

- ② 医療品の備蓄、調達

ア．災害対策用救急箱の配備

避難所（備蓄場所）を含めた、災害対策用救急箱の配備、充実に努める。

イ．医薬品の調達

医薬品の調達のため、市内の薬局等（伊丹市薬剤師会）との協力関係の構築に努める。

3.4 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日赤、医師会、DMAT等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。

また、災害発生時における医師会医療救護班の出動要請に対応し得るよう各地区、各医師に対する緊急連絡網を調整する等、迅速確実な通信体制の確立に努める。

3.5 後方医療体制の整備

医療救護所では対応困難な重症者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。

このため、後方医療施設を検討しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。

3.6 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等による搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、自主防災組織、住民等は、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることから広報、訓練等により住民等に周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第20節 感染症対策・保健衛生体制等の整備、遺体搬送等の実施

(市民自治部)

1. 目的

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生や、新型コロナウイルス感染症等の複合災害が予想されるので、これを防止するための感染症対策、保健衛生体制、遺体搬送等応援体制を整備する。

2. 方 策

方 策 ——— 感染症対策班等の整備
 ——— 民間協力体制の整備

2.1 感染症対策班等の整備

災害時には、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速、かつ的確に実施するため、健康福祉事務所等の協力を得て、感染症対策班等を編成する必要がある。

この編成を円滑に行うため、平時から、感染症対策班等の編成方法等について検討しておくものとする。

2.2 民間協力体制の整備

(1) 感染症対策応援体制の整備

薬剤散布の応援を求める相手方について、あらかじめ処理能力について十分調査し、連絡、記録、報告体制、薬剤及び器具の備蓄、処理手順等を処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

(2) 遺体搬送等応援体制の整備

あらかじめ災害時に遺体の火葬を円滑に行えるよう、応援を求める相手方について、棺等の供給及び遺体の搬送業務に関する連絡、記録、報告体制、処理手順等を計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

第21節 し尿処理体制の整備

(市民自治部、関係部)

1. 目的

災害により排出され又は処理量の増加したし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

2. 方 策

方 策	—	し尿処理体制の整備（市民自治部）
	—	応援協力体制の整備（市民自治部）
	—	し尿処理能力を超えた場合に備えた体制の整備（市民自治部、関係部）

2.1 し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレの整備

避難所に指定している各小、中学校、市立高校に組立式仮設トイレ（コンパクトタイプ2基、バリアフリータイプ1基）を備蓄し、災害発生時には迅速に避難所に設置できる体制とする。また、組立式仮設トイレを、避難所の開設状況や避難者数に合わせて設置できるように防災センターにも備蓄する。

国が示す「発災後初期段階で50人に1基」の災害用トイレを確保するため、災害時応援協定により仮設トイレを確保できる体制の整備に努める。

なお、下水道施設の被災で使用できない場合や発災直後で下水道施設の被災状況が確認できていない状況に備えて、既設トイレのスペースを活用して携帯トイレキットによる災害トイレを確保する体制の構築に努める。

災害用トイレの衛生環境の維持に必要な、清掃や水洗で使用する生活水の確保については、防災井戸を活用するほか、プール等に溜められた水の活用を検討する。

(2) 処理方法の検討

し尿の搬送体制、処理方法について、平時から十分に検討しておく。

(3) し尿処理施設の整備

し尿処理施設、下水処理施設、下水道管の耐震性を診断し、補強等を検討する。

⇒ **【資料3】 備蓄一覧**

2.2 応援協力体制の整備

し尿処理の応援を求める相手方（浄化槽清掃業、運搬許可業者、建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

委託業者で収集困難になった場合、市の保有車両を使い収集を行うため、平時より現有車両の整備、維持管理を行う。

2.3 し尿処理能力を超えた場合に備えた体制の準備

過去の大震災において、避難所での健康維持、感染症対策の両面から、ライフライ

ン断絶時のトイレの重要性が指摘されていることから、避難所への集中を回避するとともに、避難所でのトイレの適切な管理体制の構築が必要である。

自宅でのトイレで安心して用を足せるように、緊急措置として、携帯用トイレや新聞紙とビニールを利用した水を使用しない方法等を広く啓発する。また、避難所におけるトイレの設置並びに維持管理体制についてのマニュアルの整備を進める。

仮設トイレ設置の際は、暗がりにならない場所を選定するとともに、個室は施錠可能なものとする等、防犯対策についても配慮を行う。また、高齢者や身体障がい者用に、段差がなく手すり等が設置され、車椅子等で入れる間口の広いユニバーサルトイレの設置を行う。

第22節 災害廃棄物等の処理体制の整備

(市民自治部、都市交通部)

1. 目的

災害により排出され又は処理量の増加した廃棄物を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

2. 阪神・淡路大震災の状況

(1) 災害廃棄物の発生量

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災における本市の災害廃棄物の発生量は、以下のとおりである。

(平成8年(1996年)2月1日現在)

区 分	発生量 (t)
廃木材	59,384 t
コンクリート類	181,585 t
プラスチック類	1,361 t
鉄 類	11,935 t

(2) 仮置場の状況

以下の7カ所を活用し、災害廃棄物の仮置場とした。

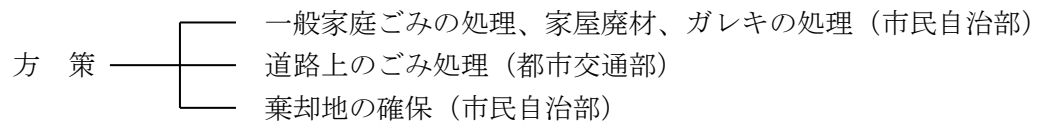
- ① 森本仮置場(神津小学校南側用地)
- ② 瑞ヶ丘仮置場(市民グラウンド)
- ③ 北伊丹9丁目仮置場(JR北伊丹駅東)
- ④ 北伊丹(1)仮置場(敷紡跡地西)
- ⑤ 北伊丹(2)仮置場(敷紡跡地)
- ⑥ 昆陽池仮置場
- ⑦ 猪名川仮置場

(3) 発生量の換算係数

(平成8年(1996年)2月1日現在)

区 分	木 造 (t/m ²)	鉄 骨 (t/m ²)	鉄 筋 (t/m ²)
廃木材	0.12659	0.14	0.14
コンクリート類	0.347	0.944	1.33
プラスチック類	0.0026	0.008	0.008
鉄類	0.0176	0.187	0.096

3. 方 策



3.1 一般家庭ごみの処理

生ごみについては、衛生面での問題も大きいことから、協定締結を行っている伊丹市許可業者（伊丹市環境事業協同組合）の協力を得ながら最優先に収集を行い、豊中市伊丹市クリーンランドに搬送のうえ焼却処理する。今後も協定締結業者である伊丹市環境事業協同組合との情報連携を密に行い、処理体制を整える。

3.2 家屋廃材、ガレキ処理及び道路上のごみ処理

本市では平成 29 年度に、「伊丹市災害廃棄物処理計画」を作成した。

ごみ処理方法や仮置場に関する詳細事項については、前述の「伊丹市災害廃棄物処理計画（令和 7 年(2025 年) 8 月改定）」に記載するものとする。

3.3 棄却地の確保

神 戸 沖	開 始	:	H13 年度～
	面 積	:	88ha
	埋 立 容 量	:	15,000 万 m ³

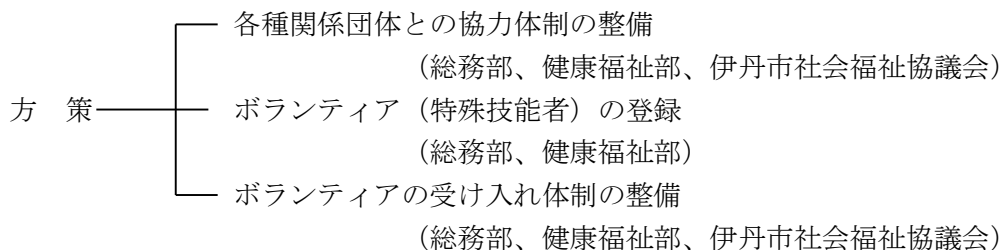
第23節 ボランティアの登録及び労務供給体制の整備

(総務部、健康福祉部、伊丹市社会福祉協議会)

1. 目的

災害応急対策を迅速、的確に実施するためには、ボランティア活動、労働者の雇上げが必要な場合における近隣の者の協力等が必要となる。その活動を円滑に行うための体制を平時から整備する。

2. 方 策



2.1 各種関係団体との協力体制の整備

災害応急対策計画に示された伊丹市社会福祉協議会等各種関係団体と関係部との間で、平時から連携を密にしておくとともに、国が災害時に被災者支援を行うNPO、ボランティア団体を被災者援護協力団体として登録する制度を創設したことから、登録団体と平時から「顔の見える」関係づくりを進め、発災直後から質の高い被災者支援が実現できるよう取り組む。

また、中間支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築にも努めるものとする。

2.2 ボランティア(特殊技能者)の登録

防災活動上有用な、特殊の技能を有した者(例:建物の応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、コンピューター関係等)で、災害時の協力を得られる者については、ボランティアとして登録しておくものとする。

2.3 ボランティア受け入れ体制の整備

(1) ボランティアの活動内容の整理

ボランティアの活動内容については、「伊丹市災害対応計画 第4章 4.6 災害ボランティア受入計画」を踏まえ、以下の事項を参考に、受け入れ体制の整備を図るものとする。

① ボランティアの種類

ア 福祉活動に対するボランティア

一人暮らし等の高齢者、障がい者等に対する支援活動をする者

- イ 資格、職能を有するボランティア
医師、看護師、建築士（応急危険度判定士）、土木技術者（被災宅地危険度判定士）、建設作業員、ダイバー等

ウ その他のボランティア

② ボランティアの活動内容例

- ア. 救出、捜索活動
- イ. 救急医療活動
- ウ. 建物の応急危険度判定活動
- エ. 被災宅地危険度判定活動
- オ. 被災者、避難者への炊き出し
- カ. 被災者のための生活支援情報の提供
- キ. 被災者に対するメンタルケア等健康管理支援活動
- ク. 被災者に対する各種生活相談
- ケ. 避難所の運営支援
- コ. 要配慮者に対する飲料水、食事の運搬等の生活支援活動
- サ. 要配慮者に対する手話等による情報提供
- シ. 外国人等に対する通訳支援、「やさしい日本語」及び多言語での情報提供
- ス. 物資集積拠点等における物資の管理、仕分け、配送
- セ. ひとり暮らし高齢者、障がい者等の訪問、身の回りの介助等

(2) 受入窓口の整備

① 総合受付

〔担当窓口〕 受援本部（総務部）

② 福祉活動に対するボランティア

〔担当窓口〕 健康福祉部、伊丹市社会福祉協議会

③ 資格、技能を有するボランティア及びその他のボランティア

〔担当窓口〕 受援本部（総務部）

(3) ボランティアセンターの環境整備

ボランティアの受け入れ体制を円滑に行うため、ボランティアセンターであるいきいきプラザ及び防災センター等の環境整備を図る。

(4) ボランティアコーディネーターの養成及び確保

ボランティア活動を機能的かつ十分に発揮できるようにするため、コーディネーターの養成及び確保に努める。

(5) 事故に対する補償

ボランティア保険へ加入を検討する等、ボランティアの事故に対する補償について検討しておく。

(6) 材料費等の負担

活動に伴う材料費等の負担について検討しておく。

第24節 市公共施設の災害対応力の強化

(全部局)

1. 目的

市の所管する施設が災害時に被害を受けると、市民生活への影響が極めて大きく、避難、救護、救援、復旧対策の円滑な進捗をも左右することになる。そのため、市公共施設の管理者は、日頃から危険個所の把握と補強を実施し、災害に強い施設づくりを進める。

2. 方 策

方 策 ——— 市公共施設の防災体制の整備
 耐災害性の点検、確保

2.1 市公共施設の防災体制の整備

伊丹市災害対策本部組織としての役割を勘案しながら、個々の施設の実情に応じ「利用の安全」を基本にし、その体制の確立に努めるものとする。

(1) 防災体制の整備

非常時における各人の役割、行動の重要さの自覚高揚教育、実践的訓練を重視する。そのため、施設内容にあった防災手引書の作成に努めるものとする。

- ① 職員による自衛防災組織づくり
- ② 職員に対する防災教育
- ③ 防災訓練

2.2 耐災害性の点検、確保

地形、地盤の立地条件及び建物構造、階高、建築後経過年数等から、震災時に問題がないかどうかを点検し、必要により対策を講ずる。

第25節 自主防災体制の整備

(消防局、関係部)

1. 目 的

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主的な防災組織を地域ごとに設置する必要がある。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、市は地域住民、地域及び事業所等による自主防災組織の指導、育成に努めるものとする。

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、平時及び災害発生時の効果的な防災活動が行えるよう努めるものとする。

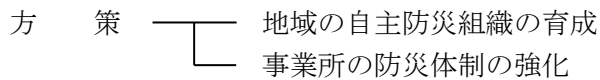
(1) 平時の活動

- ① 情報の収集及び伝達体制の確立
- ② 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備、器具等の点検
- ④ 防災用資機材の備蓄及び管理
- ⑤ 救出、救護及び避難誘導體制の確立
- ⑥ 要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ① 初期消火の実施
- ② 地域内の被害状況等の情報の収集
- ③ 避難指示の伝達並びに集団避難の実施
- ④ 救出、救護の実施及び協力
- ⑤ 非常炊き出し及び救援物資の配分に対する協力
- ⑥ 要配慮者の確認及び避難誘導

3. 方 策



3.1 地域の自主防災組織の育成

(1) 現 況

伊丹市における自治会の総数は 194 で、自治会を基本単位として結成される自主防災組織は、195 組織（自治会 189+自治会組織ではない団体 6）が結成されている。

(2) 計 画

- ① 自主防災組織の結成及びその自主的な活動の継続を働きかけるとともに、広報紙、ホームページ、SNS 等の各種媒体を通じ、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災本来の意義を啓発する。
- ② 組織の結成、運営にあたっては消防局、消防団、その他関係部局に組織や規約づくりのマニュアルを備える等地域の相談に応じる。
- ③ 組織活動については、消防局、消防団、その他関係部局が連携を密にし、相互に協力して指導を行うとともに、世代や性別に捉われない多様性のある参加促進に努める。
- ④ 地域の要望に基づき、その特色に応じた防火、防災訓練等の支援を行う。

3.2 事業所の防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

高層建築物、映画館、スーパーマーケット、ホテル、学校、病院等多数の人が利用する事業所については、法令の定めにより防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備等防火安全教育、指導を行い、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また複数の用途が存在し、管理権原が分かれている、いわゆる雑居ビル等については発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって、防火防災管理体制をとれるよう指導する。

(2) 自衛消防組織の指導、育成

自衛消防組織の設置を必要とする事業所に対し防火安全教育指導を行い、防火意識及び初期対応能力の向上を図る。

(3) 地域との連携

関係地域の自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう相互の協力関係の構築に努める。

第26節 要配慮者対策

(総務部、健康福祉部、こども未来部、市民自治部)

1. 目的

障がい者、高齢者、乳幼児及び外国人等は、災害発生時に迅速、的確な行動がとりにくく、その意味で災害対応能力が弱い、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」といえる。高齢化社会の進展、国際化に伴う外国人の増加とともに要配慮者が増加し、これに伴う課題発生が予想される。そのため、これらの状況に適切に対処するための対策を進める。

2. 伊丹市における要配慮者の現況

⇒ 【資料1】 防災力等の概況 参照
(高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、乳児、外国人市民)

3. 方 策

方策 ——— 要配慮者への配慮と対策（各部）
 ——— 避難行動要支援者対策（各部）

3.1 要配慮者への配慮と対策

災害時のハンデキャップの内容は、障害の内容や程度等によって一人ひとり異なることを認識して対応にあたる。

また、要配慮者に対する対応は、本計画のあらゆる事項で配慮が必要であることを認識しなければならない。この配慮は性別の違いによる配慮も含まれる。

(1) 情報伝達体制の整備

① 要配慮者が円滑に避難するため、立ち退きを行うための通知又は警告体制の整備

広報車による情報伝達に加え、屋外拡声器やFMいたみ、携帯端末等による緊急速報メール等を活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせた伝達方法を考慮する。

② ハンデキャップの内容に応じた情報伝達方法の検討

(2) 要配慮者施設等における対策

社会福祉施設や幼稚園等には、要配慮者が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を図るためには、日頃から十分な要配慮者対策を講じておくことが必要である。

① 要配慮者への配慮

県をはじめ防災関係機関と連携して防災知識の普及に努め、防災訓練の実施に際しては、要配慮者に充分配慮するとともに、平時から地域において要配慮者を支援する。

② 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の役割分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を作成しておく。

③ 防災訓練の実施

防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的な訓練を実施する。

④ 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については、日頃より安全点検を行う。

⑤ 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、関係機関と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う体制づくりを進める。

⑥ 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者は、自力での避難が困難である方が多く、どうしても他の人の介助が必要となる。実際の災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られるよう体制づくりを進める。

⑦ 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

⑧ 非常用食料等の備蓄の推進

乳幼児を長期間にわたり保護する施設については、必要最低数量のミルク、オムツ等の非常用食料等の確保に努める。

(3) 外国人等への対策

災害時に最も問題となるのが言葉の違いであり、緊急時における外国人市民等への情報伝達を困難にしている。また、言葉や生活習慣の違いから避難所での意思疎通も困難な場合が少なくない。

このため外国人、旅行者等が災害時に的確に行動し、安全が確保されるよう以下の対策を講じることが必要である。

① 防災に関する啓発

外国人市民向けの「伊丹市生活ガイドブック」（やさしい日本語版）、伊丹市洪水・土砂災害・高潮ハザードマップ（やさしい日本語・英語併記）及び内水ハザードマップ（英・中・韓）の配布

② 「やさしい日本語」及び多言語による情報提供体制の整備

ア 緊急時における「やさしい日本語」及び多言語による情報提供体制（市ホームページ、緊急メール、テレビ、ラジオ等）の整備

イ 「やさしい日本語」及び多言語による広報印刷物の配布

ウ 避難所等の標識の「やさしい日本語」及び多言語併記

エ 通訳機器、通訳サービス等の整備

③ 地域社会との連携

災害時に近隣との協力、連携が図れるよう啓発、地域交流に努める。

- ④ 外国人等に対する相談窓口の開設
- ⑤ 災害時の外国人支援コーディネーター

災害時外国人支援情報コーディネーター（※）の配置により、災害時の行政情報の提供や避難所にいる外国人被災者のニーズの収集等に努める。

※ 国の災害時外国人支援情報コーディネーター研修の修了者。

3.2 避難行動要支援者対策

要配慮者の中でも、特に自力避難が困難と考えられる在宅のひとり暮らし高齢者や障がい者等を避難行動要支援者といい、平時から当該避難行動要支援者の名簿を作成して情報を把握する。

今後の取り組みとして、個人情報の提供に同意を得られた避難行動要支援者については、「避難行動要支援者支援マニュアル（平成29年3月）」に基づき、地域の避難支援等関係者に対して平時から登録者名簿の情報を提供する等、以下に示す支援体制の整備に努める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者名簿に記載する者

- ア 高齢者実態調査で避難支援が必要と回答した高齢者
- イ 要介護3～5の認定を受けている高齢者で、単身若しくは高齢者のみの世帯の者
- ウ 要介護認定を受けている高齢者で、認定調査の認知症高齢者日常生活自立度がⅡ以上の者
- エ 40歳から70歳の要介護3～5の認定を受けている者で、イ及びウと同等の避難支援が必要と認められる者
- オ 身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由者（1～2級）、内部障がい者（心臓機能障害1級、呼吸機能障害1級）、聴覚障がい者、視覚障がい者
- カ 療育手帳所持者（判定A）
- キ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ク 常時人工呼吸器が必要な者
- ケ その他、市長が名簿に記載を必要と認める者

② 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成に必要な個人情報は下記のとおりとし、市の担当所管課及び本人からの申請により入手し、名簿を作成する。

- ア 避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先
 - イ 避難行動要支援者の障害の程度等、支援を必要とする事由
 - ウ その他避難支援等の実施に際し、市長が必要と認める事項
- （ア）避難行動要支援者本人以外の緊急連絡先（氏名、本人との関係、住所、連絡先）

（2）避難行動要支援者名簿の活用による支援体制の構築

市は、災害時に避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置として、名簿情報を避難支援等関係者に提供できる体制を整える。

① 避難支援等関係者の範囲と名簿の取り扱い

ア 避難支援等関係者

伊丹市消防団、伊丹警察、伊丹市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会等、自治会、自主防災会、それぞれの会長等及び民生委員、児童委員、その他支援の協力を申し出る者のうち市長が認める者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対して、個人情報の提供について同意を得られた地域内の避難行動要支援者名簿の情報を提供する。

イ 名簿の更新に関する事項

年1回、名簿情報の更新を行い、更新前の名簿と交換する。

ウ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するため市が講ずる措置及び市が求める措置

名簿を管理する避難支援等関係者と市の間で、目的外利用や提供の制限、秘密の保持、複写の制限等を規定した協定書を締結する。避難支援等関係者の中の個人が当該名簿を管理する場合は、名簿を厳重に管理するよう求め、当該個人に対し、所属団体の代表者が市と締結した協定書内容を遵守すること等を規定した誓約書の提出を義務付け、情報漏えいを防止する。

② 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難支援等関係者による安否確認と避難支援

当該名簿のうち、名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が訪問し、安否確認及び避難支援に努める。そのため、平時より、名簿を活用し、当該名簿登録者の把握と個別支援体制の構築に努める。

イ 市職員等による避難支援

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ名簿情報の提供に同意していない者及び避難支援等関係者が避難支援できなかった者は市職員等が対応するため、当該名簿を活用した避難支援体制の構築に努める。

また、緊急時には、避難支援等関係者へ名簿情報の提供を同意していない者の情報を、避難支援等関係者及びその他関係団体へ提供できることから、平時より関係団体等と連携を図り、安否確認や避難誘導の協力が得られるよう、実行体制の構築に努める。

③ 避難支援等関係者の安全確保

安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防、警察に支援を求める等、避難支援等関係者の安全確保を優先する。

(3) 個別避難計画の作成

市は、避難に関する必要な情報を要支援者から収集し、当該情報を反映した個別避難計画の作成に努め、避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者は市から提供された個別避難計画を平時から見守り活動等に活用し、避難支援に必要な詳細情報を個別避難計画に反映する等して、有効性を高める取り組みに努める。

(4) 防災についての指導、啓発

市は、広報等を通じ、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対し、以下の項目について指導啓発に努める。

① 避難行動要支援者及びその家族

- (ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深める。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、常日頃から地域との関係を深める。
- ② 地域住民
 - (ア) 地域防災組織等において、地域の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制の整備を図る。
 - (イ) 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
 - (ウ) 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動
 - (エ) 災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に努める。

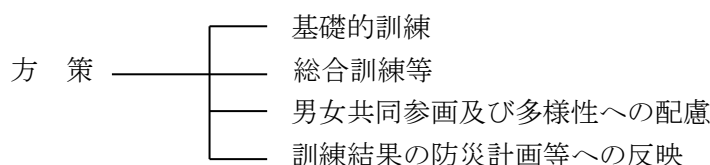
第27節 防災訓練

(全部局)

1. 目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

2. 方 策



2.1 基礎的訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。関係部局においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、部局単位で積極的に取り組むものとする。

(2) 災害救助実務研修

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、関係職員に対し災害救助実務研修を実施する。

(3) 家屋被害認定士

災害時の住宅被害調査において、調査を即時に行う調査員の知識と技術の向上、調査方法及び判定方法の統一化を図るため、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱に基づく研修等により、認定士を養成する。

(4) 炊き出し訓練

災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に推進し、応急救助活動に万全を期するため、自衛隊等、協力団体（日赤奉仕団、自治会等）の協力を得て、炊き出し訓練を適宜実施する。

(5) 避難訓練

避難訓練の実施にあたっては、以下のことに考慮するものとする。

- ① 危険予想区域及び避難場所並びに避難の方法等の住民への周知徹底
- ② 避難指示の伝達及び避難誘導
- ③ 救難、救護等の措置

(6) 職員参集訓練

職員参集訓練の実施にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練内容とする。

(7) 災害情報の収集、伝達訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受けることが予想されるため、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達、情報処理の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

① 実施方法

ア．災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練及びそれらの情報を分析、整理する訓練

イ．被害の規模により固定系無線の避難指示等伝達訓練

ウ．通信設備の応急復旧等についての訓練

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

(8) シェイクアウト訓練

シェイクアウト訓練とは、共通の地震発生の想定を基に、屋外拡声器、メール、ラジオ等の伝達手段を用いた地震情報を伝達し、それぞれの居場所で同時に地震に対して身を守る行動をとるもの。今後定期的に行っていくように努める。

2.2 総合訓練等

(1) 総合防災訓練

市は関係防災機関の協力を得て、総合防災訓練を実施するよう努めることとする。

① 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し、避難所開設等

② 訓練参加者

伊丹市、兵庫県、兵庫県警察本部、陸上自衛隊、日本赤十字社兵庫県支部、電気、ガス、通信事業者、地元関係団体、住民等

③ 訓練場所

TOYO TIRES 伊丹スポーツセンターほか

④ その他

震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報収集と伝達要領並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

(2) 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と消防署、消防団等の協力のもとに実施する。

① 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練、応急給水訓練等

(3) 防災図上訓練

市は関係防災機関の協力を得て、防災図上訓練を実施するよう努めることとする。

① 訓練内容

通信連絡、災害対策本部会議、状況付与、情報連絡、広報等

② 訓練参加者

伊丹市、兵庫県、兵庫県警察本部、陸上自衛隊、日本赤十字社兵庫県支部、電気ガス・通信事業者、地元関係団体、住民等

③ 訓練場所

災害対策室

④ その他

状況の訓練を適宜実施する。

(4) 避難所 HUG（避難所運営ゲーム）

避難所の運営は、避難者における自主運営が基本となるため、避難所運営を模擬体験できる避難所 HUG を実施することにより、市民の啓発及び能力向上に努める。

① 訓練参加者

自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員 等

② 関係部局

教育委員会事務局、消防局、危機管理室、他関係部局

(5) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

(6) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小中学校の防災訓練

教育委員会等の指導のもとに、職員、保護者を含めて定期的に訓練を行う。

子どもを対象とした訓練では、「遊び」の要素を含んだ訓練形態も考えられる（例えば、子どもたちが自分たちの力で生活圏の危険を発見するウォークラリー的な訓練。或いは危険発見ゲーム）。

なお、この訓練では原則として以下のことを確認することが必要である。

① 児童生徒（園児）

ア．児童生徒（園児）の生活圏に存在する地震時の危険

イ．アの危険への対処方法

ウ．災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

エ．集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

② 職員

ア．児童生徒（園児）の生活圏に存在する地震時の危険

イ．アの危険への対処方法

ウ．職員の役割

③ 保護者

ア．児童生徒（園児）の生活圏に存在する地震時の危険

イ．アの危険への対処方法

ウ．保護者の役割

(7) 協定締結先や災害サポート登録事業所等との訓練

本市は様々な事業所、施設、機関等と応援協定の締結や災害サポート登録制度によって、協力体制を構築している。それら関係機関と定期的に情報伝達訓練等を実施することにより、平時からの連携強化を図り、関係性を継続させるとともに、情報共有

や担当者の確認等行う。

2.3 男女共同参画と多様性への配慮

訓練は、災害時の男女共同参画や多様性への配慮の仕組みが構築されるよう、多様な住民の参加の下、これらの視点を取り入れて、行うものとする。

2.4 訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練終了後、訓練結果を検討し、その内容を防災計画の改正等に反映する。

第28節 防災教育

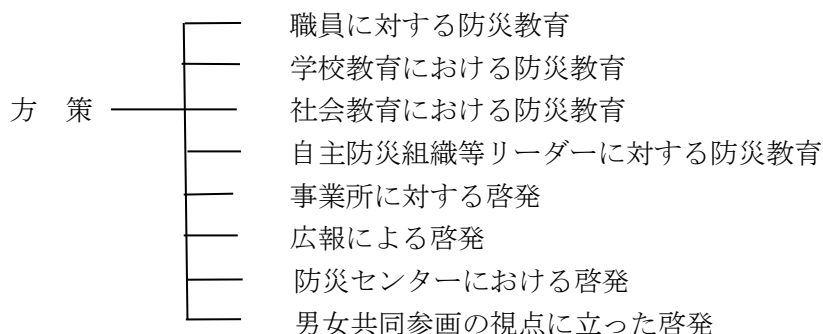
(全部局)

1. 目的

平時及び災害時において、市民及び職員が的確に判断し、行動しうるよう防災教育を行う。

なお、防災啓発、防災教育を行う際には常に過去の災害事例の課題・教訓等を検証し、また、日々研究が続けられている災害対策に関する諸事項について、その進歩する技術や多様な視点からの配慮等について見地を深めることにより、防災啓発、防災教育内容の改善に努め、常に現状に即したものとするように努めることとする。

2. 方 策



2.1 職員

(1) 新任研修

新任研修の実施内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 伊丹市の災害特性、災害別、地域別、地域別危険度
- ② 災害予防事務及び応急対策事務の概要
- ③ 市職員としての心構え
- ④ 初動時の活動要領

(2) 職場研修

各職場においては、少なくとも年1回、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修する。

- ① 伊丹市の災害特性、災害別、地域別危険度
- ② ①を踏まえた各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- ③ ①～②を踏まえた各職場の初動時の活動要領の確認

なお、災害時の担当職務が平時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的の実技習得演習を実施しなければならない。

(3) その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

① 防災講習会

職員を対象とし、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の専門的知識の高揚を図る。

② 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに土木、水防、建築、その他防災技術の習得、避難所での人権上の配慮について学ぶ機会の確保を図る。

③ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

2.2 学校教育における防災教育

児童生徒に対しては、学校における教育活動の機会を通じて、各学校段階や児童等の発達段階に応じて、震災に対する知識と自助・共助の考え方の普及に努める。

(1) 方 策

① 教科指導

教育課程の中に震災の種類、原因、実態並びにその対策等防災関係の事項を取りあげ習得させる。

② 防災教育、訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校（学校内、登下校路）、家庭、地域等における災害危険及びその危険への対処方法について習得させる。

③ 課外活動における教育

防災センターをはじめ、防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

(2) 計 画

① 自然災害に対する知識教育

災害とは何かについて、各教科や特別活動等を通し、災害に対する知識教育を実施し、防災問題を考える学習の場を設ける。

② 避難訓練の実施等

視聴覚教材等の活用により防災意識を養うとともに、訓練を通じて、災害の状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動のあり方や方法等を習得させる。

③ 集団で行動する緊急時の規律、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つこと等の協力の精神を養う。

④ 避難時非常持出袋の学習の実施

各校に整備している非常持出袋内の防災用品について学習することで、自助の考えや家庭で出来る事前の備えについて習得させる。

⑤ J-ALERT 等緊急放送設備を使用した教育、訓練

小、中、市高、特別支援学校・TOYO TIRES 伊丹スポーツセンターの放送設備に接続した、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や各施設に整備した、手動での緊急情報の吹鳴が可能な緊急情報受信盤を使用し、緊急情報の放送音や、放送音を聞いた際の行動についての啓発や訓練を行い、大地震発生時等の初期対応行動を習得させる。

また、各学校が定期的に行っている防災訓練等にも危機管理室が保有している非常放送設備を利用し、シェイクアウト訓練等を教育部局が行っている訓練に取り入れる。

⑥ 緊急告知 FM ラジオを用いた啓発・訓練

各学校や福祉施設に配備した緊急告知 FM ラジオを活用して、災害時のラジオの重要性や情報の収集方法、緊急情報等についての啓発を行う。また、緊急告知 FM ラジオを使用して、情報収集訓練等を実施する。

2.3 社会教育における防災教育

公民館活動等における研修、集会等、機会を通じ、必要に応じて震災に対する知識と自助・共助の考え方の普及に努める。

(1) 方 策

① 講座

緊急地震速報の活用方法を含めた震災に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集团的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

② 実習

救助の方法、特に心肺蘇生法、AED に対する知識と技術について体得させる。

③ 見学

防災センターをはじめ、防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

④ 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成配布するとともに、機関紙による関係記事の記載に努める。

(2) 計 画

① 防災意識の高揚を図るための講習会、講座の開催

② パネル展示

③ 防災関連パンフレットの作成

④ 非常持出袋、家庭内備蓄、家具転倒防止用品及び避難所用品の展示

2.4 自主防災組織等に対する防災教育

(1) 方 策

① 防災に関する行事等に計画的に参加を促し、活動内容等の知識の普及を行う。

② 防災関係機関の協力のもとに、講演会、講習会及び施設見学等により、防災に対する種々の知識の普及に努める。

③ 防災士の資格取得に対し、補助金を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上を図る。

(2) 計 画

① 防災行事等の広報・案内

② 講演会等の実施

③ 防災講座等の開催

④ 防災訓練等の出前講座での実施

2.5 事業所に対する啓発

(1) 方 策

防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対し、出前講座等により、防災思想の普及を図る。

(2) 計 画

- ① ホテル、スーパーマーケット、映画館、工場等、多数の人が出入り又は勤務する事業所においては、地震対策を踏まえた予防・応急対策計画の作成、訓練の実施・避難誘導対策等に対する指導を行う。また業務継続計画（BCP）の作成において必要に応じ助言を行う。
- ② 危険物を貯蔵・取り扱う事業所においては、保安監督者又は危険物取扱者への研修の実施、防災対策に係る専門知識の習得に対する指導等を促進する。
- ③ 事業所における防災組織づくり、地域への支援・協力活動及び災害時帰宅困難者対策に関する啓発に努める。

2.6 広報による啓発

市の広報紙等に災害対策に関する記事を掲載し、市民の防災意識の普及に努める。

(1) 方 策

- ① ラジオ、テレビ、FM いたみ放送
ラジオ、テレビ、FM いたみ放送を通じ、市民の防災知識の普及を図る。
- ② 広報「広報伊丹」
「広報伊丹」を通じ市民に災害対策の周知徹底を図る。
- ③ パンフレット等の作成
防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ市民に配布する。
- ④ 報道機関の協力
防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の災害対策についての計画等絶えず必要な情報記事の提供に努める。
- ⑤ いたみ防災 LINE、ひょうご防災ネット、SNS
気象情報、避難情報等の防災に関する情報をいたみ防災 LINE、ひょうご防災ネット、SNS を通じて提供することにより、市民に対しての防災情報連絡体制の構築と防災意識の啓発に努める。

2.7 防災センターにおける啓発

防災センターにおいて、平時より啓発展示を行い市民に公開するとともに、防災講座やイベントの実施により、市民の自助・共助意識の普及に努める。

(1) 方 策

- ① 災害記録資料の収集・閲覧
阪神・淡路大震災をはじめ、全国の災害記録・防災資料等を収集・保存し、市民の閲覧に供することで、市民の防災意識の啓発を図る。
- ② 備蓄倉庫・備蓄品の公開
市の備蓄品の実物を展示することにより、市民に防災備蓄への理解と災害時の使用方法の啓発を図る。また、災害時にふさわしい消費者行動がとれるよう消費者教育の観点に立った啓発の実施も併せて行う。

③ 家具転倒防止用品・家庭内備蓄用品の展示

自助に必要な物品の展示により、市民に防災用品の準備を啓発する。

④ 各種講座・展示会等イベントの実施

学校課外授業、自主防災組織等リーダー、地域の防災研修等に対応し、また女性リーダーを含む防災士との防災イベントを実施することにより、女性リーダーの育成を図るとともに、自助・共助意識の涵養と、防災施策や防災資器材への理解と啓発を図る。

2.8 男女共同参画の視点に立った啓発

様々な方法で行われる防災に関する知識の普及において、災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違い、必要な備え等についての理解を促進する。

また、災害時に生じる女性の悩みや、災害時に発生しやすい暴力の問題等について、平時から、男女共同参画センターの講座等を活用し、啓発を行う。

第29節 防災基盤・施設等の緊急整備の推進

(関係部)

1. 目的

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業第6次5箇年計画の作成とそれに基づく事業を推進する。

2. 計画年度

令和3年度～令和7年度

3. 対象事業・第6次5箇年計画事業

伊丹市地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものとする。

(1) 避難地

〔都市の防災構造化、避難活動体制の整備の項等を参照〕

(2) 避難路

〔都市の防災構造化、避難活動体制の整備の項等を参照〕

令和7（2025年）年4月1日現在

事業名	事業概要	実施予定年度
街路事業	山田伊丹線	平成30～令和10年度

(3) 消防用施設

〔地震火災の防止、都市の防災構造化の項等を参照〕

(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

〔都市の防災構造化、道路施設の整備の項等を参照〕

(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設等

〔地震火災の予防、都市の防災構造化、道路施設の整備の項等を参照〕

(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収容するための施設

〔都市の防災構造化の項等を参照〕

令和7（2025年）年4月1日現在

事業名	事業概要	実施予定年度
街路事業	山田伊丹線	平成30～令和10年度

- (7) 医療法に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
〔都市の防災構造化の項等を参照〕
- (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
〔都市の防災構造化の項等を参照〕
- (9) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
〔都市の防災構造化の項等を参照〕
- (10) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
〔都市の防災構造化の項等を参照〕
- (11) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な河川法に規定する河川管理施設
- (12) 砂防施設（砂防法）、保安施設（森林法）、急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
〔土砂災害の予防の項等を参照〕
- (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
〔都市の防災構造化、市公共施設の災害対応力の強化の項等を参照〕
- (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
〔地震火災の予防、都市の防災構造化、災害通信体制の整備の項等を参照〕
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被害者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設又は設備
〔地震火災の予防、都市の防災構造化、災害対策本部体制の整備の項等を参照〕
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
〔食料供給体制の整備の項等を参照〕
- (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
〔救出救助体制の整備の項等を参照〕
- (18) 上記に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの
〔都市の防災構造化の項等を参照〕

第30節 防災対策事業の推進

(関係部)

1. 目的

阪神・淡路大震災による教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化を重点的に実施する等防災機能の向上を図り、「災害等に強い安心安全なまちづくり」を進めるため、防災基盤整備事業計画及び公共施設等耐震化事業計画の策定とそれらに基づく事業を推進する。

2. 計画年度

平成27年度～

3. 対象事業

(1) 防災基盤整備事業

- ① 消防防災施設整備事業
- ② 消防広域化対策事業
- ③ 緊急消防援助隊施設整備事業

(2) 公共施設等耐震化及び防災機能強化事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設

第 2 章 災害応急対策計画

第 2.1 章 初 動 対 応 期

(人 命 安 全 確 保 期)

第1節 初動対応期（人命安全確保期）の活動

災害の規模、被害によっては、活動初動期に人命救助・救出等が優先される活動が想定される。

このため、「初動対応期の活動一覧表（概要）」に示した応急対策活動を実施する場合は、本部長又は総括本部事務局が指示するものとする。

なお、この旨の指示がない場合、各部は「災害対策本部事務分掌」及び応急対策計画に基づく活動を実施するものとする。

地震時初動対応期の活動一覧表（概要）（その1）

経過時間	10 分	20 分	30 分	60 分	120 分
大目的	人的被害の防止・軽減				
小目的	A	B	C	D	被災者救援
活動体制の確立	●幹部職員との連絡・協議・意思決定（手段を確保し、適時） ●自主参集 ○庁舎の被害状況把握（建物、無線、自家発電機）と災害対策本部としての使用可否判断 ○防災行政無線統制 ○災害対策本部設置要否判断（設置基準に照合して即座に判断） ●動員規模判断（非常配備基準に照らして）及び動員指令 ○災害対策本部設置 ○本部連絡員室の設置 ○庁舎周辺等の被害情報を集約し、第1報を県へ報告	○人命危険関係情報中間集約結果に基づく対策協議	○集約結果に基づく対策の協議 ・広域応援要請の要否判断 ・自衛隊派遣要請（依頼）の要否判断 ○被災者救援活動の準備指示 ○防災基幹施設におけるライフラインの優先復旧に係る関係機関に要請	○集約結果に基づく対策の協議 ○被災者救援活動随時立ち上げ ○緊急車両の確認申請	
重要事項の決定 (1)					
情報管理 （特に、人命危険関係情報の収集・報告） (2)	○人命危険関係情報（倒壊家屋数、火災件数、その他要救出現場数）の収集開始 ○地震情報の把握（テレビ、県防災行政無線等から） ○調査部の設置 ○住民等からの問い合わせ等各種通報への対応	○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告	○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告 ○住民等からの通報内容を整理し広報担当へ	○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告 ○住民等からの通報内容を整理し広報担当へ	
人命救出活動 二次災害の防止 (3)	○倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動開始 ○救出隊の編成 ○火災の出火防止・初期消火 ○災害警戒活動開始	○左記活動の継続 ○救出用建設重機の手配、投入 ○出火防止・初期消火・延焼防止	○左記活動の継続	○左記活動の継続 ○土砂災害等の二次災害の防止	

（注）経過時間は目安。なお、●は主に勤務時間外の活動。

地震時初動対応期の活動一覧表（概要）（その2）

経過時間	10 分	20 分	30 分	60 分	120 分
大目的	人的被害の防止・軽減				
	被災者救援				
小目的	A	B	C	D	
広報 (4)	○住民等への活動喚起・行動指示 ・出火防止、初期消火の喚起・指示 ・倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示 ・隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示 ・転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示 ○混乱防止の呼びかけ ○二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ	○随時、左記事項を繰り返し広報 ○安否情報については、「NTT 東日本、NTT 西日本の災害用伝言ダイヤルを活用する」よう広報 ○住民からの受理状況をモニターし、マスコミを通じて広報、ライブライン関係機関の広報担当セクションの設置や増強を要望する。	○随時、左記事項を繰り返し広報 ○被災者救援活動方針の広報 ・地区別の避難所名	○随時、左記事項を繰り返し広報 ○被災者救援活動の内容を広報 ○災害写真等の撮影・記録	
避難所の開設・運営 (5)			○避難所の開設	○住民・観光客等の避難所への収容 ○避難所運営体制の整備	
要配慮者の保護・移送 医療救護 (6)	○要配慮者の保護	○医療機関・施設の被害状況の把握 ○管内・外の医療可能機関等の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達	○左記活動の継続 ○その他の危険地域の要配慮者の移送 ○救護班の編成準備（集団死傷事故現場への派遣準備）	○後方搬送開始	
重要道路応急復旧 交通管制 (7)	○重要道路被害調査開始	○左記活動の継続 ○建設業者との連絡調整（建設重機投入については人命救出活動と調整）	○重要道路応急復旧開始（建設重機投入については人命救出活動と調整） ○迂回路設定準備 ○交通規制準備	○左記活動の準備継続あるいは開始	

（注）経過時間は目安。なお、●は主に勤務時間外の活動。

地震時初動対応期の活動一覧表 (概要) (その3)

経過時間	10 分	20 分	30 分	60 分	120 分
大目的 小目的	人的被害の防止・軽減				
	A		B	C	D
緊急救護活動 (8)	○重要水道施設被害調査			○遺体の搜索・収容・処理の準備 ○緊急給水活動準備 ○緊急食料供給活動準備 ○緊急生活物資供給体制準備 ○輸送車輛等の確保	○左記活動の準備継続あるいは開始 ○災害救助法適用申請 (倒壊家屋数、人命損失から把握できる場合)

(注) 経過時間は目安。なお、● は主に勤務時間外の活動。

第2節 初動活動体制の確立、活動開始

（本部長、総括本部事務局、関係部）

【活動の目的】

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害応急対策実施責任機関は、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 災害対策本部設置の判断	本部長
2. 災害対策本部室の設営準備	総括本部事務局
3. 災害対策本部の設置 3.1 災害対策本部組織の確立 3.2 災害対策本部設置通知 3.3 災害対策本部の標識等の掲示	総括本部事務局 関係部
4. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請 4.1 電力、通信機関等との連携強化 4.2 優先復旧方針の決定と実施	総括本部事務局
5. 災害対策本部の閉鎖 5.1 災害対策本部の閉鎖の判断 5.2 災害対策本部閉鎖の通知	総括本部事務局 関係部
6. 現地災害対策本部の設置	本部長

1. 災害対策本部設置の判断

災害対策基本法及び伊丹市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは伊丹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあつては、総括本部を設置し、事態の処理にあたるものとする。

なお、「伊丹市水防計画」による「伊丹市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合には災害対策本部に吸収するものとする。

（1）地震に伴う災害対策本部設置基準

地震に伴う災害対策本部設置基準

- (ア) 市内に震度5弱以上の大規模な地震、またはこれに準ずる地震が起こったとき。
- (イ) 地震発生により、重大な被害が発生したとき。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されたとき。

（注1） 災害の規模、程度により災害対策本部を設置するに至らない場合は、伊丹市事務分掌規則及び伊丹市消防局の組織に関する規則あるいは、本防災組織の事務分掌の定めるところにより防災事務を処理するものとする。

（注2） 地震による配備体制及び動員基準は「第3節 動員配備」によるものとする。

（2）勤務時間外と勤務時間内の災害対策本部設置要領

① 勤務時間内

勤務時間内における体制は、次のとおりとする。

- (ア) 災害が発生した時は、危機管理室主幹・消防局警防課長・上下水道局下水道課長・都市交通部道路保全課長は、速やかに総括本部員を防災センターに招集し、総括本部事務局を設置する。
- (イ) 総括本部事務局（責任者 市長付参事（危機管理担当））は災害の状況把握に努め、直ちに本部長及び副本部長に報告を行うものとする。
- (ウ) 本部長は、災害対策本部設置の有無を決定し、総括本部事務局を通じて必要な措置を講じるものとする。
- (エ) 災害対策本部を設置する時にあつては、総括本部事務局は速やかに本部会議を開催するものとする。
- (オ) 各本部員は、「伊丹市地震防災計画動員数（資料9）」による情報連絡責任者を通じて職員の動員態勢を整え、災害対策本部事務分掌による業務を行うものとする。

② 勤務時間外（夜間、休日等）

夜間・休日の勤務時間外における緊急事態発生時には次のとおりとする。

(ア) 夜間・休日時に地震が発生した場合、危機管理室主幹は携帯電話又は電話、メール一斉発信等により総括本部員並びに下水道課長、道路保全課長及び消防局警防課長に連絡を行い、招集するとともに、総括本部事務局を設置するものとする。

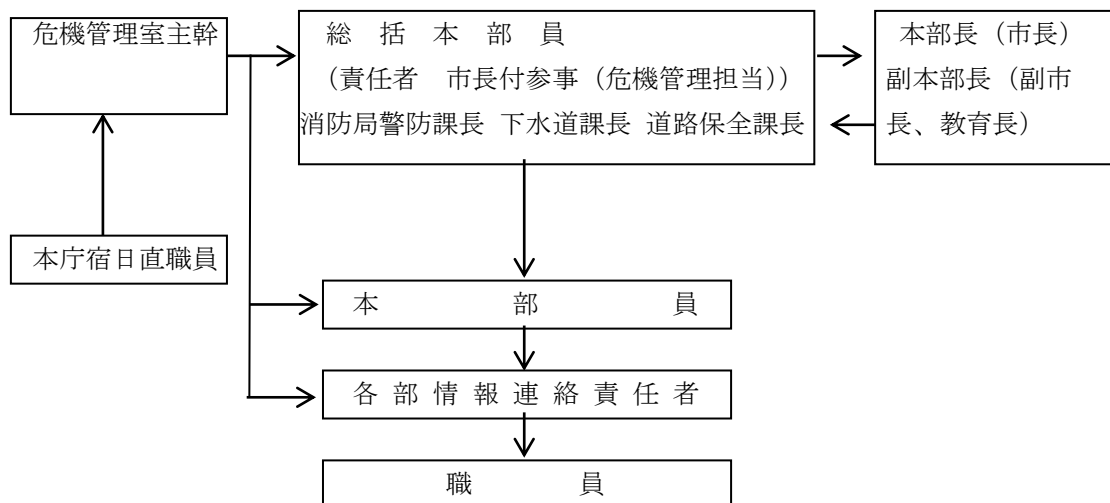
ただし、大規模な地震の発生により、甚大な被害に及んでいると予測される場合は、本部長及び副本部長をはじめ全本部員の招集を行うものとする。

(イ) 本庁宿日直職員（昼間、夜間、各3名）は災害情報を収受したとき、直ちに危機管理室主幹に連絡を行うものとする。

(ロ) 本部長の指示により災害対策本部を設置するときは、危機管理室主幹、総括本部事務局は、宿日直職員の協力を得て防災センターの開庁を行うものとし、災害対策本部開設までの間、初期応急対策活動（第1節 初動対応期の活動一覧表）を行うものとする。

(ハ) 災害対策本部を設置する時にあつては、総括本部事務局は速やかに本部会議を開催するものとする。

(ニ) 各本部員は、「伊丹市地震防災計画動員数」（資料9）による情報連絡責任者を通じ、職員の動員態勢を整え、災害対策本部事務分掌による業務を行うものとする。



(3) その他重要事項の意思決定

勤務時間外における災害発生により、早期に応急対策の必要性がある場合に、災害対策本部設置までの間の早い段階においては、総括本部が次の項目について意思決定をしておく。

- ① 県、県民局に対する本部設置の報告及び緊急対策に係る応援協力要請
- ② 警察、自衛隊に対する応急対策に係る応援協力要請
- ③ 自治会、自主防災組織等に対する応援協力要請
- ④ 医師会に対する応援協力要請
- ⑤ ライフライン関係機関に対する協力要請

- ⑥ 災害救助法適用の要請
- ⑦ 避難所開設決定の有無
- ⑧ その他、早期決定を要する重要事項

2. 災害対策本部室の設営準備

災害対策本部設置の判断を受けて、総括本部事務局は災害対策本部室の設営準備に入る。

- (1) 防災センターの被害状況（建物、室内、電気、通信機器）の把握、火気・危険物の点検を行う。停電の場合には、自家発電機の自動切替運転を確認し、災害対策本部機能の維持に支障がないかどうかを把握する。また、自家発電機の燃料補充には十分に配意し、発電機が地震の影響により運転できない場合は修理業者へ連絡を行うか、関西電力送配電株式会社神戸本部に、高圧発電機車の配備を要請する。
- (2) 県との間で通信手段の確保を行い、以下により被害の第1報を報告する。なお、第1報は迅速を旨とし、人命に係わる災害情報の集約に時間を要すると考えられる場合は、第1報は報告者等周囲の者が把握している範囲のものを報告する。
 - ① 勤務時間外
 - ア. 自主参集時に収集した人命に係わる災害情報の概数
 - イ. 庁舎周辺の被害状況
 - ② 勤務時間内
 - ア. 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況
 - イ. その他の市関係施設及びその周辺の被害状況
- (3) 防災関係者の名簿・連絡先・連絡手段を用意する。
- (4) 応急対策に従事する者の食料の調達及び場所の確保を行う。
⇒ **【資料5】 災害対策本部室配置図**

3. 災害対策本部の設置

3.1 災害対策本部組織の確立

災害対策基本法及び伊丹市災害対策本部条例に基づき、伊丹市の地域において災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に市長が設置するもので、本部長が市長部局のほか各行政委員会等の職員を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施の強力な推進を図るための伊丹市の組織である。

また、災害の状況に応じ、本部会議の決定を得て流動的体制がとれるよう適宜変更するものとする。さらに、機構改革その他、市の組織に変更があった場合は、適宜修正するものとする。

(1) 本部会議

災害対策本部は必要の都度、本部会議を開催し、重要かつ緊急な災害措置に関する協議を行う。

本部会議の設置場所は防災センター（2階）災害対策本部会議室とする。

（2）関係部長会議

関係部長会議は、本部会議の指示事項の処理及び重要事項の具体策の検討を行う。

（3）総括本部員

総括本部員にあつては、災害初期時にかかる「警戒配備」に対する指示、又は災害初期時における緊急体制の整備、編成にあたるとともに、災害対策本部設置の検討を行う。

（4）総括本部事務局

総括本部事務局は、本部会議及び関係部長会議で指示・決定した事項について処理を行うとともに、総括本部員を補佐し、「災害対策本部組織図」による各部を総括する。

総括本部事務局の設置場所は防災センター2階（201、202 会議室、危機管理室）とする。

⇒ **【資料5】 災害対策本部室配置図**

（5）災害対策室

（ア）災害対策室の設置は、防災センター3階（301～304 会議室）とする。

ただし、令和4年11月から当面の間は、本庁舎5階（会議室501A・B）を災害対策室の設置場所とする。

（【資料5】「災害対策室配置図」による）

（イ）災害対策室に次の器材等を備えつける。

- ・ 電話 — 防災センター2階（内線）2050～2059
防災センター3階（内線）2060～2068

災害対策室が本庁舎の会議室501A・Bとなる場合は、（内線）8900～8909

- ・ FAX、テレビ、ラジオ、パソコン
- ・ ホワイトボード
- ・ MCA 防災無線、同報無線、FM 緊急放送装置
- ・ 対策用地図

（避難所、危険地域、消防署所、消防団施設、重要道路、給水拠点等、
応急対策用に作成した1／1万～1／2.5万縮尺程度の地図）

（ロ）本部室には、本部員のほか、次の職員を配置する。

〔常時配置する職員〕 総括本部事務局職員、各部の責任者及び連絡員

〔状況により配置する職員〕 兵庫県関係、地方行政機関、公共機関、自衛隊

（エ）本部連絡員

各部に本部連絡員2名をおく。ただし、うち1名は本部事務局に常駐し、他の1名は自部の事務室に詰めるものとする。

本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、災害対策本部に連絡することを任務とする。

なお、伝達にあたっては「様式—1 ①災害指令書」及び「様式—2 ②調査報告書」によるものとする。

（6） 指揮命令系統

（7） 指揮系統

災害対策本部長 → 副本部長 → （各対策部の）責任者 → 副責任者
 → 情報連絡責任者 → 事務責任者（班長） → 個別事務担当者

（i） 指揮順位

指揮	代替職員 （第1順位）	代替職員 （第2順位）	代替職員 （第3順位）
本部長 市長	副本部長 副市長	副本部長 教育長	市長付参事 （危機管理担当）
副本部長 副市長	副本部長 教育長	市長付参事 （危機管理担当）	総務部長

（ii） 命令権限

災害対応の命令権限については、災害対策本部事務分掌専決区分に定めるとおりとする。

⇒ 【資料6】 災害対策本部組織図

⇒ 【資料6-2】 各対策部の指揮系統

⇒ 【資料7】 災害対策本部事務分掌

⇒ 【資料7-2】 災害対策（水防）本部事務分掌専決区分

（7） 伊丹市議会災害対策支援本部との連携

本市において地震等の災害が発生し、「伊丹市災害対策本部」が設置された場合、これと連動・支援を行うため市議会議員で構成する「伊丹市議会災害対策支援本部」が設置されることとなる。そのため、伊丹市災害対策本部と伊丹市議会災害対策支援本部は、それぞれの事務局を通じ、災害等に関する情報交換等による連携を行うものとする。

3.2 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、以下のとおり、直ちに関係者にその旨を通知及び公表する。

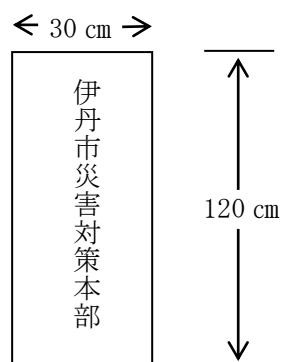
災害対策本部設置通知

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者	備 考
災害対策本部の各部	庁内放送 または有線電話	市長付参事（危機管理担当）	通知を受けた情報連絡責任者は、設置及び閉鎖について職員に徹底するものとする。
市議会災害対策支援本部	電話等	市議会事務局長	
支 所、分 室	無線、有線電話	市民自治部長	
学校等教育施設	無線、有線電話	教育総務部長（教育委員会） 学校教育部長（教育委員会） 生涯学習部長（教育委員会）	
文 化 施 設	無線、有線電話	都市活力部長	
県本部、阪神北県民局、地方行政機関、公共機関、自衛隊	フェニックス防災システム 有線電話 その他迅速な方法	市長付参事（危機管理担当）	
一 般 住 民	報道機関及び広報紙を通じて公表	市長付参事（危機管理担当） 総務部長	
報 道 機 関	口頭、文書 または有線電話	市長付参事（危機管理担当） 総務部長	

3.3 災害対策本部の標識等の掲示

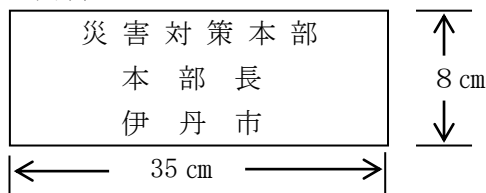
災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を防災センター入口に掲示する。

（1）災害対策本部標示板

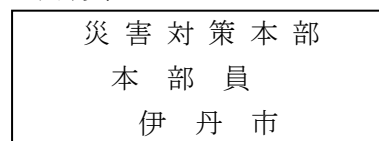


（2）腕 章

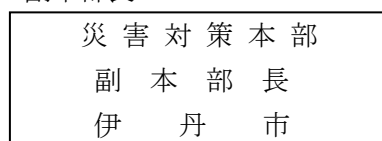
① 本部長



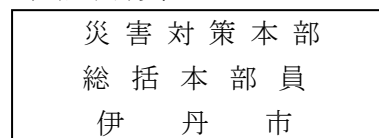
④ 本部員



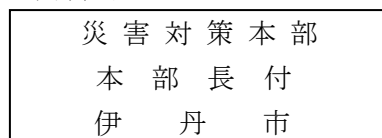
② 副本部長



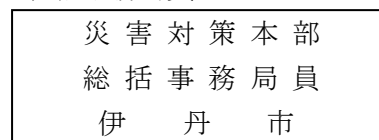
⑤ 総括本部員



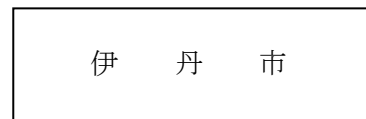
③ 本部長付



⑥ 総括事務局員



⑦ その他の職員



4. 防災基幹施設に対する電力、通信、ガス等の優先復旧の要請

地震災害において、防災対策上重要な施設（＝防災基幹施設）における電力、通信、ガス等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関とこれらの防災基幹施設の優先復旧について連携を図り、速やかな応急復旧を要請する。

4.1 電力、通信機関との連携強化

地震が発生した場合、以下のように対応する。

- （1）地震発生後、市の防災関係機関の電力、通信施設・機能の被害状況を把握する。
- （2）同時に、関西電力送配電（株）、NTT 西日本（株）、大阪ガス（株）等に対し、市本部に連絡員の派遣を要請する。この際、連絡員に対し、各社災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等を携帯するよう要請する。

4.2 優先復旧方針の決定と実施

電力、通信、ガスの復旧にあたっては、応急対策活動を進める上での重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、市本部と関西電力（株）、関西電力送配電（株）、NTT 西日本（株）、大阪ガス（株）等との協議によって決定する。

（1）復旧を優先する施設

- ① 市本部（伊丹市役所）
- ② 市内医療機関
- ③ 市内避難所

（2）復旧方法

応急復旧工事や代替施設・設備（高圧発電機車、衛星通信車載局、移動電源車等）による供給措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

5. 災害対策本部の閉鎖

5.1 災害対策本部の閉鎖の判断

災害対策本部は、市域について災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、又は応急措置が概ね完了したと認めた場合は閉鎖する。

5.2 災害対策本部閉鎖の通知

「3.2 災害対策本部設置通知」に準じて処理する。

6. 現 地 災 害 対 策 本 部 の 設 置

局地的な被害を受けた場合等において、事態の進展に応じた迅速な対応が必要であると判断される場合には現場周辺での指揮活動に適した場所に現地災害対策本部を設置する。

（1）体 制

- ① 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- ② 現地における国、県、県警察、自衛隊等の責任者との機動的な連携体制を整える。

（2）設置基準

災害の発生により、多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、特に被災現場において、継続して対応する必要があると認められるとき

（3）業 務

- ① 災害対策本部長が、現地対策本部長に委任した事務の実施
- ② 災害対策本部との連絡調整
- ③ 防災関係機関相互との連絡調整

第3節 動 員 配 備

（総括本部事務局）

【活動の目的】

迅速かつ的確な防災活動を実施するために、防災指令に基づいて職員を動員し、配備する。

活 動 概 要 と 担 当 部 局

活 動 概 要	担当部局
1. 自主参集基準（勤務時間外における地震発生）	総括本部事務局
2. 動員配備区分の決定	総括本部事務局
3. 動員配備（防災指令）の伝達 3.1 伝達系統 3.2 動員配備（非常配備）に伴う伝達基準	総括本部事務局
4. 防災指令に基づく防災活動	総括本部事務局
5. 配備状況の報告	各部の庶務担当課長 ※本部設置後は、 各部責任者
6. 配備人員不足の場合の措置	総括本部事務局

自主参集基準（勤務時間外における地震発生）

職員は、勤務時間外又は休日においても、地震が発生し、被害が予想されるときは、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって防災センター又は各職場に参集しなければならない。そのため、職員に地震防災非常配備態勢の状況を周知し、職員の動員をスムーズに行うため、職員参集メール、いたみ防災 LINE を実施する。

（1）自主参集基準（勤務時間外・休日等）

- ① 震度4の地震が発生した時は、総括本部員及び警戒配備（総括本部設置）までの職員並びに第1配備までの消防職員は、参集しなければならない。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した時は、上記職員に加え、本部員及び第1配備までの職員並びに全ての消防職員は、参集しなければならない。
- ③ 震度6弱以上は、全職員が参集する。
- ④ 地震により多数の死傷者や災害が発生した時。
- ⑤ 震災により交通機関の事故が発生し、多大な被害に及んだ時。
- ⑥ ライフラインの被害が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼした時。
- ⑦ 震災により河川、堤防等が損傷し、市民生活に甚大な被害の発生又は及ぼす恐れがある時。
- ⑧ 平時からの病弱者、身体不自由や育児・介護休暇で応急活動を実施することが困難である職員は動員しない。

（2）勤務時間外等参集時の職員の心得

- ① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- ② 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもって最寄りの防災機関へ連絡するとともに、住民の生命を守る必要があるときは緊急避難の誘導をしなければならない。
- ③ 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用する。
- ④ 参集途上においては被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちにその内容を上司に報告しなければならない。
- ⑤ 配備態勢については、本部の指示に従う。
- ⑥ 本部から指示がない場合であっても「非常配備態勢」及び「自主参集基準」による事態の発生及び被害が予想される時は、本部からの指示を待つことなく、自主的に防災センター又は各職場に参集する。
- ⑦ 病気、その他やむを得ない理由により、どうしても参集が困難な場合にあっては必ず所属長にその旨を報告する。

1. 動員配備区分の決定

地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備する。この場合、本部開設前は市長、開設後は本部長の命によって行うものとする。地震時の動員基準は、以下のとおりである。

（1）地震時の動員配備の基準

地震時の動員配備基準	
市域の震度	参集対象者
震度4	総括本部員
	警戒配備（総括本部設置）までの職員及び第1配備までの消防職員
震度5弱以上	総括本部員及び本部員
	第1配備までの職員及び全ての消防職員
震度6弱以上	全職員

（2）職員の動員配備

職員の動員配備については「地震時の動員配備基準」に基づき作成された資料9「伊丹市地震防災計画動員数」により行うものとする。

（3）配備体制と業務内容等

配備体制と業務内容は「資料8 地震防災非常配備態勢」に掲げるとおりとする。

（4）震度階級

⇒ **【資料10】 震度階級関連表**

3. 動員配備（防災指令）の伝達

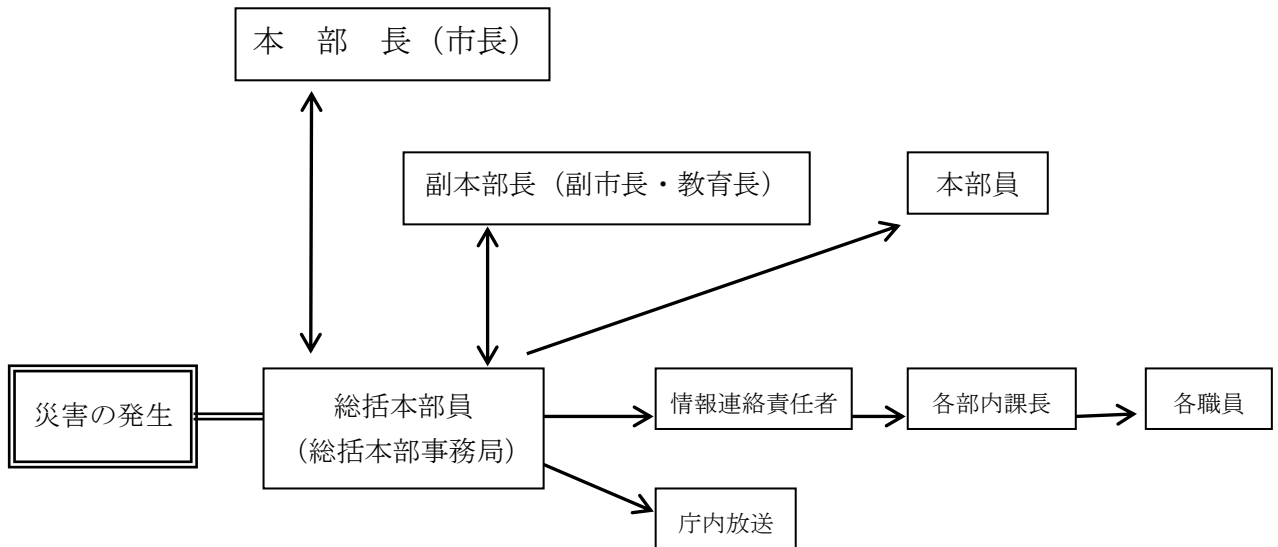
動員配備（非常配備）に係わる職員の連絡については、「資料11 非常配備に伴う伝達基準」に沿って行うものとする。

その際、総括本部事務局より各部の情報連絡責任者（「資料9 伊丹市地震防災計画動員数」）に対し職員動員の指示を行う。情報連絡責任者は各部局毎の緊急連絡網に従い、所属職員に伝達するものとする。

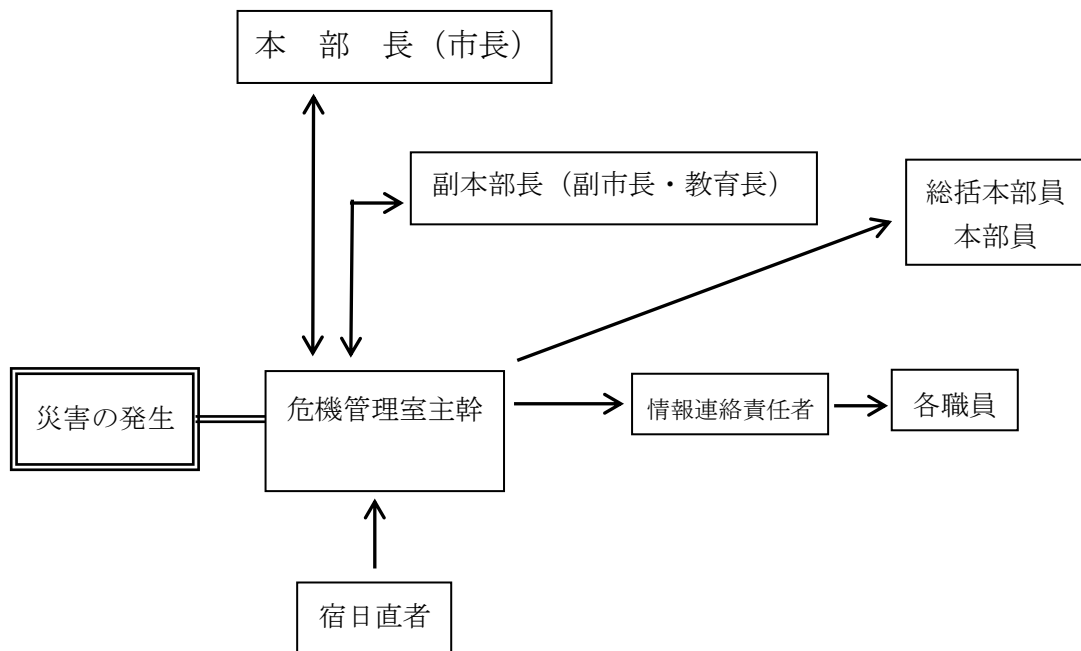
なお、情報連絡責任者が不在等により伝達できないときは、情報連絡者の直属の部下を通じて、順次、伝達・指示するものとする。

3.1 伝達系統

（1）勤務時間内の伝達系統



（2）勤務時間外の伝達系統



※ 上記の伝達系統に基づき伝達するものとするが、活動責任者が不在等により伝達できないときは、活動責任者に代わる者を通じて、順次、伝達することとする。

※ 情報連絡責任者及び各部の関係課長は、各部の全職員の住所・連絡方法を把握しておくものとする。

※ 各部は、毎年4月に作成する「水防・防災動員計画」に基づき、部局員の「緊急連絡網」を作成し、連絡体制を整えておくこととする。

3.2 動員配備（非常配備）に伴う伝達基準

動員配備（非常配備）に伴う伝達基準は「資料1-1 非常配備に伴う伝達基準」のとおりとする。

4. 防災指令に基づく防災活動

（1）防災指令が発令されたときは、各部長は指令の種類、災害の規模を判断し、適切な配備体制をとるものとする。したがって各部長はあらかじめ防災指令時における動員人員及びその方法について検討のうえ決定し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

（2）前項の配備につくべき職員は、防災指令が発令されたときは、上司の命に従い直ちに防災活動を実施するものとする。

なお、配備につくべき職員以外の職員についても、上司の命令を受けたときは、直ちに防災活動に従事するものとする。

5. 配備状況の報告

（1）各部長は、毎年4月10日を目途に所属の職員の非常招集の実施方法を定め、総括本部事務局に「水防・防災動員計画」、「緊急連絡体制」及び「職員参集時間」を報告するものとする。

また、4月1日以降、新年度の防災計画未作成期間に災害が発生した場合においても、災害対応が可能なように引き継ぎ等遺漏なく行うものとする。

（2）各部長は防災指令に基づき非常招集を実施したときは、職員の配備状況を直ちに総括本部事務局を通じて本部長に報告するものとする。

① 報告担当者

情報連絡責任者

② 報告先

総括本部事務局（総務部）

6. 配備人員不足の場合の措置

災害対策活動を実施するにあたり、人員が不足する場合には、まず対策部内で協力体制を取るものとし、なおかつ不足するときは、各対策部間での協力動員の調整を行い、それを以ってしても不足する場合は、受援本部を通じて、受援計画に基づき応援団体へ応援要請する。

第4節 初動対応期の情報管理

（総括本部事務局、消防部、避難部、施設部、
消防団、自主防災組織、情報収集担当員、全職員）

【活動の目的】

災害応急対策を確実、迅速に実施するために必要な災害情報、被害状況の収集報告を円滑に行う。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 地震情報等の収集・伝達 1.1 地震情報に関する情報の種類 1.2 地震情報等の受理伝達	総括本部事務局
2. 人命に係わる災害情報の収集・報告 2.1 消防部による情報の収集 2.2 情報収集担当員による情報の収集 2.3 情報収集担当員以外の市職員による情報の収集 2.4 自主防災組織による情報の収集 2.5 消防団員による情報の収集 2.6 人命に係わる災害情報の報告	総括本部事務局 消防部 情報収集担当員 全職員 消防団 自主防災組織員
3. 情報通信体制の確立 3.1 指定電話及び連絡責任者 3.2 有線通信途絶の場合の措置 3.3 公衆通信設備の優先利用 3.4 通信施設優先使用時の優先順位	総括本部事務局
4. 安否行方不明者等の名簿の作成等	総括本部事務局
5. 災害安否問い合わせ等への対応	避難部
6. 建築物の応急危険度判定	施設部
7. 被災宅地の危険度判定	施設部

1. 地震情報の収集・伝達

1.1 地震に関する情報の種類

（1）緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

ただし、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（2）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した

	※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

1.2 地震情報等の受理伝達

緊急地震速報（震度4以上）、震度速報、気象警報、土砂災害警戒情報等のJ-ALERT情報については、市民に知らせるための各種伝達手段の整備を進めるとともに、庁内放送により職員に連絡、伝達を行う。

管内の各種情報について、総合的に収集分析を行い、応急対策実施のための資料にするとともに、危険地域の住民の避難等、安全確保のために必要な情報については、速やかに防災関係機関（伊丹市災害対策本部組織図による関係機関及び協力機関）に通報連絡する。

（1）本部の行う収集伝達方法

伊丹市災害対策本部は、気象台より発する地震情報及び民間気象情報等をフェニックス防災システム（兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム）、情報機関等を通じて収集する。

（2）伊丹市災害対策本部内への地震情報等及び防災指令等伝達方法

- ① 気象予警報等の伝達は総括本部事務局（危機管理室）から各部の長に対し、勤務時間内にあつては庁内放送及び電話を原則とし、勤務時間外にあつては携帯電話等により連絡、伝達を行う。
- ② 庁内放送は総括本部事務局（総務部）が担当する。

2. 人命に係わる災害情報の収集・報告

2.1 消防部による情報の収集

初動期には救急救助活動を行う現場に情報が散在することから、被災者の救出状況等情報収集を行い、適時適切に総括本部事務局の責任者へ報告を行うものとする。

2.2 情報収集担当員による情報の収集

勤務時間外に災害が発生した場合の初動期において、人命に係わる災害情報の収集等を行う担当職員を「情報収集担当員」と位置づける。情報収集担当員の活動内容は次のとおりである。

（1）担当区域の調査及び人命救助に関する報告

参集途上に、あらかじめ設定された担当区域へ行き、人命に係わる被害情報を収集する。

情報収集後、防災センターへ参集し、情報収集担当員より総括本部事務局又は消防部の責任者に報告を行うものとする。

- （2）倒壊家屋による生き埋め者の把握
- （3）出火件数の把握
- （4）二次災害危険箇所の把握

この情報は速報性を重んじるため、ある程度推定でも早く報告する必要があることを念頭に置くこと。

2.3 情報収集担当員以外の市職員による情報の収集

夜間、休日等勤務時間外に参集を要する地震等が発生したとき、情報収集担当員以外の市職員においても、参集途上に出来る限りの人命に係わる災害情報を収集しなくてはならない。

各職員は、あらかじめ各部に用意された「様式－4 情報収集担当員報告書」を用い上記の「2.1 情報収集担当員による情報の収集」の方法に従い、人命に係わる情報を収集し、総括本部事務局又は消防部の責任者へ報告すること。

2.4 自主防災組織による情報の収集

自主防災組織単位において災害発生時、早急な救援活動を要請するために被害情報を収集する体制を設ける。自主防災組織員の活動内容は、次のとおりである。

（1）災害発生時、自主防災活動を行うとともに、下記の事項について協力体制をとるものとする。

- ① 倒壊家屋件数の把握
- ② 出火件数の把握
- ③ 二次災害危険箇所の把握

（2）本部との連絡手段が確保できるときは、情報を直接本部へ連絡する。

連絡手段が途絶されているときには、自ら直接本部へ走り、口頭で総括本部事務局の責任者に報告するものとする。

2.5 消防団員による情報の収集

消防団員は災害発生時、消火活動及び救出活動を行うとともに、可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は無線を用い本部へ連絡する。

また、本部への情報伝達が途絶し情報が伝わらない時には、自ら直接本部に口頭で総括本部事務局の責任者に報告するものとする。

2.6 人命に係わる災害情報の報告

情報収集担当員、自主防災組織員、消防団員等により収集された人命に係わる災害情報は総括本部事務局が集約する。この情報は、以後の自衛隊の派遣要請依頼、広域応援要請依頼に係わる重大な情報であるため、一刻も早い集約が必要である。

集約が進む中、災害救助法の適用基準に合致する等の被害が重大であることが判明したときは、早急に本部長、副本部長に報告するとともに、災害対策阪神北地方本部（阪神北県民局）を経由し、県本部へ災害情報の第1報を行う。ただし、県と伝達手段が途絶える等の理由により報告できない場合については、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

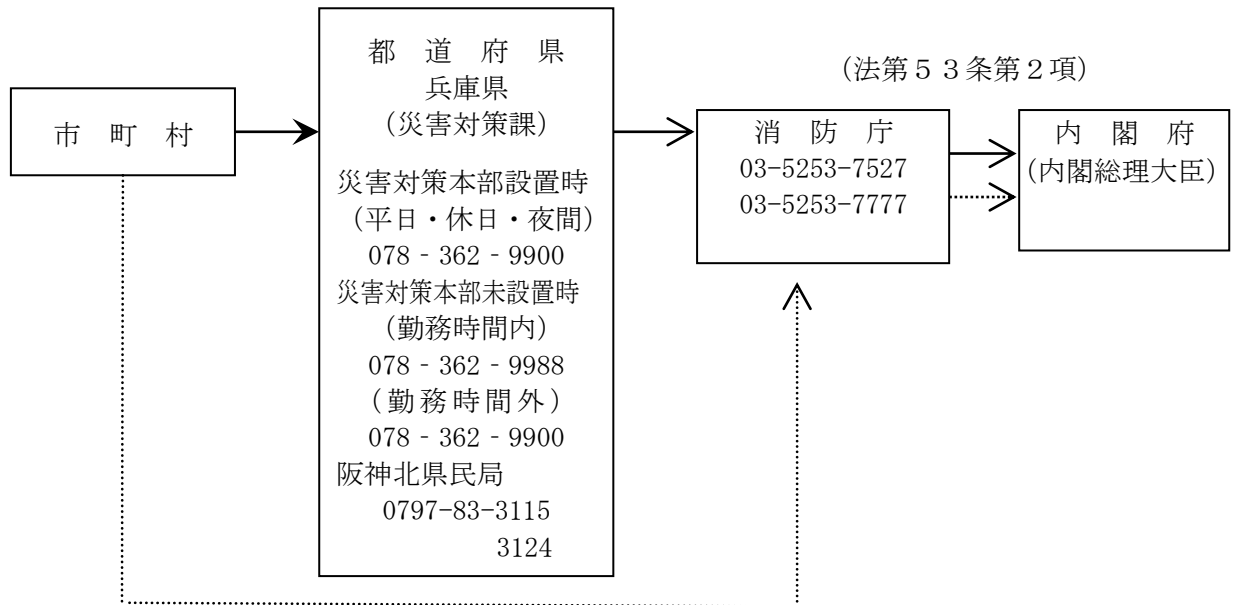
勤務時間外に災害が発生し、自主参集の際に収集した人命に係わる被害情報は、総括本部事務局がその概数を把握し、県本部へ災害情報の第1報を行う。

なお、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、原則として30分以内で可能な

限り早く、分かる範囲で直接消防庁にも報告を行う。

[災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告]

(法第53条第1項)



都道府県に報告できない場合（法第53条第1項かつこ書）

3. 情報通信体制の確立

3.1 指定電話及び連絡責任者

(1) 指定電話

市及び関係防災機関は、連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、通信連絡にあたる。通信連絡の担当は、総務部が行う。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は連絡責任者を定める。

伊丹市において、連絡責任者は総務課長とする。

ただし、連絡責任者は、各所属及び各機関との調整や協力等の意思決定を行う活動を主とするものであり、災害時の通信全体の総括は、総務部長が行うこととする。

3.2 有線通信途絶の場合の措置

地震災害時には、有線通信施設の被害等により、通信連絡が困難となるのが予想されるので、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するものとする。

(1) 県との通信連絡

- ① 兵庫衛星通信情報ネットワークシステム
- ② フェニックス防災システム

(2) 市各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、MCA 防災無線により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。

伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

MCA 防災無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次により実施する。

- ① 統制者の専任
- ② 重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ④ 移動局間通信の禁止（移動局間通信の際は、統制者の許可を得る）
- ⑤ 簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に）
- ⑥ 専任の通信担当者の設置（各移動局の担当者は出来るだけ変更しないこと）

3.3 公衆通信設備の優先利用

災害時に伴う気象予警報の伝達、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害情報の伝達等、災害時における通信（連絡）については、以下のとおりとする。

（1）一般加入電話、有線放送施設の利用

災害時における災害通信（連絡）については、一般加入電話によるほか、有線放送施設により行うものとする。

（2）非常時における電話、電報の優先利用

災害時に関する予報又は警報の伝達及び応急処理の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合においては、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し、又は使用することにより、通信連絡を確保するものとする。

① 電話

通話が著しく輻輳し、通話の全部を接続することができなくなった時は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れが有る場合の災害の予防、若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする電話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話は、利用の制限を受けることなく、優先的に利用できる。

② 電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れが有る場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（非常扱い電報）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報（緊急扱い電報）は受付又は受信の先後にかかわらず、他の電報に先立って伝送及び配達される。

なお、非常扱い電報又は緊急扱い電報を発信する時は、発信人はその旨を電報サービス取扱所に告げるものとする。

（3）有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項及び第2項による届出をした者が設置する有線無線通信設備の使用方法

伊丹市は、次に掲げる者とあらかじめ協議して定めた手続きにより、その有線、無線通信設備を使用するものとする。

- ① 警察事務を行う者
- ② 消防事務を行う者

- ③ 鉄道事業を行う者
- ④ 電気事業を行う者
- ⑤ 自衛隊

非常通信の経路

区間	市役所からの距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁までの距離
伊丹市 ↑ ↓ 神戸市	0.1 km	伊丹警察署 ————— 県警本部	0.1 km
	2.0	JR 伊丹駅 JR 元町駅	0.4
	2.5	関電伊丹制御所 ————— 関電神戸支店	1.5
神戸市	0.1	伊丹市消防局 ————— 神戸市消防局	1.5

————— 無線区間 有無線混在区間

3.4 通信施設優先使用時の優先順位

通信施設を優先して使用又は利用する場合の優先順位は、概ね次の順位による。

- (1) 住民に対する避難指示等人命に関する事項
- (2) 応急措置の実施に必要な事項
- (3) 災害警報
- (4) 災害予報
- (5) その他予報される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項

4. 安否行方不明者等の名簿の作成等

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方法については、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化、円滑化のために、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（令和3年9月16日付府政防第972号、消防災第132号）」に基づき、原則公表とする。ただし、住民基本台帳事務処理要領（総務省）に基づき、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等によって住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者については、非公表とする。

令和5年10月に県が定めた方針のもと、発災後すみやかに安否不明者等の名簿の作成及び県に対して名簿の提出が必要となることから、県警察、医療機関及び事故発生責任者等からの安否情報の収集、整理についてはマニュアルに基づいて行う。

その際、関係部局、関係機関、事故発生責任者等の担当窓口と情報交換、調整を積極的に行い、常に、最新のデータとするよう配慮する。

5. 災害安否問い合わせ等への対応

災害安否電話、災害問い合わせについては、応対窓口を別途設置し、避難部があたるものとする。

災害時においては、防災関係機関以外からの、安否問い合わせ電話や各種災害問い合わせ電話が殺到する恐れがある。

担当者は次のとおりに対応を行うものとする。

- (1) 電話受付部門は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする。
- (2) 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするため、各種問い合わせに対する対応電話を決め、その電話で集中対応する。
- (3) 電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないように配慮する。
- (4) 留守番電話等を用いた情報の蓄積手段を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

6. 建築物の応急危険度判定

- (1) 応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、別に定める伊丹市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき判定を実施する。
- (2) 実施本部組織図
災害対策本部 ————— 施設部 ————— 被災建築物応急危険度判定実施本部
(都市活力部都市整備室)
- (3) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じることとする。

7. 被災宅地の危険度判定

- (1) 被災宅地の危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 被災宅地危険度判定士は「被害状況調査・危険度判定票」を作成し、判定標識を当該箇所に貼付する。
- (3) 宅地の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じることとする。

第5節 初動対応期の広報活動

（総括本部事務局（広報班）、関係部、関係機関）

【活動の目的】

人身の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び一般市民に対し、被害状況その他の災害情報を迅速かつ的確に周知する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 市（災害対策本部）が実施する初動対応期の広報 1.1 広報内容 1.2 広報手段 1.3 広報体制	広報班 関係部
2. 報道機関に対する広報要請並びに発表 2.1 放送局に対する広報要請 2.2 報道機関に対する発表 2.3 報道機関への要請並びに発表する広報内容	広報班
3. ライフライン関係機関等への要請	広報班
4. 関係機関との調整	広報班 関係機関
5. 中央諸官庁に対する広報	広報班

1. 市（災害対策本部）が実施する初動対応期の広報

1.1 広報内容

- (1) 自主防災組織、住民等への活動喚起、行動指示
この広報は、地震による強い揺れを感じた場合、即座に実施する。
 - ① 出火防止、初期消火の喚起、指示
 - ② 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起、指示
 - ③ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起、指示
 - ④ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起、指示
- (2) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (3) 地区別の避難所の周知
- (4) 混乱防止の呼びかけ
(不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオから情報入手する等)
- (5) 安否情報については、「NTT 西日本（株）の災害用伝言ダイヤルや携帯電話各社の災害用伝言板サービスを活用する」よう広報
- (6) 被災者救援活動方針、救援活動の内容
- (7) 同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生することや、強い余震、度重なる余震の発生による、一時帰宅の危険性に関する注意喚起等
- (8) その他
上記の他、広報担当者は、総括本部事務局と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び情報収集担当員等の把握した人命に係る災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

1.2 広報手段

情報提供の方法は、以下のとおりである。

- (1) FM いたみ放送による情報提供
- (2) 屋外拡声器による情報提供
- (3) ホームページ、いたみ防災 LINE、ひょうご防災ネット、SNS、電光掲示板、電話、による情報提供
- (4) 点字、音声録音による情報提供
- (5) CATV（文字放送）による情報提供
- (6) 外国人相談窓口の開設
- (7) テレビ、ラジオ、新聞による情報提供
- (8) 広報紙（号外を含む）による情報提供
- (9) いたみ防災 LINE による情報提供
- (10) ひょうご防災ネットによる情報提供
- (11) 掲示板への掲示
- (12) 自治会への協力依頼
- (13) MCA 防災無線を活用した情報提供
- (14) 広報車による情報提供

拡声器付車両保有台数については、下記のとおりであるが、広報の必要性に応じて総括本部事務局（管財課）が、優先配車するものとする。

拡声器付車両保有台数	
拡声器付車両保有台数	61 台
管財課（貸出用）	4 台
都市安全企画課	2 台
道路保全課	2 台
社会教育課	1 台
少年愛護センター	1 台
消防局	29 台
上下水道局	15 台
環境クリーンセンター	7 台

1.3 広報体制

災害発生時には、まず、市民すべての生命の安全を確保するとともに、不安を除去して落ち着いて行動してもらう必要がある。

また、様々な場面における混乱を防止し、避難所への避難誘導、食料や飲料水の供給等生活支援活動を展開し、さらに、二次災害の防止にも努める必要がある。このために、災害による被害状況を的確に把握し、必要な対策を立て、FM いたみを利用した緊急割り込み放送等により、迅速かつ適時に情報提供を行う広報体制は【資料13】のとおりとする。

⇒ 【資料13】 広報体制

2. 報道機関に対する広報要請並びに発表

2.1 放送局に対する広報要請

広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは放送局による広報が適当なものについては、放送局に広報を依頼する。

放送局に対する放送の依頼は、原則として県知事に要請して行う。

ただし、県との連絡が不可能な場合は、放送局に対して直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

なお、高い広報効果を得るため、「2.3 報道機関へ要請並びに発表する広報内容」について、広報班が直接、テレビ、ラジオ等で広報することも考慮する。

2.2 報道機関に対する発表

広報班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜、報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

（1）報道場所の確保

報道場所は、災害対策本部活動を円滑に進めるため、防災センター1階に設置するプレスセンターとする。ただし、令和4年11月から当面の間は、本庁舎1階（市民協働スペース）に、プレスセンターを設置する。

（2）事前に、報道発表時間等の広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておき、報道機関との最小限のものとする。

（3）要配慮者への報道手段、内容については配慮するように要請する。

（4）県及び警察等との情報交換を行い、広報内容の一貫性を保つ。

2.3 報道機関への要請並びに発表する広報内容

（1）災害による被害を最小限に止めるための行動指示等〔要請〕

「1.1 広報内容」の(1)の内容に準じる。

（2）災害対策本部の設置の有無〔発表〕

（3）災害状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

（4）倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

（5）二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

（6）周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

（7）避難状況等〔発表〕

（8）被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、NTT 西日本（株）の災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・まとまった義援物資を送ってもらう場合は、梱包を、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても物資の種類、量、サイズを明記して、被災地に送付してほしい等。

（9）住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

（10）交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）

〔発表、要請〕

（11）電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

（12）河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

3. ライフライン関係機関等への要請

地震後、市（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通し等）も多いと予想される。そのため、常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

4. 関係機関との調整

災害対策本部を設置したときは、各防災関係機関の連絡員を待機させ、市本部との情報の共有化を図る。

県現地対策本部において各防災関係機関との調整を行う場合は、県連絡員との情報交換及び広報の調整を行う。

（1）災害対策本部が広報を実施したとき

市本部が、広報を実施したときは、直ちに関係する各防災関係機関連絡員にその旨を通知する。

各防災関係機関連絡員は、その旨を所属機関に報告する。

（2）関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、各防災関係機関連絡員を通じて直ちに市本部へ通知すること。

通知内容は、〔広報の実施日時、目的、広報内容の概要〕である。

このうち、実施した日時については、混乱防止のうえで特に重要である。

5. 中央諸官庁に対する広報

国土交通省、総務省消防庁等関係省庁、その他の中央の関係官庁に対し、被害状況、写真、被害概況等の速報を行う場合は、県を通して行うものとする。

ただし、県と伝達手段等が途絶える等の理由により、報告できない場合については、直接、中央諸官庁に対して行うものとする。

なお、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、原則として30分以内に直接消防庁にも報告を行う。

第6節 消 防 計 画

（消防部、消防団）

【活動の目的】

大地震又は大規模な市街地火災が発生した場合は、人命の危険が予想される。消防部及び消防団は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

活 動 概 要 と 担 当 部 局

活 動 概 要	担当部局
1. 活動方針	消防部
2. 消防局の活動 2.1 活動態勢 2.2 消防活動	消防部
3. 消防団の活動	消防団

（注）第5編「第1節 火災予防対策」「第2節 消防機関の応急対策」も参照のこと。

1. 活動方針

伊丹市域に震度4以上の地震が発生した場合、震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき直ちに活動を開始する。

また、震度3以下であっても、火災、救助、救急等の事案が発生した場合には、同様の態勢により活動を開始する。

なお、本計画に定める以外の項目については、第5編「第1節 火災予防対策」「第2節 消防機関の応急対策」によるものとする。

2. 消防局の活動

2.1 活動態勢

（1）非常配備体制

地震発生時の非常配備態勢は、以下のとおりである。

市域震度	参集対象者
震度4	1. 局、署の日勤者 2. 所属長が必要と認めた者
震度5弱以上	全職員

（2）非常招集

震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

（3）部隊編成

震災非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職員をもって部隊の増強を図る。

2.2 消防活動

（1）火災が発生した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。

（2）消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。

3. 消防団の活動

消防団は、震災時には特に地域防災の中核的存在として、市民に対し、出火防止、初期消火、救出救護等の活動を指示、督促するとともに、単独あるいは消防部に協力して消火活動を行う。

（1）出火防止

発災と同時に居住地付近の市民に対し、出火防止を指示するとともに、出火した場合は市民を督促して初期消火の徹底を図る。

（2）消火活動

消防部出場不能又は困難な地域における消火活動あるいは、避難地等の確保のため

の消火活動を行う。

（3）情報の収集

火災発見困難地区における火災の発見通報、道路交通障害の状況、特異救助事案等の情報収集と報告及び災害対策本部あるいは消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

（4）救出救護

要救助者の救出と負傷者に対しては止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

（5）避難方向の指示

避難命令が発せられた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

第7節 救出活動

（総括本部事務局、消防部）

【活動の目的】

大地震時には、建築物や構造物等の倒壊及び落下物により、下敷きや生き埋めになる者が多数発生すると予想される。これらに対処するため救出活動体制を確保し、迅速かつ的確な救出活動にあたる。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 救出 1.1 消防対策本部の設置 1.2 救出	消防部
2. 関係機関等との協調	総括本部事務局 消防部
3. 災害救助法が適用された場合の留意点	総括本部事務局 消防部

1. 救 出

1.1 消防対策本部の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、消防部に消防対策本部を設置する。

- (1) 消防対策本部は災害の規模により、消防局長が指示する。
- (2) 消防対策本部は消防局3階等に設置する。

1.2 救出

- (1) 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者

- ① 火災時に火中に取り残された者
- ② 災害の際に水とともに流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ③ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ④ 土砂災害等により生き埋めになった者
- ⑤ 大規模な爆発、交通事故等による集団災害の発生のため、救出を要する者

- (2) 救出方法

- ① 消防局、消防団、自主防災組織が相互に協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、各消防隊が単位となって救出活動を行う。ただし、特殊救出技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊を派遣する。
- ② 救出した負傷者は直ちに救急車をもって、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、自衛隊の派遣要請、近隣他都市の医療機関への受入れ体制を要請する等、適宜、臨機の処理を行うものとする。
- ③ 救出のために派遣出動を命じられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。
- ④ 災害現場においてDMATが活動する場合、消防部等の安全管理下で活動するものとする。

⇒ 【資料39】 消防力の現況

2. 関係機関等との協調

- (1) 自衛隊派遣要請（第2章「災害応急対策計画」第9節「自衛隊の派遣要請」参照）
地震等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、本部を通じて自衛隊の派遣要請を行うものとする。

- (2) 警察との連絡

被災者救出については、所轄警察署と十分な連絡をとり、円滑な救出活動を実施する。

- (3) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について消防局は、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを活用する等、兵庫県医師会、伊丹市医師会、DMAT等と随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

⇒ 【資料15】 市内救急告示病院等一覧表

3. 災害救助法が適用された場合の留意点

- (1) 救出活動に伴う経費の適用範囲
被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
- (2) 費用の限度額
当該地域における通常の実費
- (3) 期 間
災害発生の日から3日以内
(ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。)
- (4) 書類帳簿等の整理、保存
救出活動に伴う経費の請求事務を処理するため、以下の書類帳簿等の整理、保存を行っておくものとする。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 被災者救出用機械器具燃料受付簿
 - ③ 被災者救出状況記録簿
 - ④ 被災者救出用関係支払証拠書類
- (5) その他
災害救助法が適用された場合の詳細な運用及び事務については「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修)に基づき、処理するものとする。

第8節 避難指示、避難誘導

（総括本部事務局、消防部、避難部、輸送部、関係部、
 各施設管理者、伊丹警察署、消防団）

【活動の目的】

災害が発生し、又は発生する恐れがあり避難の必要が生じたときは、市民に対し、避難の指示を行うとともに、安全な場所まで迅速に誘導し、必要な場合には避難所を供与する。

活動概要と担当部局

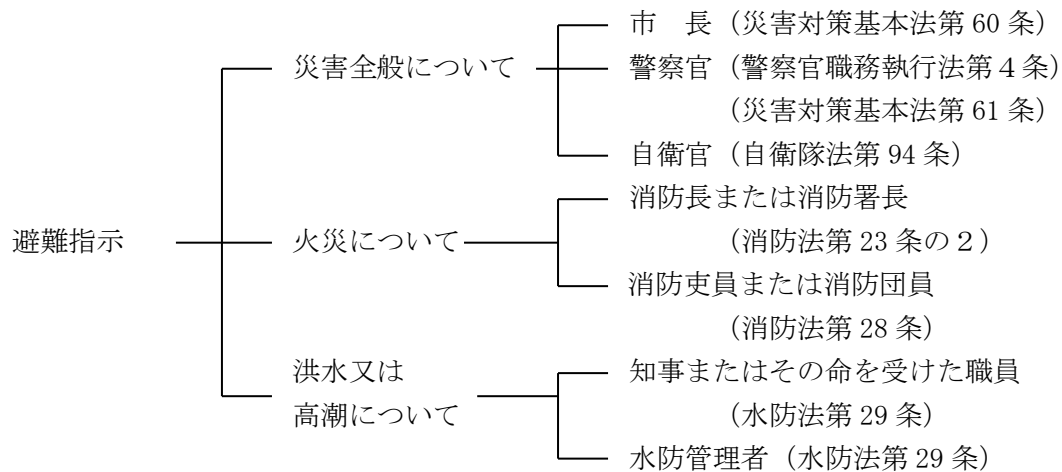
活 動 概 要	担当部局
1. 避難指示	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部、避難部
2. 避難指示の伝達、周知	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部、避難部
3. 警戒区域の設定	総括本部事務局 〔施設部、消防部、調査部、 上下水道部〕
4. 避難指示または警戒区域設定の報告	総括本部事務局 〔危機管理室〕
5. 避難誘導及び移送	消防部、避難部 伊丹警察署 輸送部、関係部 消防団
6. 避難所の供与 6.1 避難所の選定及び指定 6.2 避難所の供与	避難部 総括本部事務局
7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策 7.1 要配慮者利用施設等への情報伝達 7.2 学校等における避難措置 7.3 病院等における避難措置	各施設管理者
8. 複合災害における避難所対策	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 避難部
9. 避難指示の解除	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部、避難部
10. 広域避難・広域一時滞在 10.1 県内における広域避難及び広域一時滞在 10.2 県外における広域避難及び広域一時滞在 10.3 情報共有	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕

1. 避難指示

（1）実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。実施責任区分は次表のとおりであるが、市長の行う避難の指示についても緊急を要する場合が当然予想されるので消防長、消防署長及び消防吏員等が指示を行い得るよう市長の権限の一部を代行させることを考慮するものとする。

（2）実施責任区分



【具体例】

- ア. 気象台から豪雨、台風、地震等、災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- イ. 関係官公署から、豪雨、台風災害に関する通報や武庫川水系氾濫予測システムにおいて氾濫予測情報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ウ. 河川の洪水にともなう避難指示等は、「【資料 3 5】水害時避難指示等の発令基準」及び「伊丹市避難指示等の判断・伝達マニュアル＜水害編＞」に基づき判断して発令する。
- エ. 河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。
- オ. 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。
- カ. ガスの流出拡散により、人命、その他に多大な被害を及ぼす恐れがあり、避難を要すると判断されるとき。
- キ. 土砂災害にともなう避難指示等は、「【資料 3 7】土砂災害避難指示等の発令基準」を参考に、総合的に判断して発令する。

（3）避難指示

市長等の行う震災時における避難指示の措置等は次のとおりとする。

実施者	状 況	措 置 及 び 方 法
市 長 (指示)	地震の発生に伴う火災、土砂災害等の事態が発生し、または発生の恐れがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼし、または及ぼす恐れがあると認めたとき。	1. 地震が発生した場合は、直ちに全力をあげて被害の状況把握に努める。 2. 危険地帯の住民に対して、速やかに立ち退きの指示をする。 3. 事態の状況により危険となった地に対して、避難先を明示して指示する。 4. 指示の発令基準を満たした場合、避難場所の開設を終えていなくても指示を発令する。 5. 職員等を派遣し、指示の周知、徹底に努め避難場所へ誘導する。
警察官 (指示)	1. 地震の発生に伴い、住民の生命、身体に危険を及ぼす恐れのある事態が発生し、市長の避難指示を待っては時期を失すると認めた時、または市長から要請があったとき。 2. 住民の生命、身体に危険が切迫しているとき。	1. 管内の避難所の実態を勘案し、避難を指示し誘導する。 2. 上記の措置を講じたときは、市長に通知する。 3. 管内地域の状況把握に努め、危険が切迫していることを認めたときは、直ちに避難を指示する。
知事またはその命を受けた吏員及び市長	地震の発生により沿岸、河川等の付近住民に危険があると認めたとき。	1. 直ちに危険が予想される沿岸、河川等に職員を派遣し、異状現象、その他地震により予想される事態の発見に努める。 2. 沿岸、河川の水害危険地域の住民に避難の指示の周知徹底に努め、所定の避難場所に誘導する。
	地震の発生に伴う土砂災害により住民の生命、身体に危険を及ぼす恐れがあると認めたとき。	1. 土砂災害危険地帯に職員を派遣し、土砂災害が予想される異状現象の発見に努める。 2. 土砂災害を発見し、または土砂災害が予想される異状現象を発見したときは、危険地域の住民に対して、避難の指示を周知、徹底する。 3. 上記2の指示をしたときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

2. 避難指示の伝達、周知

（1）避難指示等の区分

避難指示等は、関係機関、特に県、警察、消防、自衛隊、放送局、新聞社等と密接な連絡のもとに、「避難情報に関するガイドライン(内閣府（防災担当））」に基づいた警戒レベルを用いて、災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るものとする。

5段階の警戒レベルについては、次のとおり。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	住民が取るべき行動	情報発信源
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	市
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	気象台
1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	

（2）避難情報の伝達内容

- ① 実施責任者
- ② 避難すべき理由
- ③ 避難対象地域又は地区
- ④ 避難すべき場所
- ⑤ 避難経路
- ⑥ 避難にあたっての注意事項

（3）避難情報の伝達方法

①広範囲の場合

屋外拡声器、市ホームページ、いたみ防災 LINE、ひょうご防災ネット、緊急災害情報メールエリアメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、FM いたみ 放送、CATV、SNS 等

②小範囲の場合

マイク放送（携帯又は消防車）、屋外拡声器広報車、FM いたみ放送、CATV、SNS 等

③必要に応じ上記を併用するとともに、戸別に口頭伝達を行う。

※ 戸別訪問による伝達

避難指示が、夜間、停電時又は風雨が激しく各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団、自治会等の組織を利用して各家庭を訪問し、伝達の周知を図る。なお、この方法については、平時より関係者との相互協力体制を十分に整えておくものとする。

（4）避難にあたっての注意事項

ア. 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと。

イ. 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、

- 発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ウ. 避難者は2食程度の食料、水、手拭、チリ紙、最小限の着替、肌着、照明具、救急薬品を携行すること。（乳幼児がいる場合は、ミルク、哺乳ビン、紙オムツ）
- エ. 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭布等を着用し、必要に応じ雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携行すること。
- オ. 単独行動は避け、隣近所そろって避難すること。
- カ. できれば氏名票を携行すること。（住所、氏名、年令、血液型等を記入したもので水に濡れてよいもの）
- キ. 貴重品以外の荷物（大量の家具衣類等）は持ち出さないこと。
- ク. 前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常の標示をした袋に入れておくこと。
- ケ. 病院、老人等の収容施設については、平常から避難計画を定めておくこと。
- コ. 指定避難所への避難のほか、在宅避難や安全な場所であれば自宅での垂直避難また親戚、友人宅への避難等分散避難を行うこと。
- サ. 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。

3. 警戒区域の設定

（1）実施責任者

災害が発生し、又は発生が切迫している場合で、生命や身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき、市長は、応急措置の一つとして警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第63条第1項、警戒区域設定権）。

※ 警戒区域の設定が、避難の指示（同法第60条）と異なる点は、第1に、避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（同法第116条第2号）ことになっており、避難の指示については罰則がない。市町村長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市町村の吏員に委任することができる。

（2）警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	災害が発生し、または災害の発生が急迫している場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警 察 官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	〃
自 衛 官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき。	〃
消防長又は消防署長	水 害 を 除 く 災 害 全 般	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第 23 条の 2
消防吏員または消防団員		災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第 28 条
水防管理者	洪 水	水防上緊急の必要がある場合において設定する。	水防法第 21 条

（3）警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害が急迫し、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であることから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要がある。

しかしながら、円滑な交通を確保するためには交通整理等の関連を考慮し、段階的に実施することも考慮する。

また、災害の規模や被害の範囲等を予測して的確に決定する必要があるが、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する。範囲の設定は、技術的知識とこれまでの経験により、必要な範囲を慎重に判断し、設定時期を失することのないよう措置しなければならない。

災害別警戒区域設定の時期と範囲（例示）

地震災害	市長は、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、土砂災害危険地域等について警戒区域の設定を行い、立入制限等を実施する。予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。
危険物災害	危険性物質に係わる災害においては、この種の警戒範囲については、そのものの性質により拡大延焼速度が速いこと、消防活動が困難であることから、人的物的被害を最小に抑え、消防活動を円滑にするため、災害発生時、速やかに設定することが必要である。 この場合、風速、風向を考慮し、可燃性ガス検知器等によって危険範囲を確かめつつ、災害発生初期時には比較的範囲を広めて設定し、順次縮小をはかることを考慮する。また爆発したときの飛散物火災の延び等を推定した距離をとる必要がある。

4. 避難指示又は警戒区域設定の報告

（1）県知事及び警察署長に対する警告通知

避難のための立退きを指示し、又は警戒区域を設定したときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

（2）関係機関との連絡

避難指示又は、警戒区域の設定は、次に掲げる関係機関へ通知連絡し、所要の措置を講ずるよう指示又は要請する。

県警本部	避難活動の実施協力要請
県関係出先機関	避難活動の実施協力要請
自衛隊地方協力本部	県知事を通じて被害者の誘導、収容に対する出動要請
報道機関	指示の放送要請

5. 避難誘導及び移送

（1）避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、市長又は知事の命を受けて、職員と警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、誘導にあたっては、極力安全と統制を図るものとする。

（2）避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 老幼者、傷病人、妊産婦、身体障がい者、介助が必要な者及びその支援者
- ② 一般市民

（3）誘導方法及び輸送方法

- ① 避難経路については、本部長又は関係部長により指示がない場合にあっては避難誘導にあたる者が、適宜、指定するように努める。この際、火災、落下物、危険物等の回避に十分配慮するものとする。
- ② 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- ③ 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- ⑤ 誘導員は、出発、到着の際、人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両等により輸送を行う。
なお、被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、県に対して応援要請を行うものとする。
- ⑦ 避難開始とともに、警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

（4）避難誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたって、常に次の事項を考慮して行う。

- ① 避難経路の安全度及び支障有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な場所に誘導する。
- ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
- ③ 避難場所及び避難経路、その他注意事項を避難者に告げる。

6. 避難所の供与

6.1 避難所の選定及び指定

（1）指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、住民等の安全な避難先を確保する観点から、洪水や地震等、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を選定し、指定するものとする。

（2）指定避難所

指定避難所は、災害に対し安全な建物で、給水、給食施設を有するもの、又はできる限り給食等の搬送が容易に行える施設で、被災地から近い場所を選定するものとする。

また、指定避難所については、日本産業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成、配布等により、住民に対して周知徹底を図ることとする。

6.2 避難所の供与

（1）指定緊急避難場所の供与

指定緊急避難場所の利用にあたっては、余震、火災の発生等から、一時的に市民等の身の安全を守る必要性が生じた時に供与するものとし、特に民間所有の指定緊急避難場所については、速やかに施設管理者にその使用の連絡を行うものとする。

（2）指定避難所の供与

指定避難所の供与が必要となった場合は、第20節「指定避難所の開設・運営」に基づき、対処するものとする。

この際、高齢者や障がい者、病弱者等の要配慮者に対しては、できる限り共同利用施設、福祉施設等の指定避難所に優先的に収容できるよう配慮するものとする。

なお、要配慮者の収容について市内避難所に対応できない場合は、県及び近隣市町等に避難所の利用提供について協力を要請するものとする。

（3）福祉避難所の供与

避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要配慮者については、福祉避難所への収容について配慮する。

7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策

児童生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱になる危険が予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また各社会福祉施設、学校、医療施設等においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

（1）避難実施責任者

（2）避難の順位

（3）避難誘導責任者及び補助者

（4）避難誘導の要領措置

7.1 要配慮者利用施設等への情報伝達

土砂災害警戒区域及び河川の浸水想定区域内にある要配慮者の利用する施設（水防法第15条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等を情報提供する。

7.2 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設、保育所（園）並びに認定こども園（以下「学校等」という。）の管理責任者は次により児童生徒等を迅速、適切に避難させる。

（1）第一次避難

地震発生直後の緊急時においては、一般的には机の下等に退避することが適切と思われるが、激しい地震動が一応去った場合は、直ちに学級担任教職員の指示により、児童生徒等をグラウンドに誘導し、集合させ、人員の確認と同時に職員の手分けにより、校舎内を巡回し、残留している児童生徒等の有無のほか、火気の始末等を確認するものとし、特に次の事項について留意する。

【人員の確認、点呼】

児童生徒等の掌握は最も重要であり、緊急に行わなければならない。従って、グラウンドに集合させ、直ちに各学級の生徒委員等により、能率的な人員点呼を行う。

また、児童生徒等の中には恐怖のため、教職員の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避する者もあることを念頭におくべきであり、これを見過ごすことによって、人員の確認が遅れ、ひいては第二次避難の行動の遅れにもつながることとなるので十分注意する。

（2）第二次避難

学校長等は第一次避難を完了した後、速やかに被災の状況、警報の発表等の情報を収集、把握し、校外避難の必要を認めたときは、次により所定の避難場所に誘導し、収容する。

① 避難誘導方法

避難行動にあたっては、学級単位又はでき得る限り小集団に区分し、各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して、避難途中における脱落者のないよう配慮を行い、特に次の事項について留意するものとする。

- (ア) 小学生及び園児等は校舎を出ると、団体から離れやすい（恐怖心、家族の安否心配）から脱落者のないよう十分配慮する。
- (イ) 避難行動に際しては、運動靴をはき、帽子をかぶり、カバン等を持っていれば頭上に持ち落下物から頭部を保護する。水害時には身体の前でしっかり抱え浮き具にするように指示する。
- (ウ) 児童生徒等にとっては、教職員は唯一の頼りであることを念頭におき、的確な判断により行動する。
- (エ) 児童生徒等が引率者を見失うことのないよう色腕章、標示布（旗）等を用いる。

② 避難場所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難場所に児童生徒等を収容した場合、速やかに保護者に連絡する。また、震災の状況等から解散、帰宅させる場合は、保護者の出迎え又は連絡を待って引き渡すことを原則とする。

7.3 医療施設等における避難措置

震災により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等の養護施設（以下「医療施設等」という。）の管理者は、次によりその施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

（1）地震直後の措置

医療施設等の施設内に収容されている患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者及び幼児等であり、従って地震が発生した場合は、特に迅速、適確に被災の状況を把握するとともに、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう慰撫に努め、また緊急に避難が実施し得るよう輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資器材を確保し、医師、看護師、養護員等の職員を適切に配置する。

（2）避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体状況に応じ区分し、輸送又は搬送のほか歩行可能のものは、独歩により、誘導員その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難場所又は他の安全な医療施設に移送する。

（3）応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、市長及び最寄りの警察署長に応援協力を要請する。

8. 複合災害における避難所対策

（1）感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者が発生した場合に対応するため、下記のとおり感染症対策を講じる。

ア. 指定避難所の収容対策

新型コロナウイルス感染症等でソーシャルディスタンス確保を前提とした場合に、避難所のスペースが足りないことが想定されるため、次のとおり収容スペースの確保に努める。

（ア）補助避難所

指定避難所以外に避難できる代替施設（以下「補助避難所」という。）として次のとおり定める。

文化会館（東りいたみホール）、音楽ホール、演劇ホール、産業振興センター、図書館（本館）、生涯学習センター、北部学習センター

（イ）民間施設等の活用

災害時におけるホテル等の民間施設の避難所活用を検討する。

イ．感染防止対策の整備

(ア)通常避難所

学校体育館避難所に感染防止用間仕切りパーテーション、テントやマスク、消毒液、非接触型体温計等を配備するとともに、避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染予防対策編）に基づき、援護部、伊丹市保健師連絡会及び関係機関等と連携し避難者の健康管理等適切に対応する。

(イ)自宅療養者及び濃厚接触者の補助避難所

自宅療養者及び濃厚接触者の専用の補助避難所を昆陽池センターと定めるとともに、当該自宅療養者等の対象者に対し、県健康福祉事務所と連携して適切に対応する。

(2) その他複合災害

その他の複合災害については、各種行政計画との整合を図りつつ対策を講じるものとする。

9. 避難指示の解除

避難指示の解除は、当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められたときとする。解除の伝達方法は指示する際の方法を準用する。

10. 広域避難・広域一時滞在

10.1 県内における広域避難及び広域一時滞在

被災市民の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災市民の受入を協議する。

県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び市の受入能力（施設数、施設概要等） その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

10.2 県外における広域避難及び広域一時滞在

被災市民の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求める。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

10.3 情報共有

広域避難及び広域一時滞在接受した他市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災市民の状況を把握する。その際には県に対し関係地方公共団体及びその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を得られるよう協力を求めるものとし、被災市民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

第9節 自衛隊の派遣要請

（本部長、総括本部事務局）

【活動の目的】

災害により、人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ、市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長は県知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 災害派遣の要請 1.1 災害派遣要請基準 1.2 災害派遣要請の要求（⇒県知事） 1.3 支援ニーズの具体化 1.4 派遣部隊の活動	本部長 総括本部事務局
2. 災害派遣部隊の受入れ 2.1 受入れ準備 2.2 派遣部隊到着後の措置	総括本部事務局
3. 災害派遣部隊の撤収要請	総括本部事務局
4. 費用の負担区分	総括本部事務局
5. 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣	総括本部事務局
6. 派遣部隊の撤収	総括本部事務局
7. 災害時における自衛官の権限	総括本部事務局

1. 災害派遣の要請

1.1 災害派遣要請基準

人命救助及び財産保護のため、緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は、以下のとおりとする。

災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 人員及び物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (3) 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (4) 応急措置のための医療、感染症対策、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。
- (5) その他救援、救助のため応援を必要とするとき。

この際、派遣要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

1.2 災害派遣要請の要求（⇒県知事）

市長は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請を必要と判断する場合は、市長は、県民局、自衛隊及び警察等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして知事に要求する。

緊急を要するときは、電話その他迅速な方法により連絡するものとし、事後速やかに自衛隊災害派遣要請書を提出する。

なお、県と連絡がとれない場合は、市長は直接自衛隊に災害派遣を通知するものとし、できるだけ速やかに知事にその旨を通知するものとする。

派遣要請に係る必要事項

- (1) 災害の状況及び派遣要請の要求をする理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 希望する派遣区域及び活動内容
 - (4) 要請責任者の職、氏名
 - (5) 災害派遣時における特殊携行装備または活動の種類
 - (6) 派遣地への最適経路
 - (7) 連絡場所及び現場責任者の職、氏名並びに標識または誘導地点とその標示
- (注)「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」を明らかにできる場合においては、当該事項を示すことは差し支えない。

1.3 支援ニーズの具体化

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

1.4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

2. 災害派遣部隊の受入れ

2.1 受入れ準備

県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等、既存の建屋）、及び車両、資機材等の保管場所を準備すること。
- (2) 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- (3) 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資器材の確保についての計画を立てておくこと。
- (4) ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用ヘリポートの準備に万全を期す。また、自衛隊から要請があった場合、災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。
- (5) 市本部に自衛隊の連絡所を設置するとともに、自衛隊連絡班の受入れに必要な準備をする。また、必要に応じ、災害対策本部会議へ参加を要請する。

2.2 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を本部長に報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名

- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している活動内容及び進捗状況

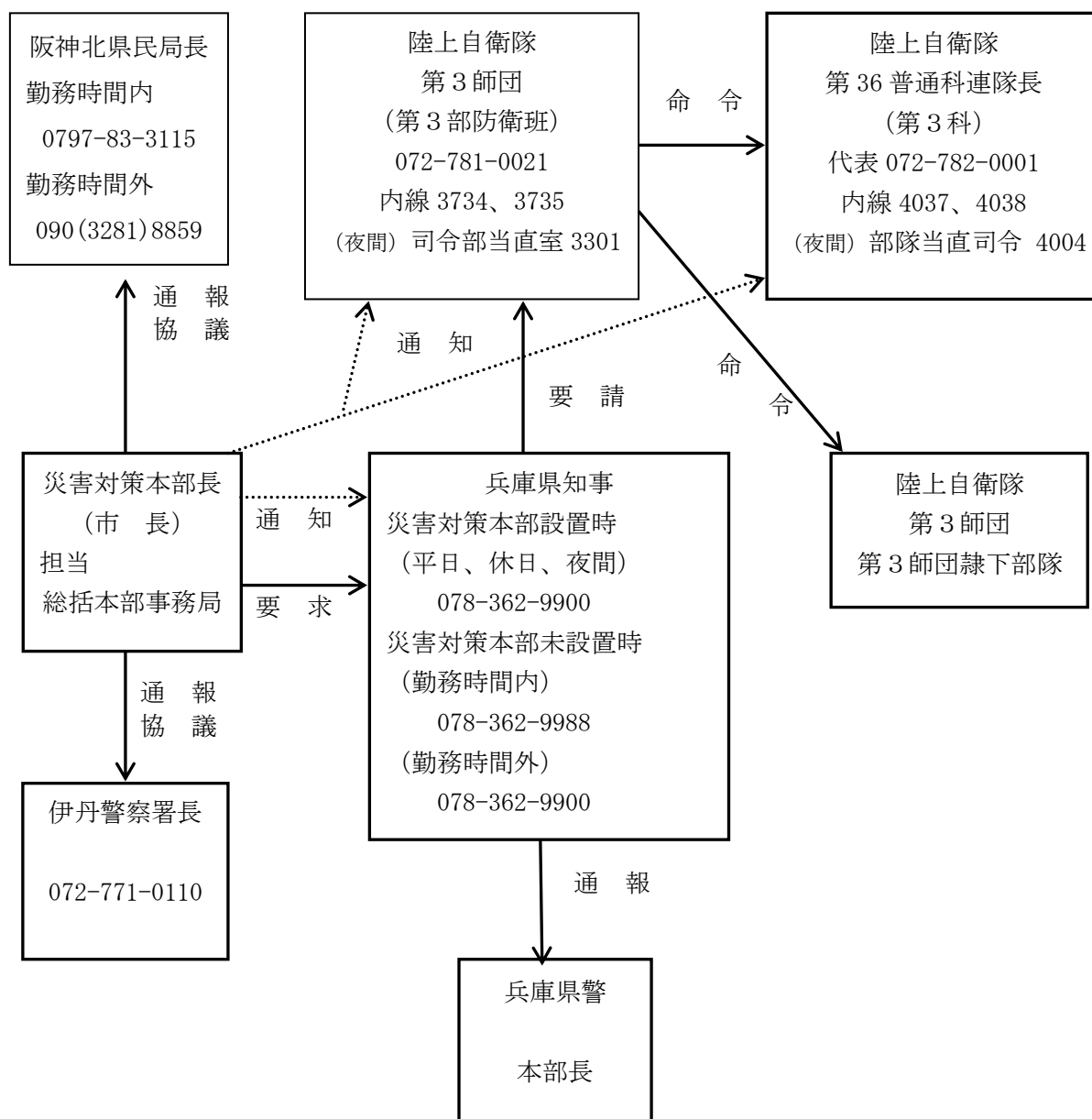
3. 災害派遣部隊の撤収要請

災害の救援活動が終了し、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったとき市長は、県民局及び警察等と十分連絡をとり速やかに知事に対し自衛隊撤収要請書を提出する。

4. 費用の負担区分

- (1) 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて市において負担するものとする。
- (2) その他細部の経費の負担等については、あらかじめ市長と派遣部隊の長等との間で協議するものとする。

派遣及び撤収要請手続経路図



----- 県知事に要求できない場合は直接通知

市本部及び自衛隊は、災害発生し、又は発生する恐れがある場合、各種情報を迅速かつ、適格に把握するとともに、相互に連絡し情報を共有する。

5. 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事等からの要請による派遣を原則とするが、災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなくその判断基準に基づいて部隊等を派遣することができるものとされている。

この場合、自衛隊は速やかに県知事及び市長等に連絡し、密接な連絡調整のもと救援活動を実施するよう努めるものとする。

要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害時の自主派遣の判断基準

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

6. 派遣部隊の撤収

部隊等の撤収は、県知事等が撤収の要請をした場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が、派遣の必要がなくなつたと認めた場合に、災害派遣を命じた指定部隊等の長が命ずるのを原則とする。

但し、災害が大規模な場合においては、県知事等から撤収の要請があつた場合を除いて、防衛大臣が撤収を命じる。

また、大規模震災災害及び原子力災害に係わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命じる。

7. 災害時における自衛官の権限

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。

尚、当該措置を実施した場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合

警戒区域の設定及び立入制限、禁止並びに退去命令

イ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合

(イ) 他人の土地、建物及びその他の工作物の一時使用

(イ) 土石、竹木及びその他の物件の使用、収用

- (ウ) 活動の支障となる被災した工作物及び物件の除去
- (エ) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、天災、事故、爆発等の危険な事態の発生において、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。
 - ア 住民に被害が及ばないための措置が必要と認める場合
警告、引き留め、避難、危険防止の措置、命令
 - イ 危害予防、損害拡大防止及び救助者救護のためやむを得ないと認める場合
他人の土地、建物又は船車への立入（合理的に必要と判断される限度）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、一般車両の通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。

なお、当該措置を実施した場合は、当該場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

 - ア 障害となる放置車両等の移動命令
 - イ 障害となる放置車両等の移動措置（命令に従わない又は所有者不在時）

第10節 広域応援要請依頼

（本部長、総括本部事務局、消防部、関係機関・団体）

【活動の目的】

大規模な災害が発生し、伊丹市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ他の市町村等に対応を要請する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 従事命令、協力命令	本部長 関係機関・団体 総括本部事務局
2. 損害補償	総括本部事務局 消防部
3. 県に対する応援要請 3.1 協力要請の考え方 3.2 県に対する協力要請	総括本部事務局
4. 他市町村等へ応援要請 4.1 隣接市町村等への応援要請 4.2 他の消防機関への応援要請	総括本部事務局 消防部
5. 指定地方行政機関への応援要請	総括本部事務局
6. 広域応援拠点 6.1 陸上応援拠点 6.2 空輸応援拠点 6.3 県の広域防災活動拠点 6.4 市の地域防災拠点	総括本部事務局 消防部

1. 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		〃 第 65 条 2 項	警察官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知 事
		〃 第 71 条 2 項	市町村長（委任を受けた場合）
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 歯科医師または薬剤師 2. 助産師または看護師 3. 技術者または建築技術者 4. 左官、とび職 5. 業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道業者及びその従業者 7. 経営者及びその従業者 8. 車運送業者及びその従業者 9. 運送業者及びその従業者 10. 業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施する現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

2. 損害補償

公務により又は市長、警察官、自衛官等の従事命令により、消防作業、救急業務、水防に関する業務又は応急措置に関する業務に従事、又は協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合において「伊丹市消防団員等公務災害補償条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

損害補償	
対 象 者	損 害 補 償 の 種 類
① 非常勤消防団員	療養補償、休業補償
② 消防作業従事者	傷病補償年金
③ 救急業務協力者	障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）
④ 水防従事者	介護補償
⑤ 応急措置従事者	遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金） 葬祭補償

3. 県に対する応援要請

3.1 協力要請の考え方

大規模災害が発生し、伊丹市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要事項を明確にした上で、本部が協力要請の手続きを行う。

応援要請基準としては、「第2.1章 第9節 自衛隊の派遣要請」の「1.1 災害派遣要請基準」と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総括本部事務局の判断により、遅滞なく応援要請を行うことができる。

3.2 県に対する協力要請

県知事に、応急措置等の応援要請をするにあたっては、県災害対策本部に、まず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

（1）県の各局への応援要請又は応急措置の実施要請

- ① 災害の状況及び応援を要する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑥ その他の必要事項

（2）他市町村、指定行政機関職員の応援の斡旋要請

- ① 派遣を必要とする理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員表

③ 派遣される職員の給与その他負担方法

④ その他参考となるべき事項

（3）派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

4. 他市町村等への応援要請

4.1 隣接市町村等への応援要請

被害の程度によって、他市町村等からの応援が必要と判断されるときは、それらの協力を求めて応急対策を進める。

このとき災害対策基本法に基づく応援要請が円滑に行われるよう、その協力要請の手続き方法（要請先機関名、担当者名、連絡方法、手続き時の文書等の様式等）を明確にしておく。

なお、応援を要請する場合は、被災地側での交通手段、宿泊、食事等の手配が困難なため、派遣側で準備を行うことを明確に伝える。

伊丹市と他の市町との相互応援協力

① 7市1町 相互応援協定	⇒【協定—1】	参照
② 大規模災害時の相互応援に関する協定	⇒【協定—2】	参照
③ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	⇒【協定—3】	参照
④ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	⇒【協定—4】	参照
⑤ 災害時における避難者の受け入れに関する協定	⇒【協定—5】	参照
⑥ 大規模災害時等の発生時における相互応援に関する協定	⇒【協定—6】	参照

次に掲げる応急措置を要請することができるものとする。

- （1）被災者の食料その他生活必需品の提供
- （2）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- （3）診療、疫学調査、感染症患者の収容その他治療及び感染症対策のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- （4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- （5）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （8）消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- （9）その他応急対策活動に必要な措置

5. 指定地方行政機関への応援要請

県に対し、指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請するように求める。また、要求が出来ない場合には、災害対策本部長は、その旨及び市域における災害事情を直接、指定地方行政機関に通知する。

6. 広域応援拠点

6.1 陸上応援拠点

県や他市町村、指定地方公共機関等の応援依頼を行い、陸路を車両で職員、医療関係者等人員、救援物資等の応援がなされたときは、被害を受けていない域外に広域応援拠点を設ける必要がある。

応援拠点の設置については、県災害対策本部に設置を要請し、かつ本部との連絡についても県災害対策本部の協力を得ることとする。

同時に、派遣職員についての宿舎も交通事情が許されれば、被害を受けていない域外に設けることが望ましく、県災害対策本部並びに他市町村の協力により設置、運営を依頼するものとする。

事情により域外に宿舎が設置できない場合は、市内の避難所等に宿舎を求めるものとし、運営について県対策本部の協力を要請するものとする。

6.2 空輸応援拠点

県や他市町村、指定地方公共機関等の応援依頼を行い、ヘリコプター等により空路で職員、医療関係者等人員、救援物資等の応援を受けるときは、大阪国際空港運用中は、原則として同空港を利用するものとする。ただし、特に必要がある場合は、市内にヘリコプター拠点を設ける。

同時に、派遣職員についての宿舎を公共施設等に確保するものとする。市で確保が困難な時は、県本部の協力により確保するものとする。

⇒ 【資料17】 臨時ヘリポート

6.3 県の広域防災活動拠点

災害対策阪神北地方本部が運営する、広域防災活動拠点は以下のとおりである。

名 称	所 在 地
県立西猪名公園	伊丹市北伊丹9丁目地先

6.4 市の地域防災拠点

市の地域防災拠点は、防災活動のための駐屯機能、緊急物資、復旧資機材の集積配布スペース等とし、伊丹市震災復興計画による昆陽池地区、伊丹中央地区、緑ヶ丘地区、神津地区、荒牧地区、野間地区、稲野地区、西野地区、昆陽南地区の9カ所とする。

6.5 物資の集積、保管場所の確保について

義援物資の受付場所であるスワンホールに加えて、TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター及び市立緑ヶ丘体育館を物資集積、保管の候補地とする。

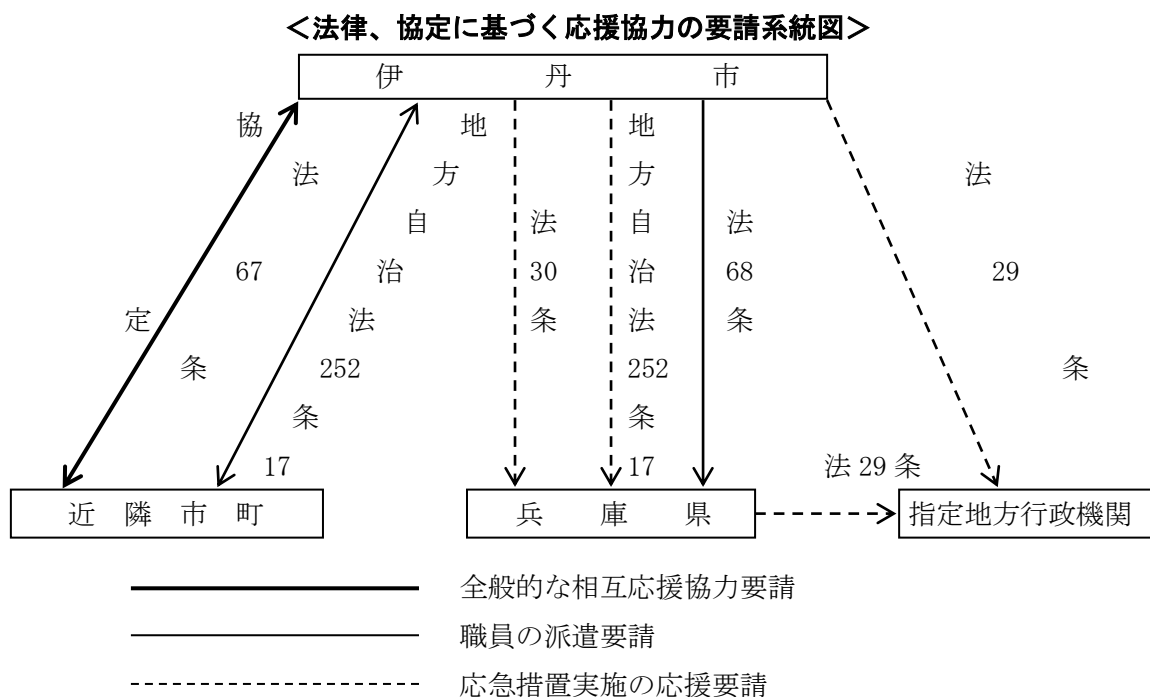
《支援物資の集積、保管場所の条件》

- ・耐震性、一定の規模、収容スペース、駐車スペース
- ・重要道路等主要道路に面している
- ・中心地、認知度 等

ただし、避難所として指定している施設については、避難者を収容する場合は、それら施設の一部又は全部について物資集積場所として使用しないこととする。

また、耐震性及び老朽化の状況から施設の使用については、その被害状況等を勘案し、状況に応じて使用することとする。なお、複数の施設を選定しておくことが望ましいため、今後も施設選定に関する検証を行う。

そして、市内5箇所に設置している備蓄倉庫についても、支援物資集約場所として使用することとし、さらに、公共施設だけではなく、運送会社や倉庫会社等民間施設についても協力体制の構築に努める。



法＝災害対策基本法をいう。

このほか、水防法第23条、消防組織法第42条に基づく応援がある。

法律、協定等に規定がない場合であっても、防災業務推進のため必要なときは、他の地方公共団体、防災関係団体等とできる限り相互に応援協力するものとする。

第11節 交通規制

（施設部、総括本部事務局〔広報班〕、上下水道部、伊丹警察署）

【活動の目的】

災害時において道路の破損、決壊、その他の事由により交通上危険であると認め、又は復旧工事のため止むを得ない場合は、道路管理者は交通規制を行うものとする。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 被災地付近の交通規制	施設部 伊丹警察署
2. 緊急輸送確保のための交通規制	施設部 伊丹警察署
3. 交通規制の周知	施設部 広報班 上下水道部
4. 放置車両対策	施設部 伊丹警察署 上下水道部
5. 道路占用工作物の保全措置	施設部 上下水道部

1. 被災地付近の交通規制

施設部は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長と連絡し交通制限、迂廻等の応急対策を講じることとし、市災害対策本部は県警察本部と協議し、交通規制を確定する。

次の区分により、速やかに必要な規制を行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国 土 交 通 大 臣 宝塚土木事務所長 本部長（市長）	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道 路 法 第 4 6 条
警 察	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官	1. 災害応急対策に従事する者または災害対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき 3. 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはその恐れがある場合	災害対策 基 本 法 第 7 6 条 道 路 交 通 法 第 6 条

2. 緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保する必要があると認める時は、県公安委員会に要請して、次の処置を行うものとする。

- （1）交通が輻輳し、円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行う。
- （2）前項の規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的規制解除等により便宜を与える。

3. 規制の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制をした場合には、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車による広報活動及び報道機関を通じて、市民に周知徹底を図るものとする。

4. 放置車両対策

4.1 緊急車両の通行ルート確保

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、道路管理者は区間を指定して次の処置を行うものとする。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。
- (2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

4.2 土地の一時使用等

やむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を可能とする。

4.3 関係機関、道路管理者間の連絡・調整

- (1) 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、要請が可能。
- (2) 国土交通省は地方公共団体に対して、指示が可能。
- (3) 都道府県知事は、市町村に対して、指示が可能。

5. 道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物（電力、通信、ガス、水道、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとする。

第12節 医療救護

（援護部、医療部、日赤救護班、伊丹市医師会、
 伊丹市歯科医師会、伊丹市薬剤師会）

【活動の目的】

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱したため、住民が医療の途を失った場合に応急的に医療又は助産を実施する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 応急医療需要の把握	援護部
2. 救護班の編成指示	援護部 医療部 日赤救護班 伊丹市医師会
3. 応急医療及び助産の実施 3.1 医療品等の確保 3.2 応急医療及び助産の実施	援護部 医療部 日赤救護班 伊丹市医師会 伊丹市歯科医師会 伊丹市薬剤師会 伊丹市助産師会

1. 応急医療需要の把握

医療機関の機能停止若しくは不足した地区について、医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等、医療需要の把握に努める。

2. 救護班の編成指示

（1）編成指示要領

被災者に対する医療及び助産を実施するため医療関係者をもって救護班を編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたるものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては県をはじめ日赤、医師会、DMAT 等の関係機関に応援を要請するものとする。

災害救助法が適用された場合の医療、助産については、市長の要請により、知事が救護班を現地に派遣して実施する。

（2）救護所の設置

救護所は、災害の状況によって以下の場所に適宜開設する。

救護所の設置場所等

救護所を設置する施設等の名称	所在地	医療器具等の配備内容
伊丹小学校	船原1丁目1-1	応急医療セット 簡易ベッド 発電機 キャリー型酸素吸入器 酸素ボンベ
神津小学校	森本1丁目8-1	
東 中学校	高台2丁目54	
松崎中学校	山田2丁目1-1	
荒牧中学校	荒牧5丁目2-18	

（3）救護班等の編成

救護班の編成は「伊丹市医師会災害救護隊編成表」及び「伊丹市医師会災害救護活動要領」に基づき行うものとする。

⇒ 【資料18】 伊丹市医師会災害救護隊編成表

3. 応急医療及び助産の実施

3.1 医薬品等の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び衛生材料は、各医療機関、伊丹市薬剤師会及び次の業者から調達するものとする。

医薬品調達業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(株)ケーエスケー	尼崎市西昆陽2丁目15-4	06-6432-2221	緊急用薬品を常備
(株)メディセオ	荻野6丁目56-1	072-770-5591	
(株)スズケン	高台1丁目4番地	072-782-0521	
アルフレッサ（株）	野間北3丁目12-31	072-783-5621	

⇒ 【資料19】 伊丹市薬剤師会

3.2 応急医療及び助産の実施（災害救助法に基づく適用要件）

（1）医 療

① 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して行うものとする。

② 医療の範囲

ア. 診 察

イ. 薬剤又は治療材料の支給処置、手術その他の治療及び施術

ウ. 病院又は診療所への収容

エ. 看 護

③ 医療のために支出できる費用（患者の移送費は別途計上）

ア. 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

イ. 病院、診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ. 施術者による場合

協定料金の額以内

④ 期間

医療を実施できる期間は災害発生の14日以内とする。

（ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。）

（2）助 産

① 対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。

② 助産の範囲

ア．分娩の介助

イ．分娩前及び分娩後の処置

ウ．脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

③ 助産のために支出できる費用（妊婦の移送費は別途計上）

ア．救護班等による場合

使用した衛生材料の実費

イ．産院、その他の医療機関による場合

使用した衛生材料、処置費の実費

ウ．助産師による場合

慣行料金の8割以内の額とする。

④ 期 間

助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内とする。

第13節 道路施設被害の応急復旧

（施設部、上下水道部、総括本部事務局、伊丹警察署）

【活動の目的】

災害により道路施設の決壊、流出、埋没、その他のため交通が途絶した場合の応急復旧を行う。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 道路施設被害状況の把握	施設部 上下水道部
2. 道路施設被害の応急復旧方針の決定	施設部 上下水道部
3. 道路施設被害の応急復旧体制	施設部 上下水道部
4. 道路施設被害の応急復旧	施設部 上下水道部
5. 道路交通情報の広報等	施設部 総括本部事務局 上下水道部
6. 交通規制	施設部 伊丹警察署

1. 道路施設被害状況の把握

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するために必要な輸送路等を確保するため、道路施設の被害状況を把握する。

道路交通の確保対策

- (1) 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 市バス路線において、道路の破損等により運行不能になった場合は、路線の一部変更等の措置をとり、できる限り運行に努めるものとする。

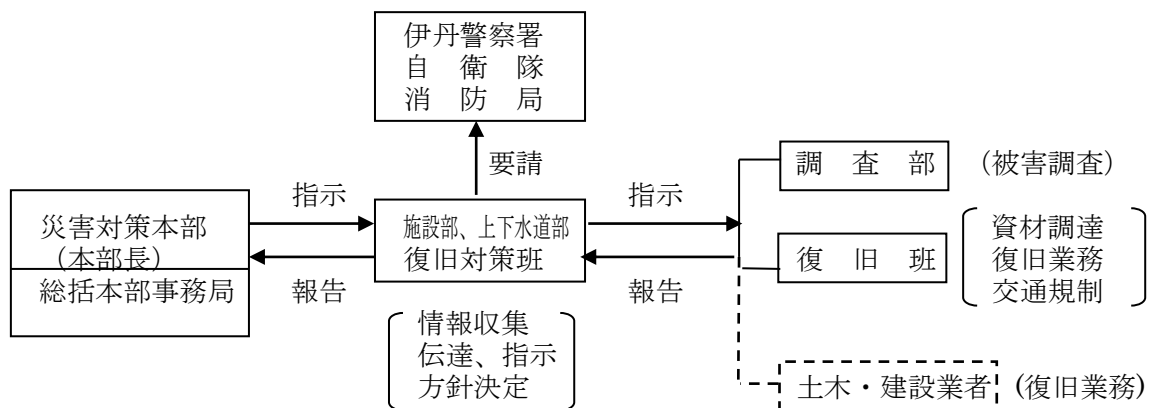
2. 道路施設被害の応急復旧方針の決定

全市的な被害状況等に基づき、復旧方法、復旧に要する期間、復旧順位、復旧工事の際に必要な交通規制計画、迂回路計画、労力、資材、機材確保についての方針を早急に決定し、市民への広報及び関係機関との協議、土木建設業者等の確保に努めるものとする。

3. 道路施設被害の応急復旧体制

応急復旧体制は、以下のとおりとする。

(1) 体制（関係機関）



(2) 区域

応急復旧の区域は、市域を都市計画道路昆陽池緑地線により東西に二分した区域とする。

◆ 昆陽池緑地線以西

施設部（都市計画課、建築指導課、みどり自然課、公園課）

上下水道部（水道2班）

◆ 昆陽池緑地線以东

施設部（道路室、交通政策室、営繕課）

4. 道路施設被害の応急復旧

（1）緊急輸送路等、防災活動上重要な道路の応急復旧

被災者、必要な人員、緊急物資の輸送等災害復旧活動に必要な道路に対して優先的に実施するものとする。

（2）道路、橋梁等の応急工事

① 被害が小さい場合の応急工事

道路の損壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的被害が小さく道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等小規模の応急対策により、交通の確保が得られる場合は、早急に必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

② 比較的被害が大きい場合の応急工事

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害個所の応急対策を行うのと同時に道路交通の確保を図るものとする。

③ 応急工事が長期にわたる場合の処置

応急工事が長期にわたり、路線の通行止めによる影響が大きい場合、道路管理者は、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

④ 交通途絶が広域に及ぶ場合の処置

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態になった場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が完了する路線を選び、労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要かつ有効な応急工事の手段を、集中的に実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

5. 道路交通情報の広報等

（1）不通箇所、迂回路、復旧見込み等の広報

（2）道路交通情報の問い合わせ等への対応

6. 交通規制

「第2.1章 第11節 交通規制」を参照のこと。

第14節 緊急輸送

（総括本部事務局、関係部）

【活動の目的】

災害時における被害者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送を行う。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 緊急輸送用手段の確保 1.1 緊急輸送車両の確保、配車 1.2 緊急輸送車両確認証明書及び標章の申請	総括本部事務局 関係部
2. 緊急輸送	総括本部事務局

1. 緊急輸送用手段の確保

1.1 緊急輸送車両の確保、配車

被災者、災害応急対策要員、災害応急対策用資材及び救援物資等の輸送用車両の確保、配車並びに輸送については、第1次的には応急対策を実施する各部で行うものとする。

1.2 緊急輸送車両確認証明書及び標章の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送車両の通行確保については、知事又は県公安委員会に申し出て緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

1.3 緊急通行車両標章の事前交付

市は、輸送協定を締結する業者に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び、普及を図るものとする。

緊急輸送車両確認証明書

(証明書)

第 号 年 月 日			
緊急輸送車両確認証明書			
知 事 (印) 公安委員会 (印)			
郵便番号に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所		
	氏名		
搬送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

※ 用紙は、日本産業規格B 6 とする。

2. 緊急輸送

緊急輸送の決定、指示は総括本部事務局が行う。

（1）緊急輸送の基本方針

市有車両、又は直接調達できる車両をもって輸送を行うことを基本とする。

ただし、各部において車両が不足するときは、総括本部事務局（管財課 車両担当）へ配車の要請を行うものとする。

なお、総括本部事務局（管財課 車両担当）は、各部から配車の要請があった場合には、以下のとおり車両の決定、確保を行うものとする。

- ① 「資料20 市有車両一覧表」に掲げる市有車両より、使用車両の決定を行い、要請者に通知する。
- ② 車両が不足する場合については、「資料21 車両調達方法」より確保するものとする。

（2）輸送の確保が困難な場合においては、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

① 陸上輸送

被災者又は緊急物資の輸送に際しては、兵庫県陸運事務所長と連絡をとり、近隣府県、市町村及び業者に応援協力を求め、各団体が所有する車両を活用するものとする。

② 鉄道輸送

被災者又は物資の輸送のため、車両の増結、臨時列車の増発等を必要とする場合は、JR西日本事務所長と協議して適切な措置を講じるものとする。

③ 航空輸送

車両による輸送が困難な場合又は著しく緊急を要する場合は、県、自衛隊等に依頼して航空機（ヘリコプター）による輸送を行うものとする。

⇒ **【資料20】 市有車両一覧表**

⇒ **【資料21】 車両調達方法**

⇒ **【資料22】 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領**

第15節 防災基幹施設における

通信、電力、ガスの応急復旧

（総括本部事務局、関係部、関係機関）

【活動の目的】

災害時において、防災基幹施設の通信、電力、ガス等ライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。関係各機関と優先復旧先等について連携を図り、速やかな応急復旧を図ることにより災害対策業務機能を確保する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 災害発生時の連携	総括本部事務局 関係部
2. 復旧を優先する施設の方針の決定	総括本部事務局 通信・電力・ガス 事業者
3. 通信、電力、ガスの復旧計画	通信・電力・ガス 事業者

1. 災害発生時の連携

総括本部員及び総括本部事務局は、災害発生時、速やかに電力、通信、ガスに関する被害状況を把握するため、以下の措置を講じ、関係機関と連携を図るものとする。

- (1) 災害発生後、速やかに電力、通信、ガス機関において被害状況の把握を開始する。
- (2) 被害の発生をみたときは、直ちに電力、通信、ガス機関より市本部に連絡員の派遣協力を求めるとともに、関係機関の連絡員に対しては、各社災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等の携帯を求めるものとする。
- (3) 被害状況について、速やかに市本部へ連絡を行うよう協力依頼する。
- (4) 市及び関係機関は、防災基幹施設等優先復旧施設についての方針決定を行う。
- (5) 関係機関においては、応急復旧工事や代替施設による供給（衛星通信車載局、高圧発電機車等）等の措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図るものとする。

関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 【0800-777-3081】	大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 対策室 【078-303-8600】 導管計画チーム 【078-303-7725】
	NTT 西日本株式会社 兵庫支店 災害対策室（昼間） 【078-393-9440】 NTTフィールドテクノ 兵庫カスタマサポートセンター （平日昼間）【113(局番なし)】 （夜間、休日）【078-393-8320】

2. 復旧を優先する施設の方針の決定

電力、通信、ガスの復旧にあたっては、災害対策事業を進めるうえで、市、警察、病院、避難所等の重要な施設のほか、早期復旧を要する施設の復旧を優先することが望ましいが、これについては、市本部と電力、通信、ガス機関と協議を行うものとする。

3. 電力、通信、ガスの復旧計画

- ⇒ 【資料28】 通信施設の災害対策
- ⇒ 【資料29】 電力施設の災害対策
- ⇒ 【資料30】 ガス施設の災害対策

第16節 遺体の搜索、安置所の開設、処理及び埋・火葬

（消防部、環境部、関係部、関係機関）

【活動の目的】

災害によって死亡したと推定される者の搜索、安置所の開設、収容処理及び埋・火葬を実施する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 行方不明者・遺体の搜索	消防部 環境部 関係機関
2. 遺体安置所の開設	環境部 関係機関
3. 遺体の処理	環境部 関係部
4. 遺体の埋・火葬	環境部

1. 行方不明者・遺体の搜索

（1）対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（2）死体処理班の編成及び組織

班 長	班 付	（医療部医師）	〔 1 名〕
	班 員		〔 5 名〕
	賃金職員雇上（火葬業者等）		〔若干名〕

（3）方法

遺体の搜索については、災害の規模、状況に応じ警察、自衛隊、消防団等と連携を取り、実施するものとする。

（4）災害救助法が適用された場合の留意点

① 費用

ア．死体の搜索及び処理（災害救助法施行令第2条第1号）を実施するに当たり、必要な場合はその搜索及び費用のための輸送費並びに賃金職員等雇上費を支給することができる。ただし、賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該死体の搜索及び処理が認められる期間とし、その輸送費及び賃金職員等の雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

イ．舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における実費とする。

② 期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

（ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。）

⇒ **【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間**

（5）行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察署と連携を図りながら実施するものとする。

2. 遺体安置所の開設

（1）対象施設

大規模災害により多数の死者が出た場合又は出ることが予想される場合で、遺体の安置所の開設が必要と思われる時は、環境部は警察署と協議し、市営斎場を遺体安置所として開設する。また、市内の被害状況からその他の遺体安置所の開設が必要となる場合は、避難所等に使用されていない学校（体育館、格技室）等の公共施設の中から、遺体の安置が適切な場所を選定し、開設する。

（2）広報

安置所を開設した場合、環境部は、遺体が速やかに搬送されるよう広報に努める。

（３）物品の確保

環境部は、安置所に必要な棺（付属品を含む）、骨つぼ又は骨箱、ドライアイス等の確保を、葬儀業者等に要請する。

（４）管理責任者の配置

環境部は、開設における初動的対応や各種業務を円滑に遂行するために、管理責任者を配置する。

3. 遺体の処理

（１）対 象

災害により死亡した者のうち、身元不明者又は遺族等の遺体確認のできない者について、遺体に関する処理（埋・火葬を除く）を行う。

（２）方 法

① 遺体の搬送、収容

遺体の収容については、市営斎場のほか、被害状況により避難所等に使用されていない学校（体育館、格技室）等の公共施設に収容し安置するものとする。

② 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため早急に処理できない場合、遺体を特定の場所に集めて一時保存する。

③ 検視、検案

災害が発生し、死亡した者については、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）等に基づき、遺体安置所において警察署が検視（見分）を行い、その後、医療機関、医師、その他の医師が処理を引継ぎ、遺体の検案を実施し、検案書を作成する。

④ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

県を通じて、兵庫県と災害協定を締結している葬祭事業者等に依頼し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。また、納棺用品、仮葬祭用品の確保を行い、気温の高い時期にはドライアイスの準備等を行うものとする。

⑤ 死体処理台帳

遺体は、検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

⇒ 「様式—6 死体処理台帳」

⑥ 遺体の身元確認

（ア）身元が確定した遺体は、死体処理台帳に必要事項を記載のうえ、速やかに遺族等へ引き渡す。

（イ）身元が明らかでない遺体は、市民に周知を行い、一定期間が経った後に行旅死亡

人として取り扱う。

⑦ 漂着遺体等の取扱い

(ア)身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の当該市町村に連絡して、遺体の照会及び引き取りを要請の上引き渡す。

(イ)遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

ただし、災害救助法適用市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

(3) 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ **【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間**

4. 遺体の埋・火葬

(1) 対 象

災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合、応急的に実施する。

(2) 方 法

次の範囲で、原則として現物をもって実際に埋・火葬を行う者に支給する。

① 棺（付属品を含む）

② 骨つぼ又は骨箱

③ 埋・火葬又は納骨等の役務の提供（人件費を含む）

(3) 死亡届の受理・埋火葬許可書の発行

市は、検視、検案を終え、遺族に引き渡された遺体については、安置所等において、死亡届を受理する。死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証明書又は特例許可証を発行する。

(4) 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ **【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間**

(5) 埋火葬の特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合に、政令で指定し、厚生労働大臣が定める期間内に限り、①市長は他の市町村長に対し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項の規定による届出等が行われたものであっても埋火葬を許可できる。②厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場に限り、埋火葬の許可無く埋火葬を行なうことができる。

(6) 火葬場

市内の火葬場は下記のとおり1カ所のみであるため、火葬能力を超える事態等が発生した場合には、県内の近隣他都市へ協力要請を行い、又は県を通して県外の火葬場と打ち合わせを行う等の措置を講じ、事態の解消に努めるものとする。

第2編 震災対策計画
第2章 災害応急対策計画
第2.1章 初動対応期（人命安全確保期）

名 称	所 在 地	火 葬 能 力	電 話 番 号
伊丹市営斎場	船原2丁目4番20号	18体（24時間）	072-782-2176

第17節 緊急給水体制の確立

（上下水道部）

【活動の目的】

災害により飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の供給、確保を図る。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 給水需要の把握	上下水道部
2. 給水方針の決定	上下水道部
3. 応急給水	上下水道部
4. 給水施設等の応急復旧	上下水道部
5. 災害救助法が適用された場合の留意点	上下水道部

1. 給水需要の把握

災害の発生により、給水機能の停止等が生じた時、上下水道部は総括本部員（市長付参事（危機管理担当）、総務部長）と連絡を密にし、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水及び復旧体制を構築し、状況によっては他都市の応援等を求め、必要な給水、復旧対策等の措置を講じるものとする。

（1）被害状況の把握

被害状況の把握は、以下の事項について留意する。

- ① 取水、浄水施設及び幹線導、配水管、配水能力、配水可能量の状況
- ② 被害場所、区域
- ③ 被害戸数

（2）応急給水活動措置の有無

給水の停止により、応急給水所設置等、応急給水活動の必要性の有無について、把握を行う。

- ① 応急給水対策を要する地域
- ② 避難所施設の開設状況
- ③ 医療機関、収容施設、その他主要な施設の応急給水対策の有無

2. 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況、復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考に、その都度本部長が指示する。

なお、給水量は、1日3リットル／人程度とする。

3. 応急給水

応急給水については、本部長の指示に基づき、次に掲げる内容により実施する。

また、応急給水班は、給水停止等により、給水を要する地域、避難所等への応急給水活動が必要になったときは、速やかに給水場所（原則として小学校校区単位）を決定し、市民への周知が図られるように留意する。

（1）飲料水の確保と給水

① 浄水場が壊滅的打撃を受け、浄水機能が不能な場合

- ア．飲料水兼用耐震性貯水槽、学校受水槽、荻野配水池及び県水エリアの消火栓等からの給水を行う
- イ．県水、隣接市末端緊急連絡管からの給水を行う
- ウ．救援用飲料水の確保、備蓄飲料水、他都市応援の要請等により給水車等による給水を行う
- エ．簡易浄水機や井戸等の活用

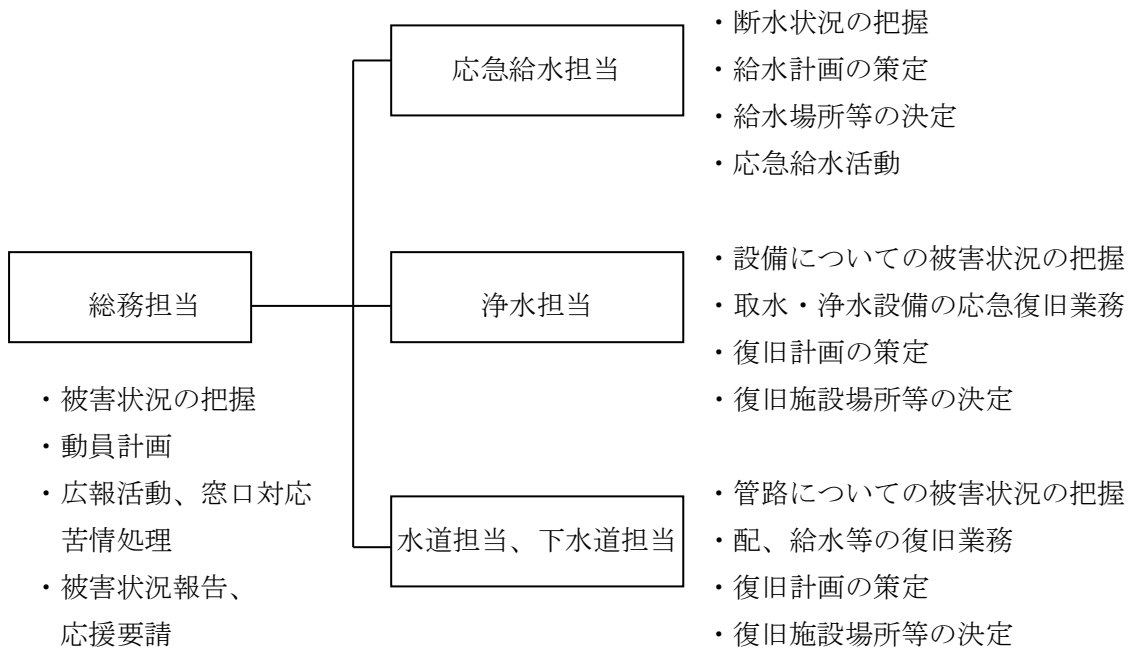
② 浄水場機能が可能又は配水池浄水が使用可能な場合

基本的に、給水を要する地域、避難所等の校区小学校へ、浄水場の飲料水を給水車により輸送し、実施するものとする。また、上記①による給水方法も状況により実施するものとする。

（2）生活用水の確保と供給

トイレ、洗濯等の生活用水については、防火水槽、各小、中学校プール、各小、中、高等学校の避難所用の井戸水等を活用する。

（3）応急給水及び復旧班等の編成及び業務



⇒ **【資料4】 応急給水設備等（市保有分）**

（4）応援要請

給水及び復旧活動において、他都市への応援要請を必要とするときは以下のとおりとする。

① 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書による要請

市 町 名	所 在 地	電話番号	相互応援協定書に基づく内容
尼 崎 市	660-0051 尼崎市東七松町 2-4-16	06-6489-7402	水道工事 給水施設復旧の ための ・職員の応援 ・車両の提供 ・所要の器具の 提供
西 宮 市	662-0918 西宮市六湛寺町 8-28	0798-32-2233	
芦 屋 市	659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797-38-2080	
宝 塚 市	665-0032 宝塚市東洋町 1-3	0797-73-3688	
川 西 市	666-8501 川西市中央町 12-1	072-740-1261	
三 田 市	669-1595 三田市三輪 2-1-1	079-559-5156	
猪名川町	666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-8716	

② 兵庫県水道災害相互応援に関する協定等による要請

⇒ 【資料23】 水道相互応援協定一覧表

※ 上記のほか、緊急の必要により自衛隊に応援要請をすることができる。

4. 給 水 施 設 等 の 応 急 復 旧

応急復旧は上記編成班により実施する。水道班、下水道班は、給水施設の応急復旧を行ううえで、伊丹市上下水道事業協同組合等の協力を得、復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。

5. 災 害 救 助 法 が 適 用 さ れ た 場 合 の 留 意 点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第18節 緊急食料供給体制の確立

（物資部）

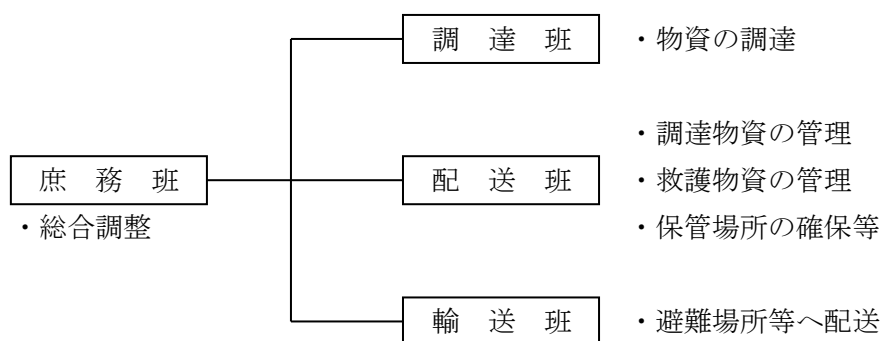
【活動の目的】

災害により日常の食事に支障を生じた者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料を確保する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 食料供給体制	物資部
2. 給食需要の把握	物資部
3. 給食能力の把握	物資部
4. 給食方針の決定	物資部
5. 給 食 5.1 食料等の調達 5.2 食料の輸送 5.3 食品の配布	物資部
6. 災害救助法が適用された場合の留意点	物資部

1. 食料供給体制



2. 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能者（ガス供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

供給対象者

- （1）避難所に避難している者
- （2）住家に被害を受け、又は災害により、現に炊事できない者
- （3）病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- （4）救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者（注：法による救助の対象にはならない。）

3. 給食能力の把握

（1）炊き出し能力の把握

災害の状況により、炊き出しの必要がある場合は主として給食センターにおいて行うものとする。給食センターの炊き出し能力は【資料25】のとおりである。また、民間の炊飯等可能業者は【資料26】のとおりである。

避難施設において炊き出し可能なところでは、日赤奉仕団、自治会、伊丹いずみ会、伊丹市栄養士会、公衆栄養グループの協力を得て実施するものとする。

なお、給食設備を有する施設は、【資料24】のとおりである。

4. 給食方針の決定

給食方針は、概ね以下によるものとするが、最終的には「2. 給食需要の把握」の状況把握に基づき、決定する。

（1）給食基準

- ① 給食の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ② 配給品目は、米穀、乾パン又は麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
- ③ 配給数量は、炊き出しとして配給する場合、1人1食精米 200g 以内（配給基

準数量）とする。通常の配給ができない場合は、1日当たり 400 g、副食品の数については制限しない。

- ④ 一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。
- ⑤ 乳幼児がいる場合については液体ミルク、アレルギー用調整粉乳を支給する。

（2）給食の方法

- ① 各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食品の給与を実施する。
- ② 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- ③ 状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。
- ④ 野外炊飯に備えて、移動炊飯器の使用も考慮する。

5. 給 食

5.1 食料等の調達

食料取扱業者一覧表

品 名	住 所	社 名	電話番号
米 穀	中央5丁目5-10	伊丹産業(株) 米穀部	072-778-7071
パ ン	池尻2丁目23	(株)オイシス 営業部	072-781-8331

※ その他の食料については、市内の各小売店をはじめ伊丹市公設市場（072-782-1171）等から必要に応じ購入する。

5.2 食料の輸送

第2章 「災害応急対策計画」 第2.1章 「警戒避難活動期（人命安全確保期）」
第14節 「緊急輸送」により、また民間事業者から車両の借上げ等を行う等し、食料の輸送を行う。

5.3 食品の配布

食品の配布については、原則として、避難所を拠点にした配給体制をとるものとする。このため、避難部と連携を密にし、各避難所等の人員を的確に把握し、配給班を整えて配付を行うものとする。

6. 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第19節 生活必需品供給体制の確立

（物資部）

【活動の目的】

災害により生活上必要な被服寝具、その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 被服等生活必需物資の供給需要の把握	物資部
2. 被服等生活必需物資の供給方針の決定	物資部
3. 生活必需品の調達	物資部
4. 被服等生活必需物資の供給 4.1 被服生活必需物資の調達 4.2 被服生活必需物資の輸送 4.3 被服生活必需物資の配付	物資部
5. 災害救助法が適用された場合の留意点	物資部

1. 被服等生活必需物資の供給需要の把握

被服等生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

供 給 対 象 者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 被服等生活必需物資の供給方針の決定

災害救助法の適用に至らない災害については、本部長が応急的に必要な生活必需品の供給内容及び実施の決定を行う。

なお、災害救助法が適用された場合の供給品目については、以下のとおりである。

（1）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

① 被服、寝具及び身のまわり品

（作業衣、洋服、子供服、シャツ、パンツ、毛布、布団、タオルケット、靴下、タオル、手ぬぐい、サンダル、傘等）

② 日用品

（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷ゴザ、生理用品、オムツ等）

③ 炊事用具及び食器

（茶碗、はし、鍋、包丁、皿、ガス器具、炊飯器、哺乳瓶等）

④ 光熱材料

（懐中電灯、電池等）

⑤ 燃料類

（灯油、プロパンガス等）

（2）被害程度及び世帯構成人員に応じて物資部が配給するが、地区民生委員、自治会、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

3. 生活必需品の調達

生活必需品の調達にあたっては、以下の業者より行うものとする。

また、平時から新物資システム（B-PL o）により生活必需品等の物資の備蓄状況を管理し、大規模な災害が発生した場合には、国等と、物資の調達、輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な物資支援の実現を行うものとする。

生活必需品の調達先（支援協定締結企業名）

物 資 名	調 達 先		
	住 所	業 者 名	電 話 番 号
生活必需品	中央5丁目 3-38	(株)関西スーパーマーケット	072-772-0341
	平松5丁目 1-31	コープ伊丹	072-772-0631
	中野北4丁目 1-38	コープ協同購入センター伊丹	072-772-0634
	中央5丁目 5-10	伊丹産業(株)	072-783-0001
	藤ノ木1丁目 1-1	イオンリテール（株）	072-787-0500
	池尻4丁目 1-1	西日本カンパニー	072-773-6980
	鴻池1丁目 304-2	(株)LIXIL ビバ スーパービバホーム伊丹店	072-773-8851

4. 被服等生活必需物資の供給

4.1 被服等生活必需物資の調達

事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等に応援を要請するものとする。

4.2 被服等生活必需物資の輸送

第14節「緊急輸送」により、また民間業者から車両の借上げ等を行う等し、被服等生活必需物資の輸送を行う。

4.3 被服等生活必需物資の配付

供給方針に基づき、配付する。

5. 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第20節 指定避難所の開設・運営

（避難部、援護部）

【活動の目的】

避難者及び居住の場所を失った者を収容する。また、避難が長期化する見通しの場合の避難所運営を効果的に行う。

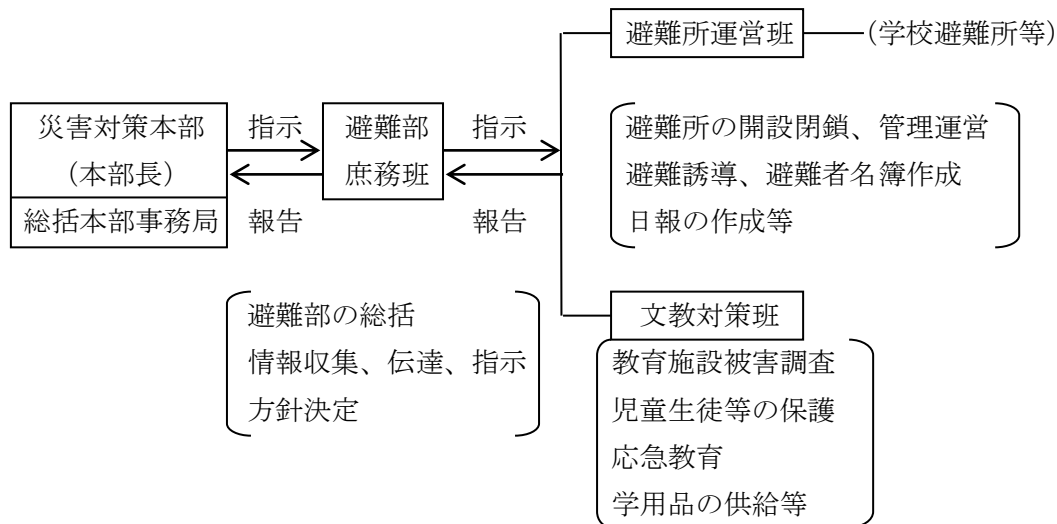
活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 指定避難所の運営及び体制 1.1 指定避難所の開設運営体制 1.2 指定避難所の開設 1.3 指定避難所の運営 1.4 指定避難所運営の職務内容	避難部
2. 指定避難所以外での避難者の対応	避難部、援護部
3. 要配慮者対策	避難部、援護部
4. 災害救助法が適用された場合の留意点	避難部

1. 指定避難所の運営及び体制

1.1 指定避難所の開設運営体制

避難部の体制は、以下のとおりとする。



1.2 指定避難所の開設

(1) 収容対象者

- ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
 - イ 現実に災害を受けた者
自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ② 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
 - ア 避難指示が発令された場合
 - イ 避難指示は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

(2) 指定避難所の開設

① 開設基準

市長等が高齢者等避難、避難指示を行った場合、又は災害救助法が適用された時は、直ちに指定避難所を開設するものとする。

指定避難所の開設は、あらかじめ指定する避難所より、市長等が被害の状況に応じて決定する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、避難部を総括する責任者の判断により開設を行うものとする。

避難所を開設したときは、遅滞なく、避難所の運営状況に関する情報を把握し、当該避難所における福祉サービスの提供、情報の提供等の措置を講ずるよう努めるとともに、情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術

の活用に務める。

指定避難所の開設は「避難所運営班」が担当し、あらかじめ定めている職員に指示し、開設するものとする。

② 施設管理者に対する連絡

市長は避難所として使用しようとする建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとし、平時から迅速な避難所の開設体制の構築に努め、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

また、指定管理者の管理施設が避難所に指定されている場合、当該指定管理者と締結した基本協定書の避難所の開設等の規定に基づき避難所の開設、運用等の協力を依頼することとなるため、平時から連携を行い、迅速な避難所の開設体制の構築に努める。

③ 指定避難所管理運営者の派遣

市長は指定避難所を開設したときは、建物及び収容者の維持管理のための管理運営者を派遣しなければならない。

④ 指定避難所の設置報告等

管理運営者は、指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告しなければならない。

ア 開設の日時、場所及び施設名

イ 収容人員（可能であれば、氏名住所、性別、年齢、障害、妊産婦、要介護等詳細に）

ウ ペット連れの場合はペットの有無について

エ 給食の要否及び給食必要量

オ 食事に特別の配慮が必要な者の把握（乳幼児のミルク、えん下困難者、食物アレルギー、透析者、粉ミルクの合わない方等）

（3）県への報告

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告する。

1.3 指定避難所の運営

（1）避難所開設当初は、避難所運営班（複数名体制）と学校職員が連携して運営にあたるものとし、その後避難者の自治組織や自主防災組織等の協力を得て、「避難所運営委員会」を設置し、運営を進めるものとする。

なお、避難所運営が長期化することが予想されるときは、ボランティア団体の応援協力を求め避難所運営に努めるものとする。

（2）避難所運営にあたっては、女性の参画を推進する。年齢、性別等プライバシーに配慮し、男女別更衣室、授乳室等のスペースを確保する。また、妊産婦等身体状況に配慮するものとする。

- (3) 男女別トイレ（女：男＝3：1）の設置場所は離すよう配慮し、物干し場、必要に応じた照明等の設置を行い、介護が必要な方等への多目的トイレの対応については、その確保に努める。
- (4) 障がいのある人や外国人にも配慮し、情報の伝達を行う。
- (5) 定期的に避難所運営について話し合う会議を開催する。

1.4 指定避難所運営の職務内容

指定避難所の運営、管理については、「伊丹市避難所運営マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じつつ、以下のとおりとする。

(1) 避難者収容名簿の作成

- ① 避難者の食料、生活用品の把握及び市民等からの安否確認に対する問い合わせに対応するため、避難者登録カードを交付し、氏名、住所、性別、年齢、障害、妊産婦、要介護等、詳細に避難者各人に記入をしてもらう。

また、避難者登録カードに記入しきれない事項や記入し難い事項については、個別の情報収集を行うとともに、DV被害や虐待等の理由により避難している避難者の個人情報加害者へ知られないよう情報管理を行う。

- ② 避難者自身が記入できないときは、他の避難者の協力を依頼するか、避難所開設担当で記入し、その後、避難者登録カードを集計整理し、避難者名簿を作成するものとし、当該避難者名簿の作成、記入にあつては、目隠し等個人情報に配慮して行う。

なお、都合で避難者が避難所を変更するときは、退出する際に本人の避難者登録カードを交付し、新避難所に提出するよう指導を行うとともに、避難者名簿に変更又は退出先を記入することとする。

⇒ **【様式－7】 避難者名簿**

⇒ **【様式－8】 避難者登録カード**

- ③ 避難者が日本語の読めない外国人である場合に対応できるよう、避難所登録カード等は、あらかじめ「やさしい日本語」及び多言語化に対応させ、避難者の情報把握に努める。

(2) 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示、伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、単身女性や高齢者、障がい者、子どものいる世帯、性的マイノリティとされる方等それぞれの状況を考慮して行うものとするが、避難者の自治組織等の自主的な編成に委ねることとする。

女性の参画を進めながら各部屋には代表者の選定を行い、できる限り、以下の役割について協力体制が取れるよう努めるものとし、また、役割分担にあつては性別による役割分担の偏りがないようない配慮するものとする。

- ① 自治組織の管理、運営

- ② 避難所運営班との連絡調整
 - ③ 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
 - ④ 避難所の衛生管理
 - ⑤ その他、必要な事項
- (3) 指定避難所の安全管理
- 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には必ず市職員を配置する。
- ① 避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
 - ② 危険を及ぼす恐れのある物品等の搬入を阻止するほか、混乱の原因となる行為を制止する等、避難所内の秩序の維持に努める。
 - ③ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。
 - ④ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合には、速やかに適切な措置を講ずる。
 - ⑤ 避難所内又は周囲に防御可能と考えられる火災等が生じたときは、避難者の協力を得て安全の確保を図る。
 - ⑥ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切迅速な処置をとり、収容者の不平、不安のないよう努め、トイレ等の生活用水にあつては避難所の井戸水等を活用し感染症の対策を講じるものとする。
 - ⑦ ひょうご DPAT 等（※）と連携し、災害のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災者の心のケアを計るよう努める。
- ※Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム）
- ⑧ 女性相談員による相談窓口や女性警察官による立ち寄り等、女性に対する暴力を防ぐための措置を講ずるよう努める。
 - ⑨ 暴力の看過、加担をしない「行動規範」の掲示等を行い、暴力を許さない環境作り、また子どもだけでいる場合の安全の確保に努める。
 - ⑩ 愛玩動物の避難所への同行避難については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食料等）の確保、健康管理等を行い、避難所における適切な管理を行うことを原則とする。

市は、愛玩動物との同行避難及び避難所生活について、受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。受入れは、市内8中学校及び市立高校での受入れを基本とし、その他避難所については、避難者の状況等によって、可能な場合は必要に応じて、避難所における愛玩動物の飼養場所等を限定する等して、愛玩動物の所有者と非所有者双方に配慮するよう努める。

また、愛玩動物の受入れを行った避難所については、愛玩動物を飼育する衛生面の観点からも生活用水の確保に努めるとともに、スペースの確保等飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じ、県と連携し、獣医師会及び動物愛護団体からなる動物救護本部に対し、相談、保護等必要な事項を要請する。

（４）食料、生活必需品の請求、受払

各避難所に配布する食料や生活必需品のうち、不足するものについては、物資部に要請を行うものとする。

その際、避難者の多様なニーズを把握した上で物資の要請を行うように努める。

また、具体的な要請を待たずに、見込みで物資提供が行われた場合の対応についても、ニーズにそぐわない物資が提供された場合は、MCA 防災無線機等通信手段を用いて災害対策本部や避難所間で情報を共有し、適切な物資の配分を行うように努める。

なお、到着した食料や物品の受入れを行い、避難者に配付するものとする。

この際、物品の受払簿に必ず記帳、整理を行っておくものとする。

その他、要望の聞き取りや配付に際しては、生理用品や女性用下着等は女性が行う等配慮する。

⇒ **【様式－９】 物品受払い簿**

（５）状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。

また、特段の異常がなくとも１日に１回（１６時）、避難所運営班で集計のうえ、本部へその旨を報告する。

ただし、総括本部事務局より別途指示がある場合には、その指示に基づくものとする。避難所内での運営の状況については、避難所日誌に記録する。

⇒ **【様式－１０】 避難所日誌**

２．指定避難所以外での避難者への対応

避難者の把握及び必要な措置

車中泊避難者や在宅避難者、また、避難所以外の避難者（集会所等への自主避難者等）に対しても、それらの状況を把握し、食料、物資等の提供、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供等必要な支援に努める。

また、特に車中泊避難については、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法の周知や必要に応じて、民間企業等の協力により弾性ストックの確保等必要な措置を講じるように努める。

3. 要配慮者対策

（1）要配慮者支援窓口の設置

要配慮者や傷病者については、特に配慮が必要となることから、それぞれに応じたケアを行うため、要配慮者支援窓口を設置する。

（2）指定避難所における福祉避難室の活用

災害時における要配慮者への支援として、福祉避難所の指定を進めているが、大規模災害の場合すべての要配慮者への対応は困難になることから、特定の避難所において、保健室、和室、育児室、授乳室等を要配慮者に対する福祉避難室として活用する。

（3）要配慮者の福祉避難所等への移送

要配慮者や傷病者については、避難所生活を続けることが非常に負担となるため、災害発生から落ちついた時点で、それぞれに適した場所への移送を行うことが望ましい。移送については、医療機関や養護施設等への移送を医療関係者の支援のもとで、また福祉避難所への移送は支援団体等関係機関の支援のもとで適切に行っていくものとする。

4. 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第21節 ボランティア等との連携

（総括本部事務局、援護部、避難部、消防部、
 社会福祉協議会、関係部、関係機関）

【活動の目的】

災害応急対策を迅速、的確に実施するため、ボランティアの動員、労働者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. ボランティア 1.1 ボランティアの受入れ窓口 1.2 ボランティアセンターの設置 1.3 ボランティア需要の把握	総括本部事務局 援護部 総務部 避難部 社会福祉協議会
2. 労働者の雇用	総括本部事務局 〔人材育成室〕
3. 労務応援要請（市本部長 ⇄ 県本部長）	本部長
4. 従事命令、協力命令	総括本部事務局 消防部 関係機関
5. 損害補償	消防部 関係部

1. ボランティア

1.1 ボランティアの受入れ窓口

「伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）」（別冊）の第4章 「受援計画」に定めるとおり、ボランティアの受入れ窓口は、以下のとおりとする。

ボランティアの活動内容	担当窓口
総 合 受 付	受援本部（総務部）
福 祉 活 動	援 護 部（健康福祉部他） 伊丹市社会福祉協議会
資格、技能を要する活動 及びその他の活動	受援本部（総務部）

1.2 ボランティアセンターの設置

（1）ボランティアセンターの設置は、福祉活動においては社会福祉協議会内に、資格、技能を要する活動及びその他の活動については防災センター内に、それぞれ設置する。

また、福祉活動におけるボランティアセンターの拠点となる伊丹市立地域福祉総合センター（いたみいききプラザ）は、福祉避難所としての機能を併用しているが、ボランティアセンター開設時は福祉避難所を開設しない。

なお、災害の規模が広域的なものとなり、県災害対策本部が県のボランティア受入れ窓口を開設した場合は、受入れについての情報交換及び連携を密にし、適切に対応を図るものとする。

（2）ボランティアセンターの活動内容

- ① ボランティアコーディネーターの確保
- ② 宿泊場所の斡旋
- ③ ボランティア保険の加入状況の把握
- ④ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報等）
- ⑤ 貸出用資機材の把握、貸出、使用の許可
- ⑥ ボランティア活動に伴う材料費等負担についての協議
- ⑦ ボランティア名簿の作成
- ⑧ 民間ボランティアセンターとの連絡調整
- ⑨ 兵庫県災害救援専門ボランティア制度運営委員会との連絡調整
- ⑩ その他

（3）ボランティア受入施設の整備

災害発生時には全国から多数のボランティアの応募があり、本市のボランティアセンターが確保する駐車場だけでは量的不足が予測されるため、ボランティア専用駐車場等を確保する。

1.3 ボランティア需要の把握

被災者からのボランティア要請の把握については、以下のように行い、ボランティアセンターと連携を図るものとする。

（1）災害対策本部が行う応急対策活動等へのボランティア支援を要する場合

- ① 人員不足により円滑な活動が進められないとき
- ② 各応急活動時に被災住民等からボランティアの要請があったとき
- ③ 災害対策本部に直接、ボランティアの要請があったとき

上記の内容の対処については、「1.1 ボランティアの受入れ窓口」に基づき、総合受付を受援本部で行い、その活動種別で振り分けを行い、福祉活動は、「援護部（健康福祉部他）、伊丹市社会福祉協議会」に、資格、技能を要する活動及びその他の活動については、「受援本部」で行う。援護部は要請内容を取りまとめて、ボランティアセンターに情報を伝達する。

また、必要に応じて兵庫県災害救援専門ボランティアの要請を検討する。

（2）避難所におけるボランティア支援要請の把握

避難所開設後において、避難所生活を強いられている被災者からのボランティア需要の把握については、避難所運営班、ボランティアコーディネーター等の協力を得て情報の収集を行い、その把握に努める。

（ボランティアコーディネーターとは、ボランティアの活動事項と被災住民が必要としている活動事項を円滑に結び、適切な派遣を行うこと並びにボランティアに対する相談を行う等の総合調整役である。）

（3）ボランティアセンターでの相談窓口の設置

被災者からのボランティア活動に対する要望を直接聞けるようにするため、ボランティアセンター内に、相談窓口の設置を行う。

2. 労働者の雇用

活動要員及びボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは労働者を雇用するものとする。

（1）労働者の雇用については、各部班の要請に応じて総括本部事務局（人材育成室）が雇用し配する。

民間建設業者とあらかじめ協議の上、要員の確保を依頼する。

なお、労働者が不足し又は雇用ができないときは、県を通じて職業安定所へ要請するものとする。

確保した労働者は総括本部事務局（人材育成室）が各部に人員を割り当てるものとする。

（2）災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ **【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間**

3. 労 務 応 援 要 請（市本部長⇒県本部長）

市本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、またボランティアの動員並びに労働者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して、県本部長へ要請する。

- （1） 応援を必要とする理由
- （2） 従事場所
- （3） 作業内容
- （4） 人 員
- （5） 従事期間
- （6） 集合場所
- （7） その他参考事項

4. 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

（1）強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市町村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策作業 （災害救助を除く 応急措置）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	市町村長（委任を受けた場合）
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
		消防法第 30 条の 2	航空消防隊
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 消防機関の長

（2）命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命 令 区 分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士または歯科衛生士 3. 土木技術者または建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 鉄道事業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長村長、警察官、自衛官の従事命令 （災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員、航空消防隊の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

5. 損害補償

公務により又は市長、警察官、自衛官等の従事命令により、消防作業、救急業務、水防に関する業務又は応急措置に関する業務に従事、又は協力した者が、これがために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、伊丹市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年伊丹市条例第 7 号）に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

（1）対象者

- ① 非常勤消防団員
- ② 消防作業従事者
- ③ 救急業務協力者

④ 水防従事者

⑤ 応急措置従事者

（2）損害補償の種類

① 療養補償

② 休業補償

③ 傷病補償年金

④ 障害補償

ア．障害補償年金

イ．障害補償一時金

⑤ 介護補償

⑥ 遺族補償

ア．遺族補償年金

イ．遺族補償一時金

⑦ 葬祭補償

第 2.2 章 救 援 期

（ 救 援 活 動 期 ）

第1節 救援期の情報管理

（全部局）

【活動の目的】

被害状況を迅速、正確に把握することは、災害救助法の適用、各種復旧活動の基本となるものである。各被害調査担当班は、情報を把握、整理のうえ、総括本部事務局へ報告する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 災害情報・被害状況の把握 1.1 災害情報・被害状況の収集報告の基本 1.2 被害状況の調査	全部局
2. 被害調査報告の取りまとめ及び県への被害状況報告 2.1 被害調査報告の取りまとめ 2.2 県への被害状況報告 2.3 県への報告系統	総括本部事務局
3. 災害記録写真の撮影	総括本部事務局 〔広報班〕
4. 被害の分類認定基準	

1. 災害情報・被害状況の把握

1.1 災害情報、被害状況の収集報告の基本

市域における被害状況の把握及び応急対策の実施状況については、「伊丹市災害対策本部事務分掌」に基づき、各部が被害状況等を整理し、総括本部事務局が取りまとめて県等関係機関へ報告するものとする。必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して、当該情報を報告する。

1.2 被害状況の調査

市域内における被害状況の調査にあたっては、県の防災計画に示されている被害調査様式に準じて行うものとし、種別ごとの被害調査については、次の要領により行うものとする。

（1）人的、建物被害等

調査部、消防部、消防団及び自主防災組織の協力を得て調査を実施する。人的被害については、警察と連絡をとり調査するものとする。

（2）道路、橋梁、河川等土木関係被害

土木施設の被害については施設部及び上下水道部が、警察等の協力を得て調査を実施するものとする。

（3）農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については物資部が担当し、実施するものとする。

（4）商工業関係被害

商工業関係被害については物資部が担当し、実施するものとする。

（5）文教施設被害

教育関係施設の被害については避難部が担当し、学校長等の協力を得て調査を実施するものとする。

（6）上下水道施設被害

上下水道施設の被害については上下水道部が担当し、実施するものとする。

（7）その他の被害

市有財産施設の被害については、各施設を所管する部において調査を実施するものとする。

2. 被害調査報告の取りまとめ及び県への被害状況報告

2.1 被害調査報告の取りまとめ

（1）災害対策本部の各部は、被害状況を整理し、速やかに総括本部事務局に報告しなければならない。

なお、報告時間、回数等については県と協議のうえ、総括本部事務局より各部に通知する。

（2）（1）以外で、総括本部事務局より被害状況を求められたときには、その指示に従うものとする。

（3）報告書については、様式編「様式－12」とする。

（4）避難情報・救護所開設状況報告

- ① 避難所の開設を行ったときは、避難部は総括本部事務局、物資部、その他関係部に対し、開設状況を報告するものとする。
- ② 救護所の開設を行ったときは、避難部は総括本部事務局、消防部、医療部、その他関係部に対し、救護所開設状況を報告するものとする。

2.2 県への被害状況報告

総括本部事務局は、各部からの被害状況及びこれに対してとられた措置等を取りまとめ県等に報告することとする。また、当該災害等が、市独自の対応力のみでは十分な災害対策が実施できない場合は、至急その旨を県（兵庫県災害対策阪神北地方本部を經由して兵庫県災害対策本部へ通報。以下この節において同じ。）に通報するとともに、被害状況が把握できない場合であっても、迅速な当該情報の収集及び報告に努めることとする。

なお、報告系統については、「2.3 県への報告系統」の【報告区分及び報告系統】を参照すること。

（1）報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（一般基準）

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した場合
- ③ ①又は②に定める災害になる恐れのある災害
- ④ 本市域内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

（風水害）

- ⑤ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- ⑥ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（社会的影響基準）

- ⑦ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（本市域内で震度4以上を記録した地震又は本市域内に被害を生じた地震を指す。）

（その他）

- ⑧ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

（2）緊急報告

- ① 地震が発生し本市域内で震度5以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。
- ② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防局への通報（電話、来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県それぞれに対し報告することとする。

（3）被害状況の報告要領及び伝達手段

報告内容は、具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況等の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することと

する。報告は様式にこだわらず、次の方法により行う。

- ① 県への災害情報の報告等はフェニックス防災システム等を活用する。また、必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAX等も活用するものとする。
 - ② 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークや消防無線等の無線通信施設等を利用するものとする。
 - ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な場所まで職員を派遣する等、あらゆる手段で伝達するものとする。
- （4）災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する総括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。

（5）被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等もっとも迅速な方法で県に報告することとする。県は、原則として災害対策本部設置期間中は毎日一回、被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとしている。そのため、市長は、県から指定された期限等に基づき被害状況に関する情報を報告することとする。

（6）災害確定報告

応急措置が完了した場合、速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

（7）その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）」により行うこととする。

2.3 県への報告系統

市長は、県に災害情報を報告することとする。

市長は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市長は、県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。

【報告区分及び報告系統】

報告区分	報告系統及び仕様様式（[] は様式、--- はフェニックス防災システムの情報経路を表す）
緊急報告	ライフライン関係機関 --- 中央防災会議 市 [庁舎緊急報告] --- 県（災害対策本部） 市（消防局） --- 県（災害対策本部） （通報殺到時） 県（災害対策本部） --- 消防庁 消防庁 --- 内閣府（内閣総理大臣） 内閣府（内閣総理大臣） --- 中央防災会議
災害概況即報	市 [災害概況即報（市→災害対策阪神北地方本部）] ↓ 県（災害対策阪神北地方本部） [災害概況即報（災害対策阪神北地方本部→災害対策本部）] ↓ 県（災害対策本部） [災害概況即報（県→消防庁）] （県連絡不能の場合） 消防庁 → 内閣府（内閣総理大臣） → 中央防災会議
被害状況即報	市 [被害概況即報（市→災害対策阪神北地方本部）] ↓ 県（災害対策阪神北地方本部） [被害状況即報（災害対策阪神北地方本部→災害対策本部）] ↓ 県（災害対策本部） [被害状況即報（県→消防庁）] （県連絡不能の場合） 消防庁 → 内閣府（内閣総理大臣） → 中央防災会議
災害確定報告	市 [災害確定報告（市→災害対策阪神北地方本部）] ↓ （文書） 県（災害対策阪神北地方本部） [災害確定報告（災害対策阪神北地方本部→災害対策本部）] ↓ 県（災害対策本部） [被害状況即報（県→消防庁）] （文書） 消防庁 → 内閣府（内閣総理大臣）

（注）

- ① 県の災害対策本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- ② 市長は、県（災害対策阪神北地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
- ③ 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話、FAX 等最も迅速な方法で行うこととする。
- ④ 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

消防庁の連絡窓口

区分		平日（8：30～18：15）	左記以外
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

3. 災害記録写真の撮影

（1）画像の保存

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要である。各部に記録写真員をおき、写真記録の撮影に努め、災害応急対策等に活用する。

また、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

（2）画像の送信

画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する火災、災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。

- ① 直接速報基準に該当する火災、災害等
- ② 本市のみでは十分な対策を講じることが困難な火災、災害等
- ③ 報道機関に取り上げられる等、社会的影響が高い火災、災害等
- ④ 上記に定める火災、災害等に発展するおそれがあるもの

4. 被害の分類認定基準

（1）災害の被害認定基準

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した際における国が定める「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」等は、次のとおりである。また、災害対策基本法第90条の2に基づき、本市の罹災証明書で市長が定める被害の種類及び程度は、伊丹市罹災証明書等の交付に関する規則（平成30年伊丹市規則第10号）別表において、住家については全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水とし、人については死亡、行方不明、重傷と定めている。

被害の分類認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であるもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの）
半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの）
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの）
一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊、焼失若しくは流失で、補修を必要とするもの
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

- (注)
- ① 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
 - ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
 - ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2節 救援期の広報活動

（総括本部事務局〔広報班〕、関係部）

【活動の目的】

初動対応期から救援期に移行する時点での情報提供は、被災市民等の心の安定と速やかな復旧を導くうえで、重要な意義がある。このため適宜、適切な広報活動に努める。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 広報体制	総括本部事務局 〔広報班〕 関係部
2. 報道機関に対する発表並びに依頼	総括本部事務局 〔広報班〕
3. 住民に対する広報 3.1 広報手段 3.2 広報内容（情報伝達）	総括本部事務局 〔広報班〕 関係部
4. 広報の依頼・指示	総括本部事務局 〔広報班〕

1. 広報体制

第2.1章「初動対応期」 第5節「初動対応期の広報活動」の「1.3 広報体制」に準ずる。

2. 報道機関に対する発表並びに依頼

広報担当は「第2.1章 第5節 初動対応期の広報活動」の2の要領により、報道機関に対する発表並びに依頼を行うものとする。この際、内容についても上記に準ずるが、救援期については、次の内容についても考慮する。

- (1) 被害状況（人的、物的被害）
- (2) 義援金、ボランティアの申出等の全国への支援要請
- (3) 被災証明書、災害弔慰金等の生活救護に対する情報
- (4) 生活関連情報（衣食住関連商品、サービス情報、その他）
- (5) 仮設住宅、住宅診断等の住宅情報
- (6) 電気、ガス、電話、水道施設の復旧状況
- (7) 文字放送や外国語による要配慮者に対する情報提供

3. 住民に対する広報

住民に対する広報は、「第2.1章 第5節 初動対応期の広報活動」の1及び2の要領で行う。避難所開設期間が長期化する可能性が生じた時には、県災害対策本部、報道機関、通信機関等との連携により、多種多様な情報の提供に努めるものとする。

3.1 広報手段

情報提供の方法は、以下のとおりである。

- (1) FM いたみ放送による情報提供
- (2) 屋外拡声器による情報提供
- (3) 市ホームページ、いたみ防災 LINE、ひょうご防災ネット、SNS、電光掲示板、電話、による情報提供
- (4) 点字、音声録音（カセット）による情報提供
- (5) CATV（文字放送）による情報提供
- (6) 外国人相談窓口の開設
- (7) テレビ、ラジオ、新聞による情報提供
- (8) 広報紙（号外を含む）による情報提供
- (9) 掲示板への掲示
- (10) 自治会への協力依頼
- (11) 伊丹市 MCA 防災無線を活用した情報提供
- (12) 広報車による情報提供

拡声器付車両保有台数	61 台
管財課（貸出用）	4 台
都市安全企画課	2 台
道路保全課	2 台
社会教育課	1 台
少年愛護センター	1 台
消防局	29 台
上下水道局	15 台
環境クリーンセンター	7 台

3.2 広報内容（情報伝達）

阪神・淡路大震災において、市民等から必要とされた情報は、災害発生初期時と一定日数が経過した段階では情報内容に変化がみられた。

災害初期は「被害状況」「安否情報」「交通情報」「生活情報（水、食料等）」「避難誘導」「医療情報」「ライフライン復旧情報」等の情報が必要度の高いものとなっており、その後、時の経過とともに「ライフライン復旧情報」「交通情報」「生活情報」「行政情報（手続き等）」「ボランティア情報」「余震情報」等に対するものへと変化した。

こうしたことを念頭に置きながら、適宜必要な情報の提供、並びに広報活動を実施するものとする。

- （1） 交通情報（バス、電車等の交通機関運行状況、道路の規制情報等）
- （2） 被害状況（主要施設の被害状況、家屋その他の被害程度）
- （3） 生活情報（食料、水の提供に関する情報、風呂情報等）
- （4） 避難所情報（開設情報等）
- （5） 医療機関の開設、救護所設置状況
- （6） ライフラインの復旧見込み
- （7） 各種手続き、支援制度等行政情報
- （8） 高齢者、身体の不自由な人、外国人等への情報
- （9） その他状況に応じて必要とされる情報

4. 広報の依頼・指示

各部は、市民等に対して提供すべき情報については、適宜、総括本部事務局に報告しなければならない。総括本部事務局は統括司令班を設け、情報の一元化を図り、広報すべき内容について広報班、避難部等に対し、広報の指示を行う。

第3節 罹災証明書の交付

（統括本部事務局、調査部、関係部）

1. 罹災証明

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や減免制度等に必要とされる住家等の被害程度について、市長が交付する証明書である。

本市では、平成29年度に災害対策基本法第90条の2に基づく、伊丹市罹災証明書等の交付に関する規則（平成30年伊丹市規則第10号。以下この節において「規則」という。）を制定し、申請から交付までの手続を定めた。

なお、災害の規模等に応じて被災者支援システムにより被災者台帳を作成して証明書を交付することができる。

2. 被害認定の調査方法

（1）調査方法

災害対策基本法第90条の2に定められた「住宅の被害」の状況調査にあつては、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府（防災担当））」に基づき、本市の兵庫県家屋被害認定士及び調査部はタブレットを活用した調査票によって報告した内容を、罹災の証明とする。

（2）家屋被害認定士

兵庫県家屋被害認定士の資格を取得した者は、災害発生時に調査部以外の対策部に在籍している場合にも、迅速な被害状況調査のために、必要に応じて調査部業務に従事することができることとする。

3. 罹災に関する証明書

規則に定める本市の罹災に関する証明書の種類は以下のとおりである。

（1）罹災証明書

災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。なお、被害の種類及び程度は、規則別表の定めるとおりとする。

（2）罹災届出証明書

災害により負傷した事実又は不動産若しくは動産が被害を受けた事実を被災者が市長に届け出たことを証明するものをいう。

4. 市内部における被災者台帳を活用した罹災証明の省略

災害対策基本法第90条の3及び第90条の4に基づく被災者台帳を作成した場合には、当該被災者台帳に罹災証明書の情報を記載し、マイナンバーを活用した庁内連携により、当該情報を取得することで、罹災証明書の省略を行えるよう、平成29年度に条例改正及び被災者支援システムの更新を行った。

また、平成30年度には「伊丹市被災者台帳作成事務要領（被災者支援システムマニュアル）」を策定し、平成30年台風第21号災害で被災者台帳の実用化を行うことで、今後の迅速かつ的確な被災者支援体制を整備した。

第4節 災害救助法の適用申請と運用

（総括本部事務局、調査部、関係部）

【活動の目的】

被災者を保護し、社会秩序を維持するため災害救助法の適用申請を行う。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断 1.1 住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集 1.2 災害救助法適用申請要否の判断 （適用条件を満たすと判断される場合 ⇒ 2へ） （適用条件を満たさない場合 ⇒ 3へ）	総括本部事務局 調査部 情報収集担当員等 関係部
2. 災害救助法適用申請と運用 2.1 災害救助法適用の県への申請 2.2 災害救助法に基づく救助の実施	総括本部事務局 関係部
3. 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	総括本部事務局 関係部

1. 住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

1.1 住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集

救援期初期において調査部及び情報収集担当員等が把握した住家被害の情報をを用いる。

1.2 災害救助法適用申請要否の判断

災害救助法は市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用される。

（適用条件を満たすと判断される場合 ⇒ 2へ）

（適用条件を満たさない場合 ⇒ 3へ）

災害救助法適用基準

適用基準1	市域内の被害世帯数が100世帯以上の場合
適用基準2	被害世帯が1の基準に達しないが、兵庫県下の被害世帯数が2,500世帯以上であって、市域内の被害世帯数が50世帯以上の場合
適用基準3	兵庫県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合、または住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、または孤立している等のために生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。
適用基準4	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。 ① 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）被害世帯の運用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは、2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって、住家の滅失した1の世帯とみなす。

災害の被害認定基準

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した際における国が定める「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」等は、次のとおりである。また、災害対策基本法第90条の2に基づき、本市の罹災証明書で市長が定める被害の種類及び程度は、伊丹市罹災証明書等の交付に関する規則（平成30年伊丹市規則第10号）別表において、住家については全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水とし、人については死亡、行方不明、重傷と定めている。

被害の分類認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であるもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの）
半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの）

準 半 壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの）
一 部 損 壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊、焼失若しくは流失で、補修を必要とするもの
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

- （1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2. 災害救助法適用申請と運用

2.1 災害救助法適用の県への申請

- （1）市長は、災害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に情報提供する。
- （2）災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置について知事と協議するものとする。

連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
兵庫 県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	078-362-9900（時間内外とも） FAX078-362-9911～9912	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災・危機管理班）	078-362-9988 FAX 078-362-9911～9912	078-362-9900 FAX 078-362-9911～9912

2.2 災害救助法に基づく救助の実施

（1）実施責任者

知 事 （災害救助法が適用された場合）

なお、下記の事項に該当するときは、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務は、市長が行うこととする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することとする。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
 - ② 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- ただし、知事の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

（2）救助の内容

災害救助法による救助の内容は、概ね次の事項とする。

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 福祉サービスの提供
- ⑧ 被災した住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の捜索及び処理
- ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障及ぼしているものの除去

（3）被災者台帳等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者がいるときは、被災者台帳を作成するものとする。また、災害時における救助の円滑と適正を図るため、常に地域住民の実態を把握するものとする。

① 被災者台帳の作成

市長は、被災情報を調査のうえ、伊丹市被災者台帳作成事務要領に定める下記の実施要件を満たすときは、被災者台帳を作成することができるものとする。

【要件】

- 1 本市域内に災害救助法が適用された場合
- 2 被災者支援制度（市災害見舞金を除く。）が適用され、全庁的な支援を要する場合
- 3 家屋被害認定の半壊以上が相当数見込まれる場合
- 4 避難者が相当数発生し、かつ、被災者台帳による管理が有効と認める場合
- 5 その他市長が必要と認める場合

② 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

ア．救助実施記録日計票の作成等

市災害対策本部各部は、救助実施記録日計票（「様式－11」による。以下「日計票」という。）を作成する。

イ．救助実施状況等

市災害対策本部各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を総括本部事務局に報告するものとする。

なお、総括本部事務局は救助の実施状況について、県に報告するものとする。

⇒ **【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間**

3. 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、被災の状況により市長の責任において救助を実施するものとする。

その場合の救助の内容は、「2.2 災害救助法に基づく救助の実施（2）救助の内容」に準ずる。

また、応急救助を実施した場合は、「2.2 災害救助法に基づく救助の実施（3）被災者台帳の作成 ② 応急救助の実施状況等の報告」に示すア．イ．に準じて報告するものとし、その他の場合は、被災者台帳等を「（3）被災者台帳等」の①に準じて整備するものとする。

（1）市の救護措置

① 一般家屋被害に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼・全壊・流失	1世帯につき	30,000円
半焼・半壊・半流失	1世帯につき	20,000円
水損・床上浸水	1世帯につき	10,000円

② 会社等の寮の居住者に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼・全壊・流失	1世帯につき	15,000円
半焼・半壊・半流失	1世帯につき	10,000円
水損・床上浸水	1世帯につき	5,000円

③ 人的被害に対する見舞金

被害程度	金	額
死者	1人につき	30,000円
重傷者	1人につき	10,000円

⇒ **【法—8】 伊丹市災害見舞金等支給要綱**

第5節 感染症対策及び保健衛生

（環境部、援護部、県健康福祉事務所）

【活動の目的】

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、感染症対策及び保健衛生活動を実施する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 感染症対策を必要とする地域の把握	環境部
2. 感染症対策方針の決定 2.1 消毒地域の決定 2.2 消毒方法の決定	環境部 県健康福祉事務所
3. 感染症対策活動の実施	環境部 援護部 県健康福祉事務所
4. 感染症対策の実施	環境部 援護部 県健康福祉事務所
5. 感染症患者等に対する措置の実施	援護部 県健康福祉事務所
6. 食品衛生監視の実施	環境部 援護部 県健康福祉事務所
7. 記録及び報告	環境部

1. 感染症対策を必要とする地域の把握

環境部は調査部、援護部、避難部、施設部、上下水道部、消防部等のほか、市民からの通報等により、感染症等の疾病の発生又は発生が予想される被災地域、被災状況を迅速に把握し、感染症対策体制を整え、対策を講じるものとする。

2. 感染症対策方針の決定

2.1 消毒地域の決定

以下のことを留意し、消毒実施地域の決定を行うものとする。

- (1) 食中毒、感染症の発生地域
- (2) 災害により汚染された地域
- (3) 人口が集中する地域
- (4) 施設等集団生活を営んでいる箇所

2.2 消毒方法の決定

消毒の必要が生じている地域において、上記に基づいて決定された地域等に対し、消毒方法を決定し実施する。

災害時等における消毒及び衛生害虫の駆除業務に関する協定に基づき、消毒活動を要請する。

3. 感染症対策活動の実施

市は被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、県健康福祉事務所、伊丹市保健師連絡会等と連携し、感染症対策を実施するものとする。

なお、感染症対策要員については、災害の規模等によりその都度定めるものとする。

4. 感染症対策の実施

(1) 疫学調査及び健康診断

援護部は、避難場所、浸水地域等、衛生条件の悪い地域を兵庫県災害対策本部（疫学調査班、感染症対策班等）と協力して実施する。

(2) 臨時予防接種

援護部は、災害地の感染症発生を予防するため、種類、対象期間を定めて県と協同して予防接種を実施する。

(3) 消毒

環境部は、災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書に基づき消毒活動を要請する。

- ① 浸水家屋、下水、その他衛生上で問題のある場所の消毒を原則として実施する。
- ② 避難所の便所、その他衛生上で問題のある場所の消毒を実施する。
- ③ 井戸の消毒を実施する。

- ④ 状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
 - ⑤ 媒介蚊が原因の感染症の場合は、発生源対策作業を地域及び期間を定めて実施する。
- (4) 各世帯における家屋等の消毒
- 床上・床下浸水地域に対しては、一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会に消毒の要請を行う。

5. 感染症患者等に対する措置の実施

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置
- 災害地に感染症患者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、健康福祉事務所に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置を要請するものとする。
- (2) 広報の実施
- 感染症予防に関するパンフレット、リーフレット等を平時より配付し、災害時における予防意識を高める。

6. 食品衛生監視の実施

食品衛生監視については、県の権限に属するので、県健康福祉事務所に依頼する。

7. 記録及び報告

感染症対策担当班は、一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会に災害感染症対策日報（感染症対策作業従事者数、使用器具、使用薬剤、種類別使用量、地区別消毒等）の提出を求め、総括本部事務局へ報告するものとする。

市長は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県健康福祉事務所を経由して県に提出することとする。

県は、感染症対策活動を終了した日から起算して、おおむね1か月以内に厚生労働省に報告することとしていることから、それまでに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を県に提出することとする。

第6節 障 害 物 の 除 去

（施設部、環境部、上下水道部、施設管理者）

【活動の目的】

災害により住家又はその周辺に運ばれた木石、竹木等で、生活に支障をきたす障害物及び交通の支障となる道路上の障害物を除去する。

活 動 の 概 要 と 担 当 部 局

活 動 概 要	担当部局
1. 道路、河川等にある障害物の除去	施設部 上下水道部 施設管理者
2. 住宅内の障害物の除去 2.1 除去対象者の把握 2.2 除去	施設部 上下水道部
3. 労力、資材、機材の確保	施設部 上下水道部
4. 建築物の解体撤去工事等に対する措置	施設部
5. 除去した障害物の処理	施設部 環境部 上下水道部
6. 災害救助法が適用された場合の留意点	施設部 上下水道部

1. 道路、河川等にある障害物の除去

（1）目 標

道路及び河川等の機能を緊急に確保する範囲内において実施する。

（2）障害物除去の担当機関

- ① 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の機能管理者が行う。
- ② その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。
 - ・ 国道、県道、1、2級河川 …………… 国土交通省、兵庫県
 - ・ 市道、街路樹、水路 …………… 伊丹市
 - ・ 電柱、架線、地下埋設物 …………… 通信、電力、ガス、交通機関

2. 住宅内の障害物の除去

2.1 除去対象者の把握

以下の基準により、住宅内の障害物の除去対象者を把握する。

除 去 対 象 者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去を行う場合の対象は、次の場合に限るものとする。

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

2.2 除去

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。除去に際しては、施設部及び上下水道部が関係業者等の協力を得て行うものとする。

3. 労力、資材、機材の確保

労力、資材、機材が不足する場合は、県及び隣接市町村、自衛隊等に対し、協力要請を行い、さらに不足する場合は市内の土木業者等から提供を求める。

4. 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実施調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等に環境保全対策を実施するよう求めることとする。

5. 除去した障害物の処理

除去した障害物の集積場所は、公有地であって交通並びに市民生活に支障のない場所をできる限り選定し、確保する。

ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所を確保する。また、最終の処理は用地を確保のうえ、埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

6. 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第7節 ごみ及びし尿の収集処理

（環境部、施設部、上下水道部）

【活動の目的】

災害により排出され又は処理量の増加したごみやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. ごみ及びし尿処理施設の処理能力の把握	環境部
1. ごみの収集処理 2.1 ごみの排出量の推定 2.2 災害ごみ収集処理方針の決定と住民への広報 2.3 ごみの収集処理の実施	環境部 施設部 上下水道部
3. し尿収集処理 3.1 し尿の排出量の推定 3.2 し尿収集処理方針と住民広報 3.3 し尿の収集処理の実施	環境部

1. ごみ及びし尿処理施設の処理能力の把握

地震により、ごみ及びし尿処理施設の損傷から、処理能力の低下等の被害も想定されることから、速やかに被害状況の確認を行い、処理能力の把握に努めるものとする。
なお、現在の施設処理能力は、以下のとおりである。

ごみ及びし尿処理能力
(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	施 設 名	所 在 地	処理能力
ご み 焼 却	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設	豊中市原田西町2番1号	525 t / 日
不燃ごみ処理	豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ(豊中伊丹スリーR・センター)	豊中市原田西町2番1号	134t / 日 (不燃 53 t・資源 81 t)
し 尿 処 理	伊丹市し尿公共下水道放流施設	伊丹市岩屋2丁目2番8号	82 kl / 日

2. ごみの収集処理

2.1 ごみの排出量の推定

区 分	木 造	鉄 骨	鉄 筋
廃木材	0.133295 t/m ²	0.1042531 t/m ²	0.1042531 t/m ²
コンクリート類	0.352384 t/m ²	0.944 t/m ²	1.33 t/m ²
プラスチック類	0.005085 t/m ²	0.008 t/m ²	0.008 t/m ²
鉄類	0.01768 t/m ²	0.187 t/m ²	0.096 t/m ²

注) 阪神・淡路大震災による伊丹市の実数値による。

2.2 災害ごみ収集処理方針の決定と住民への広報

(1) 災害ごみ収集処理方針

① 一般家庭ごみの収集

生ごみ等の一般家庭ごみは、衛生面の点からも早期に収集処理することが望ましいため、協定締結を行っている伊丹市許可業者（伊丹市環境事業協同組合）の協力を得ながら優先的に処理を行う。

迅速かつ安定的な収集体制が求められることから、平時より保有車両を確定し、準備に努める。

② 家庭廃材、ガレキ処理及び道路上のごみ処理

ア. 倒壊家屋等の災害廃棄物については、所有者が処理する。

イ. 道路上に排出されたガレキ類、ブロック塀の倒壊等、公共の安全性が損なわれる障害物の除去については、市が収集、撤去を行う。

この際、廃棄物は指定された搬入場に搬送し、廃木材、コンクリート類、プラスチック類、鉄類等に区分して置くものとする。

ウ．市民が災害廃棄物を直接搬入する場合は、分別、搬入の方法、場所、指定日等適切な指導を行うものとする。

③ 処理の応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。

さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

（2）市民への周知

上記「2．ごみの収集処理」による方針及び処理については、市民、事業者の協力を得るためにも、以下の方法等を講じて対応を図るものとする。

- ① 広報、掲示板による周知
- ② 自治会への協力要請
- ③ FM いたみ放送、CATV の活用
- ④ 広報車による周知

2.3 ごみの収集処理の実施

（1）収集方法

通常行っている収集、処理方法により収集するものとするが、ごみステーションに飛来物や片付けごみ等が多量に集積された箇所に対して、生ごみ等が下敷きとなり不衛生な状況となることを避けるため、市所有の車両による巡回を行い、必要箇所は直接迅速に排除する。

平時より、市内6地区に対応する車両の整備、維持管理を行い対応に備え、人員、車両が不足する場合は処分も含め、次の方法により処理する。

- ① 建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
 - ② 建設業者による請負制
 - ③ 各種団体への応援要請
- ⇒ **【協定－1 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書】**
- ⇒ **【災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定】**

ごみ関係車両一覧（市所有）

（令和7年（2025年）4月1日現在）

パ ッ カ ー 車	6 台
ダ ンプ 車	6 台
コンテナ車	2 台

（2）処分方法

被災地から排出した廃棄物は「2.2 （1）臨時ごみ収集処理方針」の基づき、指定さ

れた数カ所の一時集積所に集め、処理、処分は、順次焼却場、埋立地等に搬送し処理するほか、リサイクルの対策を講じるものとする。

(3) ごみ収集業務人員 36人

(4) 民間事業者の処理

民間事業者による廃棄物の処理は、自らの責任で行うものとする。

3. し尿の収集処理

3.1 し尿の発生量の推計

発生量の推計方法については、次の算出方法により推計するものとする。

《推計方法》

$$\text{推計式 } Q_1 = q_1 \times N_1$$

Q_1 : し尿の発生量 (KL)

q_1 : 単位当たりのし尿発生量 (原単位) (L/人)

N_1 : 避難所避難者数(人)

※ 1人1日当たりのし尿排出量 1.70ℓ (出典：環境省「災害廃棄物対策指針」)

3.2 し尿収集処理方針と住民広報

(1) 処理方針

し尿の処理は、平時の収集、処理を基本として委託業者が収集を行い、被害の大きさによって以下のとおりとする。

① 平常通り、伊丹市し尿公共下水道放流施設において中間処理することを基本とする。

② 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿は委託業者が収集を行い、伊丹市し尿公共下水道放流施設で中間処理する。

また、簡易トイレの使用済排便収納袋については、豊中市伊丹市クリーンランドで焼却処理する。

③ 処理場及び下水道管路、ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

④ 応援要請

ア 本市のみでは、し尿の収集、処理に必要な人員、処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。

⑤ ライフラインの断絶により、し尿処理能力を超えることが予測される場合には、避難所のトイレへの集中を回避し、市民に自宅でのトイレ使用を促す為に、緊急措置として、携帯用トイレや新聞紙とビニールを利用した水を使用しない方法等を広く周知する。また、その際、衛生面を十分に配慮した破棄物置場を計画し、住民に周知する。

（2）仮設トイレの設置

市民自治部長は、大規模な災害が発生し、速やかな収集、処理が困難な場合は、仮設トイレを設置し、対応を図るものとする。

設置の箇所は、汲取り処理地域や下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- ① 避難所
- ② 高層集合住宅、団地
- ③ 住宅密集地
- ④ その他、設置を要する場所

（3）トイレ管理体制の構築

ライフライン断絶時の避難所でのトイレの正しい管理、清掃方法について、避難所運営班による維持管理体制を構築する。また女性の利用や夜間使用等を想定した設置場所や管理への配慮を行う。

（4）住民への周知

し尿処理及び正しい避難所トイレの案内、利用については、広報、ビラ等により収集時期、利用方法等を周知する。

3.3 し尿収集処理の実施

（1）収集の方法

通常行っている収集、処理方法とするが、交通渋滞等により収集作業に支障をきたす場合については、当面の措置として貯留槽等内の5割程度の汲取りとする等の方策を講じるものとする。

また、収集作業上において人員、車両が不足し、対応困難な時は、近隣市等に協力応援を要請する。

（2）処 理

収集したし尿は、伊丹市し尿公共下水道放流施設で処理する。

市及び委託業者の収集車両の状況

（令和7年（2025年）6月1日現在）

車種	積載量 (t)	保有台数 (台)						積載量合計 (t)		
		市	委託		許可		合計			
				うち 市内保管		うち 市内保管		うち 市内保管		うち 市内保管
バ キ ュ ー ム 車	1.8	1	1	(1)	0	(0)	2	(2)	3.6	(3.6)
	2.5	0	0	(0)	3	(0)	3	(0)	7.5	(0)
	3.5	0	0	(0)	3	(0)	3	(0)	10.5	(0)
	4.0	0	0	(0)	1	(0)	1	(0)	4.0	(0)
合計		1	1	(1)	7	(1)	9	(2)	25.6	(3.6)

※保有台数の合計欄のうち市内保管の台数は、市、委託業者及び許可事業者の市内保管合計台数。

※積載量合計(t)＝積載量(t)×保有台数合計

第8節 住 宅 対 策

（援護部、施設部、上下水道部）

【活動の目的】

災害により住宅を失い居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、災害公営住宅の建設を実施する。

活 動 の 概 要 と 担 当 部 局

活 動 概 要	担当部局
1. 住宅対策の主な種類と順序	援護部 施設部 上下水道部
2. 応急仮設住宅の供与 2.1 供与対象者 2.2 応急仮設の要請等 2.3 応急仮設住宅の建設 2.4 民間賃貸住宅の借上げ 2.5 入居者の認定 2.6 管理主体 2.7 生活環境の整備 2.8 災害救助法が適用された場合の留意点 2.9 災害救助法が適用されない場合の措置	援護部 施設部 上下水道部
3. 空家住宅の確保 3.1 対象 3.2 募集	援護部 施設部
4. 住宅の応急修理 4.1 応急修理対象者 4.2 住宅の応急修理 4.3 災害救助法が適用された場合の留意点 4.4 県への応援要請	援護部 施設部 上下水道部
5. 災害公営住宅の建設	援護部 施設部 上下水道部
6. 建築相談所の開設	援護部 施設部 上下水道部

1. 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2. 応急仮設住宅の供与

2.1 供与対象者

- (1) 住宅が全焼、全壊又は流出した者であること
- (2) 住居する住家がない者であること
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること

2.2 応急仮設の要請等

- (1) 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する
- (2) 次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する
 - ア 被害戸数
 - イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ウ 連絡責任者

2.3 応急仮設住宅の建設

- (1) 実施機関
 - ① 応急仮設住宅の建設は県で実施し、維持管理は市が実施する。
 - ② 県は協定団体へ建設を要請する。
 - ③ 災害救助法適用が本市のみ等の場合は、本市による建設も検討することができる。
- (2) 建設場所・建設方法等
 - ① 平時から、あらかじめ建設可能な土地及び個数を把握しておく。
 - ② 仮設住宅の用地は公用地のうち被災前の住宅に可能な限り近い場所に建設することとし、次の事項に留意し、知事又は市長が定める。

なお、応急仮設住宅の候補地として、都市公園等を中心に、一定の広さがあるオープンスペースを有した公共施設等を指定している。今後も継続的に候補地の検討を行い応急仮設住宅建設候補地の確保に努める。

また、「伊丹市総合計画（第6次）」及び『伊丹市版「人・農地プラン」』に掲げる理念及び施策に基づき農地を活用することや、既設の市営住宅の空き部屋の活用等公共住宅等を「みなし仮設」とする対応についても併せて検討する。

 - ・ 民有地の借上げによる使用料は災害救助費の対象とならない。
 - ・ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができる

こととなっているが、財務大臣あて普通財産の貸付申請をする必要がある。（国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条）

- ・ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所。
- ・交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

- ③ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- ④ 建設にあたっては、二次災害の危険がないように配慮することとする。
- ⑤ 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

（3）建設候補地

昆陽池公園、稲野公園、西桑津公園、荒牧バラ公園、十六名公園、笹原公園、瑞ヶ丘公園、瑞ヶ池公園、昆陽南公園、児童会館、伊丹スポーツセンター（TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター）、サンシティホール等

2.4 民間住宅の借上げ

- （1）県が内閣府と協議したことに基づき、県又は市は被災状況や地域の実情等必要に応じて民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- （2）県及び市は、平時から業界の協力を得られるように努める。

2.5 入居者の認定

- （1）市は2.1に定める対象者を入居者として認定する。
- （2）認定にあたっては高齢者、障がい者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

2.6 管理主体

市において通常の管理を行う。

2.7 生活環境の整備

県又は市は仮設住宅の整備と併せて、仮設住宅の規模や周辺環境の実情を鑑み、集会施設等を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して手話通訳者、訪問看護員の派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努める。

2.8 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

2.9 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない場合については、その都度、本部長が災害救助法の適用に順じ、必要な措置を決定する。

3. 空家住宅の確保

3.1 対象

伊丹市営住宅や兵庫県営住宅のほか、県内外の自治体、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の所有する空き家。

3.2 募集

- (1) 市及び提供する事業主体が募集を行う。
- (2) 市は、県が国土交通省の支援により、被災者支援用公営住宅等のあっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応することとなることから、必要に応じて入居希望者等にその旨の情報提供を行う。

4. 住宅の応急修理

災害により被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、よって居住の安定を図る。

4.1 応急修理対象者

下表に示す応急修理対象者は、以下のとおりである。

応 急 修 理 対 象 者

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない者(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 |
|---|

4.2 住宅の応急修理

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分の補修をするものとする。

住宅の応急修理に際しては、建築関係業者等の協力を得て行う。

4.3 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

4.4 県への応援要請

- (1) 建築業者、建築資機材等の調達のあっせん依頼

本市のみでは、建築業者の不足、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼することができる。

- ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者

⑥ その他参考となる事項

（2）住宅等に流入した土石等障害物の除去

本市のみでは、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

5. 災 害 公 営 住 宅 の 建 設

（1）実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

（2）建設のための要件

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で 500 戸以上又は一市域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。
- ② 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で 200 戸以上又は一市域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。

（3）入居基準

伊丹市営住宅条例（平成 9 年条例第 38 号）第 6 条第 1 項の規定により、次の各号の条件に適合する世帯

- ① 当該災害により、住宅を滅失した世帯であること。
- ② 現に市内に住所又は勤務場所を有する世帯であること。
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
- ⑤ 当該災害発生の日から、3 年間の収入基準月額が 214,000 円以下の世帯であること。
- ⑥ その者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

（4）建設戸数

被害滅失住家戸数の 3 割以内

（激甚災害の場合は、5 割以内）

6. 建築相談所の開設

被害を受けた市民の自主的な補修及び建築を速やかに実施するため、住宅相談窓口を開設する。

第9節 文教対策

（避難部）

【活動の目的】

災害により教育を中断させないために被害を受けた文教施設の応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施等の必要な対策を行う。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 文教施設の応急復旧 1.1 被害状況の把握 1.2 文教施設の応急復旧 1.3 教育施設の応急確保	避難部
2. 応急教育の実施	避難部
3. 教材・教具の確保 3.1 給与対象者の把握 3.2 学用品の調達 3.3 学用品の給与 3.4 災害救助法が適用された場合の留意点	避難部
4. 教職員の確保	避難部
5. 学校内・登下校路の安全対策	避難部
6. 給食	避難部

1. 文教施設の応急復旧

1.1 被害状況の把握

文教対策班は災害発生後、速やかに次の事項について被害状況等を収集し、本部との連絡報告を密にする。

- ① 学校、その他教育関係施設の被害状況
- ② 教職員等の被災状況
- ③ 園児、児童、生徒の被災状況
- ④ 応急措置を必要と認める事項

1.2 文教施設の応急復旧

災害の種別、規模等で、それに対応する対策を実施すべきであるが、全般的な措置としては、次の要領により措置するものとする。

- (1) 校舎は直ちに授業できるよう応急復旧を行う。
- (2) 建物全壊、半壊を問わず、重大な被害（浸水による被害を含む）を受けた場合は、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を立て、その具体化を図る。
- (3) 学校施設を避難所や、救護所等に使用するときは、校舎の被害状況を勘案のうえ、使用させるものとする。
- (4) その他施設の復旧については、被害の程度を十分調査し、必要に応じて施設管理者と協議のうえ、速やかに補修等の措置を講じる。

1.3 教育施設の応急確保

教育施設の応急確保については、学校長、その他関係者と協議し、その実情に応じ、次のとおり措置をするものとする。

- (1) 校舎が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築までの間、他の義務教育施設の空教室及び公共施設を臨時的に使用する。
- (2) 校舎が一部使用不能の場合、及び他の施設に余裕のない場合には、その施設の空教室の利用及び2部授業を行う等し、教育が中断されないようにする。

2. 応急教育の実施

- (1) 災害のため、登校できない状況にあるときは、臨時休校又は近隣の登校可能な場所における授業やオンラインを活用した授業を行なう等の方法を講じる。

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設等を相互に利用する。

- (2) 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合の対応策として、夏休みの振替授業等により、授業時間の確保に努める。
- (3) 校舎の修理が不可能な場合には、仮校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。
- (4) 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業等を適宜実施する。
- (5) その他、特別の事態が発生した場合は、県等の関係機関と協議のうえ、速やかに応

急教育の措置をとる。

3. 教材・教具の確保

災害のために住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売網等の一時的混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対して、必要最小限の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

3.1 給与対象者の把握

下表に示す給与対象者の基準を満たすものを把握する。

給 与 対 象

災害によって住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

3.2 学用品の調達

（1）教科書の調達

学校別、学年別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。

また、市域内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

（2）学用品の調達

県より送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

3.3 学用品の給与

（1）学用品の給与方法

教育委員会は学校長と緊密の連絡を保ち、給与対象となる児童生徒を把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

① 教科書

学校別、学年別、使用教科書別に調査して、給与対象名簿を作成し、配分する。

② 学用品

小、中学生別に配分計画表を作成し、配分する。

（2）支給品目

① 教科書及び教材

(7) 教科書 —— 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書

(4) 教 材 —— a. 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

b. ワークブックとして使用されているもの（補充問題集等）

- ② 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ③ 通学用品
運動靴、雨傘、カバン、長靴等

3.4 災害救助法が適用された場合の留意点

⇒ 【資料27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

4. 教職員の確保

校内における職員の調整、市町教育委員会、県教育委員会段階の調整、指導主事の派遣等により、程度に応じて対応策をとる。

5. 学校内・登下校路の安全対策

学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等により、児童、生徒の安全確保に努める。

6. 給 食

次の場合は、給食を一時中止又は簡易献立に変更する。

- (1) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合。
- (2) 給食用物資の入手が困難な場合。
- (3) その他、給食の実施が適当でないと考えられる場合。

第10節 義援金品の受付、配分

（援護部、物資部）

【活動の目的】

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に行う。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 義援金品の受付 1.1 義援金の受付 1.2 義援物資の受付	援護部 物資部
2. 義援金品の募集	援護部 物資部
3. 義援金品の配分 3.1 義援金の配分 3.2 義援物資の受付、配分	援護部 物資部

1. 義援金品の受付

1.1 義援金の受付

援護部が受け付けて、寄託者に受領書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとする。

1.2 義援物資の受付

物資部が受け付けて、寄託者に受領書を交付するとともに、これを保管する。

2. 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般市民に呼び掛ける。

この場合、義援物資については、配分の円滑を期すため、以下の点に留意するよう併せて依頼する。

- (1) 梱包を解かずに済むよう、梱包物資の内容、種類、数量を梱包の表に貼付する。
また、衣服類はサイズ等を明記する。
- (2) 古着の場合は梱包処理に追われるとともに、配分に困ることが多い。また、その結果廃棄される場合も多いので、できる限り義援物資としないこと。
- (3) 義援物資は基本的に保存の効くものとする。

3. 義援金品の配分

3.1 義援金の配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設け、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

3.2 義援物資の受付、配布

義援物資の受付場所であるスワンホールに加えて伊丹スポーツセンター（TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター）及び市立緑ヶ丘体育館を物資集積、保管の候補地として、適宜集配するものとする。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 災害に係る市民相談

(総括本部事務局)

災害時における市民の相談、要望、照会等に応じるため、総合相談窓口を設置し、集中的な事務処理ができるよう体制を整えるとともに、市民の生活再建が円滑に進むように努めるものとする。

1. 総合相談窓口の設置・運営

設置場所は原則として、市役所 本庁舎1階とし、相談内容が多岐にわたることから各部からの応援により設置、運営する。

2. 相談体制の充実強化

被災者からの要望等に対する相談体制については、以下のとおりとする。

(1) 考慮すべき相談内容

- ① 被災住宅の修理及び応急仮設住宅の斡旋に関する相談
- ② 行方不明者の搜索等に関する相談
- ③ 各ライフラインの復旧の見通し
- ④ 各種法律相談
- ⑤ 建物応急危険度判定に関する相談
- ⑥ 税に関する相談
- ⑦ 生業資金の斡旋、融資に関する相談
- ⑧ 人権に関する相談
- ⑨ 配偶者等からの暴力に関する相談
- ⑩ その他、必要な事項に関するもの

(2) 相談体制の充実

- ① 相談内容に的確に対応するため、行政以外の弁護士、建築士等の関係者に参加してもらう体制を図るとともに、国及び県の担当部局とも連携を図れるよう努めるものとする。
- ② 要配慮者に対する相談体制の充実、強化を図るため、手話通訳、「やさしい日本語」の活用や、通訳機器、通訳サービスの整備等、相談体制の整備に努めるものとする。

(3) 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子供）への対応

震災遺児の把握と支援の実施を行うに当たり、震災遺児の把握に努め、必要に応じて県が管轄する川西こども家庭センターと連携し保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供、相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

震災遺児の把握、支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、県及び他市町との連携体制を図る。

第2節 被災者等のメンタルケア

(援護部)

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、援護部は県や各関係機関との協力のうえ、速やかに的確な対策を講じるものとする。

また、関係機関だけでなく事業所、住民を含めた救助者や医療機関等の救援者に対しても、あわせて的確な対策を講じるものとする。

1. 被災後の精神症状

被災に伴う、精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害等
- (3) 現実否認による精神まひ状態
- (4) 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、うつ等の状態
- (5) 被災後、しばらくしても不安、うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群 (PTSD)

2. 心的外傷後ストレス症候群の症状

上記の症状の中で被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応が必要である。

具体的には、次のような症状が長期間続く。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 不眠、怒り、集中困難、警戒心等が持続する症状。

3. メンタルケア

人は災害によって「家」、「家族」、「地域社会」を失う危険性がある。こうした被災者にどのような援助ができるのか、メンタルケアができるのかを考えなくてはならない。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は県や各関係機関との協力を得て、次のような対策を必要に応じ、講じるものとする。

また、長引く避難生活や復旧期においては、災害によるストレスや孤立から様々な潜在的課題も発生する。アルコール依存や睡眠障害、心身の不調等について、女性と男性で異なる影響も報告されており、上記対策においても、女性と男性の双方の支援員等が

相談対応を行う等の配慮が必要である。

- (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談
- (2) 健康福祉事務所等による精神保健相談
- (3) 各種情報を提供するための避難所等における、被災者向けの講演会の実施
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 情報広報誌の発行による被災者への情報提供
- (6) 小、中学校での子どもへの精神的カウンセリング

第3節 公共施設の災害復旧

(全部局)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

1. 災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業
 - ② 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ③ 道路災害復旧事業
 - ④ 下水道災害復旧事業
 - ⑤ 公園公共災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

2. 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努めるものとする。

⇒ これに関する詳細な事項については【第3章 第4節 激甚災害の指定】を参照

3. 災害復旧資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

⇒ これに関する詳細な事項については【第3章 第5節 災害復旧に伴う財政援助の確保】を参照

第4節 激甚災害の指定

(全部局)

市域に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による助言援助等を受けることが必要である。

ここでは、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものとする。

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚法」が制定されている。

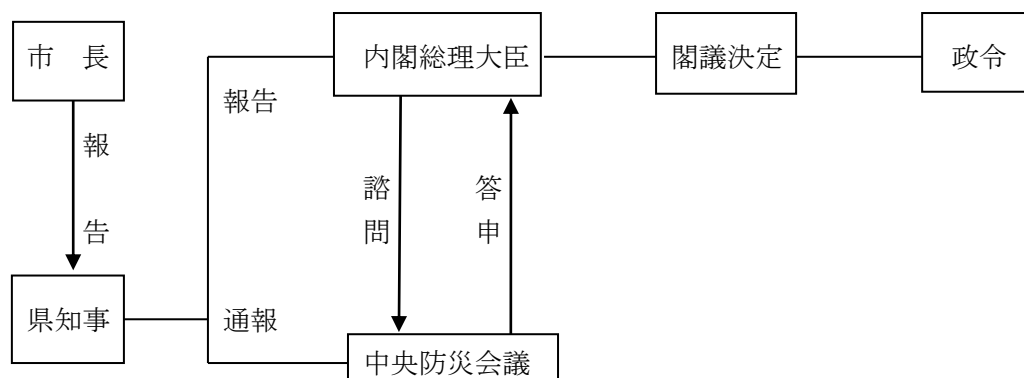
この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

(1) 激甚災害指定の手続き

市長は災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が、激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

激甚災害指定の手続きの流れ



(2) 激甚災害に関する調査

本市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

(3) 激甚災害指定に関する被害状況等の報告

① 県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告するものとする。

② 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア. 災害の原因

イ. 災害が発生した日時

ウ. 災害が発生した場所又は地域

エ. 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

オ. 災害に対し、とられた措置

カ. その他必要な事項

(4) 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出しなければならない。

第5節 災害復旧に伴う財政援助の確保

(全部局)

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

1. 法律による一部負担又は補助について

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和37年8月14日付建設省都発第194号）
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2. 激甚災害法及び局地激甚災害についての財政措置

- (1) 激甚災害に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)
 - ス 湛水排除事業
 - ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (2) 局地激甚災害に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業  (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)
 - ス 湛水排除事業
 - ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 森林災害復旧事業に対する補助
 - ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

④ その他の財政援助措置

- ア 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第6節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(総括本部事務局)

災害救助法が適用された災害により、市民が死亡した場合「伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、遺族に対して災害弔慰金を、身体または精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

⇒ 【法－6】 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例

⇒ 【法－7】 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

1. 災害弔慰金の支給

地震等の災害により死亡した遺族に対して弔慰のため支給する。

災害弔慰金

支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円
	② その他の者が死亡した場合	250 万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	

2. 災害障害見舞金の支給

地震等の災害により負傷し、または疾病にかかり、精神または身体に障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

災害障害見舞金の支給

支 給 額	① 生計維持者の場合	250 万円
	② その他の者の場合	125 万円
対象となる 障害の程度	①両眼が失明したもの ②そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

3. 伊丹市災害弔慰金等支給審査委員会の開催

災害時に迅速に災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給できる体制を整えるため、「伊丹市災害弔慰金等支給審査委員会」を常設で設置する。「災害関連死」などの災害と死亡あるいは災害と障害との因果関係の判定が困難な場合に、審査委員会により諮問し、審査いただく。

第7節 災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用された災害により、住居等に被害を受けた世帯主（世帯全体の所得が一定未満のもの）に対し、「伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

⇒ 【法－6】 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例 及び【法－7】 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 参照

1. 対象者

- (1) 療養期間が概ね1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住居の全壊又は半壊及び家財の1／3以上の損害

2. 貸付け限度額

- (1) 療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

① 家財の損害及び住居の損害がない場合	150 万円
② 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
③ 住居が半壊した場合	270 万円
④ 上記の場合で、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350 万円
⑤ 住居が全壊した場合	350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

① 家財の損害があり、かつ、住居の損害の場合	150 万円
② 住居が半壊した場合	170 万円
③ 上記の場合で、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	250 万円
④ 住居が全壊した場合 (⑥の場合を除く)	250 万円
⑤ 上記の場合で、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350 万円
⑥ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円

3. 貸付け条件

① 利子	ア 保証人がいる場合 無利子 イ 保証人がいない場合 年1% (据置期間を除く)
② 償還期間	10 年
③ 償還方法	次のいずれかの方法による、元利均等償還とする。 ア 年賦償還 イ 半年賦償還 ウ 月賦償還
④ 据置期間	3 年又は5 年

【参考】 伊丹市「兵庫県南部地震」見舞金の支給

1. 見舞金の支給

(1) 対象者

- ① 震災により全焼、全壊、流失、半焼、半壊、半流失した家屋に、現に居住する世帯の世帯主またはこれに準ずる者
- ② 震災により1月以上の治療、または20日以上入院を要する重傷を負った者
- ③ 震災により死亡した者

(2) 被害の程度

上記①による被害の程度は、以下のとおりである。

被害の程度	状 態
全焼 全壊 流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段、「以下同じ」）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
半焼 半壊 半流失	住家で損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊または焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上、70%未満のもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上、50%未満のもの。

(3) 見舞金

① 一般家屋被害に対する見舞金

被 害 程 度	金 額
全焼 全壊 流失	1世帯につき 30,000円
半焼・半壊 半流失	1世帯につき 20,000円

(注) 会社の寮、簡易宿泊所、寄宿舍、下宿、飯場等は含まない。

② 会社等の寮の居住者に対する見舞金

被 害 程 度	金 額
全 焼 全 壊 流 失	1 世帯につき 15,000 円
半 焼 ・ 半 壊 半 流 失	1 世帯につき 10,000 円

(注)「会社等の寮」とは、会社の寮、簡易宿泊所、寄宿舍、下宿、飯場等をいう。

③ 人的被害に対する見舞金

被 害 程 度	金 額
死 者	1 人につき 30,000 円
重 傷 者	1 人につき 10,000 円

第8節 被災者生活再建支援制度

1. 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

2. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火の他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

なお、適応災害とする場合は、県からその旨公示する。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1) 又は (2) の被害が発生した県の区域内の他の市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る）の区域に係る自然災害
- (5) (3) 又は (4) の都道府県に隣接する県内の市区町村で、(1)、(2)、(3) のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害発生したもの（人口10万人未満のものに限る）の区域に係る自然災害
- (6) (1) 若しくは (2) の市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）又は2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）の区域に係る自然災害

3. 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

4. 支給額

区分 (支給対象世帯)	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
(1)全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建築・購入	200 万円	300 万円
(2)解体		補修	100 万円	200 万円
(3)長期避難		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
(4)大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建築・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
(5)中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建築・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、上記支給金額の3/4の額

※申請期間：自然災害から基礎支援金が13月間、加算支援金が37月間

5. 兵庫県住宅再建共済制度

目的

被災者が自立した生活を再建するうえで、生活基盤となる住宅再建は最も重要なものであるが、自助努力や公的支援には限界もあることから、住宅所有者の助け合い精神に基づく拠出負担金により住宅再建を支援する相互扶助の仕組みとして被災地域の早期再生を図ることを目的とする。

⇒ 【資料—47】 フェニックス共済の概要

6. 兵庫県被災者支援制度

県が対象災害を定めた場合等に、各制度は実施される。

6.1 災害援護金

県が実施主体で、災害援護金等の支給に関する規則（昭和48年兵庫県規則第68号）に基づき、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図る制度で、その概要は以下のとおり。

- ① 対象者 自然災害により全壊、半壊、一部損壊（10%以上）、床上浸水の被害を受けた世帯主及び重傷被災者
- ② 支給額

区分	金額
住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 20万円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 10万円

住家の一部損壊(被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。)又は床上浸水	1世帯につき	5万円
重傷の被災者	1人につき	3万円

- ③ その他 死亡見舞金は災害弔慰金との併給は行われない。

6.2 兵庫県被災者生活再建支援金

市町が実施主体（ただし、負担割合は県2/3、市町1/3）で、被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない世帯に対し支援金を支給する制度で、その概要は以下のとおり（対象となる災害により内容等が変更となる場合あり。）。

- ① 対象者 被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害を受けた世帯で、住宅の建設、補修等を行う者
- ② 支給額

区分	金額
全壊	150万円
大規模半壊	75万円
半壊	25万円
一部損壊(損害割合10%以上20%未満)	15万円

6.3 被災者生活復興資金貸付金

金融機関が実施主体で、住宅や自家用自動車に被害を受けられた方のすみやかな生活復興を支援するため、一定の条件のもとで、無利子（県2/3と市1/3が共同で金融機関に対し利子補給）で資金貸付を受けられる制度で、その概要は以下のとおり（対象となる災害により内容等が変更となる場合あり。）。

- ① 対象者 災害に伴い住家被害を受け、全壊、半壊、一部損壊(損害割合10%以上)、床上浸水(損害割合10%以上)の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者で、世帯主又は主たる生計維持者
- ② 資金用途
- ・被災家屋(居住の用に供する建物)の補修
 - ・家具、家庭用電気製品等生活必需品の修理、買換え
 - ・自家用自動車の修理、買換え
- ③ 貸付限度額 300万円
- ④ 貸付利子 無利子
- ⑤ 貸付期間 5年以内（うち据置6か月以内）

第9節 復興計画の策定

(全部局)

1. 目的

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、速やかな被災地域の復興が不可欠である。

著しい被害を受けた地域の復興は、被災前の地域の抱える課題の解決を含め、都市基盤復興のみならず、産業復興、生活復興等広範な分野にわたる高度かつ複雑な大規模事業となることから、計画面での整合性のチェックや関係機関等の諸事業を調整しつつ、効率的かつ効果的に推進していくため、復興計画を策定する。

2. 復興計画策定手順

2.1 震災復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

その組織、運営は、災害の規模、被害状況を勘案し、決定するものとする。

2.2 復興計画の検討

被災地を震災以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から再生するため、次の検討を行うものとする。

(1) 復興計画作成にあたっての基本方針の検討

市民や有識者等の意見、被災教訓の反映を踏まえながら、各部局間の調整を行った上で、基本方針についての原案を作成するものとする。

(2) 復興計画の検討

基本方針に基づき、都市計画、産業、医療、福祉、生活、教育等の各分野別のより具体的な復興計画を検討するものとする。

(3) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたこととする。

① 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、市は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮することとする。

② ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の継続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの

変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

③ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興 10 年総括検証、提言事業の成果や復興の課程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

2.3 復興計画の策定

基本方針に基づき、生活基盤、都市基盤及び産業基盤全般にわたる整合性のとれた具体的な復興計画を策定するものとする。

また、計画策定にあたっては、復興に係る事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた計画とするものとする。

2.4 分野別復興計画

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧、復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため、産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を作成することとする。

3. 復興事業の実施

国県及びその他関係機関等との密接な連携のもと、復興計画に基づいて復興事業を推進するものとする。

第 3 編 風 水 害 対 策 計 画

第 1 章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針

(全部局)

1. 人命損失防止対策の重点的推進

風水害には、防災ビジョンで示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去、軽減するための災害予防対策を重点的に推進する。

2. 生活障害防止対策の推進

大規模な水害では多くの生活障害が広範囲に及ぶことが予想される。こうした障害を除去、軽減するための災害予防対策を推進する。

また、生活障害が発生した場合において、その影響を大きく受けやすい要配慮者に対する対策を重視する。

3. 防災基幹施設の防災対策の推進

風水害では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が被災し、防災活動に大きな支障をきたすことのないよう、防災基幹施設の防災対策を推進する。

4. 人的資源の発掘・育成・活性化対策の推進

大規模な風水害には行政機関だけでは対応できない。

そのため、行政機関における防災力の強化を推進するとともに、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワーク等）の発掘、育成、活性化を図る。

第2節 各部の災害予防事務

(全部局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第2節「各部の災害予防事務」を準用する。

第3節 台風・大雨による浸水の予防

(危機管理室、総務部、都市交通部、都市活力部、上下水道局、関係機関)

1. 目 的

(1) 台風・大雨による浸水の現況

宅地開発及び市街化の進展は、遊水地帯の埋立あるいは道路舗装の整備率が高まるにつれて、降水時における一時流出量の激増をもたらした。このため、小河川や排水路の溢流氾濫、内陸部の浸水被害を発生させている。

1980年以降に発生した風水害は、以下のようになっている。

発生日時	災害原因	災 害 の 状 況
1983 年 (昭和 58 年) 9 月 27～ 29 日	台風 洪水 崩壊	台風第 10 号 猪名川小戸の最高水位 3.33m、流量 1,362 m ³ /s 伊丹市の被害 床上浸水 15 戸、床下浸水 397 戸、崖崩れ 1 カ所、下河原では護岸・保護工に被害が出た。 降雨量：348.5 mm (9.28 0:00 ～ 18:00 約 300 mm)
1989 年 (平成元年) 9 月 3 日	洪水	秋雨前線猪名川小戸の最高水位 3.01m、水量 835 m ³ /s 伊丹市の被害 床下浸水 8 戸、 下河原では護岸に被害が出た。
1989 年 (平成元年) 9 月 14 日	豪雨 洪水	集中豪雨 降雨量：100.5 mm (2:00 ～ 11:00) 伊丹市の被害 床下浸水 167 戸、
1990 年 (平成 2 年) 9 月 13 日	豪雨 洪水	集中豪雨 降雨量：62.5 mm (11:00 ～ 21:00) 伊丹市の被害 床下浸水 147 戸、 被害場所は国道 171 号線以南に集中
1994 年 (平成 6 年) 9 月 6 日～ 7 日	豪雨 洪水 崩壊	集中豪雨 降雨量：300.5 mm (2 日間総降雨量) 伊丹市の被害 床上浸水 1,285 戸、床下浸水 1,744 戸、 崖崩れ 10 カ所、堤防崩壊 2 河川
2004 年 (平成 16 年) 10 月 20 日	豪雨 洪水	台風第 23 号 猪名川小戸の最高水位 3.21m、軍行橋の最高水位 4.42m 武庫川甲武橋の最高水位 3.95m伊丹市の被害 床下浸水 25 戸
2014 年 (平成 26 年) 9 月 10～11 日	豪雨 洪水	集中豪雨 降雨量：140.5mm (17:00～9:00) (1 時間雨量 96mm) 伊丹市の被害 床上浸水 64 件 (内住家 41 件) 床下浸水 94 件

(2) 目 的

(1) の「台風・大雨による浸水による現況」をふまえ、台風、大雨による浸水及び暴風、竜巻等の激しい突風による風害の予防対策を図る。

また、令和元年に公表された高潮の浸水リスクについては、本市単独の抜本的な対応、対策は困難であることから、県主催の「大規模水害避難対策検討委員会」で、県や阪神間の広域対策も包含した検討を行い、予防対策を図る。

風水害予防	河川の防災対策（国土交通省近畿地方整備局、兵庫県）
	用排水路の防災対策（上下水道局）
	ため池の防災対策（総務部、市民自治部、都市活力部、上下水道局）
	道路及び橋梁の防災対策（国土交通省、兵庫県、都市交通部）
	監視警戒体制の整備（危機管理室、消防局、上下水道局）
	暴風、竜巻等の突風に対する情報伝達の整備
	地域(住民、企業等)の災害に対する意識啓発

2. 方 策

2.1 河川の防災対策

（1）市内河川の現況

市内を貫流する一級河川は、淀川水系に属する猪名川、空港川、藻川、駄六川、昆陽川、伊丹川、昆陽川捷水路、富松川、内川及び箕面川である。うち、猪名川、藻川及び駄六川の一部は国土交通大臣直轄管理河川であり、他は知事管理河川となっている。

二級河川としては知事管理河川である武庫川水系の武庫川、天王寺川、天神川がある。

これら河川のうち、国土交通大臣直轄管理河川は段階的な河川改修を終えている。

知事管理河川である天神川では総合流域防災事業として堤防強化に取り組む等着実な進展が見られるが、頻発するゲリラ豪雨や急激な都市化の進行による雨水流出量の増大等、水害における危険性が高まっている状況から、河川改修の早期完了を図るとともに計画降雨確立の見直しを行う等、更なる治水安全度の向上に向けた取り組みが必要である。

河川の現況

河 川 名	延長	予 想 さ れ る 危 険 箇 所
猪 名 川	38,655 m	1 水防上最も重要な箇所（重要度 A）
藻 川	4,800m	・猪名川 左右岸 三ヶ井井堰（中村字井ノ下、北河原字当田）
箕 面 川	1,091m	・藻川 左岸 大井井堰（口酒井字大西）
内 川	475m	・昆陽川 左右岸 御願塚6丁目樋門～御願塚2丁目
駄 六 川	3,300m	・富松川 左右岸 野間2丁目市道橋～旧富松川合流点
空 港 川	1,760m	2 次に重要な箇所（重要度 B）
昆陽川捷水路	1,206m	・猪名川 左右岸 軍行橋、桑津橋
昆 陽 川	5,386m	左岸 下河原
伊 丹 川	1,505m	右岸 天津、北河原
富 松 川	2,800m	・天神川 左右岸 荻野3丁目天神橋～宝塚市境界
武 庫 川	65,709m	3 要注意箇所（要注意区間）
天 神 川	5,056m	・猪名川 左岸 森本
天 王 寺 川	5,565m	右岸 口酒井
		・天神川 左岸 速仙橋直下流～大池橋直上流
		右岸 速仙橋下流13m～大池橋直上流45m

（兵庫県域）

2.2 用排水路の防災対策

(1) 排水施設の現況

本市は、北部の伊丹台地と南部の尼崎から続く武庫平野の低地部との2つに区分され、6／1000 勾配の北高南低の地形であり、雨水整備計画は、雨水管渠が 201,386m と、6 雨水排水ポンプ場となっている。

また、延長整備率については、令和7年3月末日現在、89.5%となっている。

しかし、昨今の集中豪雨時には、道路の冠水、家屋への浸水被害がたびたび発生していることから雨水排水施設の早期整備が必要となっている。

そして、雨水幹線等は、大部分が灌漑用水路と併用されており、降雨時における樋門等の適切な操作管理が防災上において、極めて重要となっている。

(2) 目標

雨水整備計画における未整備地区を解消するとともに、浸水が顕著な地域については浸水被害の軽減を図る。

(3) 計画

主 な 整 備 計 画
伊丹市流域関連公共下水道事業計画

2.3 ため池の防災対策

(1) 市内ため池の現況

市内6ヶ所のため池の現況は下表のとおりである。いずれのため池についても、決壊の危険を防止するため、前鋼土改修、波除ブロック改修等の補強工事を行い、災害の防止に努めている。

た め 池 の 現 況

名 称	所 在	堤防延長 (m)	満水面積 (ha)	貯 水 量 (m ³)	堤 高 (m)
瑞ヶ池	瑞ヶ丘	1,800	15.7	600,000	4.1
伊丹池	緑ヶ丘	500	4.0	98,000	5.6
昆陽池	昆陽池	2,200	14.4	274,000	3.5
今 池	千 僧	220	0.2852	5,418	2.355
黒 池	鴻 池	250	3.3	50,000	3.6
西 池	鴻 池	210	2.0	31,000	3.6

(2) 計画

定期的に巡視を行い、危険個所の事前発見に努め、安全対策上の適切な措置を講じる。

2.4 道路及び橋梁の防災対策

(1) 市内道路の現況

市内の道路は、国道 7 km、県道 33 km、市道 410 km に達する。これらの道路については、改良、舗装等道路整備事業を計画し、道路の改良整備を順次実施している。

国道はすでに 100%、県道は 100%、市道は 99.3% 舗装されている。

また、橋梁については、河川の増水による流出を防止し、交通の安全を図るため、橋台護岸部の石積の洗掘箇所の補強等を実施し、災害の防止に努めている。

(2) 計画

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路の改良を行うとともに、降雨、溢水による道路面の流水を早急に排除できるよう市内の道路側溝等の整備を図る。

2.5 監視警戒体制の整備

異常風雨又は河川水位の上昇から、浸水被害を及ぼすと予想される区域については、平時より迅速かつ的確な巡視警戒が行えるよう、監視体制を整えておくとともに監視体制の強化を図るため、降雨情報システムを有効活用する。

また、市内全域に整備した 1,200 台の安全、安心見守りカメラのうち、50 台を防災用カメラとして河川や中心市街地等に整備することで、大雨等の災害発生時の河川監視、迅速な初動体制や適確な動員体制の確立に努める。

2.6 暴風、竜巻等の突風に対する情報伝達の整備

暴風、突風等の防災気象情報の収集、伝達については、第 7 節「予警報等の受領伝達の整備」によるほか、災害情報の多々の入手方法を臨機に活用するとともに、関係機関、住民等へ迅速確実な情報の伝達、提供を確立する。

2.7 地域(住民、企業等)の災害に対する意識啓発

市民の生命、身体の保護、また市民、企業等が所有、管理する建物等の被害を軽減するための処置、そのための正確な災害情報の取得、方策等の啓発を図る。

2.8 浸水想定区域等の安全対策の促進

(1) 地域住民に対する対策

水防法に基づき、想定し得る最大規模の洪水、又は、雨水出水の浸水想定区域の指定があったとき、又は、指定したときは、当該浸水想定区域ごとに、災害情報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定め、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

(2) 要配慮者利用施設に対する対策

① 要配慮者利用施設を定めることについて

浸水想定区域の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めることとし、また洪水予報等災害情報の伝達方法を定める。

⇒ **【資料 36】 浸水想定区域内における要配慮者利用施設** 参照

② 要配慮者利用施設における避難確保計画について

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、水防法に基づき避難確保計画を作成するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。その報告手続及び避難確保計画様式は下記に定めるとおりとする。

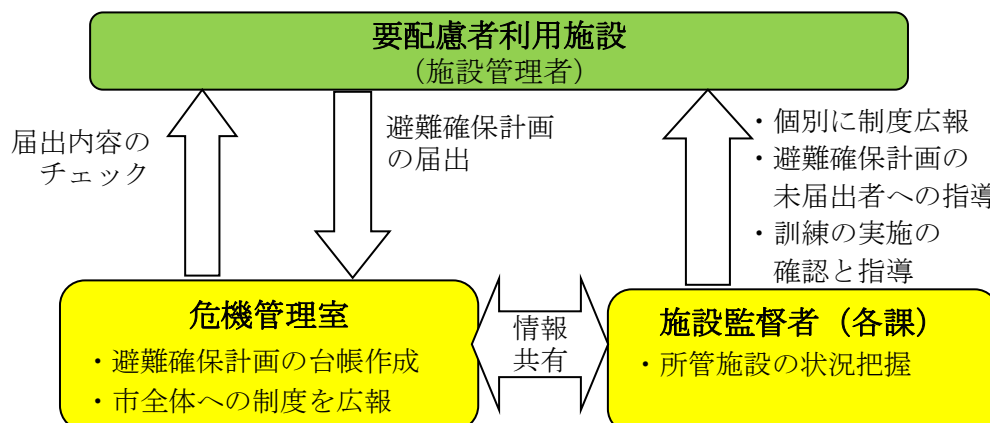
ア 報告手続 伊丹市要配慮者利用施設の避難確保計画に係る手続等に関する要綱

イ 計画様式 要配慮者利用施設における避難確保計画の手引き別冊（国土交通省作成）等モデルを参照に単独の計画として策定すること。

⇒ **【法 11】 伊丹市要配慮者利用施設の避難確保計画に係る手続等に関する要綱**

③ 要配慮者利用施設の避難確保計画等の指導等体制について

避難確保計画の未報告や避難訓練の未実施等に係る確認と指導は、各要配慮者利用施設の施設監督者が行うものとし、その他内部体制は以下のとおりである。



第4節 土砂災害の予防

(消防局、都市交通部、市民自治部、都市活力部、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第4節「土砂災害の予防」及び第3編「風水害対策計画」第1章「災害予防計画」第3節「台風・大雨による浸水の予防」2.8 「浸水想定区域等の安全対策の促進」を準用する。この場合において、「水防法」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」と、「浸水想定区域」とあるのは「土砂災害警戒区域」と、「要配慮者利用施設における避難確保計画の手引き別冊（国土交通省作成）」を「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省作成）」と読み替えるものとする。

第5節 災害対策本部体制の整備

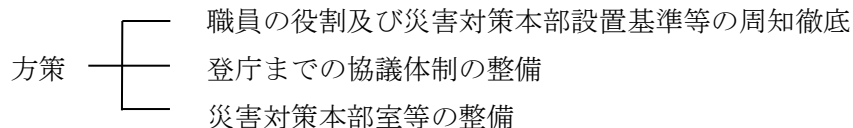
(全 部 局)

1. 目 的

災害対策基本法及び伊丹市災害対策本部条例に基づき市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは伊丹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することになる。また、本部を設置するに至らない災害にあつては、総括本部を設置し、事態の処理にあたることとなる。

発生段階あるいは警戒段階において、これらのことを円滑に推進するための体制整備を図る。

2. 方 策



2.1 職員の役割及び災害対策本部設置基準等の周知徹底

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的ではあるが的確に対応することが重要になる。そのため、以下の事項について職員に周知徹底する必要がある。

- (1) 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準の職員への周知
- (2) 初動対応期の活動一覧表及び災害対策本部の事務分掌に基づき、個々の職員の役割の明確化と自覚（役割意識）を促す
- (3) 活動要領の周知

上記の(1)～(3)の事項については、職員研修、防災訓練等を通して周知徹底を図る。

2.2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に豪雨等が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行えるよう体制の整備を図る。

- (1) 災害対策本部の設置の決定
- (2) 避難指示の決定
- (3) 自主防災組織、協定事業所、災害サポート登録事業所等に対する応急対策の要請
- (4) 広域応援要請（依頼）
- (5) 自衛隊派遣要請（依頼）
- (6) 災害救助法適用申請
- (7) その他の重要事項の決定

- ① 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止
- ② 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
- ③ 災害対策に要する経費
- ④ その他

2.3 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部の代替施設の整備

豪雨等により、防災センターに災害対策本部設置が不可能となった場合には、災害対策本部機能の代替として消防局をあてる。

(2) 災害対策本部室・事務局、本部連絡員室の整備

災害対策活動の中核である災害対策本部室・事務局、本部連絡員室の確保・配置方法、余裕回線の確保、電話のジャック部分の整備等について検討しておく。

(3) 災害対策本部施設（防災センター、代替施設）における自家発電機（耐水性）の整備

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

NTT 西日本（株）、関西電力（株）、関西電力送配電（株）等と災害対策本部等の防災基幹施設における通信、電力の優先復旧方針を確立する。

また、発災時におけるこれらの機関からの情報連絡員の派遣方について協議する。

第6節 動 員 体 制 の 整 備

（ 総務部、危機管理室 ）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第8節「動員体制の整備」を準用する。

第7節 予警報等の受領伝達体制の整備

(危機管理室、都市交通部、消防局、上下水道局)

1. 目 的

気象、水防、火災等に関する予警報及び災害情報は災害応急対策に万全を図るうえにおいて、欠くことのできないものであるから、その受領、伝達を迅速、的確に行うための体制を整備する。

2. 目 標

集中豪雨のような狭域での降雨も的確に把握し、いかなる場合にも迅速、的確な対応が可能となる、気象観測機器及び体制を整備する。

3. 方 策

神戸地方気象台が発する気象に関する予警報とともに、伊丹市独自で気圧計、雨量計、水位計等を整備するほか、国、県、その他民間機関が設置する観測機器から情報入手し、情報収集の充実、強化を図る。

方策	—	気象観測施設の充実(危機管理室、消防局、上下水道局)
	—	情報活用能力の向上(危機管理室、消防局、上下水道局)
	—	関係機関からの情報収集伝達体制の充実(危機管理室、消防局、上下水道局)
	—	特別警報発表時の情報伝達について(危機管理室、都市交通部、消防局)

3.1 気象観測施設の充実

平時から、既設の気象観測機器の定期点検を実施するとともに、老朽機器については、適宜、更新に努める。

雨量計の所在地

所 在 地	名 称	種 別
昆陽1丁目 1-1	伊丹市消防局	自動記録
森本1丁目 8-1	伊丹市立神津小学校	自動記録
荒牧南3丁目 17-12	伊丹市立天神川小学校	自動記録
池尻6丁目 221	伊丹市立池尻小学校	自動記録

3.2 情報活用能力の向上

観測機器等から入手した情報を、迅速に処理し、適切な意思決定が行えるよう情報読み取り、判断能力を養うため、研修等を通じて情報活動能力の向上を図る。

3.3 関係機関からの情報収集伝達体制の充実

正確かつ迅速な情報収集伝達を行うため、日頃から、関係機関との連絡体制を密にするとともに、相互の協力体制を整えておくものとし、毎年、情報伝達訓練を実施する。

3.4 特別警報発表時の情報伝達について

従来の気象警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報が発表されることとなり、市に対して直ちに住民に対する周知の措置が義務付けられたことから、市は以下の手段により特別警報を市民に周知しなければならない。

3.5 伝達すべき特別警報の種類

- (1) 大雨特別警報（土砂災害、浸水害を含む）
- (2) 暴風特別警報
- (3) 暴風雪特別警報
- (4) 大雪特別警報
- (5) 高潮特別警報

3.6 特別警報の伝達方法

- (1) 屋外拡声器（MCA）
- (2) エリアメール
- (3) 施設内放送（小、中、高、特別支援学校、市役所本庁舎）
- (4) FM いたみ放送
- (5) 市ホームページ、SNS
- (6) いたみ防災 LINE
- (7) ひょうご防災ネット
- (8) デジタルサイネージ（いたみえ〜る）
- (9) その他市民への伝達に有効な方法

第8節 災害情報等の収集報告体制の整備

(全 部 局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第9節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第9節 災害通信体制の整備

(総務部、危機管理室、消防局、上下水道局、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第10節「災害通信体制の整備」を準用する。

第10節 災害広報体制の整備

(総務部、総合政策部、危機管理室、消防局、上下水道局、
教育委員会、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第11節「災害広報体制の整備」を準用する。

第11節 災害救助法等の習熟

(総務部、危機管理室、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第12節「災害救助法等の習熟」を準用する。

第12節 避難活動体制の整備

(消防局、危機管理室、教育委員会、関係部、伊丹警察署)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第13節「避難活動体制の整備」を準用するほか、風水害時における避難活動体制については、以下の事を念頭におき、平時より体制を検討し、整えておくものとする。

- (1) 河川や急傾斜地に隣接する公共施設等については、避難所から除外し、安全の確保が図れる避難所をあらかじめ検討し、定めておく。
- (2) 各種情報を基に避難指示等を判断し、状況に応じた避難場所を選択するために、「伊丹市避難勧告等の判断・伝達マニュアル<水害編>」を整備し、必要な職員への周知を図っておく。
- (3) 避難住民に対する広報、避難の指示、誘導方法等、必要な体制整備を検討し、定めておく。
- (4) 避難誘導に際し、活動がスムーズに行えるよう、必要な資器材の整備を行うとともに、防災関係機関との相互の連携を図り、災害時の対応に備える。

第13節 救出救助体制の整備

(消防局、危機管理室、健康福祉部、伊丹警察署、自衛隊)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「救出救助体制の整備」を準用する。

第14節 道路施設の整備

(都市交通部、消防局、危機管理室)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第15節「道路施設の整備」を準用する。

第15節 食料供給体制の整備

(都市活力部、市議会事務局、危機管理室、総合政策部、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第16節「食料供給体制の整備」を準用する。

第16節 給水体制の整備

(上下水道局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第17節「給水体制の整備」を準用する。

第17節 生活必需品供給体制の整備

(都市活力部、市議会事務局、危機管理室、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第18節「生活必需品供給体制の整備」を準用する。

第18節 医療救護体制の整備

(健康福祉部、伊丹病院、消防局、伊丹市医師会)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「医療救護体制の整備」を準用する。

第19節 感染症対策・保健衛生体制の整備

(市民自治部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第20節「感染症対策・保健衛生体制の整備、遺体搬送等の実施」を準用する。

第20節 し尿処理体制の整備

(市民自治部、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第21節「し尿処理体制の整備」を準用する。

第21節 災害廃棄物等の処理体制の整備

(市民自治部、都市交通部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第22節「災害廃棄物等の処理体制の整備」を準用する。

第22節 ボランティアの登録及び労務供給体制の整備

(総務部、健康福祉部、伊丹市社会福祉協議会)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第23節「ボランティアの登録及び労務供給体制の整備」を準用する。

第23節 市公共施設の災害対応力の強化

(全部局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第24節「市公共施設の災害対応力の強化」を準用する。

第24節 自主防災体制の整備

(消防局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第25節「自主防災体制の整備」を準用する。

第25節 要配慮者対策

(総務部、健康福祉部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第26節「要配慮者対策」を準用する。
要配慮者利用施設等への情報伝達

土砂災害警戒区域及び河川の浸水想定区域にある要配慮者の利用する施設（水防法第15条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等を情報提供する。

⇒【資料36】浸水想定区域内における要配慮者利用施設

第26節 防災訓練

(全 部 局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第27節「防災訓練」を準用する。

第27節 防災教育

(全 部 局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第28節「防災教育」を準用する。

第 2 章 災害応急対策計画

第 2.1 章 警戒避難活動期

(人命安全確保期)

第1節 警戒避難活動期（人命安全確保期）の活動

警戒避難活動期は、「警戒避難活動期の活動一覧表（概要）」に示した活動を中心に、人命確保に重点を置いて応急対策活動を実施する。この場合、本部長又は総括本部事務局が指示するものとする。

なお、この旨の指示がない場合、各部は第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立、活動開始」の「資料7 災害対策本部事務分掌」及び応急対策計画に基づく活動を実施するものとする。

警戒避難活動期の活動一覧表（概要）（その1）

降雨、災害事象の進展（概要）		警戒避難活動の判断情報	警戒避難活動
降雨状況	災害事象		
気象注意報発表	側溝が溢れる。 小川の氾濫が始まる。 豪雨継続 低地の冠水始まる。 小崩壊が発生し始める。 床下浸水が始まる。 小崩壊が多くなる。	① 大雨注意報、洪水注意報等 ② 広域降雨状況（注意報が出ていなくても広範囲の降雨状況から判断）	1. 関係課情報連絡体制の確立 2. 関係者、関係機関との情報連絡
気象警報（大雨警報等）発表		① 各種の気象警報	1. 警戒巡視
降雨開始		② 市内の先行雨量が注意すべき段階に入ったとの判断情報	2. 動員（小～中規模） 幹部職員や重要活動担当職員が参集可能な時期に動員を開始する必要がある。
豪雨開始		③ 市内降雨が大雨警報発表基準を満たすとの判断情報 ④ 広域降雨状況から警戒を要するとの判断情報 ⑤ 警戒巡視情報 ・側溝からの濡れ、小川の増水、河川水位の上昇	
		① 当該降雨は災害が発生させる可能性があるとの判断情報 ・先行雨量、当日雨量 ② 当該降雨（豪雨）がしばらく継続するとの情報（気象官署等からの短時間降水予想） ③ 警戒巡視情報 ・小川の氾濫、河川の急な増水 ・床下浸水の恐れがあるとの情報	1. 動員（中～大規模） 職員が参集可能な時期に動員を開始する必要がある。
		① 当該豪雨（強雨）は災害が発生させる可能性が高いとの判断情報、先行雨量、当日雨量 ② 豪雨（強雨）がしばらく継続するとの情報（気象官署等からの短時間降水予想） ③ 事態の異常さの確認情報 ア. 119番通報（小川の氾濫、側溝の溢れ、低地冠水に伴う援助要請、現場確認要請の急増） イ. 警戒巡視情報（モニタリングポイントで、低地冠水、一部の河川で氾濫、一部床下浸水、小崩壊が増えているとの情報）	1. 災害対策本部の設置 2. 避難の準備の呼びかけ、要配慮者への早期避難の呼びかけ

（注） 「降雨、災害事象の進展（概要）」の内容はモデル的に示したものであり、実際の風水害がこのように進展するとは限らない。

(その2)

降雨、災害事象の進展(概要)		警戒避難活動の判断情報		警戒避難活動
降雨状況	災害事象			
なおも 豪雨 継続	床上浸水が多くなる。小 崩壊がさらに多くなる。	① 当該豪雨（強雨）は災害を発生させる可能性がきわめて高い との判断情報（河川水位、土砂災害警戒避難基準等から判断） ② 当該豪雨（強雨）がしばらく継続するとの情報（気象官署等 からの短時間降水予想） ③ 事態の異常さの確認情報 ①～②の条件がそろった場合も、以下のような事態の異常さ を示す確認情報があると住民への説得力は一段と強くなる。 ア．１１９番通報 ・小川の氾濫、側溝の溢れ、低地冠水に伴う援助、現場確認 要請の激増 ・床上浸水、斜面崩壊の発生を知られる情報の増加 （注）警戒巡視は、この段階では危険を伴うこと及び警戒巡視要 員の多くは避難誘導等の活動に従事する必要があることから 、警戒巡視による情報はこの段階では必須とは考えない。		警戒避難活動が効果をあげるためには、これ以前 に対応する必要がある。
	床上浸水が始まる。車両 流出始まる。小崩壊頻発。 中、大規模崩壊が発生し 始める。			
	土砂災害、出水による死 者が出始める。 （電話が輻輳、各地で停 電発生）			
	床上浸水が広域に及ぶ。 崩壊が頻発し、各地で土 砂災害が発生。			

(注)

第2節 警戒避難活動体制の確立、活動開始

（本部長、総括本部事務局、関係部）

【活動の目的】

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害応急対策実施責任機関は、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

活動概要と担当部局	
活動概要	担当部局
1. 災害対策本部設置の判断	本部長
2. 災害対策本部室の設営準備	総括本部事務局 関係部
3. 災害対策本部の設置	総括本部事務局 関係部
4. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請	総括本部事務局
5. 災害対策本部の閉鎖	総括本部事務局 関係部

1. 災害対策本部設置の判断

災害対策基本法及び伊丹市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは伊丹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあつては、総括本部を設置し、事態の処理にあたるものとする。

なお、「伊丹市水防計画」による「伊丹市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合には災害対策本部に吸収するものとする。

（1）風水害に伴う災害対策本部設置基準

風水害に伴う災害対策本部設置基準

1. 特別警報が発表され、甚大な被害が想定されるとき
2. 河川が計画水位に近づき、なお上昇のおそれがあり局地的な水害が発生し、さらに全市域にわたり被害が拡大するおそれのあるとき
3. 市域に小規模の災害が発生したとき

（注1） 災害の規模、程度により災害対策本部を設置するに至らない場合は、伊丹市事務分掌規則及び伊丹市消防局の組織に関する規則或いは、本防災組織の事務分掌の定めるところにより防災事務を処理するものとする。

（2）勤務時間外と勤務時間内の災害対策本部設置要領

① 勤務時間内

勤務時間内における体制は、次のとおりとする。

- ア. 災害が発生した時は、危機管理室主幹、消防局警防課長、上下水道局下水道課長、都市交通部道路保全課長は、速やかに総括本部員を防災センターに招集し、総括本部事務局を設置する。
- イ. 総括本部事務局（責任者 市長付参事（危機管理担当））は災害の状況把握に努め、直ちに本部長及び副本部長に報告を行うものとする。
- ウ. 本部長は、災害対策本部設置の有無を決定し、総括本部事務局を通じて必要な措置を講じるものとする。
- エ. 災害対策本部を設置する時にあつては、総括本部事務局は速やかに本部会議を開催するものとする。
- オ. 各本部員は、「伊丹市風水害防災計画動員数（資料32）」による情報連絡責任者を通じて職員の動員態勢を整え、災害対策本部事務分掌による業務を行うものとする。

② 勤務時間外（夜間、休日等）

勤務時間外における緊急事態発生時については、以下のとおり行う。

ア．勤務時間外の突発的な豪雨等により災害の発生が予想される場合、危機管理室主幹は携帯電話又は電話、メール一斉発信等により総括本部員並びに下水道課長、道路保全課長及び消防局警防課長に連絡を行い、招集するとともに、総括本部事務局を設置するものとする。

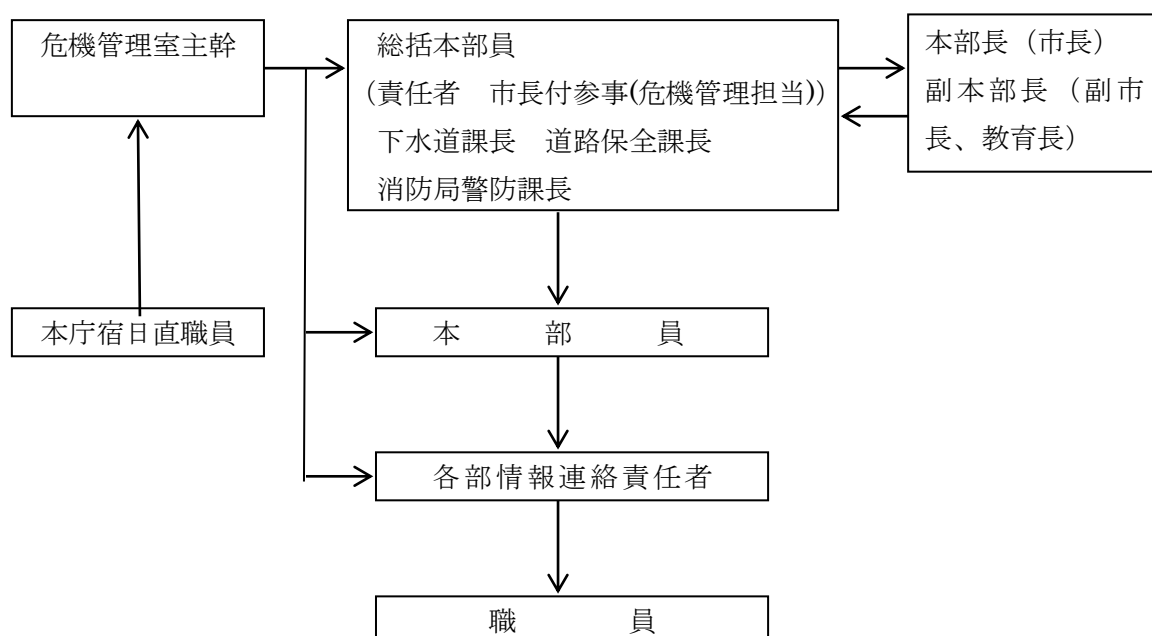
ただし、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあると予測される場合は、本部長及び副本部長をはじめ、全本部員の招集を行うものとする。

イ．本庁宿日直職員及び警備員（昼間、夜間 各3名）は災害情報を収受したとき、直ちに危機管理室主幹に連絡を行うものとする。

ウ．本部長の指示により災害対策本部を設置するときは、危機管理室主幹又は総括本部事務局は、宿日直職員の協力を得て、防災センターの開庁を行うものとし、災害対策本部開設までの間、初動応急対策活動（第1節 警戒避難活動期の活動一覧表）を行うものとする。

エ．災害対策本部を設置する時にあつては、総括本部事務局は速やかに本部会議を開催するものとする。

オ．各本部員は、「伊丹市風水害防災計画動員数（資料32）」による情報連絡責任者を通じて職員の動員態勢を整え、災害対策本部事務分掌による業務を行うものとする。



（3）その他重要事項の意思決定

勤務時間外における災害発生により、早期に応急対策の必要性がある場合に、災害対策本部設置までの間の早い段階においては、総括本部が次の項目について意思決定をしておく。

- ① 県、県民局に対する本部設置の報告及び緊急対策に係る応援協力要請
- ② 避難指示等の決定
- ③ 避難所開設決定の有無
- ④ 自治会、自主防災組織、協定事業所、災害サポート登録事業所等に対する応援協力要請
- ⑤ その他、早期決定を要する重要事項

2. 災害対策本部室の設営準備

災害対策本部設置の判断を受けて、総括本部事務局は災害対策本部室の設営準備に入る。

- （1）庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器）の把握、火気、危険物の点検を行う。また、停電の場合には、自家発電機を点検し、災害対策本部機能の維持に支障がないかどうかを把握する。自家発電機が故障の場合は修理業者へ連絡を行うか、あるいは、関西電力送配電阪神配電営業所に、高圧発電機車の配備を要請する。
- （2）県庁との間で通信手段の確保を行い、市内における降雨の状況、災害事象の状況、警戒避難活動等を、適時報告する。
- （3）防災関係者の名簿、連絡先、連絡手段を用意する。
- （4）応急対策に従事する者の食料の調達及び場所の確保を行う。

⇒ 【資料2】 災害対策本部室配置図 参照

3. 災害対策本部の設置

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立、活動開始」の「3. 災害対策本部の設置」を準用する。

4. 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立、活動開始」の「4. 防災基幹施設に対する電力、通信、ガス等の優先復旧の要請」を準用する。

5. 災害対策本部の閉鎖

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立、活動開始」の「5. 災害対策本部の閉鎖」を準用する。

6. 現 地 災 害 対 策 本 部 の 設 置

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2節「初動活動体制の確立、活動開始」の「6. 現地災害対策本部の設置」を準用する。

第3節 動 員 配 備

（総括本部事務局）

【活動の目的】

災害が発生したときは、伊丹市職員は災害救急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。

この際、防災指令に基づいた職員の動員を行い、配備態勢を整えるものとする。

活 動 概 要 と 担 当 部 局	
活 動 概 要	担当部局
1. 自主参集基準（勤務時間外）	総括本部事務局
2. 動員配備区分の決定	総括本部事務局
3. 動員配備（防災指令）の伝達	総括本部事務局
4. 防災指令に基づく防災活動	総括本部事務局
5. 配備状況の報告（各部の庶務担当課長） ※本部設置後は各部責任者	総括本部事務局
6. 配備人員不足の場合の措置	総括本部事務局

1. 自主参集基準（勤務時間外）

職員は、勤務時間外に風水害が発生したとき、あるいは発生する恐れがあるときは「非常配備態勢」に照らし、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段を持って、防災センター又は各職場に参集しなければならない。そのため、職員に風水害防災非常配備態勢の状況を周知し、職員の動員をスムーズに行うため、職員参集メール連絡システム、いたみ防災 LINE を活用する。

（1）参集基準（勤務時間外、休日等）

「資料3-1 非常配備態勢」に示された基準による。

（2）職員時間外等参集時の職員の心得

- ① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- ② 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもって最寄りの防災機関へ連絡するとともに、住民の生命を守る必要があるときは緊急避難の誘導をしなければならない。
- ③ 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用する。
- ④ 参集途上においては被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちにその内容を上司に報告しなければならない。
- ⑤ 配備態勢については、本部の指示に従う。
- ⑥ 本部から指示がない場合であっても、「資料3-1 非常配備態勢」による事態の発生及び被害が予想されるときは、本部からの指示を待つことなく、自主的に防災センター又は各職場に参集する。
- ⑦ 病気、その他やむを得ない理由により、どうしても参集が困難な場合にあっては必ず所属長にその旨を報告する。
- ⑧ 平時からの病弱者、身体不自由や育児、介護休暇で応急活動を実施することが困難である職員は動員しないものとする。

2. 動員配備区分の決定

（1）風水害時の動員配備の基準

風水害が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備する。この場合、本部開設前は市長、開設後は本部長の命によって行うものとする。風水害時の動員配備基準は、「資料3-1 風水害防災非常配備態勢」による。

（2）職員の動員配備

職員の動員は「資料3-2 伊丹市風水害防災計画動員数」により行うものとする。

（3）配備態勢と業務内容等

配備態勢と業務内容は「資料3-1 風水害防災非常配備態勢」に掲げるとおりとする。

3. 動員配備（防災指令）の伝達

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第3節「動員配備」の「3. 動員配備（防災指令）の伝達」を準備する。

4. 防災指令に基づく防災活動

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第3節「動員配備」の「4. 防災指令に基づく防災活動」を準用する。

5. 配備状況の報告

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第3節「動員配備」の「5. 配備状況の報告」を準用する。

6. 配備人員不足の場合の措置

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第3節「動員配備」の「6. 配備人員不足の場合の措置」を準用する。

第4節 警戒避難活動期の情報管理

総括本部事務局、施設部、消防部、上下水道部、避難部、関係部、情報収集担当員）

【活動の目的】

災害応急対策を確実、迅速に実施するために必要な災害情報、被害状況の収集報告を円滑に行う。

活動概要と担当部局

活 動 概 要	担当部局
1. 警戒避難活動に係わる情報の収集と報告 1.1 警戒避難活動に係わる災害情報の収集と報告 1.2 警戒避難活動に係わる情報に基づく意思決定 1.3 警戒避難活動に係わる情報に基づく県への報告	総括本部事務局 施設部 消防部 上下水道部 避難部 関係部 情報収集担当員
2. 気象予警報及び降雨情報等の収集・伝達 2.1 気象予警報等の種類 2.2 気象予警報及び降雨情報等の受理伝達	総括本部事務局
3. 情報通信体制の確立	総括本部事務局
4. 安否行方不明者等の名簿の作成等	総括本部事務局
5. 災害安否問い合わせ等への対応	避難部
6. 被災宅地の危険度判定	施設部

1. 警戒避難活動に係わる情報の収集と報告

1.1 警戒避難活動に係わる災害情報の収集と報告

(1) 収集すべき「警戒避難活動に係わる情報」

第1節「警戒避難活動期の活動」の「警戒避難活動期の活動一覧表」に示されている「警戒避難活動の判断情報」を収集する。

(2) 警戒避難活動に係わる情報の収集

① 降雨情報の収集

以下の機関等から収集する。

ア. 神戸地方気象台、兵庫県

イ. 降雨情報システム

ウ. 市設置雨量計

エ. ウェザーニューズ

② 河川水位、災害事象に関する情報の収集

災害発生初期は、以下の方法により収集する。

ア. 情報収集担当員は、直接、所定の情報収集担当区域へ行き、道路冠水箇所、浸水地域（箇所）、災害事象に関する情報等を収集し「情報収集担当員報告書」を用い、総括本部事務局又は消防部の責任者へ報告する。

イ. 施設部、消防部及び上下水道部は、市域内河川の水位、危険予想箇所等、応急対策上の重要な箇所における情報収集を行い、総括本部事務局又は消防部の責任者に報告する。

ウ. 市及び市消防局への住民からの通報も判断材料とする。

1.2 警戒避難活動に係わる情報に基づく意思決定

(1) 総括本部事務局においては、収集した降雨情報、河川水位情報、災害事象に関する情報を分析し、「伊丹市避難勧告等の判断・伝達マニュアル＜水害編＞」に基づいて、警戒の呼びかけ、避難準備の呼びかけ、避難指示等の必要性の有無及び対象となる地域の範囲を判断し、在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者へ進言する。

(2) 在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者はその進言をもとに、意思決定を行う。

⇒ 「第2節 警戒避難活動体制の確立、活動開始」

1.3 警戒避難活動に係わる情報に基づく県への報告

市内における降雨の状況、災害事象の状況、警戒避難活動の状況等を、県へ適時報告する。

2. 気象予警報及び降雨情報等の収集・伝達

2.1 気象予警報等の種類

⇒ 【資料33】 気象予警報等の基準

2.2 気象予警報及び降雨情報等の受理伝達

管内の情報について、総合的に収集分析を行い、応急対策実施のための資料にするとともに、危険地域の住民の避難等、安全確保のために必要な情報については、速やかに防災関係機関（伊丹市災害対策本部組織図による関係機関及び協力機関）に通報連絡する。

（1）本部の行う収集伝達方法

伊丹市災害対策本部は、気象台より発する気象予警報及び民間気象情報並びに河川水位、独自観測降雨情報等を関係部局、報道機関を通じて収集、伝達する。

（2）伊丹市災害対策本部への気象予警報等及び防災指令等の伝達方法

① 気象予警報等の伝達は総括本部事務局（危機管理室）から各部の長に対し、勤務時間内にあっては庁内放送及び電話を原則とし、勤務時間外にあっては携帯電話により連絡、伝達を行う。

② 庁内放送は総括本部事務局（総務部）が担当する。

⇒ 【資料34】 気象予警報等伝達系統

3. 情報通信体制の確立

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」の「3. 情報通信体制の確立」を準用する。

4. 安否行方不明者等の名簿の作成等

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」の「4. 安否行方不明者等の名簿の作成等」を準用する。

5. 災害安否問い合わせ等への対応

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」の「5. 災害安否問い合わせ等への対応」を準用する。

6. 被災宅地の危険度判定

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第4節「初動対応期の情報管理」の「7. 被災宅地の危険度判定」を準用する。

第5節 警戒避難活動期の広報活動

（総括本部事務局（広報班）、関係部、関係機関）

【活動の目的】

人身の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び一般市民に対し、被害状況その他の災害情報を迅速かつ的確に周知する。

活動概要と担当部局

活動概要	担当部局
1. 市（災害対策本部）が実施する警戒避難活動期の広報 1.1 広報内容 1.2 広報手段	広報班 関係部
2. 報道機関に対する広報要請並びに発表	広報班
3. ライフライン関係機関等への要請	広報班
4. 関係機関との調整	広報班 関係機関
5. 中央諸官庁に対する広報	広報班

1. 市（災害対策本部）が実施する警戒避難活動期の広報

1.1 広報内容

（1）地域住民への警戒や避難準備の呼びかけ、避難指示

この広報は、第4節「警戒避難活動期の情報管理」において収集された警戒、避難に係わる情報等を、第1節「警戒避難活動期の活動」の「資料1 警戒避難活動期の活動一覧表」等と照合し、風水害による危険が接近したと判断される場合において、危険地域住民に対し、迅速に実施する。

（2）危険の予想される地域住民等への活動喚起、行動指示

- ① 警戒呼びかけ
- ② 避難準備の呼びかけ
- ③ 避難指示の伝達
- ④ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起、指示

（3）地区別の避難所の周知

（4）混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオから情報入手する等

（5）安否情報の確認

安否情報については、NTT 西日本（株）の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板（web171）」、及び携帯電話事業者の実施する「災害用伝言板」を活用するよう広報

（6）その他

上記の他、広報担当者は、総括本部事務局と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び情報収集担当員等の把握した人命に係る災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

1.2 広報手段

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「初動対応期の広報活動」の「1.2 広報手段」を準用する。

2. 報道機関に対する広報要請並びに発表

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「初動対応期の広報活動」の「2. 報道機関に対する広報要請並びに発表」を準用する。

3. ライフライン関係機関等への要請

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「初動対応期の広報活動」の「3. ライフライン関係機関等への要請」を準用する。

4. 関係機関との調整

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「初動対応期の広報活動」の「4. 関係機関との調整」を準用する。

5. 中央諸官庁に対する広報

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第5節「初動対応期の広報活動」の「5. 中央諸官庁に対する広報」を準用する。

第6節 消 防 計 画

（消防部、消防団）

【活動の目的】

風水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、消防部（消防局）及び消防団は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて応急対策活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

活 動 概 要 と 担 当 部 局	
活 動 概 要	担当部局
1. 活動方針	消防部
2. 消防部（消防局）の活動	消防部
3. 消防団の活動	消防団

（注）第4編「第1節 火災予防対策」「第2節 消防機関の応急対策」も参照のこと。

1. 活動方針

風水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、第3節「動員配備」の「資料1 非常配備態勢」を発令し、事前計画に基づき、直ちに活動を開始する。

2. 消防局の活動

「水防計画」及び第5編「特殊災害等対策計画」第1節「火災予防対策」第2節「消防機関の応急対策」による。

3. 消防団の活動

「水防計画」及び第5編「特殊災害等対策計画」第1節「火災予防対策」第2節「消防機関の応急対策」による。

第7節 救出活動

（総括本部事務局、消防部）

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第7節「救出活動」を準用する。

第8節 避難指示、避難誘導

（総括本部事務局、消防部、避難部、輸送部、関係部、
 各施設管理者、伊丹警察署、消防団）

【活動の目的】

災害が発生し、又は発生する恐れがあり避難の必要が生じたときは、市民に対し、避難の指示を行うとともに、安全な場所まで迅速に誘導し、必要な場合には避難所を供与する。

活 動 概 要 と 担 当 部 局

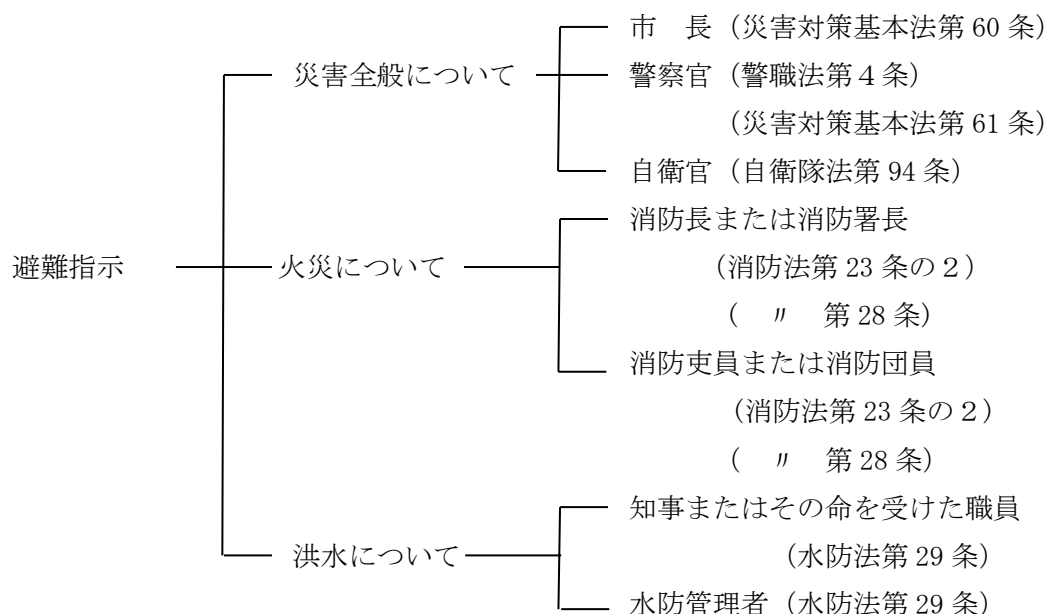
活 動 概 要	担当部局
1. 避難指示	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部 避難部
2. 避難指示の伝達、周知	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部 避難部
3. 警戒区域の設定	総括本部事務局 〔施設部、調査部〕
4. 避難指示又は警戒区域設定の報告	総括本部事務局 〔危機管理室〕
5. 避難誘導及び移送	消防部、避難部 輸送部、関係部 伊丹警察署 消防団
6. 避難所の供与	避難部 総括本部事務局
7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策 7.1 要配慮者利用施設等への情報伝達 7.2 学校等における避難措置 7.3 病院等における避難措置	各施設管理者
8. 避難指示の解除	総括本部事務局 〔危機管理室、総務部〕 消防部、避難部

1. 避難指示

（1）実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。実施責任区分は次表のとおりであるが、市長の行う避難指示についても緊急を要する場合は当然予想されるので消防署長、出張所長及び消防職員等が指示を行い得るよう市長の権限の一部を代行させることを考慮するものとする。

（2）実施責任区分



【具体例】

- ア．神戸地方気象台から豪雨、台風、地震等、災害に関する警報や土砂災害警戒情報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- イ．関係官公署から、豪雨、台風災害に関する通報や武庫川水系氾濫予測システムにおいて氾濫予測情報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ウ．河川の洪水にともなう避難指示等は【資料 3 5】水害時避難指示等の発令基準及び「伊丹市避難指示等の判断・伝達マニュアル＜水害編＞」に基づき、総合的に判断して発令する。
- エ．河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。
- オ．火災が風下に拡大する恐れがあるとき。
- カ．ガスの流出拡散により、人命、その他に多大な被害を及ぼす恐れがあり、避難を要すると判断されるとき。
- キ．土砂災害にともなう避難指示等は、【資料 3 7】土砂災害避難指示等の発令基準を参考に、総合的に判断して発令する。

（3）避難の指示

市長等の行う風水害時における避難の指示の措置等は次のとおりとする。

実施者	状 況	措 置 及 び 方 法
市 長 (指示)	大雨等に伴う浸水、土砂災害等の事態が発生し、または発生 の恐れがあり、住民の生命、 身体に危険を及ぼし、または及 ぼす恐れがあると認めたとき。	1. 危険地帯の住民に対して、速やかに立 ち退きの指示をする。 2. 事態の状況により危険となった地域 に対して、避難先を明示して指示する。 3. 指示の発令基準を満たした場合、避難 場所の開設を終えていなくても避難を 指示する。 4. 職員等を派遣し、指示の周知、徹底に 努め避難場所へ誘導する。 5. 災害が発生した場合は、直ちに全力を あげて被害の状況把握に努める。
警察官 (指示)	1. 大雨等に伴い、住民の生命 ・身体に危険を及ぼす恐れのある 事態が発生し、市長の避難 指示を待っては時期を失す ると認めた時、または 市長から要請があったとき。 2. 住民の生命、身体に危険が切 迫しているとき。	1. 管内の避難所の実態を勘案し、避難を指 示し誘導する。 2. 上記の措置を講じたときは、市長に通知 する。 3. 管内地域の状況把握に努め、危険が切迫 していることを認めたときは、直ちに避難 を指示する。
知事また はその命 を受けた 吏員及び 市長	大雨等の発生により沿岸、河 川等の付近住民に危険があると 認めたとき。	1. 直ちに危険が予想される沿岸、河川等 に職員を派遣し、異常現象、その他地震 により予想される事態の発見に努める。 2. 沿岸、河川の水害危険地域の住民に避 難の指示の周知徹底に努め、所定の避難 場所に誘導する。
	大雨等の発生に伴う土砂災害 により住民の生命、身体に危険 を及ぼす恐れがあると認めたと き。	1. 土砂災害危険地帯に職員を派遣し、土 砂災害が予想される異状現象の発見に 努める。 2. 土砂災害を発見し、または土砂災害が 予想される異状現象を発見したときは、 危険地域の住民に対して、避難の指示を 周知徹底する。 3. 上記2つの指示をしたときは、当該区 域を管轄する警察署長にその旨通知す る。

2. 避難指示の伝達、周知

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導」の「2. 避難指示の伝達、周知」による。

3. 警戒区域の設定

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導」の「3. 警戒区域の設定」による。

なお、風水害時における「3. 警戒区域の設定（3）警戒区域設定の時期と範囲（例示）」については、以下のとおりとなる。

警戒区域設定の時期と範囲（例示）

風 水 害	市長は、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、土砂災害警戒区域等について警戒区域の設定を行い、立入制限等を実施する。予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のために特別の必要性が認められる場合に限られる。

4. 避難指示又は警戒区域設定の報告

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導」の「4. 避難指示又は警戒区域設定の報告」による。

5. 避難誘導及び移送

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導」の「5. 避難誘導及び移送」による。

6. 避難所の供与

（1）指定避難所の選定及び指定

指定避難所は、災害に対し安全な建物で、給水、給食施設を有するもの、又はできる限り給食等の搬送が容易に行える施設で、被災地から近い場所を選定するものとする。

（2）指定避難所の供与

指定避難所の供与が必要となった場合は、第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第20節「指定避難所の開設・運営」に基づき、対処するものとする。

この際、高齢者や障がい者、病弱者等の要援護者に対しては、できる限り共同利用施設、福祉施設等の指定避難所に優先的に収容できるよう配慮するものとする。

なお、災害時要援護者の収容について、市内の避難所で対応できない場合は、県及び近隣市町等に避難所の利用提供について協力を要請するものとする。

7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策

7.1 要配慮者利用施設等への情報提供

土砂災害警戒区域及び河川の浸水想定区域内にある要配慮者の利用する施設（水防法第15条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上

の配慮を要する者が利用する施設）に対して、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等を情報提供する。

7.2 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設、保育所（園）並びに認定こども園（以下「学校等」という。）の管理責任者は次により、児童生徒等を迅速、適切に避難させる。

- (1) 学級担任教職員により、人員の確認と同時に職員の手分けにより、校舎内を巡回し残留している児童生徒等の有無のほか、火気の始末等を確認する。
- (2) 学校長等は警報の発表等の情報を収集、把握し、校外避難の必要を認めたときは次により所定の避難場所に誘導し、収容する。

① 避難誘導方法

避難行動にあたっては、学級単位又はでき得る限り小集団に区分し、各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して、避難途中における脱落者のないよう配慮を行い、特に次の事項について留意するものとする。

ア．特に小学生及び園児等は校舎を出ると、団体から離れやすい（恐怖心、家族の安否を心配）から脱落者のないよう十分配慮する。

イ．避難行動に際しては、運動靴をはき、帽子をかぶり、カバン等の荷物は持たないように指示する。

ウ．児童生徒等にとっては、教職員は唯一の頼りであることを念頭におき、的確な判断により行動する。

エ．児童生徒等が引率者を見失うことのないよう色腕章、標示布（旗）等を用いる。

② 避難場所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難場所に児童生徒等を収容した場合、速やかに保護者に連絡する。また、災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、保護者の出向え又は連絡を待つて引き渡すことを原則とする。

7.3 医療施設等における避難措置

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導の「7.3 医療施設等における避難措置」による。

8. 避難指示の解除

第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第8節「避難指示、避難誘導」の「8. 避難指示の解除」による。

第9節 自衛隊の派遣要請

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第9節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

第10節 広域応援要請依頼

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第10節「広域応援要請依頼」を準用する。

第11節 交通規制

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第11節「交通規制」を準用する。

第12節 医療救護

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第12節「医療救護」を準用する。

第13節 道路施設被害の応急復旧

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第13節「道路施設被害の応急復旧」を準用する。

第14節 緊急輸送

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第14節「緊急輸送」を準用する。

第15節 防災基幹施設における通信、電力、ガスの応急復旧

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第15節「防災基幹施設における通信・電力・ガスの応急復旧」を準用する。

第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第16節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬」を準用する。

第17節 緊急給水体制の確立

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第17節「緊急給水体制の確立」を準用する。

第18節 緊急食料供給体制の確立

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第18節「緊急食料供給体制の確立」を準用する。

第19節 生活必需品供給体制の確立

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第19節「生活必需品供給体制の確立」を準用する。

第20節 指定避難所の開設・運営

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第20節「指定避難所の開設・運営」を準用する。

第21節 ボランティア等との連携

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.1章「初動対応期」
第21節「ボランティア等との連携」を準用する。

第 2.2 章 救 援 期

（ 救 援 活 動 期 ）

第1節 救援期の情報管理

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第1節「救援期の情報管理」を準用する。

第2節 救援期の広報活動

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第2節「救援期の広報活動」を準用する。

第3節 罹災証明書の交付

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第3節「罹災証明書の交付」を準用する。

第4節 災害救助法の適用申請と運用

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第4節「災害救助法の適用申請と運用」を準用する。

第5節 感染症対策及び保健衛生

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第5節「感染症対策及び保健衛生」を準用する。

第6節 障害物の除去

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第6節「障害物の除去」を準用する。

第7節 ごみ及びし尿の収集処理

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第7節「ごみ及びし尿の収集処理」を準用する。

第8節 住宅対策

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第8節「住宅対策」を準用する。

第9節 文教対策

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第9節「文教対策」を準用する。

第10節 義援金品の受付、配分

第2編「震災対策計画」 第2章「災害応急対策計画」 第2.2章「救援期」
第10節「義援金品の受付、配分」を準用する。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 災害に係る市民相談

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第1節「災害に係る市民相談」を準用する。

第2節 被災者のメンタルケア

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第2節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第3節 公共施設の災害復旧

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第3節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第4節 激甚災害の指定

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第4節「激甚災害の指定」を準用する。

第5節 災害復旧に伴う財政援助の確保

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第5節「災害復旧に伴う財政援助の確保」を準用する。

第6節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第6節「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給」を準用する。

第7節 災害援護資金の貸付け

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第7節「災害援護資金の貸付け」を準用する。

第8節 伊丹市災害見舞金の支給

災害及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に基づく災害（以下「災害等」という。）により被害を受けた伊丹市民に対し「伊丹市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。

1. 見舞金の支給

（1）対象者

- ① 災害等により全焼、全壊、流失、半流失、半焼、半壊、水損又は床上浸水した家屋に、現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者
- ② 災害等により1カ月以上の治療、又は20日以上入院を要する重傷を負った者
- ③ 災害等により死亡した者

（2）被害の程度

上記①による被害の程度は、以下のとおりである。

被害の程度	状 態
全 壊 全 焼 流 失	災害等により概ね70%以上が焼失、損壊または流失若しくは被害の程度が70%に達しないが、新築、改築しなければ再び住家として使用することができない程度の状態。
半 壊 半 焼 半 流 失	災害等により概ね20%が焼失、損壊または流失し、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用することができる程度の状態。
水 損 床 上 浸 水	消防活動による放水害を受け、一時的に居住することが困難な場合及び水害により、家屋の床上面を水面が越した程度の状態。

（3）見舞金

① 一般家屋被害に対する見舞金

被 害 程 度	金 額
全 焼 全 壊 流 失	1世帯につき 30,000 円
半焼・半壊 半 流 失	1世帯につき 20,000 円
水 損 床 上 浸 水	1世帯につき 10,000 円

（注）会社の寮、簡易宿泊所、寄宿舍、下宿、飯場等は含まない。

② 会社等の寮の居住者に対する見舞金

被 害 程 度	金 額	
全 焼 全 壊 流 失	1 世帯につき	15,000 円
半焼・半壊 半 流 失	1 世帯につき	10,000 円
水 損 床 上 浸 水	1 世帯につき	5,000 円

(注)「会社等の寮」とは、会社の寮、簡易宿泊所、寄宿舍、下宿、飯場等をいう。

③ 人的被害に対する見舞金

被 害 程 度	金 額	
死 者	1 人につき	30,000 円
重 傷 者	1 人につき	10,000 円

2. 見 舞 品 の 支 給

(1) 対象者

全焼、全壊、流失の被害を受けた被災者

(2) 支給品

被災者 1 人につき、毛布 1 枚を支給

(ただし、会社等の寮の居住者は除く。)

第9節 被災者生活再建支援制度

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第8節「被災者生活再建支援制度」を準用する。

第10節 復興計画の策定

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第9節「復興計画の策定」を準用する。

第 4 編 大規模事故災害対策計画

第 1 章 基 本 方 針

第1節 計画の趣旨

1. 計画の目的

この計画は、伊丹市域における災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次のものをいう。

この計画は大規模事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に適用する。

- (1) 伊丹市内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（航空災害）
- (2) 伊丹市内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（鉄道災害）
- (3) 伊丹市内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故及び雑踏事故等により多数の死傷者等が発生した場合（道路災害等）

※ 意図的に大規模事故災害が引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応するものとし、特に定めがない事項については、第2編「震災対策計画」の規定に準じて対応するものとする。

第 2 章 災害予防対策計画

第1節 基本方針

1. 目的

交通安全性の確保に資する各種関係法令の遵守、及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制整備等、平時からの必要な備えについて定める。

2. 大規模事故災害に関する法令

(1) 航空関係の国内法等体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法をはじめとした6分野に区分される。

○ 航空機災害関係主要国内法等体系

(航空法関係)

航空法 (昭和27年7月15日法律第231号)
自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第11号)
重要影響事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 (平成11年5月28日法律第60号)

(空港関係)

空港法 (昭和31年4月20日法律第283号)
特別会計に関する法律 (平成19年3月31日法律第23号)
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成23年5月25日法律第54号)

(製造事業関係)

航空機製造事業法 (昭和27年7月16日法律第237号)

(条約関係)

国際民間航空条約 (昭和28年10月8日条約第21号)
国際航空業務通過協定 (昭和28年10月29日条約第29号)
国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約 (昭和28年8月12日条約第17号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成11年7月16日法律第100号)
独立行政法人航空大学校法 (平成11年12月22日法律第215号)
運輸安全委員会設置法 (昭和48年10月12日法律第113号)

(その他)

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和42年8月1日法律第110号)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年6月21日法律第91号)
航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和45年5月18日法律第68号)
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (昭和49年6月19日法律第87号)
航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律 (昭和45年6月1日法律第112号)

(1) 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法をはじめとした4分野に区分される。

○ 鉄道関係主要国内法体系

(鉄道事業関係)

鉄道事業法 (昭和61年12月4日法律第92号)
鉄道営業法 (明治33年3月16日法律第65号)

(鉄道整備関係)

全国新幹線鉄道整備法 (昭和45年5月18日法律第71号)
大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 (平成元年6月28日法律第61号)
鉄道軌道整備法 (昭和28年8月5日法律第169号)
特定都市鉄道整備促進特別措置法 (昭和61年4月30日法律第42号)
踏切道改良促進法 (昭和36年11月7日法律第195号)
運輸施設整備事業団法 (平成9年6月13日法律第83号)
日本鉄道建設公団法 (昭和39年2月29日法律第3号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成11年7月16日法律第100号)
運輸安全委員会設置法 (昭和48年10月12日法律第113号)

(その他)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年6月21日法律第91号)
新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 (昭和39年6月22日法律第111号)

(2) 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法をはじめとした6分野に区分される。

○ 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)

道路交通法 (昭和35年6月15日法律第105号)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年8月2日法律第131号)

(道路整備関係)

道路法 (昭和27年6月10日法律第180号)
国土開発幹線自動車道建設法 (昭和32年4月16日法律第68号)
高速自動車国道法 (昭和32年4月25日法律第79号)

(車両関係)

道路運送車両法 (昭和26年6月1日法律第185号)

(道路運送事業関係)

タクシー業務適正化臨時措置法 (昭和45年5月19日法律第75号)
貨物自動車運送事業法 (平成元年12月19日法律第83号)
自動車ターミナル法 (昭和34年4月15日法律第136号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成11年7月16日法律第100号)

(その他)

自動車損害賠償保障法 (昭和30年7月29日法律第97号)
特別会計法 (平成19年3月31日号外法律第23号)
独立行政法人自動車事故対策機構法 (平成14年12月18日法律第183号)
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成4年6月3日法律第70号)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年6月21日法律第91号)

3. 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法(昭和45年6月1日法律第110号)は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両、船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。

基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている。

○ 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責 務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することに鑑み、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。(第3条)
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第4条)
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁業施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(第5条)
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造の事業を営む者は、その製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。(第6条)
車両等の使用者	車両等を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運行を行わなければならない。(第7条)

車両の運転者等	車両を運転する者は、法令の定めるところにより仕業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等車両の安全な運転に努めなければならない。(第8条第1項)
	航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。(第8条第3項)
歩行者の責務	歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。(第9条)
住民の責務	住民は、国及び地方自治体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通・安全に寄与するよう努めなければならない。(第10条)

第2節 各部の災害予防事務

（全部局）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第2節「各部の災害予防事務」をする。

第3節 災害対策本部体制の整備

（全部局）

第3編「風水害対策計画」第1章「災害予防計画」第5節「災害対策本部体制の整備」の関係規定を準用する。

第4節 動員体制の整備

（総務部、危機管理室）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第8節「動員体制の整備」を準用する。

第5節 災害情報等の収集報告体制の整備

（全部局）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第9節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第6節 災害通信体制の整備

（総務部、危機管理室、消防局、上下水道局、関係部）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第10節「災害通信体制の整備」を準用する。

第7節 災害広報体制の整備

（総務部、危機管理室、総合政策部、消防局、上下水道局、教育委員会、関係部）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第11節「災害広報体制の整備」を準用する。

第8節 救出救助体制の整備

（消防局、危機管理室、健康福祉部、伊丹警察署、自衛隊）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「救出救助体制の整備」を準用する。

第9節 医療救護体制の整備

（健康福祉部、伊丹病院、消防局、伊丹市医師会）

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「医療救護体制の整備」を準用する。

第10節 雑踏事故の予防

(行事等の主催者等、関係部局、消防局、伊丹警察署、
伊丹市医師会、医療機関、鉄道事業者)

1. 趣旨

花火大会、興行その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる恐れのある雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項について定める。

2. 雑踏の特殊性

関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展する恐れがある等の特殊性を有していることに配慮する必要がある。

3. 行事等の主催者の留意事項

- (1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めるものとする。
 - ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
 - ② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び医療機関と連携した救急・救護体制
 - ③ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保等伊丹市医師会及び医療機関との協力体制
 - ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (2) 行事等の主催者等は、行事等の開催にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防局、警察署、伊丹市医師会、医療機関等と連絡調整を図るものとする。
- (3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防局、警察署、医療機関等に助言等を求める等、事故防止に万全を期すものとする。
- (4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、伊丹市医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けるものとする。
- (5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中

で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけるものとする。

4. 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害する恐れのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行う等、雑踏事故の防止に努めるものとする。

5. 消防局

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保するものとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請するものとする。また、行事等が隣接市との境界付近で開催される場合には、当該隣接市との連携に十分配慮するものとする。

- (2) 伊丹市医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関との救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。

- (3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めるものとする。

6. 医療機関等

- (1) 医療機関等は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めるものとする。

- (2) 伊丹市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防局等と連絡をとり、これに協力するよう努めるものとする。

7. 伊丹市

- (1) 主催者等への周知

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めるものとする。

- ① 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防署並びに伊丹市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。
- ② 事故が発生した場合には、迅速に伊丹警察署及び消防局並びに伊丹市医師会、医療機関及び県（阪神北県民局）にその旨通報すること。

第11節 自主防災体制の整備

(消防局、関係部)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第25節「自主防災体制の整備」を準用する。

第12節 防災訓練

(全部局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第27節「防災訓練」を準用する。

第13節 防災教育

(全部局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第28節「防災教育」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

(関係部、各施設管理者)

1. 目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制と必要な対策について定める。

2. 各機関の応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市が中心となり対応するものとするが、災害の規模により、これのみで対応できない場合には、県等への応援を要請するものとする。また、防災関係機関は、災害の規模、態様に応じて本章に定める応急対策のうち、必要な対策を実施するものとする。

(1) 航空機災害

空港管理者は、大阪国際空港及びその周辺において航空機災害の発生又はその恐れがある場合には、直ちに市（消防局）に通報するものとする。市（消防局）は、入手した情報を県（阪神北県民局、場合によっては消防庁）、近隣市及び関係機関等に連絡するものとする。市及び関係機関は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

なお、航空機災害に対する消防活動体制については、「豊中市・伊丹市消防相互応援協定」、「伊丹市・池田市消防相互応援協定」、「大阪市・伊丹市消防相互応援協定」、「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」並びに「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づくもののほか、同協定に基づく「覚書」によるものとする。

(2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害等が発生した場合、消防機関と鉄道機関は「鉄道事故時の安全対策に関する覚書」に基づき、当該災害に対する相互連絡、協力体制を確立するものとするとともに、関係機関との連携を密にし、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

(3) 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡するものとする。雑踏事故の場合、行事等の主催者は、消防局、伊丹警察署及び県に連絡するものとする。

市は、必要に応じて県等関係機関に連絡するものとする。

市及び関係機関は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

3. 応急対策の主な流れ

(1) 航空機災害

① 大阪国際空港における航空機の墜落の場合

	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	事故等発生の通報の受領及び伝達	- 空港管理者から関係機関への事故等発生の連絡 - 関係機関へ集結場所への出動要請 - 当該航空運送事業者との連絡調整 [以上空港管理者]	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - DMAT の派遣要請	- 事故等発生の通報の受領 - DMAT の派遣出動	
組織の設置	現場指揮本部等の設置	現地対策本部の設置 [空港管理者]	- 非常災害対策本部の設置 - 現地対策本部の設置 - 調査団の派遣	現地調査班の派遣等		
関係機関等との連携促進	現場指揮所設置、参加	- 現場合同調整所の設置 - 関係機関との連絡調整 [以上空港管理者]	現場合同調整所への参加	現場合同調整所への参加	現場合同調整所への参加 [空港消防救難協力隊]	
救助	- 救助活動 - 搭乗者集結地区又は後方医療機関に搬送 - DMAT との連携活動	- 旅客の救助、地上の人は物件に対する危険の防止 [機長] - 救助活動 - 負傷者数及び搭乗者数の把握 - 制限区域内への誘導 - 制限区域内への入場制限 [以上空港管理者]			- 事故現場及び救護地区等の警戒警備 - 救助活動	空港管理者の指示による救助活動 [空港消防救難協力隊]
消火	消火救難活動	- 消火救難隊の指揮 - 消火救難活動 [以上空港管理者]				空港管理者の指示による消火救難活動 [空港消防救難協力隊]

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
医療	・トリアージ地区、救護所の設置 ・トリアージの実施 ・メデイカルコーディネーターの調整による負傷者の後方医療機関への搬送 ・DMAT との連携活動	・協定締結の消防機関等とトリアージ地区、救護所を設置。トリアージ及び医療活動の支援 ・救急医療資機材の配置 ・無傷者地区の設置とバス等による無傷者待機地区への搬送 ・必要に応じた医師等の配置による医療活動の実施 [以上空港管理者] ・輸送車両の手配 [航空運送事業者]	・陸上自衛隊による医療救護活動 ・陸上自衛隊による負傷者の搬送	・必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送	・医療救護班車両の先導	・空港管理者の指示によるトリアージ地区、救護所の設置。トリアージ、医療活動支援。医療資機材の配置 [空港消火救難協力隊] ・医師会、日赤等による医療救護班の派遣。トリアージ及び医療活動の実施 ・日赤による助産 ・血液輸送供給 ・空港管理者及び空港消火救難協力隊の拒架班による他の機関と協力した搬送
交通規則					・交通規制の実施	
危険物等への対策	・危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者の等の移動、除染等必要な措置の実施	・航空危険物輸送の有無を現地対策本部に連絡 [航空運送事業者]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防局等に紹等	・消防と連携した物質の特定等	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供
その他		・遺体の身元確認、遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 [航空運送事業者]	・遺体の見分 ・遺体の身元確認	・遺体の見分 ・遺体の身元確認	・遺体の見分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認 ・通信手段の提供 [NTT]

② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	事故等発生の通報の受領及び伝達	- 発見者から消防又は警察への事故等発生の通報 - 事故等発生情報の受領及び関係機関に集結場所を連絡〔空港管理者〕	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - DMAT の派遣要請	事故等発生の通報の受領、伝達	- 事故発生時の通報の受領 - DMAT の派遣出動
組織の設置	- 航空機災害対策本部等の設置 - 現地对策本部等の設置	- 現地对策本部の設置 - 伊丹市航空機災害対策本部等との連絡調整 - 関係機関との連絡調整 - 航空事業者との連絡調整〔以上 空港管理者〕	- 非常災害対策本部の設置 - 現地对策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	- 現場指揮所の設置 - 必要に応じて県等へ応援要請	現場合同調整所の設置〔空港管理者〕		- 現場合同調整所への参加 - 必要に応じて、国、他の都道府県、市町への応援要請等	現場合同調整所への参加（伊丹市医師会及び日赤等）	
救 助	- 救助活動 - DMAT との連携活動	旅客の救助、地上の人又は物件に対する危険の防止〔機長〕			- 事故現場及び救助地区等の警戒警備 - 救助活動	応援協定に基づく他市消防機関の応援
消 火	消火救難活動	消火救難活動〔空港管理者〕				応援協定に基づく他市消防機関の応援

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港 管理者	国	県	県警	医療機関等
避難誘導 ・ 二次災害 防止	航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施				航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	
医療	- 負傷者の搬送 - DMAT との連携活動	救急医療資機材の配置 [空港管理者]	陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者搬送等の実施	- 市からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 - 必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送	医療救護班車両の先導	市、隣接市医師会、日赤等からの医療救護班の派遣。トリアージ、医療救護活動の実施 - 日赤による助産、血液輸送及び供給 - 応援協定に基づく他市消防機関による搬送
交通規制					交通規制の実施	
危険物等 への対策	危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者の等の移動、除染等必要な措置の実施	航空危険物輸送の有無の報告 [航空運送事業者]		- 消防と連携した物質の特定等 - 必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防本部等に紹介等	消防と連携した物質の特定等	
関係者への情報伝達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他		遺体の身元確認、遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 [航空運送事業者]			- 遺体の見分 - 遺体の身元確認	医師による死亡確認

(2) 鉄道災害

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 災害状況の早急な把握	事故等の発生の通報	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	事故等発生の通報の受領、伝達	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - DMAT の派遣要請	- 事故等発生の通報の受領 - DMAT の派遣出動
組織の設置	現場指揮本部等の設置		- 非常災害対策本部の設置 - 現地対策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	- 消防相互応援協定締結先への応援要請 - 関係機関の密接な連携	- 鉄道事業者の必要に応じた県、市への応援要請 - 関係機関の密接な連携	- 広域緊急援助隊派遣 - 緊急消防援助隊派遣 - 自衛隊の派遣 - 関係機関の密接な連携	- 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への援要請等 - 関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携
救助	- 現地救護所の設置 - 救助活動 - 必要により列車切断 - DMAT との連携活動	鉄道事業者による救助活動			伊丹警察署員、広域緊急援助隊員等の出動による救助活動	
消火	消火活動	鉄道事業者による消火活動				

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落する恐れがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施	- 後続車両の衝突等二次災害の防止措置の実施 - 鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置 [以上鉄道事業者]			- 脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落する恐れがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施 - 鉄道事業者と連携し、後続列車の衝突等の二次災害の防止措置の実施 - 鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置	
医療	- 応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 - 対応可能な医療機関等への分散収容 - 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 - 重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請 - DMAT との連携活動		- 近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 - 陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	- 市からの要請を受け県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請 - 必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送の実施及び他機関のヘリの出動要請等 - 多発外傷等特殊な医療について対応可能医療機関の消防本部、医療機関等への紹介		- 要請に基づく医師、救護班の派遣 - 事故現場でのトリアージ・医療活動 - 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言
緊急輸送					交通状況の把握、交通規制の実施	

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
危険物等への対策	- 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、伊丹警察の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 - 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	- 危険物等の積載の有無を消防局、県警等に報告 〔鉄道車両の運転手、鉄道事業者又は荷主〕		- 消防と連携した物質の特定等 - 必要に応じ、危険物等に関する専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	- 消防と連携した物質の特定等 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施	
関係者への情報の伝達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他		- 遺体の身元確認、遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 - 死傷者名簿の作成 - 他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の実施 - 鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去 〔以上鉄道事業者〕		鉄道車両が道路をふさぎ、交通上支障がある場合には、必要に応じて、建設業協会へ重機出動依頼	- 遺体の見分 - 遺体の身元確認	医師による死亡確認

(3) 道路災害等

① 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	伊丹市	運輸手・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 災害状況の早急な把握	事故等の発生の通報	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - DMAT の派遣要請	- 事故等発生の通報の受領、伝達 - 伊丹警察署員等を現場に派遣し情報収集	- 事故等発生の通報の受領 - DMAT の派遣出動
組織の設置	現場指揮本部等の設置		- 非常災害対策本部の設置 - 現地対策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	消防相互応援協定締結先への応援要請		- 広域緊急援助隊派遣 - 緊急消防援助隊派遣 - 自衛隊の派遣	必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等		
救 助	- 関係機関の密接な連携 - 応急救護所の設置 - 救助活動（高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施） - DMAT との連携活動	- 関係機関の密接な連携 - 車両の運転手等による負傷者救護 - 道路管理者による救助活動への協力	関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携	伊丹警察署員、広域緊急援助隊等による救助活動	関係機関の密接な連携
消 火	消火活動（消防）（トンネル内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施）	道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				
避難誘導・二次災害防止		- 車両の運転手による危険防止措置 - 警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定、交通規制の実施 [以上管理者]			道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大する恐れがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者、通行車両等に対する交通規制、避難誘導の実施	

事項	伊丹市	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
医療	・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・DMAT との連携活動		・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施	・市からの要請を受け県立病院の救護班の派遣。又、医療機関に救護班の派遣を要請等・必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介		・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言
危険物等への対策（高速道路での危険物の流出の場合は別紙）	・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施 ・危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、伊丹警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 ・危険物の漏洩等の場合必要に応じて、県に専門家の紹介を要請	・危険物等の積載の有無を報告 [自動車の運転手]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導を実施	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他		・道路管理者による迅速的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動 ・迂回路の設定		・必要に応じて道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼	・被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の実施	

② 高速道路での危険物流出の場合

事項	伊丹市	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 災害状況確認、警察への通報	- 事故等の発生の通報 - 事故状況の確認 - 関係機関が必要とする情報の提供 「以上事業者」	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 現場の状況により、関係物質に関する情報を入手し関係機関に情報提供	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 事故状況確認、消防への通報	事故等発生の通報の受領
組織の設置	現場指揮本部等の設置		- 非常災害対策本部の設置 - 現地対策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	- 消防相互応援協定締結先への応援要請 - 現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。又状況に応じて協議を実施) - 関係機関の密接な連携			- 必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等(災害が大規模な場合、自衛隊等へ応援要請) - 関係機関の密接な連携	- 現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。又、状況に応じて現場で協議を実施) - 関係機関の密接な連携	県、消防、警察からの要請を受けて応援実施 [関係団体] - 消防局等からの要請に基づき応援 [高圧ガス地域防災協議会加入防災事務所] - 関係機関の密接な連携
救助	- 救助活動 - 多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置				救助活動	
消火	消火活動	道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				
避難誘導・二次災害防止	- 警戒区域の設定 - 避難指示(避難指示は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合作に実施) - 周辺広報の実施	- 警戒区域の設定(積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定) - 周辺広報の実施 [以上管理者]			- 警戒区域の設定 - 避難指示 - 周辺広報の実施	

事項	伊丹市	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
医療	・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保		・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 ・自衛隊の救護班の派遣	・市からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。又、医療機関に救護班の派遣を要請等		・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制		・交通規制の実施 [管理者]			・交通規制の実施 (現場の状況により、交通遮断及びインターチェンジ閉鎖を実施)	
危険物等への対策（物質特定） (防除)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 [以上事業者、管理者]		・物質の特定 ・処理方法の確認 [物質の特定は、標識、イエローカード、発送元等の確認で実施]	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 (漏洩箇所の密閉等)	・物質の特定応援 ・処理方法の確認応援 ・拡大防止の応援 [以上関係団体（日本中毒情報センター等）]
	・資機材所在確認 ・処理実施 (積載物質の毒性等の性状、又、火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施)	・資機材所在確認 ・資機材手配・運搬 ・処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を有する人材が必要ときには発送元、メーカー等に依頼) ・回収車両の手配・派遣 ・処理実施 ・事故車両撤去 ・水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理 [以上事業者、管理者]	・資機材所在地確認 (特殊な処理剤等が必要ときは、発送元、製造メーカー等に依頼) ・必要に応じ、資機材の搬送に県消防防災ヘリ等を活用 (高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等)	・資機材運搬の誘導 ・処理人員の誘導 ・回収車両の誘導 (回収車両は、積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配)	・資機材所在確認応援 ・資機材手配・運搬応援 ・処理人員手配・派遣応援 ・回収車両の手配・搬送応援 ・処理実施応援 [以上関係団体]	

③ 雑踏事故の場合

事項	伊丹市	行事等の主催者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発	- 事故等発生のお知らせの受領、伝達 - 早急な状況把握	事故等の発生のお知らせ	事故等発生のお知らせの受領、伝達	- 事故等発生のお知らせの受領、伝達 - DMAT の派遣要請	- 事故等発生のお知らせの受領、伝達 - DMAT の派遣要請	- 事故等発生のお知らせの受領 - DMAT の派遣要請
組織の設置	現場指揮本部等の設置			- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮本部等の設置	
関係機関等との連携促進	- 消防相互応援協定締結先への応援要請 - 関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携 [主催者]		- 必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 - 関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携
救助	- 現地救護所の設置 - 救助活動 - DMAT との連携活動	緊急車両の進入路の確保 [主催者]			- 伊丹警察署員等の負傷者救助活動 - 救助活動に必要な道路場所の確保	
被害の拡大防止		事故の拡大防止 [主催者]			効果的な広報の実施等による事故の拡大防止	
医療	- 応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 - 対応可能な医療機関等への分散収容 - 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保 - DMAT との連携活動	- 救護活動に必要な場所の確保 - 負傷者の搬出 [以上主催者]	市からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等		- 要請に基づく医師、救護班の派遣 - 事故現場でのトリアージ・医療活動 - 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言	
交通規制					交通規制の実施	
関係者への情報伝達	関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供	関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供	関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供	関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供	関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供	

第2節 応急活動体制の確立

（全部局）

1. 事故対策本部の設置

市長は、大規模事故が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要があると認めるときは、「伊丹市〇〇事故対策本部」を設置するものとする。

（1）事故対策本部は防災センターに設置し、総括本部事務局を中心として、関係部局間の連絡、調整及び情報の収集、伝達を総合的に実施する。

（2）事故対策本部は次の事務を行うものとする。

ア 情報の収集伝達

イ 各部及び関係機関との連絡調整

ウ 市民への広報及び報道機関への対応

エ 県及び協定締結市町への応援要請

オ 災害対策本部設置の検討

（3）職員の動員

市長は、大規模事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は、及ぼす恐れがある場合で、その対応に多数の人員を必要とする場合にあっては、第3編「風水害対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」第3節「動員配備」及び【資料9】「伊丹市地震防災計画動員数」に基づく警戒配備（総括本部）職員の動員を行い、配備体制を整えるものとする。

なお、災害の状況によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

2. 災害対策本部等の設置

市長は、事故や火災の発生により、特に全庁的な対応が必要と判断した場合に、「伊丹市災害対策本部」を設置するものとする。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防部を中心とした現地災害対策本部を設置し、防災関係機関との連携を図るとともに、災害対策本部との連絡、調整を円滑に推進するものとする。

なお、災害対策本部の組織運営及び動員等は、第3編「風水害対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」第2節「警戒避難活動態勢の確立、活動開始」及び第3節「動員配備」の関係規定を準用するものとする。

第3節 情報の収集・伝達

（総括本部事務局、消防部、関係機関）

大規模事故災害発生時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

1. 航空災害の第一報の情報伝達

空港管理者は、航空事故による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の伝達系統は次のとおりとする。

なお、大阪国際空港及びその周辺における航空機に起因する災害の種別について、次のとおり区分する。

① 第1種区域において発生した災害

空港内の滑走路、エプロン、誘導路、燃料基地、格納庫、フィンガー等の第1種区域（平成28年3月29日「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」による地域をいう。）で発生した航空機の火災、その他の事故、又はこれらの火災事故の発生のおそれのある事態

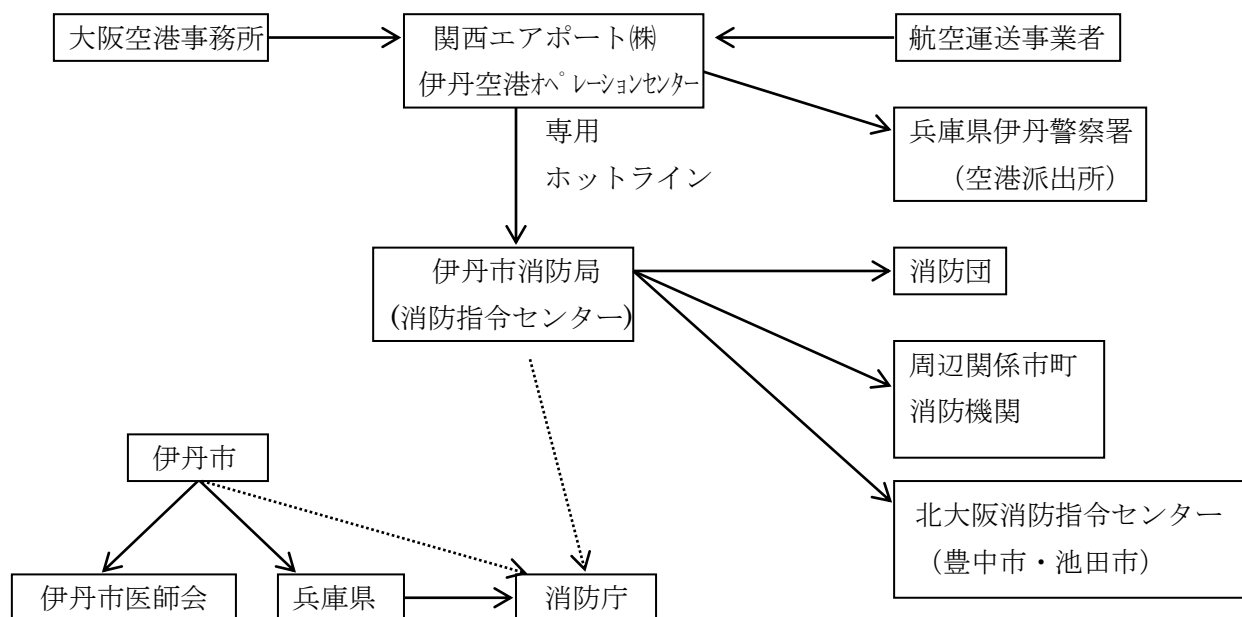
② 第2種区域において発生した災害

空港内ターミナルビル、国内貨物ビル、その他空港内第2種区域（前記協定書による。）での火災、又は航空機による災害の発生、若しくは、これらの火災事故の発生のおそれのある事態

③ 第3種区域において発生した災害

前2項以外の一般市域で発生した航空機の火災、又はこれらの火災、その他の事故の発生のおそれのある事態

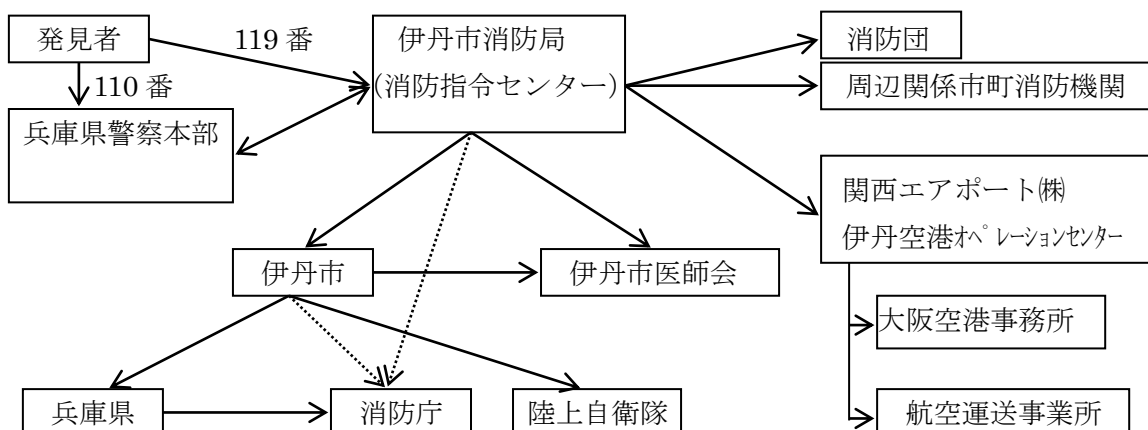
① 第1種区域、第2種区域での災害発生の場合



※ 図中> の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に該当する場合に実施する。以下この節において同じ。

※ 県への報告は阪神北県民局総務企画室総務防災課とするが、連絡がつかない場合は危機管理部災害対策課、同消防保安課とする。以下この節において同じ。

② 空港区域外の一部市域で災害が発生した場合

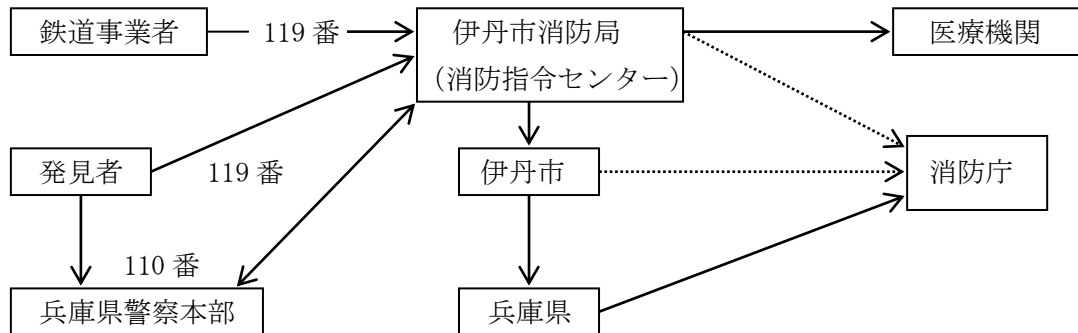


2. 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

なお、危険物の漏洩等がある場合は別に定める。

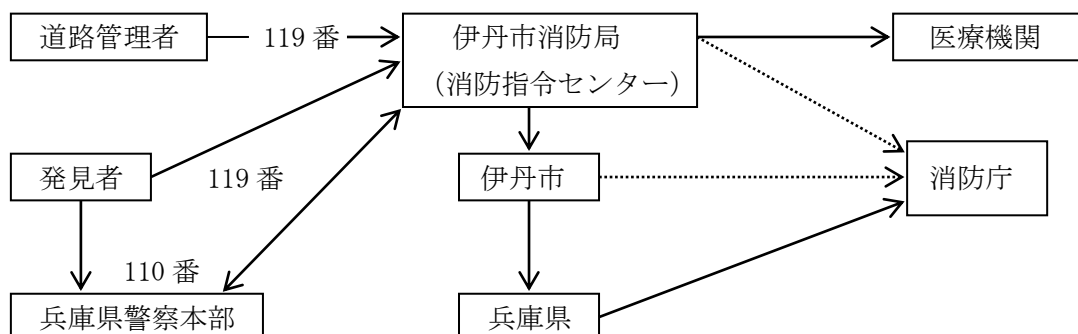


道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

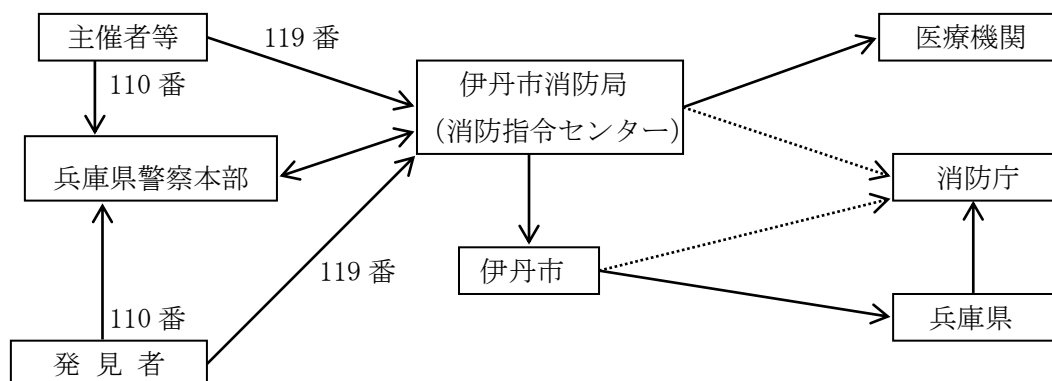
なお、危険物等の流出等の場合は別に定める。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生する恐れがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者（以下、本節において「主催者等」という。）又は雑踏事故の発見者は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものと

する。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のある恐れがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。



3. 災害情報等の収集、報告等

(1) 職員の派遣

災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、事故発生の第一報を受けた場合には、直ちに職員を派遣し、災害情報等の収集、伝達等を行う。

周辺市町において、大規模事故災害が発生した場合にも、事故現場を管轄する市町の災害対策本部に連絡調整のため、職員を派遣する。

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第4節「初動対応期の情報管理」及び第2.2章「救援期（救援活動期）」第1節「救援期の情報管理」を準用する。

その他大規模事故災害発生時の報告事項については、災害報告取扱要領及び火災、災害等即報要領により行うものとする。

(2) 事故発生責任者の連絡窓口の確認

大規模事故災害を発生させた責任者が特定された場合には、事故対応の総合的な連絡窓口としての連絡先の確認を行う。

(3) 自治体間の情報共有

フェニックス防災システムへの入力を適時的確に行うとともに、県及び周辺市町から情報収集のために派遣された職員の受け入れや連絡窓口の確認を行う等関係自治体との情報共有に努める。

第4節 災害広報の実施

(広報担当、関係部、関係機関)

大規模事故災害が発生した場合に、被災者及びその関係者をはじめ住民等に対し、迅速かつ的確に災害情報を提供することにより、災害時における市民生活の安全、安心を確保することが重要であるが、その運用については、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第5節「初動対応期の広報活動」及び第2.2章「救援期（救援活動期）」第2節「救援期の広報活動」を準用するものとする。

第5節 関係機関との連携

（本部長、総括本部事務局、消防部、関係機関・団体）

大規模事故災害が発生し、伊丹市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ他の市町等に応援を要請するものとするが、その運用については、この節において特別の定めがある場合を除き、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第10節「広域応援要請依頼」を準用するものとする。

1. 航空災害

大阪国際空港及びその周辺において航空災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の、消火救難活動及び医療救護活動における関係機関の連携については、「大阪国際空港緊急計画」に定めるもののほか、次のとおり協定等が締結されているため、これに基づく対応をとるものとする。

（1）消火救難活動

【資料40】「消防相互応援協定一覧表」 参照

（2）医療救護活動

「大阪国際空港医療救護活動に関する協定書」（豊中・池田・伊丹各医師会）

2. 鉄道災害

鉄道事業者の営業している軌道敷内における鉄道災害の消火救難活動にあつては、鉄道事業者と消防局との間で相互連絡及び協力体制を定める「鉄道事故時の安全対策に関する覚書」により、迅速な災害防除活動及び公共機関の早期運転再開を実施するものとする。

3. 高速道路における事故

高速道路における消防活動にあつては、その責任分担や応援を定めた協定及び覚書（【資料40】「消防相互応援協定一覧表」参照）に基づき活動するものとする。

また、市内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められているため消防局等の関係機関はこの指針に従い対応するものとする。

4. 関係機関の連携の強化

災害発生時に、伊丹市及び消防局は、必要に応じて現地指揮所を設けるとともに、災害現場における協議調整の場を設け、警察機関、自衛隊等の関係機関相互の役割分担を明確にし、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の連携体制の確保を図るものとする。

第6節 自衛隊の派遣要請

（本部長、総括本部事業局）

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第9節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

第7節 救助・消火及び避難活動の実施

（総括本部事務局、消防部、避難部、輸送部、関係部、
各施設管理者、伊丹警察署、消防団）

1. 救助、消火活動

大規模事故災害による負傷者等の救助については、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第7節「救出活動」を準用するほか、消防局による救助、消火活動にあつては、「消火活動マニュアル」によるものとする。

2. 避難誘導活動

航空機、列車又は自動車が火災、爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させるものとする。

また、災害現場付近の風向、地形及び家屋の密集等により二次災害の恐れがあるとき、又は被災地区の拡大が予想されるときは、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第8節「避難指示・避難誘導」に基づき行うものとする。

第8節 救急医療活動等の実施

(援護部、医療部、消防部、日赤救護班、
伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会)

大規模事故災害発生時に、集団的に発生する負傷者等に対する救急医療活動について定める。なお、本節に特別の規定がないものにあつては、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第12節「医療救護」の関係規定を準用するものとする。

1. 現地救護所（応急救護所）の設置

消防局は、大規模事故災害が発生し、多数の負傷者等が発生した場合、「伊丹市集団救急救助活動要綱」に基づき現地救護所（応急救護所）を設置するものとする。

2. トリアージの実施と現場での医療活動

市は、必要に応じて伊丹市医師会災害救助活動要領に基づき伊丹市医師会にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請するものとする。

災害現場にDMATが派遣される場合、災害拠点病院等がDMAT現地本部を設置することとなるが、DMAT現地本部が設置されない場合には、災害現場に最先着する消防機関等の機関が設置する現地指揮本部の指揮下で活動するものとする。

3. 負傷者等の搬送先の確保

負傷者等の搬送については、原則として消防局が搬送先医療機関を確保するものとし、その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター：宝塚市立病院）から医療面に関する助言や、県広域災害、救急医療情報システムの活用により、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮するものとする。

4. 現場から医療施設への負傷者等の搬送

現地救護所に収容された負傷者等は、「伊丹市集団救急救助活動要綱」に基づき、迅速に医療施設へ搬送するものとする。

特に、ヘリコプターによる搬送が必要であると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。その際、臨時ヘリポートには、地上安全監視及びヘリポート設営のための要員を配置する。

5. 医療品等の供給

市は、救護所等で使用する医薬品を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

6. 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものは事故発生責任機関の負担とする。

第9節 雑踏事故の応急対策

(援護部、医療部、消防部、伊丹警察署、
日赤救護班、伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会)

雑踏事故が発生し、又は発生が予想される場合の行事等主催者等の関係機関の対応について定めるものとする。

1. 関係機関の情報の連携

行政等の主催者等と消防局をはじめとする防災関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生する恐れがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、情報交換を逐次行い、緊密な情報の連携を図るものとする。

2. 雑踏事故発生の恐れがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の恐れがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡を取り、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うものとする。
- (2) 消防局は、雑踏事故の発生の恐れがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場確認を行うとともに、その確認者からの情報により、災害発生時の出動体制を整えるものとする。

3. 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策等、事故の態様に応じ、必要な対策をとるものとする。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防局及び警察機関等に通報するとともに負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保する等応急措置に努めるものとする。

(2) 消防局

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な状況の把握に努め、救助活動に迅速に着手するものとする。
- ② 必要に応じて広域応援を近隣市及び県に要請するものとする。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、伊丹市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター：宝塚市立病院）と連携を取り、医療上の助言を得る等、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うものとする。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集等負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めるものとする。
- ② 伊丹市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣について、協力するよう努めるものとする。

第10節 危険物等への対策の実施

(援護部、環境部、避難部、医療部、消防部、
日赤救護班、伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会)

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等の保安及び応急対策について定める。

1. 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策にかかる関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助、救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をするものとする。

2. 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有するもの（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

(1) 連絡通報

- ① 責任者又は発見者は、発災時に直ちに消防局に通報するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報するものとする。また、責任者は危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めるものとする。
- ② 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知する等可能な範囲で、速やかに安全措置を実施するものとする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うものとする。

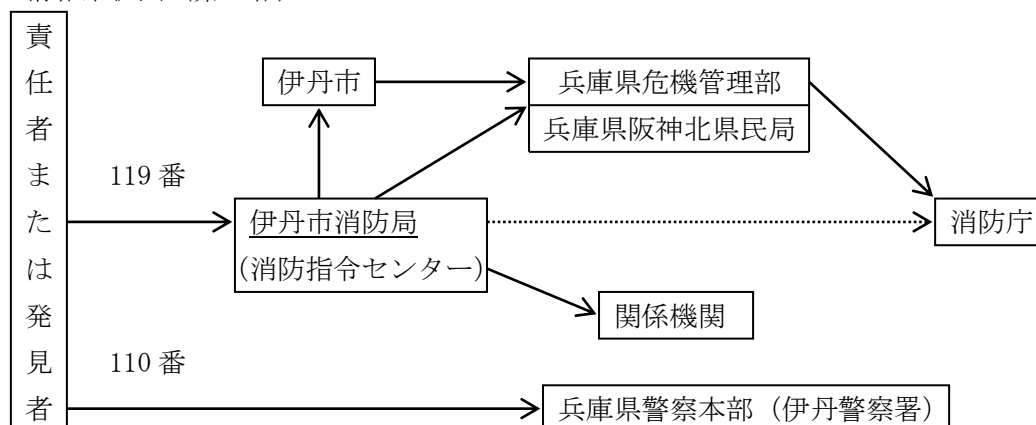
3. 伊丹市・その他関係機関

高速自動車道における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」を適用するものとする。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防局は、被災状況を的確に把握するとともに、市及びその他関係機関に災害発生の即報を行い、状況に応じて逐次中間報告を実施するものとする。

情報系統図（第一報）



※ 図中➡ の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に該当する場合に実施する。

(2) 災害広報

市長は、災害の状況により必要と認める場合は、市民の不安、混乱を防止するため、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章①「初期対応期（人命安全確保期）」第5節「初動対応期の広報活動」及び第2.2章②「救援期（救援活動期）」第2節「救援期の広報活動」を準用し、災害広報活動を実施するものとする。

(3) 危険物等の物質の特定

① 消防局及びその他の関係機関は、責任者等を通じて危険物等の物質の情報の収集を実施するものとする。

また、責任者を通じても当該物質の種類等が特定できない場合は、県及び専門家、専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めるものとする。

② 市長及び関係機関は、危険物等の物質が特定した後は、必要に応じてその特性や身体への影響等について、緊急の広報を実施するものとする。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防局及び関係機関は連携して次の活動を実施するものとする。

① 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定する。

② 負傷者等の汚染された環境からの搬出

③ 負傷者等の除染の実施

消防局及び警察機関は、関係機関との連携のもと、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施するものとする。

(5) 救急搬送等

消防局は、医療機関、（公財）日本中毒情報センター、県等と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送するものとする。

(6) 消防応急対策

消防局は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた

消防活動を迅速に実施するものとする。

(7) 避難

市長は、必要に応じて避難のための立ち退きの指示、避難所の開設及び避難所への受け入れを行うものとする。

(8) 住民救済対策

市は、関係機関と協力して市民の救済対策を講じるものとする。

(9) 風評被害の影響の軽減

① 市及び関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を実施し、大規模事故災害による風評被害等の未然防止を図るものとする。

ア 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況

イ 被災した構造物等の復旧状況

ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

エ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

② 万一、風評被害が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光の振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分に配慮するものとする。

第11節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

（消防部、環境部、関係部、関係機関）

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第16節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬」を準用する。

第12節 メンタルケア対策等の実施

（総括本部事務局、援護部）

1. 災害に係る市民相談

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第1節「災害に係る市民相談」を準用する。

2. 被災者のメンタルケア

第2編「震災対策計画」第3章「災害復旧・復興計画」第2節「被災者のメンタルケア」を準用する。

第 5 編 特殊災害対策計画

第1節 火災予防対策

(消 防 局)

1. 目 的

市域の都市化、密集化による火災に対処するため、防火知識の普及、予防消防体制の強化を図り、火災の未然防止、又は火災による被害の拡大防止に努め、市民の生命、財産の保護を行う。

2. 火災予防対策

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5に規定される立入検査（以下「査察」という。）に基づき、火災等の発生を未然に防止するため、消防機関は必要に応じて次の区分に従い査察を行うものとする。

3. 査 察

3.1 査察の区分

区 分	査 察 内 容
定期査察	年間査察業務計画に基づき実施。
随時査察	法改正等により消防対象物の実態調査を行う必要がある時、又は投書等により定期査察では対応できない場合に実施。
特別査察	消防長、又は消防署長が特に必要と認めたときに実施。

3.2 査察計画

査察計画は、伊丹市火災予防査察等に関する規程（平成15年消防局訓令第7号。以下「査察規程」という。）に基づき毎年度当初に管内情勢に即応した年間査察業務計画を次の各号において策定し、円滑かつ効率的な査察が行われるよう努めるものとする。

- (1) 査察期日又は期間
- (2) 消防対象物の用途、業態別及び所在地
- (3) 査察の種類
- (4) 査察の重点
- (5) 査察に必要な人員又は機材
- (6) その他必要と認める事項

3.3 査察の執行

査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼とし、査察区分又は消防対象物の状況に応じて、次の各号の位置、構造、設備及び管理の状況等の全部又は一部について行う。

- (1) 建築物、その他の工作物
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 消防用設備等
- (4) 電気設備及び器具
- (5) 危険物
- (6) 指定可燃物
- (7) ガス（高圧ガスを含む）関係施設
- (8) 避難管理
- (9) 消防計画
- (10) 防火管理及び危険物管理
- (11) その他必要と認める事項

4. 火災予防行政上の措置命令等

査察の結果、不備欠陥事項等により火災危険の排除を図る必要があるときは、査察規程又は伊丹市消防違反処理規程（平成15年消防局訓令第8号）により次のとおり違反処理等を行う。

- (1) 行政指導 通知、催告通知、警告、勧告
- (2) 行政処分 命令、認定の取消し、認可の取消し、代執行
- (3) 申告等 告発、過料事件の通知

5. 防火管理体制の強化推進

学校、工場、ホテル、病院、スーパーマーケット、雑居ビル等、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者に防火管理者を選任させ、防火管理及び自衛消防体制の徹底、強化を図る。

- (1) 自衛消防計画の樹立並びに運営
- (2) 消防訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検整備
- (4) 火気使用器具等の管理
- (5) 従業員に対する防火教育
- (6) その他防火管理に必要な業務

6. 火災予防に関する普及啓発

火災の発生を未然に防止するため、次のとおり防火思想の啓発活動にあたる。

- (1) 春及び秋の火災予防運動の展開と危険物安全週間の推進

- (2) 一人暮らしの高齢者宅等を対象とした住宅防火訪問の推進
- (3) 防火管理者資格付与講習の実施等
- (4) 市民及び事業所等に対する防火安全教育、指導の実施
- (5) 幼年消防クラブの指導育成
- (6) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進
- (7) 感震ブレーカーの普及啓発

7. 消 防 力 の 現 況

⇒ 【資料37】 消防力の現況

8. 計 画

- (1) 消防力の増強

航空機災害及び危険物施設火災並びに高層建物火災、その他大規模又は特殊な火災、地震等にも対処し得るため、現有消防車両及び消防通信施設等の計画的な更新に努め、消防力の逐次増強を図る。
- (2) 消防水利の増強

火災の初期消火体制を確立するため、消防水利の基準に基づき、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的な整備及び維持管理を実施し、火災損害の減少に努める。
- (3) 消防車両活動路の確保
 - ① 路上工作物

消防車両が活動する道路で、特に通行等を阻害する日覆、公告物、又は看板、その他について実情を把握するとともに、道路管理者と協力してこれらの所有者等に対し、その物件の除去、改修等が速やかに行われるよう指導して是正を図る。
 - ② 道路対策

狭隘な道路については、管理当局に拡張、改修等の措置を講じるよう要望するとともに道路事情の把握に努める。
- (ア) 消防隊の通行その他消火活動に支障をきたす恐れがある道路工事、爆発事故の原因となる道路上のガス管等の掘削、埋設工事又は埋設ガス管に影響を及ぼす道路工事については、本市火災予防条例第45条に基づき届出を徹底させるほか、関係機関と協力して事故の未然防止に努める。
- (イ) 消火栓明示線の溶着及び防火水槽の標識を整備して所在を明示するとともに、これら施設直近駐車を警察の協力を得て取締りを行い、施設管理の万全を期する。

第2節 消防機関の応急対策

(消 防 局)

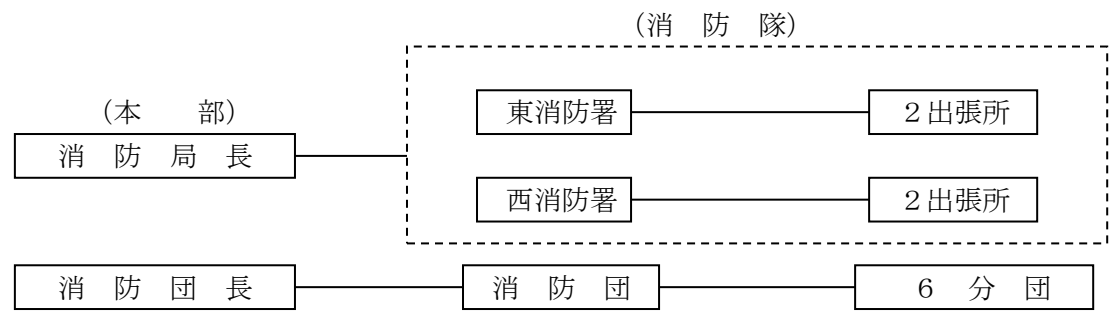
1. 目 的

地域における消防責任を充分に果たすため、火災、その他の災害に対処して、迅速かつ効果的な活動をもって、災害の防除と被害の軽減を図り、市民の生命、財産を防護するための計画である。

2. 組織及び編成

災害時における消防部隊の活動が円滑かつ、迅速にできるよう、指揮本部体制等は次のとおりとする。

(1) 総 括 表



(2) 指揮本部体制

出動 次数	指揮本部名	現場最高指揮者 等	管轄消防署	消防局（3階警防室）	管轄外消防署
第1 出動	現場指揮本部 〈中隊長〉	■中隊長 〈管轄統括司令〉			
第2 出動	現場指揮本部 〈中隊長〉	■中隊長 〈管轄統括司令〉	■署長 ■副署長 ■署の日勤 者		
第3 出動	大隊指揮本部 〈大隊長〉	■大隊長 〈管轄署長〉 ■副大隊長 〈管轄副署長〉 ■情報収集員 〈管轄日勤者〉	■週休及び 非番職員	第1次体制 ■統括者〈警防室長〉 ■副統括者〈警防課 長、救急課長、情報 管理課長〉 ■要員〈警防課員、救 急課員、情報管理課 員〉	

第4出動	消防対策本部 〈本部長〉	■大隊長 〈管轄署長〉 ■副大隊長 〈管轄副署長〉 ■情報収集員 〈管轄日勤者〉		第2次体制	■署長 ■副署長 ■署の日勤者 ■週休及び非番職員
				■本部長〈局長〉 ■副本部長〈管理室長、警防室長〉 ■班長〈消防総務課長、予防課長、警防課長、救急課長、情報管理課長〉 ■班員〈各課員〉	

(3) 大隊指揮本部の編成及び任務

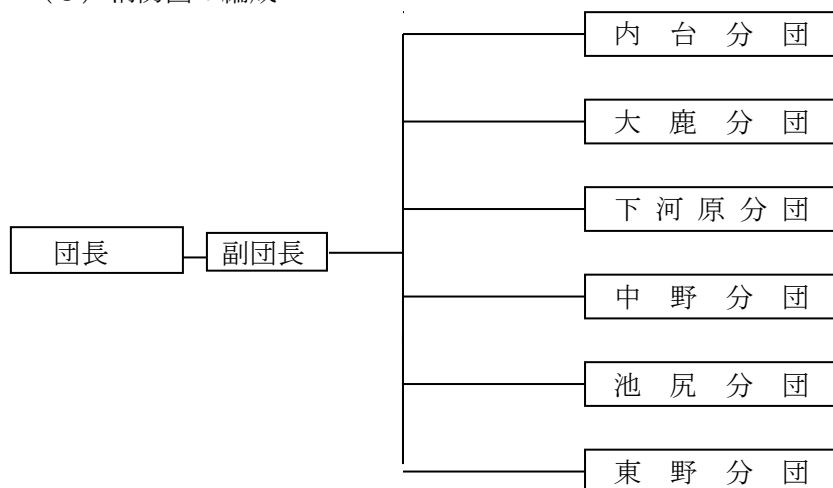
区分		任務
大隊長	署長	・管轄区域内の警防活動に関すること。
副大隊長	副署長	・大隊長を補佐し、大隊長に事故あるときはその職務を代行する。
中隊長	統括司令	・大隊長の命を受け管轄消防隊等を指揮し、災害状況に応じた警防活動を行う。
小隊長	隊長	・中隊長の命を受け隊員を指揮し、人員機材を活用して警防活動を行う。
情報収集員	指揮担当	・大隊長の命令伝達に関すること。 ・人命危険及び延焼危険等の災害状況の把握に関すること。 ・警防活動方針の樹立及び消防隊等の配備等に関すること。 ・警防活動状況、出動車両及び人員等の把握に関すること。 ・安全管理に関すること。 ・避難所の開設及び被災者の救護（市災害対策本部設置時を除く。）に関すること。 ・その他、大隊長の特命事項に関すること。
	情報担当	・災害状況等の情報収集に関すること。 ・警防活動状況、出動車両及び人員等の記録に関すること。 ・指令センター及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・現場広報に関すること。

(4) 消防対策本部の編成及び任務

区 分		任 務
本部長	局長	・体制の統括及び警防活動等の方針決定に関すること。
副本部長	管理室長 警防室長	・本部長の補佐及び本部長に事故等があるときの任務代行に関すること。 ・全班の統括に関すること。

総務班	消防総務課	・関係機関との連絡調整に関すること。 ・緊急資機材の確保及び食料の調達配分に関すること。 ・市及び県部局との連絡調整に関すること。 ・消防対策本部内の連絡調整に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。
作戦班	警防課 救急課	・消防対策本部の設置及び解除に関すること。 ・警防活動方針の樹立及び消防隊等の配備等に関すること。 ・警防活動状況、出動車両及び人員等の把握に関すること。 ・安全管理に関すること。 ・市対策本部との連絡調整に関すること。 ・避難所の開設及び被災者の救護（市対策本部設置時を除く。）に関すること。 ・受援体制等に関すること。
情報調査班	予防課 情報管理課	・市民広報に関すること。 ・避難者の調査及び名簿作成に関すること。 ・被害状況の収集、記録及び報告の取りまとめに関すること。 ・災害の記録に関すること。 ・災害情報の受理及び出動指令に関すること。（指令センターで行う業務を除く。） ・非常招集に関すること。 ・通信統制に関すること。 ・消防相互応援協定等に基づく応援要請に関すること。 ・警防活動状況、出動車両及び人員等の記録に関すること。 ・報道発表等に関すること。

（5）消防団の編成



3. 警防態勢の強化

大規模な火災その他の災害が発生し、又はその発生が予想され、緊急に消防力を増強する必要があるとき、消防職、団員の招集を行って最大限の部隊を構成し、他市その他の機関の消防力を必要とするときは相互応援協定に基づく応援要請によって、災害に対処し得る警防態勢を整える。

(1) 配備計画

非常災害が発生し、又は発生する恐れがある場合及び特に警戒警備を必要とする場合の消防職、団員の確保を図るため、次の区分により非常配備を行う。

① 非常配備の種別

〔消防職員〕

待機配備	警防室長 警防課長、救急課長、情報管理課長 東西署署長、副署長 指揮支援隊長 警防課の日勤者
警戒配備	上記及び局、東西署の指定人員
第1配備	上記及び局の必要人員、署の日勤者
第2配備	必要職員
第3配備	全職員

〔消防団員〕

消防団員の配備については、消防職員に準じ、その必要の都度、必要人員の配備を行う。

② 非常配備発令の時期及び人員

(ア) 火災警報発令時

消防職員の一部を配備して消防力を増強し、その他の非番職員は、自宅待機させ、警報発令が長時間にわたる場合は交代して配備させる。

(イ) 通常火災時

通常火災時には、原則として、当務員のみの出動となるが、相当規模の火災が市内で発生したことを覚知したときは、配備命令を待つでもなく自主的に火災現場に参集するものとする。

(ウ) 大火災又は非常災害時（サイレン吹鳴時）

大火災又は非常災害が発生した場合、及び災害による被害が拡大、又はその恐れがある場合は、第2配備又は第3配備を発令し、火災防ぎょ部隊を編成する。

(エ) 航空機災害時

航空機災害が発生した場合又は発生の恐れがある場合は、火災の拡大、人命被害が極めて大きいので、災害発生場所の状況により、第2配備又は第3配備を発令し、最大の火災防ぎょ部隊又は人命救助部隊を編成する。

(オ) 伊丹市防災指令発令時

別に定める水防・防災動員計画による。

(カ) 風水害時

別に定める水防・防災動員計画による。

③ 非常配備の伝達及び参集場所

(ア) 非常配備の伝達

非常配備を発令したときは、配備の目的、発令時刻及びその他必要な事項を電話、

電子メール、口頭、警報用サイレンの吹鳴により行う。なお、電話連絡については、非常時災害時緊急連絡網にて行う。

(イ) 参集場所の指定

消防職員の参集場所は、所属署所とする。

ただし、交通の混乱、途絶等により所属署所へ参集できない場合は、最寄りの所属署所に参集するものとする。

(ウ) 自宅待機

消防局長は、気象の状況その他により必要があると認めるときは、消防職員に自宅待機させるものとする。

(2) 出動計画

火災の出動は、緊急通報用電話（119 番）、一般加入電話、かけつけ、その他の方法によって火災を覚知したとき、出動指令によって出動することを原則とする。

ただし消防署、出張所の直近で緊急を要する場合で出動指令を待ついとまのないときはこの限りでない。なお、出動の基準は別に定めるところによる。

① 出動区分

(ア) その他災害

怪煙（炎）等を発見又は急報を受信したとき、確認のため出動する場合

(イ) 火災第1出動

火災の発生を覚知すると同時に出動する場合

(ウ) 火災第2出動

出動途上において火煙を認め、若しくは延焼拡大のおそれがあり前号の出動で鎮圧しがたく、中隊長若しくは小隊長から要請があった場合、又は情報管理課長等が高所監視カメラ映像等の情報により延焼のおそれがあると判断し必要と認めた場合

(エ) 火災第3出動

前号の出動で、鎮圧しがたく、大隊長から招集要請があった場合

(オ) 火災第4出動

前号の出動で、鎮圧しがたく、本部長から招集要請があった場合

(3) 警 戒

気象状況の悪化に伴い、火災発生の危険及び延焼拡大のおそれがあるとき又は火災警報発令時の警戒、各種災害発生に伴う火災発生が予想されるときは災害時の警戒及びその他火災多発期における特別警戒等については本計画に基づき実施し、その被害の軽減を図る。

① 火災警報発令時

火災警報発令と同時に警報発令伝達計画に基づく関係機関への通報連絡を行うとともに市民に対して警戒を喚起、啓発するとともに、消防機関においても非番員の非常招集、又は自宅待機を命じ非常警戒態勢をとり緊急災害に備えるものとする。

② 災害発生時

地震、火災、その他災害等の発生に伴い、二次的に発生する恐れのある火災に備えての警戒については、この計画による。

(ア) 地 震

「震災時の消防計画」に定めるところによる。

(イ) 火 災

現場最高指揮者は、飛火警戒が必要と認められる場合、飛火警戒隊を指定して飛火危険方面へ当該飛火警戒隊を配置する。

③ その他

(ア) 火災多発期特別警戒

年間を通じて、過去最も火災発生の多い時期を、特別警戒時期と定めて実施する。実施時期、要領等については、別に定めるところによる。

(イ) 特命による特別警戒

消防局長が人命安全及び火災発生に対処するため、特別警戒の必要があると認める場合に行なう。なお、この場合の警戒計画は、別に定めるところによる。

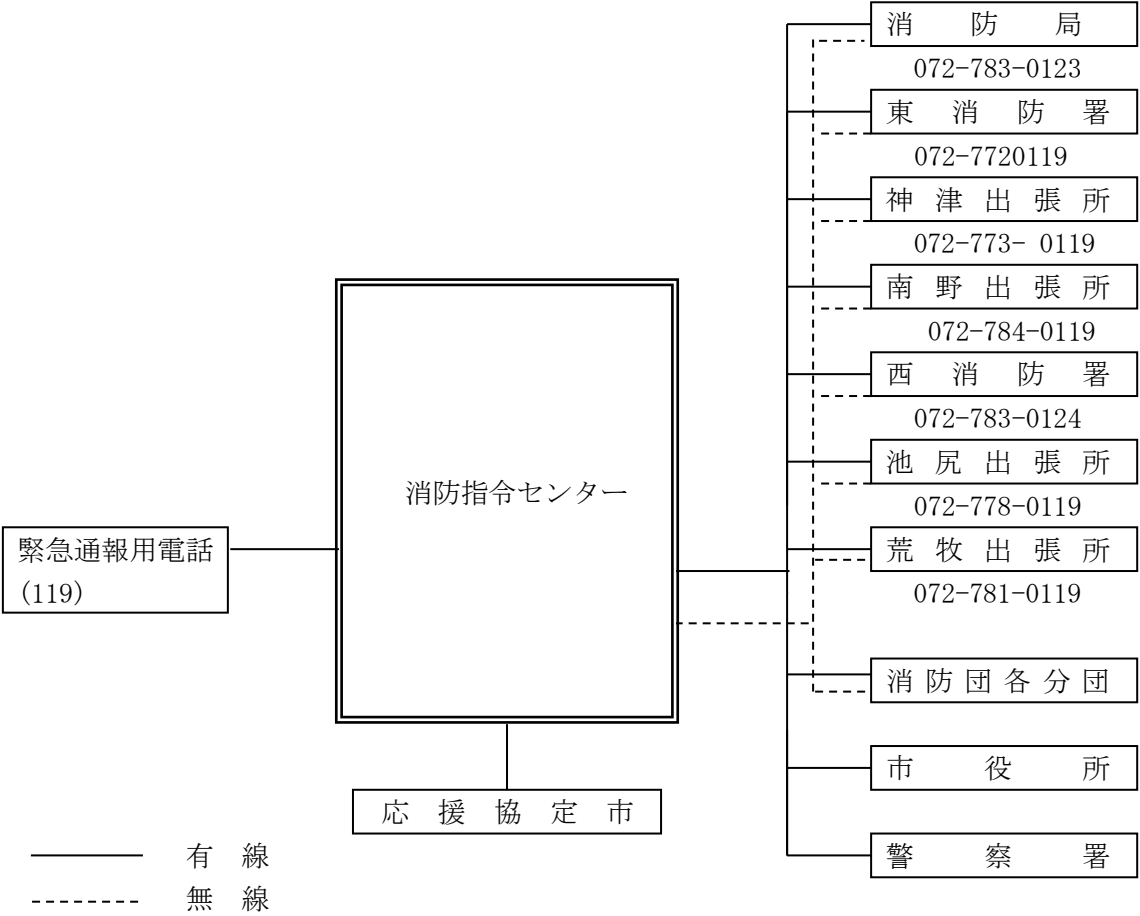
(ウ) その他の特別警戒

前2項以外で特に必要があると認める事態が発生した場合に、特別警戒を実施する。実施要領については前項に準ずる。

(4) 通信連絡

緊急通報用電話等により、火災を受信し、迅速的確に部隊の出動指令、及び関係機関に通報（連絡）できるよう、次の計画を樹立する。

〔消防通信系統図〕



〔連絡（通報）先〕

連絡（通報）先	電 話	連絡（通報）先	電 話
消 防 局 長	消防局（内線）66-80-201	関西エアポート（株）	06-4865-9603
消 防 団 長	団本部（内線）66-80-210	陸上自衛隊（緑ヶ丘）	072-782-0001
	072-783-0122	〃（千 僧）	072-782-0021
市 長	庁内（秘書課）2011	県災害対策課	078-362-9988
副 市 長	〃（秘書課）2011		9898
市 役 所	（夜）2550		9900
教 育 長	庁内（教育政策課）2222	記者クラブ	庁内 2540
上 下 水 道 局	072-783-1600	豊中市消防局	06-6853-2345
警 察 署	072-771-0110	池田市消防本部	072-751-0119
関西電力送配電	0800-777-3081	神戸市消防局	078-333-0119
大阪ガスネットワーク	078-303-8600	尼崎市消防局	06-6481-0119
伊丹市医師会	072-775-1114	西宮市消防局	0798-26-0119
伊丹産業（株）	06-6421-3655	芦屋市消防本部	0797-32-2345
尼崎工場（L Pガス）		宝塚市消防本部	0797-73-1141
阪神高速道路(株)	06-6252-8121	川西市消防本部	072-759-0119
		三田市消防本部	079-564-0119
		猪名川町消防本部	072-776-0119
		大阪市消防局	06-6582-2854

（5）応援協力計画

伊丹市での消防力のみでは、拡大する災害に対処することが困難であり、また小規模な災害であっても、市域境界等における災害を、最小限度に止めるため、相互応援について協定するものである。

① 消防相互応援協定締結都市等

尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、豊中市、池田市、吹田市、大阪市（航空機災害のみ）、関西エアポート株式会社、神戸市、阪神高速道路株式会社等

② 協定の内容

⇒ **【資料40】 消防相互応援協定一覧表**

4. 火災防ぎょ活動

消防上の危険度を総合的に検討し、危険地域等を指定し火災等による被害を最小限にとどめるため警防計画を策定し、隊員に対する訓練を実施するとともに、科学化、機械化した装備によって消防隊を組織して火災防ぎょ活動に努めるものとする。

5. 通常・非常、災害時の部隊編成

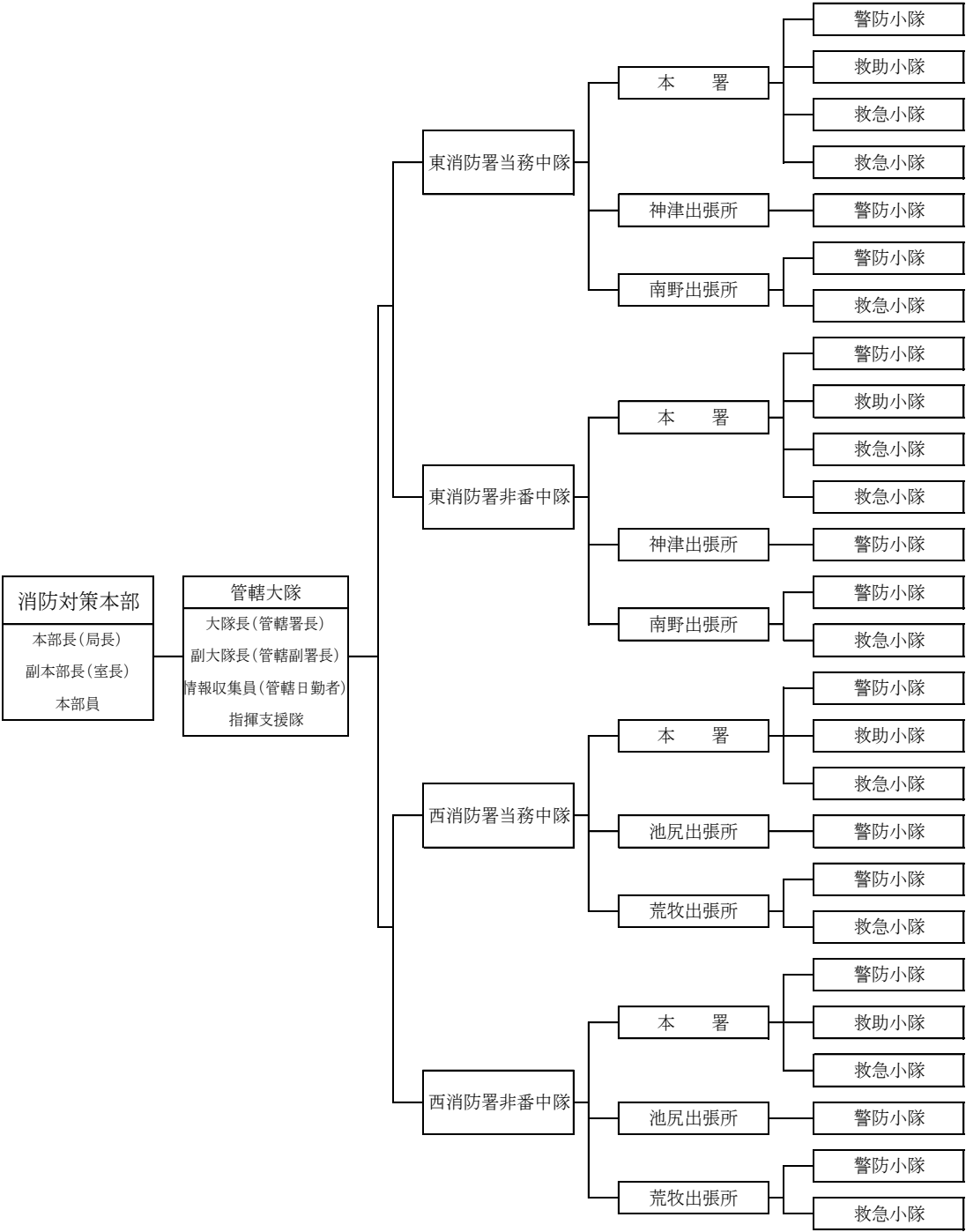
通常災害及び非常災害時における指揮命令系統、部隊編成は、以下のとおりとする。

(1) 通常災害（火災にあつては第3出動まで）



<注>管轄消防署の非番中隊を編成する。

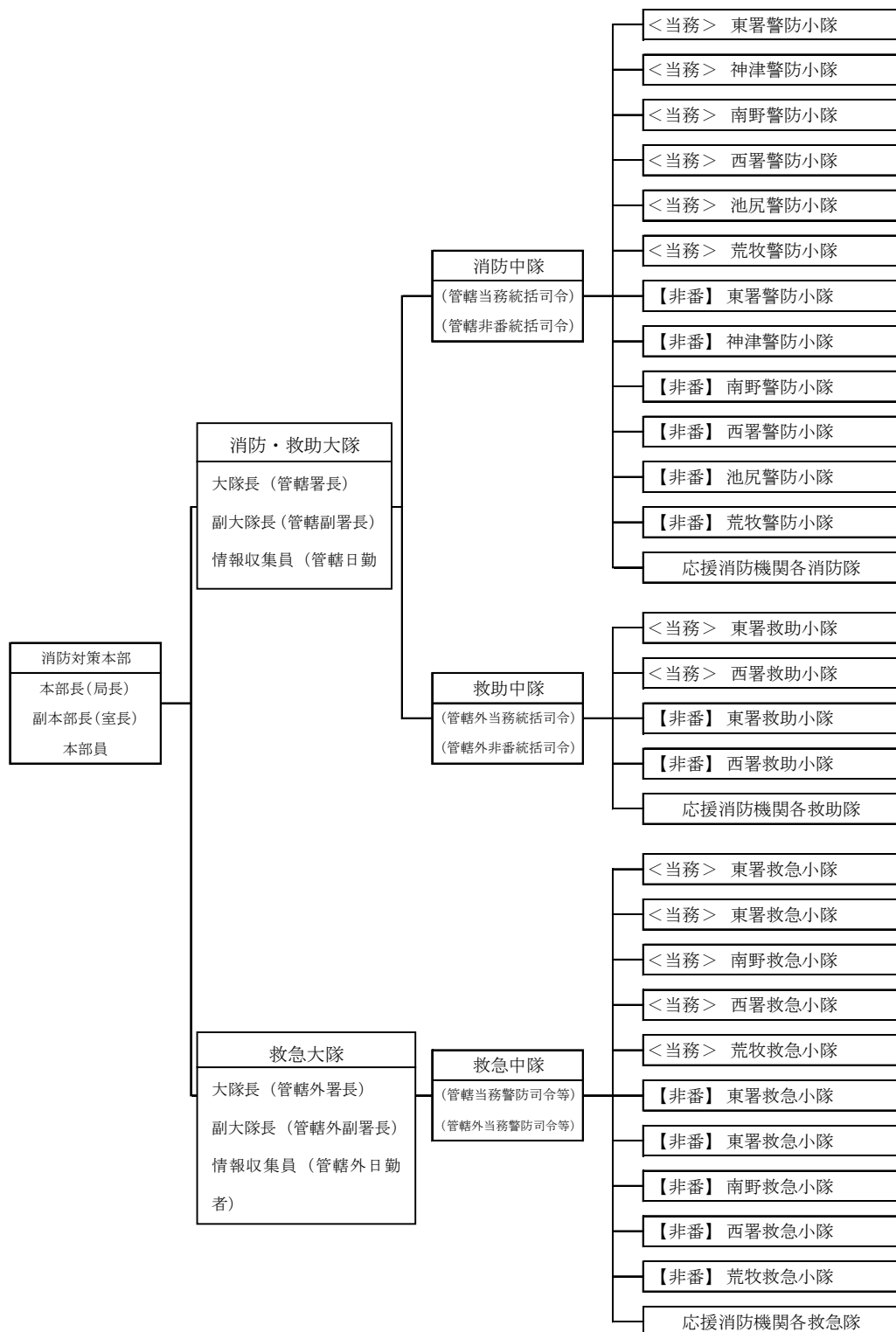
(2) 非常災害時（火災の第 4 出動）



6. 救急・救助活動

救急、救助活動は、的確な状況判断により、救急隊、救助隊及び消防隊の相互の密接な連携を図り、状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救急救助効果をあげるものとする。

(1) 非常災害時（救急・救助）の指揮命令系統及び部隊編成



第3節 建造物防災対策

(消防局、都市活力部)

1. 目 的

地震、風水害、火災等の災害による建造物の被害を最小限度に止めるため、次の事業等を計画実施する。

2. 建造物の防災対策

- (1) 住民に対する防火、防災知識の普及及び建築物の災害予防の知識の高揚を図るため、火災発生多発時期及び台風時期において、関係機関と連携のうえ、次の対策を講じる。
 - ① ポスター等の掲示
 - ② 新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及
 - ③ 講演会等の開催
- (2) 建築物の防火診断の実施
消防署等と協力して、必要に応じ個々の建築物の防火診断を行う。
- (3) 木造家屋密集区域の防災対策
消防活動上困難な木造家屋等の密集区域については再開発事業等により整備改善を推進するとともに、防災体制の万全を期するため、火災予防対策並びに防ぎよ体制の強化を図る。

3. 都市不燃化の促進

- (1) 防火、準防火地域の指定
現在、準防火地域として指定されているのは約 86.7 ha であるが、市街地の中心部においては、都市発展の動向に対応して阪急伊丹駅を中心に昭和 43 年 8 月防火地域約 2.7 ha を指定した。
今後もこれらの指定については、災害の効果的な防止を考慮して行うものとする。
- (2) 再開発事業等の促進
既成市街地のうち、老朽建築物が密集し都市基盤施設の整備が遅れている地域においては、地域の実情に応じて民間による活力を有効に誘導しつつ再開発事業等を推進し、土地の高度利用、公共空間の創出を図り、建築物の不燃化による防災の強化に努める。
なお、この他、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第5節「地震火災の防止」第6節「都市の防災構造化」を参照。

第4節 危険物保安対策

(消 防 局)

1. 目 的

危険物施設の火災、漏洩事故は地域社会の人々に与える影響が大変大きく、その安全対策について、危険物施設設置者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設に関連する防火管理者、その他関係事業所等と緊密に連携を図り、円滑な規制業務、官民一体となった事故防止対策の推進に努める。また、大規模地震等に対応した防災体制の整備に努める。

2. 災害予防

危険物施設の火災、漏洩事故の発生原因のうち管理不十分、確認不十分等の人的要因や施設の老朽化等に伴う物的要因が全体に占める割合が大きく、これらの要因に対する事故防止を図るため、次の措置を講じる。

(1) 防災教育

危険物規制事務関係職員に対しては、関係法令及び規制業務、執行上の心得、予防の具体的方策について、また施設関係者に対しては、次の防災教育の促進と指導を行う。

- ① 施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- ② 危険物の貯蔵、取扱いについての指導
- ③ 運搬、積載の方法等についての検査
- ④ 保安監督者等に対する指導教育
- ⑤ 従業員に対する保安に関する意識の高揚
- ⑥ 各事業所における自主保安体制の確立

(2) 規制対策

消防法に基づく危険物規制等については、関係法令によって規制措置を行い、災害の未然防止を図る。

- ① 法に定められた施設の設置許可、検査
- ② 予防規程の認可
- ③ 届出義務事項の指導促進
- ④ 査察による是正

(3) 自衛消防組織の設置促進

危険物を取扱う事業者等に対し、自衛消防組織の設置、育成に対する指導を行う他、危険物災害に対する予防対策の確立及び災害発生初期の的確な防ぎょ活動の実施方法等について、適切な指導を行い、危険物災害の発生及び災害の拡大防止に努める。

(4) 危険物所在等の把握と防ぎょ計画

- ① 危険物施設の実態を把握するため、定期に調査を実施し、常に危険物の所在及びその性質、数量等の把握に努め、関係者からの的確な防ぎょ方法に対する情報を収集

する。

- ② 消防上、特別な対策を要する危険物の指定については、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程を定めなければならない事業所とする。

第5節 放射性物質事故災害対策

（消防局、関係機関）

1. 目的

これは放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送中等において発生する可能性のある市街地内における放射性物質に係わる事故災害に対して、適切に対処し、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画である。

なお、本計画に定めのない事項については、第2編「震災対策計画」の各章に定めるところにより実施するものとする。

（注）「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質によって汚染されたものをいう。

2. 対象範囲

この計画は、放射性物質の運搬中の事故、放射性物質取扱事業所又はその他の場所で発生した事故により、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じる恐れがあるときに適用するものとする。

3. 災害予防対策

（1）活動体制の整備

① 防災資機材の整備

放射性物質事故災害対策に必要な放射線測定器及び放射線防護服等の整備を推進するものとする。

⇒ **【資料39】 消防力の現況** （5）消防機械・器具保有状況

② 災害対策要員の研修・訓練

放射線物質事故災害等の対策に関する各種研修会等への参加及び訓練を通じ、専門的な知識を習得するとともに情報の収集に努めるものとする。

（2）連携体制の整備

県、関係省庁及び災害発生時において緊急連絡や応援を必要とする防災関係機関に対し、速やかに連携が図れるよう平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

（3）保安全管理体制の徹底

放射性物質取扱事業者は、「原子力災害対策特別措置法」等関係法令に基づき、放射性物質事故災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに放射性物質事故災害の拡大の防止及び復旧に関し誠意をもって必要な措置を講じることとされている。

る。

そのため、放射性物質取扱事業者は、災害発生時の通報体制等防災業務計画を作成するとともに放射線障害防護用器具、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備を行うものとする。

4. 災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

- ① 放射性物質事故災害が発生し、又は発生する恐れがあることを覚知した場合には、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに県等へ報告するものとする。

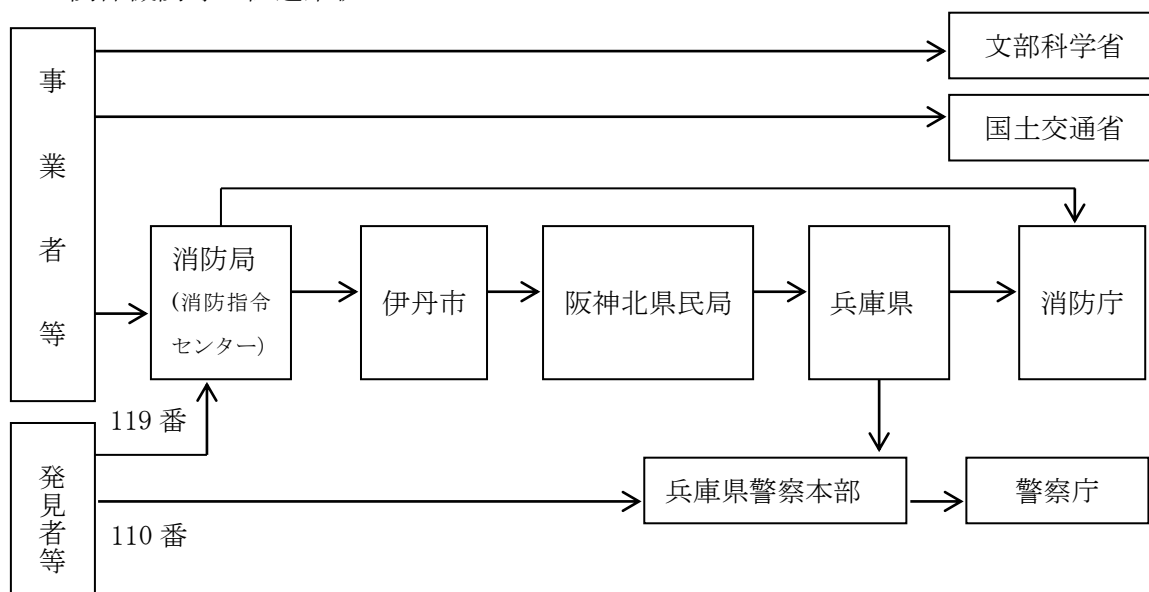
なお、放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生する恐れがあるものを含む）及び放射性物質取扱事業所等から放射性物質に係る事故が発生した旨の通報があった場合には、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県及び消防庁に報告するものとする。

- ② 市災害対策本部等の設置状況、被害状況、応急対策の活動状況及び応援の必要性等の災害情報は原則としてフェニックス防災システムにより阪神北県民局に報告するものとする。なお、阪神北県民局に連絡が取れない場合は、直接、県災害対策本部に報告するものとする。

また、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はファクシミリ等を活用し、有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク等を使用するものとする。

③ 情報伝達系統図

＜関係機関等の伝達系統＞



ただし、核燃料物質等の輸送中の事故にあつては、事業者から官邸（内閣官房）、内閣府及び経済産業省へも通報するものとする。

(2) 活動体制の確立

① 放射性物質事故対策本部の設置

市長は、放射性物質事故災害が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要があると認めるときは、放射性物質事故対策本部を設置するものとする。

ア．放射性物質事故対策本部は災害対策室に設置し、総括本部事務局を中心として、関係部局間の連絡、調整及び情報の収集、伝達を総合的に実施する。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防部を中心とした現地対策本部を設置し、防災関係機関相互の連携を図るとともに、放射性物質事故対策本部との連絡、調整を円滑に推進するものとする。

イ．放射性物質事故対策本部は次の事務を行うものとする。

- ・情報の収集伝達
- ・各部及び関係機関との連絡調整
- ・市民への広報及び報道機関への対応
- ・県及び協定締結市町への応援要請
- ・災害対策本部設置の検討

② 職員の動員

市長は、放射性物質事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合で、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては、第2編第2.1章第3節「動員配備」及び【資料9】「伊丹市地震防災計画動員数」に基づく警戒配備（総括本部設置）職員の動員を行い、配備体制を整えるものとする。

なお、災害の状況等によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

(3) 応急活動の実施

① 放射性物質による汚染調査

ア．関係者の意見等により、防ぎよ及び汚染防止の方針を決定するものとする。

イ．現場関係者及び関係機関と協力し、測定機器を使用して検出作業を行うものとする。

② 「放射線警戒区域」の設定

ア．市民の安全確保のため、放射線が毎時5マイクロシーベルト以上検出される区域に対し、「放射線警戒区域」を設定するものとする。

イ．放射線警戒区域内の活動にあたっては、防護の3原則（遮蔽、距離、時間）を遵守するものとする。

ウ．市長は、災害の状況により、被害予想地区住民等に対し、災害対策等の適切な措置を講じるものとする。

③ 「放射線危険区域」の設定

ア．市民の安全確保及び被害の拡大の防止を図るため、放射線が毎時0.1ミリシーベルト以上検出される区域に対し、「放射線危険区域」を設定する。

イ．放射線危険区域内の活動にあたっては、放射線障害防護用器具の着用等被曝防止の措置を講じるものとする。

④ 「放射線警戒区域」及び「放射線危険区域」の解除

国の専門家等の助言を踏まえ、事故発生原因者による現場の放射性物質の除去及

び除染作業を確認した後に解除するものとする。

⑤ 避難対策

ア．市長は、災害の状況により、国の専門家等の意見を参考とし、「放射線警戒区域」内の居住者等に対して災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）等に基づき避難指示を行うものとする。

イ．市長は、「放射線危険区域」内の居住者等に対し、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）等に基づき立ち入りを禁止するとともに当該区域からの退去を命じるものとする。

ウ．避難誘導等は、第2編、第2.1章第8節「避難指示、避難誘導」に基づき行うものとする。

なお、収容避難所の供与が必要となった場合は、第2編第2.1章第20節「収容避難所の開設・運営」に基づき対処するものとする。

⑥ 救助活動

ア．関係者から現場の状況、要救助者の有無等必要な情報の収集を行うものとする。

イ．人命検索、救助等は放射線被ばく、又は放射能汚染に留意するものとする。

⑦ 救急活動

ア．放射線被曝若しくは放射能汚染を受け、又はその恐れがある者は、放射線障害を治療できる医療機関に搬送するものとする。

イ．搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意するものとする。

ウ．救急資材の処理は、関係者の意見に従い、行うものとする。

⑧ 消火活動

ア．放水活動は、放射線被曝又は放射能汚染に十分留意し、関係者の意見に従い行うものとする。

イ．消火に使用した水の排水系統を確認し、汚染拡大防止を図るものとする。

⑨ 飲料水、飲食物の摂取制限等

ア．市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された水源の使用禁止及び飲料水の飲用禁止の措置を講じるものとする。

イ．市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された飲食物の摂取制限又は禁止の措置を講じるものとする。

ウ．市長は、県から飲料水、飲食物の摂取制限等解除の指示があったときは、特別の理由がない限り当該制限等を解除し、安全が回復した旨を発表するものとする。

⑩ 市民への広報

ア．放射性物質事故災害が発生した場合は、直ちに広報車、ケーブルテレビ、FM いたみ放送等あらゆる媒体を活用し、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等、的確な情報提供を行い、風評被害等の未然防止を図るものとする。

イ．事故発生原因者、文部科学省等の測定により、安全が確認され、市民生活に影響がないと判断した場合は、速やかに市民への広報を行うものとする。

⑪ 心身の健康相談体制の整備

国及び県とともに、放射性物質事故災害の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専用相談窓口を継続する等、必要な健康相談

体制を維持するものとする。

5. 放射性物質拡散シミュレーション結果

(1) 目 的

平成26年4月に、県が発表した放射性物質拡散シミュレーション（※）の結果、本市を含む各市町において、甲状腺等価線量がIAEAの基準を超える可能性があることが判明した。

このため、国の原子力災害対策指針で今後検討するとされているPPA（放射性ヨウ素剤防護地域）対策の早期具体化が必要であり、兵庫県及び関西広域連合とともに国に対して早期の対応を求める。

また、本市においても、国、県及び近隣他市等の動向に注視し、対策を検討する。

⇒ **【資料4 6】放射性物質拡散シミュレーション結果**

(※) 放射性物質拡散シミュレーション

県内を1辺4kmの全621メッシュに分け、福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合の最大被曝線量を推計したもの

(2) 対 策

①国に対する要請

ア．PPAにおける屋内退避の発令基準やその伝達方法の確立

イ．PPAにおける安定ヨウ素剤の備蓄とその方法、服用に当たっての基準や処方の実施方法の明確化

ウ．上記を実施するための財政措置や技術支援

②市の検討する対策

ア．本市における屋内退避の伝達方法の確立

（屋外拡声器、緊急告知FMラジオ、緊急災害情報メール、エリアメール等）

イ．国、県等から示される指針に基づく、本市における安定ヨウ素剤の備蓄や取り扱いに関する検討

第 6 編 広域避難対策計画

第1節 広域避難対策

1. 目 的

広域的で大規模な災害が発生した場合には、県内外からの避難者（以下「広域避難者」という。）を受入れることが想定される。このため、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備する。そして、被災した県又は市町村等から応援要請があった場合は、要請内容に基づき、市内の被災状況を勘案しながら広域避難者の受け入れに努める。

2. 対 策 （総論）

（1）事前の広域避難対策

- ① 避難所を指定する際に併せて、広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災住民を受入れることが出来る避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ② 広域一時滞在の用に避難所を供することについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- ③ 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、受入方法の検討に努める。

（2）発災時の広域避難対策

- ① 国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応急活動を含む）を行うため、特に必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、本市地域防災計画の職員動員計画に準じた対応を行うものとする。
- ② 広域避難者の受け入れが想定される場合、被災県又は市町村等と密接に連携を図り、避難者数や避難者の住所等の情報収集に努める。
- ③ 避難所の中から収容可能な施設を選定して避難所を開設し、広域避難者を受入れる。
- ④ 被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

3. 協議・検討中の対策（各論）

（1）原子力災害に係る広域避難対策

① 受入体制等

原子力災害に係る福井県及び京都府からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者約4,400人を本市で受入れることとなっている。

本市における広域避難の受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう、事前の準備や受

け入れに必要となる具体的な対応等について、内閣府策定「大飯地域の緊急時対応」及びおおい町策定の「原子力災害時における住民避難計画」を踏まえ、伊丹市の「原子力災害発生時における広域避難者受入れマニュアル(平成30年8月)」を策定した。

② 訓練等

実際の事案に備え、本市でも国が実施する原子力防災訓練等にあわせ、本マニュアルを活用した受入訓練を実施し、事態が発生した場合に的確に受入対応することが出来るよう努める。また、受入対応の基本は、避難所運営となるため、避難所の施設管理者や避難部等は訓練に参加するよう努めるものとする。

また、訓練等により明らかになった課題等を踏まえ、適宜、マニュアルの修正等必要な見直しを図る。

(2) 南海トラフ地震に係る広域避難対策

本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日施行）」において、南海トラフ巨大地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがある地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けた。

なお、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最大級マグニチュード9クラスの地震により、震度6弱と想定されている。

兵庫県発表の浸水想定（平成25年12月24日公表）では、この地震が発生した場合、津波による本市への直接的な被害は無いものの、阪神南地域では甚大な浸水被害が考えられ、多くの広域避難者の発生が予想されたことから、「阪神地区広域避難計画研究会」において、避難に係る課題の抽出及び対応策の検討が行われた。

結果、「阪神地区広域避難計画研究会」の活動報告において、一定期間被災者が避難生活を送る避難所避難者については、市町域を超える広域避難を他市町に要請するような事態は想定しにくく、各市の避難所で収容可能であるという見込みが推計上明らかとなった。一方、発災から2時間以内という津波からの緊急避難については、避難元市から避難先市に対する個別の協力要請の実施等、越境緊急避難が検討課題となったため、引続き被害想定の変遷や検討結果を踏まえ、避難元市との連携等対策を講じていく。

第 7 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

1. 目 的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2. 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震発生時の応急対策の総合的推進を行うこととする。

また、防災に関して本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第4章「防災関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

3. 南海トラフ地震について

（1）地震発生危険性

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面が跳ね上がることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。

① 切迫度・頻度

② 想定される被害程度

①、②については、第1編「総則」第3章「防災ビジョン」2「計画の前提—想定する被害程度—」の「（2）地震災害（海溝型）」に掲げるとおりであるが、被害の特性は次のとおりである。

（2）被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、本市の特性から災害特性に関しては、第1編「総則」第2章「防災面からみた伊丹市の特性」3「災害特性」及び第3章「防災ビジョン」2「計画の前提—想定する被害程度—」に掲げた事項を参考にすること。

① 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。そのため、本市は近隣市、県からの十分な応援を必ずしも期待できない。

② 地震による被害

ア 揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

イ 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

ウ 火災の発生

住宅密集地域等で火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

エ 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、高層ビル等長大構造物で相当の被害が懸念される。

オ 液状化現象による被害

液状化とそれに伴う被害が発生する

カ 土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

キ 帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

（３）南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、県による推計では最大震度６弱の揺れが想定されており、南海トラフ特措法第３条第１項の規定に基づき、平成２６年３月の中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された（平成２６年３月３１日内閣府告示第２１号）。

【指定基準の概要】

推進地域	： 震度６弱以上の地域・津波高３ｍ以上で海岸堤防が低い地域
特別強化地域	： 津波により３０ｃｍ以上の浸水が地震発生から３０分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町

（４）計画の役割

この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町その他の防災機関の役割と責任の基本的な事項を示す。

なお、本計画に定めのない事項については第２編「震災対策計画」の各章に定めるところにより実施するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針

この計画に定めるもののほか、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」を準用する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第29節「防災基盤・施設等の緊急整備の推進」を準用する。

第3節 防災訓練計画

本計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を図るため実施する防災訓練において、南海トラフ地震を想定した内容で実施するよう努める。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

実施については、第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」に準じながら、甚大な被害が発生した東日本大震災の課題や教訓を踏まえて取り組むこととする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震発生時の応急対策

第2編「震災対策計画」第2章「応急対策計画」を準用する。

第2節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、防災指令に基づき、配備を行うものとする。配備態勢と業務内容は【資料8-2 地震防災非常配備態勢】に掲げるとおりとする。

1. 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

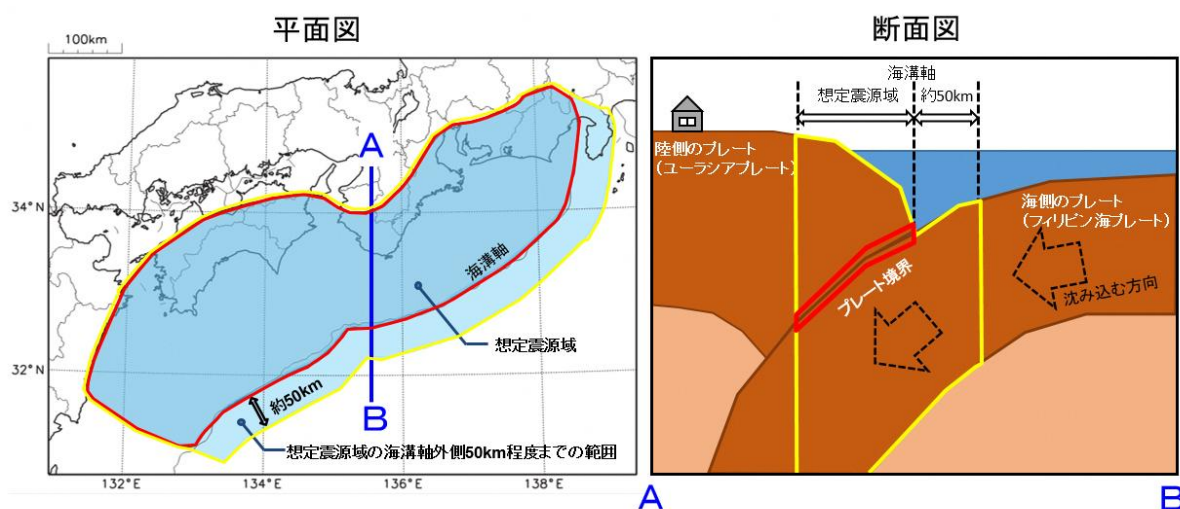
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ・1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められ

		る現象を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度）

出典：国土交通省気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

2. 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3. 南海トラフ地震臨時情報発表時における周知・広報

南海トラフ地震臨時情報が（巨大地震警戒等）が発表された場合において、地域住民等に対し、後発地震に対しての警戒等について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

4. 南海トラフ地震に係る広域避難対策

本市は、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最大級M9クラスの地震により、震度6弱と想定されている。

兵庫県発表の浸水想定（平成25年12月24日公表）では、この地震が発生した場合、津波による本市への直接的な被害は無いものの、阪神南地域では甚大な浸水被害が考えられ、多くの広域避難者の発生が予想されたことから、「阪神地区広域避難計画研究会」において、避難に係る課題の抽出及び対応策の検討が行われた。

結果、「阪神地区広域避難計画研究会」の活動報告において、一定期間被災者が避難生活を送る避難所避難者については、市域を超える広域避難を他市町に要請するような事態は想定しにくく、各市の避難所で収容可能であるという見込みが推計上明らかとなった。

一方、発災から2時間以内という津波からの緊急避難については、避難元市から避難先市に対する個別の協力要請の実施等、越境緊急避難が検討課題となったため、引続き被害想定の変動や検討結果を踏まえ、避難元市との連携等対策を講じていく。

